

山梨地方最低賃金審議会  
追加配付資料

(第1回本審議会)

令和6年7月2日



## 令和6年度 第1回審議会 (R6.7.2)

1	新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画・新しい資本主義実行計画 2024改訂版	1
2	経済財政運営と改革の基本方針2024 (関係部分抜粋)	13
3	足下の経済状況等に関する補足資料 (令和6年度中央最低賃金審議会目安に関する小 委員会 (第1回) 資料)	19
4	主要統計資料 (令和6年度中央最低賃金審議会目安に関する小委員会 (第1回) 資料)	79
5	山梨県弁護士会会長声明 (写)	141
6	山梨県労働組合総連合要請書 (写)	145
<b>【参考資料】</b>		
1	最低賃金に関する調査研究 (令和6年度中央最低賃金審議会目安に関する小委員会 (第 1回) 資料)	147



新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2024 改訂版  
(令和6年6月21日閣議決定)

<関係部分抜粋>

I. 新しい資本主義の進捗と実現

1. 2024年の改訂の考え方

「新しい資本主義」では、成長と分配の好循環、賃金と物価の好循環を実現することを目指してきた。

まず「賃金」が上がる。その結果、「消費」が活発化し、企業収益が伸びる。それを元手に企業が成長のための「投資」を行うことで、「労働生産性」が上がり、賃金が更に持続的に上がるという好循環を実現する。これにより、「コストカット型の経済」から「成長型の新たな経済ステージ」へと移行することを目指してきた。

他方、これまでの30年間のデフレ経済下では、生産性が上がれば賃金が上がると言われていたものの、実際には企業収益が伸びたときですら、賃金は上がらなかった。

長年にわたり染み付いたデフレ心理を払拭し、「賃金上がることは当たり前」という方向に、社会全体の意識を一気呵成に変えることが必要である。

当初から、新しい資本主義では、以下の3点をテーマとして掲げた。

- ① 「市場も国家も」「官も民も」による新たな官民連携
- ② 課題解決を通じての新たな市場の創造、すなわち社会的課題解決と経済成長の二兎の実現
- ③ 課題解決を通じての一人ひとりの国民の持続的な幸福の実現

また、基礎的条件としての経済安全保障の徹底。

これらの点は、2022年6月に閣議決定したグランドデザイン及び実行計画、2023年6月に閣議決定した2023年改訂版で一貫して主張してきた。

また、その実現に当たっては、分配の目詰まりの解消、官民連携による成長力の確保、民間も公的役割を担う社会の実現の3点に注力してきた。具体的には、官民連携による賃上げ、設備投資、スタートアップ育成、イノベーションの推進を同時に拡大するための施策を実施するとともに、新たな官民の連携を粘り強く呼び掛けてきた。

今般、2回目の実行計画の改訂に当たり、新しい資本主義実現会議において審議を繰り返したところ、こうしたこれまでの新しい資本主義の取組の方向性は正しかったこと、そして、デフレから完全に脱却する歴史的チャンスを手にするという合意に至った。

私たちは、昨年を大きく上回る春季労使交渉での賃上げ、史上最高水準の設備投資、史上最高値圏の株価といった成果を手に入れている。しかしながら、我が国のデフレ脱却への道は、いまだ道半ばである。

年初来、対米ドル円レートは1割程度円安が進んでおり、その影響は半年から1年かけて物価上昇率に反映される可能性がある。政府と日本銀行には、緊密に連携し、経

済・物価動向に応じて機動的な政策運営を行っていくことにより、2%の物価安定目標を持続的・安定的に実現することが求められる。その際、年初来進行している円安の影響が、今後物価に反映されてくることも踏まえ、円安が今後の物価に与える影響についても十分に注視する必要がある。

デフレを抜け出すチャンスをつかみ取れるか、後戻りしてしまうかは、今回の実行計画の改訂に基づく、これからの対応次第である。物価高を乗り越えるために、今年、物価上昇を上回る所得を必ず実現し、来年以降に、物価上昇を上回る賃上げを必ず定着させる。

物価上昇を上回る賃上げを「定着」させるためには、中小・小規模企業の賃上げの「定着」が必要であり、このため、中小・小規模企業の「稼ぐ力」の向上に全力を挙げる。我が国の生産年齢人口は減少しつつあることに鑑み、構造的な人手不足状況の中で、これを達成するためには、省力化投資の加速的促進・仕事をしたいシニア層のための環境整備等の人手不足対策、価格転嫁等の我が国の商慣行における定着が不可欠である。

これらを含め、今般の実行計画の改訂において、一層の取組の具体化が必要な項目を以下に明らかにするとともに、新しい資本主義の取組全体の加速を図るため、2024年改訂版の閣議決定を行うものである。

## 2. 経済構造改革の加速

人類は、従来の延長線上にない非連続な技術革新がもたらす歴史上大きなパラダイムシフトに直面している。テクノロジーの進化に伴う産業構造の変化が非常に速いスピードで進んでおり、テクノロジーを活用することで中小・小規模企業もグローバルに販路を広げることができる好機である。

また、社会課題の解決を通して、眠れる資産を活用しての新たな市場の創出、さらに、既存企業の事業の省力化や自動化、働き手のリ・スキリングによる労働生産性の向上、といった潜在能力を我が国は秘めている。

成長と分配の好循環を図り、賃金と物価の好循環をより実感の伴う形で本格化させるためには、大局的な視座の下、各産業分野の構造的課題を把握した上で、政策を組み合わせ、経済構造の改革を成し遂げなければならない。

世界でも人口減少・少子高齢化にいち早く直面する我が国においては、人材・資源・資金・データが円滑に循環することで、スパイラル状に付加価値を高め、継続的な所得向上を実現する成長戦略として、以下の3つの循環を作り出していく。

- ① 生産性を高め供給を増やす循環：人口減少を機会と捉え、産業の革新（スタートアップの成長、既存企業のイノベーション・事業承継・M&A）を促し、リ・スキリングと労働移動を通じて供給サイドを強化することで、継続的な所得向上を実現する。
- ② 需要を増やす循環：社会課題解決を通して需要を開拓し、対価を伴う付加価値の高い解決策を生み出すことで新たな市場を創出・拡大し、その成果を可視化していく。
- ③ 海外とつながる循環：海外との双方向のつながりによって、ソリューションの海外展開、投資や人材の流入を促し、市場拡大を加速させる。

社会課題はブルーオーシャンであり、コストは成長のための投資であるという考えの下、更なる成長・生産性向上のために、関連する様々な産業において人材・資源・資金・データ等の循環を阻害する規制や商慣習等の「目詰まり」を解消し、構造改革につなげていくことが必要である。旧来の硬直的な規制や経済構造等の「壁」を改革すべく、従来の産業や分野の括りにとらわれることなく、政策を横断的かつ一体的に実行する。

これらによって、我が国が抱える社会課題の解決を通して、所得や幸福感（ウェルビーイング）が継続的に向上する状況を作り出すことで、一人ひとりが明日は今日よりも良くなると実感できる社会を目指す。

## II. 人への投資に向けた中小・小規模企業等で働く労働者の賃上げ定着

### **1. 価格転嫁の商習慣化の徹底と中小・小規模企業の省力化投資の加速**

労働生産性と一人当たり賃金の間には正の相関があり、労働生産性が高くなると賃金水準が上昇する蓋然性が高いが、OECD加盟国38か国の中で、我が国は32位にとどまっている。

また、マークアップ率は、製造コストの何倍の価格で販売できているかを見るものであるが、1980年時点から各国のマークアップ率が上昇する中で、日本の上昇率は低く、近年では国際的に低い水準となっている。他方で、マネージャーの給与の高さはマークアップ率の高さと相関しているとの分析がある。

我が国でも、この20年間で、「自分が気に入った付加価値には対価を払う」「購入する際に安さよりも利便性を重視」といった、値段よりも付加価値を重視する消費行動が増加している。付加価値に対して、より多くの金額を支払う消費行動が我が国にも定着しつつあり、マークアップ率向上の余地が生まれている。

今年にとどまらず、来年も、再来年も、持続的な賃上げを定着させていくためには、春季労使交渉における労使の協力に加え、労働生産性やマークアップ率向上を通じた付加価値の拡大が不可欠である。このため、労務費の価格転嫁に加え、人手不足の中で御苦勞をされている中小・小規模企業の皆さんの労働生産性の引上げのため、省力化投資に官民で全力で取り組む。

#### **(1) 労務費等の価格転嫁の推進**

大企業における高い賃上げの動きが中小企業・小規模企業に広がっていくためには、労務費の価格転嫁が鍵の一つである。中小・小規模企業における十分な賃上げによって裾野の広い賃上げが実現していくことが大切であり、政府としては、あらゆる手を尽くしてきた。

この結果、民間の調査会社によると、多少なりとも価格転嫁ができている中小企業は、2022年12月時点で69.2%であったが、2024年2月時点で75.0%に上昇した。他方、価格転嫁が全くできないと回答した企業も比率が減少しているとはいうものの（15.9%→12.7%）、残っており、転嫁対策の更なる徹底が必要である。中小・小規模企業の取引適正化のため、価格転嫁の基本的な法律である下請代金法の制度改革も含

め検討を進める。

### ①労務費転嫁指針の更なる周知（重点 22 業種での自主行動計画の策定等）

昨年末に、内閣官房と公正取引委員会連名の労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針を、発注者側・受注者側に公表し、違反行為は独占禁止法に抵触するおそれがあることを示した。

この中では、労務費の転嫁に関する事業者の発注者・受注者の双方の立場からの行動指針として、労務費の上昇分の転嫁方針の社長等の関与の必要性、交渉に当たり最低賃金や春季労使交渉の上昇率等を合理的な根拠があるものとして尊重すること、サプライチェーンの先の取引価格も適正化すべき立場にいることを意識して転嫁を認めること等を含め、発注者及び受注者が採るべき行動/求められる行動を 12 の行動指針として取りまとめた。公正取引委員会において、労務費指針の周知・徹底状況の把握に向けたフォローアップのための特別調査を実施する。

また、指針に沿った行動の徹底を産業界に強く要請するとともに、適切な価格転嫁を、我が国の新たな商習慣として、中小・小規模企業間を含めて、サプライチェーン全体で定着させるため、合計 1,873 の業界団体に対し、指針の徹底と取組状況のフォローアップを要請した。

さらに、コストに占める労務費の割合が高い、あるいは、労務費の転嫁率が低いといった、特に対応が必要な 22 業種については、各団体に対し、自主行動計画の策定や、転嫁状況の調査・改善を要請し、フォローアップのため、内閣官房副長官をヘッドとして関係省庁連絡会議を設置した。

特に 22 業種について、自主行動計画の実施状況の把握、策定・改定等を加速する。具体的には、以下の 4 点について、特に、各省庁の進捗状況を確認する。

- i) 指針を反映するための自主行動計画の改定や、指針を踏まえた自主行動計画の新たな策定について、今月末までに完了すること
- ii) 各業界で指針に沿った対応がなされているかについて、業界団体と連携し、実態調査を実施、価格転嫁の状況を把握した上で、不十分な場合には、速やかに改善策を検討すること
- iii) 公正取引委員会の行う指針の遵守状況についての特別調査に、各省庁も積極的に協力すること
- iv) 中小企業庁の価格交渉月間の調査においても、業界ごとの労務費の転嫁率等のデータを把握すること

公正取引委員会・中小企業庁においては、調査結果を踏まえ、独占禁止法と下請代金法に基づき厳正に対処する。

### ②独占禁止法に基づく労務費転嫁指針の遵守の徹底

取組が不十分な事業者について独占禁止法に基づき 10 社の企業名を公表した。公正取引委員会において、これらの企業の今後の対応を含め、徹底状況について調査を実施し、取引改善を図る。

### ③下請代金法違反行為への厳正な対処



下請代金法違反行為については、本年1月以降で11件の勧告を実施するとともに、下請事業者への対価を引き下げた場合だけでなく、労務費等のコストが上昇する中で、下請事業者への対価を据え置く場合についても、下請代金法違反となり得る旨を、運用基準の中で明確化した。引き続き、強化された下請代金法の運用基準に基づき、公正取引委員会・中小企業庁において、厳正に対処していく。また、事業所管省庁とも連携し、面的な執行による下請代金法の勧告案件の充実を図るとともに、下請代金法の改正についても、検討する。

また、下請代金法の実効性をより高めるため、下請代金法違反により勧告を受けた企業には、補助金交付や入札参加資格を停止する方策を検討する。

さらに、賃金と物価の好循環に向けた懇談を開催し、中小企業からの意見を聴取した。ここで意見の出た官公需も含めた労務費等の価格転嫁の周知・徹底、労務費転嫁指針の価格交渉の申込様式の業種特性に応じた展開・活用、小規模企業も含む取引実態の把握の強化、下請Gメンや優越Gメンも活用した下請代金法の執行強化、手形等の支払サイト短縮の後押し等の取引適正化を徹底する。

#### ④地方版政労使会議の開催

賃上げの地方への波及に向けて、地方版政労使会議の開催を実効的なものとするよう、フォローアップを行い、来春の実施に向けた準備を行い、その定着を図る。

#### ⑤消費者に対する理解促進

価格転嫁率は、川下のBtoC事業では相対的に転嫁率が低い、といった課題がある。BtoBの独占禁止法・下請代金法に基づく労務費を中心とした転嫁促進を進めるとともに、消費者に対して、転嫁に理解を求めていく。

### (2) 人手不足下での労働生産性向上のための中小・小規模企業の省力化投資

#### ①運輸業、宿泊業、飲食業を始めとした人手不足感の強い業種でのAI/ロボット等の自動化技術の利用拡大

データ上、一人当たり労働生産性は、近年大企業が急速な伸びを示しているのに対し、中小企業の伸びが停滞している。人手不足の中、中小・小規模企業の労働生産性向上と、成長の果実が中小・小規模企業に帰属するよう、取引関係について、大企業にも協力をお願いすることが、急務である。

AI、ロボットなど自動化技術を利用している企業は、利用していない企業と比べ、生産性・賃金が高いという相関がある。AIツールの導入については、特にスキルの不足している労働者がその恩恵を受けやすいことが分かっており、中小・小規模企業の導入メリットは大きい。また、AI、ロボットの利用については、法律・会計士事務所、運輸業、宿泊・飲食等では、特に業務効率の向上が見込まれる。業務効率向上が高く見込まれる産業分野については、特にその利用促進を図る必要がある。

これらを踏まえ、人手不足の中小・小規模企業にAIツール、ロボットの導入を加速する。

AI、ロボットの導入やDXを始めとする省力化投資について、各事業所管省庁で具体

的プランを検討し、政府を挙げて支援を加速する。

#### ②各産業の自動化技術を用いる現場労働者の育成に向けたリ・スキリング

我が国では、人手不足と言いながら、それぞれの産業で基本的な自動化技術の利用を行うことができる労働者の割合が低い。リ・スキリングの対象として、これらの現場労働者の育成が重要である。

AIツールは、OJTを補完し、従業員に学習効果をもたらすことも分かっている。

産業の現場の労働者のリ・スキリングに向けて、取組を進める。特に、人手不足感の強い、運輸業、宿泊業、飲食業については、重点的に自動化技術の利用促進を図る。

#### ③中小・小規模企業に対する自動化技術等の省力化投資に対する集中的支援

企業が予定している設備投資は、「設備の代替」が57.0%、「既存設備の維持・補修」が28.5%と多く、「省力化・合理化」、「情報化（IT化）関連」、「DX（デジタル・トランスフォーメーション）」はいまだ少ない。

また、人手不足への対応としても、過半の企業は採用増に頼っており、人手不足にもかかわらず省力化投資を行っている企業は増えつつあるが、いまだ2割未満で少ない。省力化投資、人材能力開発の支援策も利用し、中小・小規模企業自身が問題意識を持って省力化、デジタル/ロボットの実装に取り組むことが重要である。

この一環として、面倒な申請書類や、面倒な手続なしに、省力化効果の高い汎用製品をカタログから選ぶ、カタログ式の省力化投資補助金を、3年で5,000億円規模で新設した。省力化投資補助金を通じて、中小・小規模企業の省力化投資を支援するため、申請受付を今月から開始する。また、現在12カテゴリ（無人搬送車、清掃ロボット、券売機、配膳ロボット、自動倉庫、検品・仕分けシステム、スチームコンベクションオーブン、自動チェックイン機、自動精算機、タブレット型給油許可システム、オートラベラー（ラベルを商品に自動で貼り付ける機器）、飲料補充ロボット）で実施している登録機器等について、中小・小規模企業の声を踏まえ、対象を拡充する。

なお、中小・小規模企業向けの既存補助金についても、利便性を高める執行改善を行う。

#### ④（略）

### （3）（略）

## **2. 非正規雇用労働者の処遇改善**

賃上げの裾野を更に広げていくため、男女間賃金格差の是正や、非正規雇用労働者の方の賃金引上げを進める。

### **（1）最低賃金の引上げ**

昨年の最低賃金の全国加重平均は1,004円と、目指していた「全国加重平均1,000円」を達成した。引上げ額は全国加重平均43円で、過去最高の引上げ額となった。

今年は、昨年を上回る水準の春季労使交渉の結果を含み、労働者の生計費、事業者の賃金支払能力の3要件も踏まえて、最低賃金の引上げ額について、公労使三者構成の最低賃金審議会ですっかりと議論いただく。労働生産性の引上げ努力等を通じ、2030年代半ばまでに1,500円となることを目指す目標について、より早く達成ができるよう、中小企業・小規模企業の自動化・省力化投資や、事業承継、M&Aの環境整備等について、官民連携して努力する。また、地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き上げる等、地域間格差の是正を図る。

## (2) 非正規雇用労働者に対する同一労働・同一賃金制の施行強化

同一企業内の正規雇用労働者と非正規雇用労働者の不合理な待遇差を禁止する同一労働・同一賃金制の法施行後も、正規雇用労働者・非正規雇用労働者間には、この差が合理的でない結論はできないが、時給ベースで600円程度の賃金格差が存在している。

非正規雇用労働者の処遇を上げていくためには、同一労働・同一賃金制の徹底した施行が不可欠である。この面においても、労働基準監督署が施行の徹底を図っていく。

昨年11月より法施行を強化し、基本給・賞与の差の根拠の説明が不十分な企業のうち、都道府県労働局が指導・助言を実施していない企業については、一律で、労働基準監督署において点検要請書を対面で交付し、点検要請書において、経営者に報告の上、対応結果の報告を2か月以内に行うことを求めるなどしてきた。

また、非正規雇用労働者の正社員転換の際の受け皿となり得る、職務限定社員、勤務地限定社員、時間限定社員等の多様な正社員や、無期雇用フルタイム社員にも、同一労働同一賃金ガイドラインの考え方を波及させていくことも含め、パート・有期雇用労働法等の在り方の検討を進める。

## (3) 非正規雇用労働者の正規化支援強化

昨年11月より、非正規雇用労働者の正規化を促進するキャリアアップ助成金について、助成額を拡充するとともに、助成金の対象となる有期雇用労働者の要件を緩和した。この活用状況についてフォローアップし、更なる正規化の促進策を検討する。こうした取組により、不本意非正規雇用（正規雇用を希望している不本意の非正規雇用）の解消を図る。

## (4) 年収の壁への対応

いわゆる106万円・130万円の壁を意識せずに働くことが可能となるよう、短時間労働者への被用者保険の適用拡大、最低賃金の引上げに引き続き取り組む。こうした取組と併せて、壁を意識せずに働く時間を延ばすことのできる環境づくりを後押しするため、当面の対応策として、昨年10月より実施している「年収の壁・支援強化パッケージ」(①106万円の壁への対応(キャリアアップ助成金のコースの新設、社会保険適用促進手当の標準報酬算定除外)、②130万円の壁への対応(事業主の証明による被扶養者認定の円滑化)、③配偶者手当への対応(企業の配偶者手当の見直し促進))を着実に実行する。また、「年収の壁」を意識せずに働くことが可能になるよう、制度の見直し

に取り組む。

### III. (略)

## IV. 企業の参入・退出の円滑化を通じた産業の革新

### 1. (略)

### 2. 経営者の意向に沿った参入退出

事業承継税制や中堅・中小グループ化税制等、予算・税制措置を最大限に活用することにより、中小・小規模企業の事業承継や M&A・グループ化を推し進め、成長・生産性向上を一層促進する

#### (1) M&A の円滑化

黒字企業であっても、後継者が不在であるがために、廃業に至る可能性がある。他の方に経営を任せたいと考える社長に対してはその意向に沿って機会を提供していくことが重要である。

M&A は、従業員一人当たり売上高を伸ばすプラスの効果が確認されており、かつ、複数の M&A によるグループ化は高い成果が得られることが確認されている。

M&A の障壁を取り除き、環境整備を進めていく。

#### ① 仲介事業者の手数料体系の開示

中堅・中小企業の場合、第三者の紹介により買手を見つけることが大半である。加えて、民間仲介事業者については、売手とは 1 回限りのビジネスであるのに対して、買手とは複数回のビジネスであるため、買手の意向を強く反映するという、利益相反の問題が指摘されている。

現在は、買収する金額に応じて売手・買手の双方から手数料を集め、かつ最低手数料を高額としているケースも多い。

M&A を加速させていくため、利益相反構造を軽減する報酬体系の検討や、売手・買手が納得しやすい手数料水準を実現していく方向で具体的な検討を進める。

また、中小・小規模企業が安心して M&A に取り組めるよう、M&A 当事者が確認することができる M&A 支援機関データベースにおいて、手数料体系や報酬基準額等のそれぞれの支援機関に関する情報の開示の充実を図る。

#### ② 中小・小規模企業への支援の強化

中小・小規模企業が事業譲渡・M&A を行う際の専門家への手数料支援等について、一層の強化を図る。

また、事業承継・引継ぎ補助金等の支援策について、使い勝手の改善を図る。事業承

継・引継ぎ補助金については、手数料の開示充実やPMI（Post Merger Integration：買収前後に実施する事業統合作業）の実施等を前提に改善を図るとともに、実績報告の手続等の簡素化を通じ、支払までの期間短縮を検討する。

### ③PMI の取組の促進

M&A の成功のためには、PMI が適切に実施され、買収前に見込んでいたシナジーが実現することが重要である。中小・小規模企業への PMI の重要性についての啓発や、中小・小規模企業への PMI に対する支援を充実させる。

### ④経営者保証を見直す枠組みの検討

経営者保証を取らない融資は新規分について一定程度進んでいるものの、既存の債務についてはいまだ経営者保証が残っている場合も多い。M&A の買手・売手双方とも個人保証は残したくないという実態があることに鑑み、メインバンク等が事業再構築やM&A を仲介・支援していく際、経営者保証を見直す枠組みを検討する。

中小・小規模企業の資金調達を強化するためにも、経営者保証に依存しない融資慣行の確立を引き続き進める。不動産等の有形資産担保に依存しない資金調達の選択肢として、企業のノウハウや顧客基盤等の知的財産・無形資産を含む事業全体を担保に資金調達できる法制度について、その積極活用に向けて周知に努める。

### ⑤地方銀行等の金融機関による仲介サービス業務の強化

地域金融機関の中小企業への経営支援強化の一環として、地域金融機関がM&A 仲介、支援にも、より積極的に取り組むことを促す。このため、高度人材の確保を含め、適切な業務運営体制の整備を促すとともに、M&A 支援を積極的に行っている地域金融機関の取組の情報提供やその横展開を通じて、金融機関の取組を後押しする。

### ⑥M&A の受け皿としての買手の育成

中堅・中小企業の M&A の受け皿としての買手の絶対数がまだ不足している。同業他社への売却を避ける傾向も強いことから、中堅・中小企業の積極的な買手となるプラットフォームの育成を図る。

また、買手における M&A 資金の調達が困難という指摘がある。買収に見合った円滑な資金供与が行われるよう、環境整備を図る。

### ⑦過剰とならないデューデリジェンスの周知

M&A におけるデューデリジェンス（売手側の財務状況等について買手側が行う調査）について、リスク検出のための重要なプロセスである旨を啓発するとともに、当事者の意向を前提として、案件の特徴に応じて、過剰とならず適切なデューデリジェンスとなるよう周知する。

## **（２）事業承継支援の多様化**

後継者が不在の企業のうち7割以上は黒字企業である。事業承継については、承継者

について、現在のストックベースで見ても、同族承継が低下し、企業内部からの昇格やM&Aによる外部からの就任が増加しており、その結果もあり、後継者が不在である企業は低下傾向にある。多様な事業承継を支援するため、金融・税制等の支援措置を検討する。また、経営人材の確保について官民を挙げた広範なマッチングを進める。

#### ①事業承継税制の役員就任要件の検討

事業承継税制については、現行では、その利用のために、役員就任要件（実際の承継時に、後継者が役員に就任して3年以上経過している必要があるという要件）を満たす必要があり、特例措置を利用する場合、本年12月末（実際の税制上の承継期限である2027年12月末の3年前）までに後継者が役員に就任している必要がある。来年以降に事業承継の検討を本格化させる事業者にとって、本年12月までに後継者を役員に就任させることは困難であり、事業承継税制を最大限活用する観点から、役員就任要件の在り方を検討する。

さらに、事業承継税制について、事業承継・引継ぎ支援センターや商工団体、税理士会とも連携しつつ、制度の周知徹底に取り組むことにより、最大限の活用に取り組む。

親族外・社外の第三者への事業承継を促進するため、マッチングプラットフォームに対し掲載する情報の質の向上等を促すとともに、事業承継円滑化や経営人材確保の観点からサーチファンドの育成に積極的に取り組む。また、有能な人材（経営者）を広く登用し、事業承継を更に促進する観点から、第三者への事業承継を促進する税制の在り方についても検討を深める。

#### ②事業承継・引継ぎ支援センター等の活用促進

M&Aの相手先企業を探す際、事業承継・引継ぎ支援センター（中小企業庁）や商工会議所・商工会に依頼する比率はまだ低い。事業承継税制も含め、商工団体や金融機関と連携し、事業承継・引継ぎ支援センターの強化・周知徹底を行う。

#### ③資本性ローンの活用・フォローアップ

日本政策金融公庫等によるコロナ対策として実施された資本性ローンは、民間金融機関からの融資を受けやすくなることが期待されるほか、財務の改善を通じて、経営改善・事業再生に資するものである。資本性ローンについて、その活用状況をフォローアップするとともに、令和6年能登半島地震の被災地域等でも資本性ローンの活用を図る。

#### ④専門家による適切な助言のための制度の周知徹底

中小・小規模企業の経営をサポートする立場にある税理士・顧問弁護士・地域金融機関等の専門家が、事業承継・事業再編、M&Aに関する制度の理解が十分でない場合がある。こうした専門家に対する制度の周知徹底を行い、経営者への適切な助言につなげる。

### （3）私的整理の円滑化

事業再構築については、リーマンショック以降の大きな変化として、債権者との合意により債務整理を行う私的整理が増加してきている。経営者の実情に応じた対応を可能とするため、更なる環境整備を図る。経営者の判断により早期の事業再構築を進めることができるよう、諸外国並みに、多数決によって金融負債の整理を進めることができる法案の早期提出を目指す。

#### (4) 地方の生活基盤サービス維持のためのグループ化・事業調整の推進

東京都など4都県を除いて大多数の道府県で人手不足率は増加している。地域の生活基盤的サービス維持のため、グループ化、事業調整も含めて措置を検討する。

3. (略)

V～XI. (略)





# 経済財政運営と改革の基本方針 2024

(令和6年6月21日閣議決定)

<関係部分抜粋>

## 第1章 成長型の新たな経済ステージへの移行

### 1. デフレ完全脱却の実現に向けて

我が国経済は、現在、デフレから完全に脱却し、成長型の経済を実現させる千載一遇の歴史的チャンスを迎えている。本年の春季労使交渉では、1991年以来33年ぶりの高水準の賃上げが実現し、足元の企業の設備投資は史上最高の水準にある。こうした前向きな動きを中小企業・地方経済等でも実現し、二度とデフレに戻らせることなく、「コストカット」が続いてきた日本経済を成長型の新たなステージへと移行させていくことが、経済財政運営における最重要課題となっている。

岸田内閣は、これまで、「新しい資本主義」を掲げ、「成長と分配の好循環」及び「賃金と物価の好循環」の実現に向け、日本銀行と連携し、適切なマクロ経済運営を行うとともに、官民連携による賃上げや社会課題の解決を成長につなげる投資の促進に向けた取組などを進めてきた。こうした「新しい資本主義」の考え方は、新たな経済ステージへの移行に当たっての基盤となるものである。これらにより、30年間上がらなかった賃金や物価が動き出し、企業の成長期待や投資の見通しも高まっている。今は、日本経済への「期待」を現実のものとしていくときである。

現状、為替が円安基調で推移しており、また、物価上昇が賃金上昇を上回る中で、消費は力強さを欠いている。海外経済の下振れによるリスク等も残っているが、今後は、景気の緩やかな回復が続く中で、賃金上昇が物価上昇を上回っていくことが期待される。

新たなステージへの移行のカギとなるのは、賃上げを起点とした所得と生産性の向上である。まずは、春季労使交渉における力強い賃上げの流れを中小企業・地方経済等春季労使交渉以外の分野でも実現し、物価上昇を上回る賃金上昇を達成し、定着させる。安定的な物価上昇の下で、賃上げに支えられた消費の増加及び投資の拡大が、企業収益を押し上げ、その成果が家計に還元され、次の消費の増加につながる。企業はその収益を原資として成長分野に更に投資を行うことによって、企業の生産性と稼ぐ力が強化される。成長分野への円滑な労働移動も可能となり、新たな成長を生み出す好循環が実現する。

あわせて、社会課題の解決と持続的な経済成長の実現に向け、官民が連携して投資を行う。グリーン、デジタル、科学技術・イノベーション、フロンティアの開拓、経済・エネルギー安全保障等の分野において、長期的視点に立ち、戦略的な投資を速やかに実行していく。こうして人材や資本等の資源を成長分野に集中投入することによって、経済全体の生産性を高め、日本経済を「成長型の新たな経済ステージ」へと移行させていく。

本年の春季労使交渉では、労務費転嫁のための指針が周知されたこと等もあり、労使交渉

の結果、力強い賃上げの流れが生み出された。これに加え、本年6月から実施している定額減税等によって、可処分所得を下支えし、物価上昇を上回る所得の増加を確実に実現する。そして、この流れを来年以降も持続させるため、あらゆる政策を総動員して賃上げを後押しし、国民一人一人の生活実感を高めていく。このため、重層的な取引構造となっている業種を含め、サプライチェーン全体で適切な価格転嫁が行われるよう、官民双方で取組を更に強化するとともに、企業の稼ぐ力を強化することによって、来年以降、物価上昇を上回る賃上げを定着させていく。

賃上げについては、労務費の転嫁円滑化に加え、商慣行の思い切った見直しを含め、業種・事業分野の実態に応じた価格転嫁対策に取り組むほか、医療・福祉分野等におけるきめ細かい賃上げ支援や最低賃金の引上げを実行する。あわせて、三位一体の労働市場改革を進め、全世代を対象とするリ・スキリングの強化に取り組む。個々の企業の実態に応じたジョブ型人事（職務給）の導入を促進するとともに、雇用政策の方向性を、雇用維持から成長分野への労働移動の円滑化へとシフトしていく。

企業の稼ぐ力については、人手不足への対応として、業績改善にもつながるデジタル化や省力化投資の取組を支援するとともに、生産性の持続的な向上に向けて、中堅・中小企業の設備投資、販路開拓、海外展開等の取組を後押しする。GX、経済安全保障など、社会課題の解決に向けた官民連携の投資、デジタル技術の社会実装、宇宙・海洋等のフロンティアの開拓、海外からの人材・資金の呼び込み等の取組によって、成長分野における国内投資を持続的に拡大し、経済全体の生産性を向上させる。

日本銀行は、本年3月19日、それまでのマイナス金利政策やイールドカーブ・コントロール等を変更し、金融政策は新しい段階に入った。安定的な物価上昇率の下での民需主導の持続的な経済成長の実現に向け、政府は、引き続き、日本銀行と密接に連携し、経済・物価動向に応じた機動的なマクロ経済政策運営を行っていく。

政府は、競争力と成長力強化のための構造改革に取り組むとともに、持続可能な財政構造を確立するための取組を着実に推進する。日本銀行には、経済・物価・金融情勢に応じて適切な金融政策運営を行うことにより、賃金と物価の好循環を確認しつつ、2%の物価安定目標を持続的・安定的に実現することを期待する。

こうした取組によって、長期にわたり染み付いた「デフレ心理」を払拭し、社会全体に、賃金と物価が上がることは当たり前であるという意識を定着させ、デフレからの完全脱却、そして、経済の新たなステージへの移行へとつなげていく。

経済財政諮問会議においては、今後とも、賃金、所得や物価動向を含む経済・財政の状況、金融政策を含むマクロ経済政策運営の状況、経済構造改革の取組状況等について、定期的に検証していく。

## 2. 豊かさと幸せを実感できる持続可能な経済社会に向けて

足元の人手不足の大きな要因でもある人口減少は、2030年代に加速することが見込まれており、現状のまま生産性上昇率が高まらず、労働参加の拡大や出生率の向上も十分でない

という前提に立てば、我が国の潜在成長率は長期にわたりゼロ近傍の低成長に陥りかねない。

将来的に人口減少が見込まれる中で長期的に経済成長を遂げるためには、生産性向上、労働参加拡大、出生率の向上を通じて潜在成長率を高め、成長と分配の好循環により持続的に所得が向上する経済を実現する必要がある。これらを通じて、少子高齢化・人口減少を克服し、国民が豊かさと幸せを実感できる持続可能な経済社会を実現していくことをミッションとして掲げ、官民挙げて総力を結集し経済成長のダイナミズムを起こし、これまでの延長線上にない、熱量あふれる日本経済の新たなステージへの移行を確かなものとしていかなければいけない。

経済・財政・社会保障の持続可能性の確保を図るには、人口減少が本格化する 2030 年代以降も、実質 1% を安定的に上回る成長を確保する必要がある。その上で、更にそれよりも高い成長の実現を目指す。このため、今動き始めているDX、GXを始めとする投資の拡大、欧米並みの生産性上昇率への引上げ、高齢者の労働参加率の上昇ペース継続や女性の正規化促進など、我が国の成長力を高める取組が必要である。こうした経済においては、2%の物価安定目標の持続的・安定的な実現の下で、2040 年頃に名目 1,000 兆円程度の経済が視野に入る。

人口減少が本格化する 2030 年度までが、こうした経済構造への変革を起こすラストチャンスである。このため、本基本方針第 3 章を「経済・財政新生計画」として定め、これに基づき、以下に述べる「新たなステージを目指すための 5 つのビジョン」からバックキャストしながら、今後 3 年程度で必要な制度改革を含め集中的な取組を講じていく。

(略)

## **第 2 章 社会課題への対応を通じた持続的な経済成長の実現** **～賃上げの定着と戦略的な投資による所得と生産性の向上～**

### **1. 豊かさを実感できる「所得増加」及び「賃上げ定着」**

#### **(1) 賃上げの促進**

豊かさを実感できる所得増加を実現し、来年以降に物価上昇を上回る賃上げを定着させる。このため、賃上げ支援を強力に推進するとともに、医療・福祉分野等における賃上げを着実に実施する。

最低賃金は、2023 年に全国加重平均 1,004 円となった。公労使三者で構成する最低賃金審議会における毎年の議論の積み重ねを経て、2030 年代半ばまでに全国加重平均を 1,500 円となることを目指すとした目標について、より早く達成ができるよう、労働生産性の引上げに向けて、自動化・省力化投資の支援、事業承継やM&Aの環境整備に取り組む。今後とも、地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き上げるなど、地域間格差の是正を図る。

(略)

非正規雇用労働者について、希望者の正社員転換の促進、都道府県労働局・労働基準監督署による同一労働同一賃金の更なる徹底を進める。各種手当等の待遇差是正に関する調査等を踏まえ、ガイドラインの見直しを検討する。いわゆる「年収の壁」を意識せず働くことができるよう、「年収の壁・支援強化パッケージ」の活用を促進するほか、被用者保険の適用拡大等の見直しに取り組む。

(略)

(2) (略)

(3) 価格転嫁対策

新たな商慣習として、サプライチェーン全体で適切な価格転嫁を定着させる「構造的な価格転嫁」を実現する。このため、独占禁止法 10 の執行強化、下請Gメン等を活用しつつ事業所管省庁と連携した下請法 11 の執行強化、下請法改正の検討等を行う。「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」を周知徹底する。価格転嫁円滑化の取組について実態調査を行い、転嫁率が低い等の課題がある業界については、自主行動計画の策定や改定、改善策の検討を求める。指針別添の交渉用フォーマットについては、業種の特性に応じた展開・活用を促す。パートナーシップ構築宣言の更なる拡大と実効性向上に取り組む。中小企業等協同組合法に基づく団体協約の更なる活用の推進に向け、活用実態の調査や組合への制度周知に取り組む。サプライチェーン全体における手形等の支払サイト短縮・現金払い化、利用の廃止に向けた工程の検討を進める。

中小企業が、取引・決算データを一括管理し、そのコスト構造を可視化することによって、それを活用する形で価格転嫁を円滑に進め、収益を改善できるよう、2024 年度中に、内外におけるそうしたデータの管理・活用の取組に関する実態調査を行う。

官公需について、労務費等の価格転嫁徹底を目的とした期中の契約変更等に対応するため、必要な予算を確保する。最低制限価格制度等の適切な活用を促進する。

## 2. 豊かさを支える中堅・中小企業の活性化

日本経済を熱量あふれる新たなステージに移行させるため、地域経済を牽引する中堅企業と、雇用の 7 割を支える中小企業の稼ぐ力を強化する。

(1) 人手不足への対応

自動化技術等の省力化投資に対する集中的支援を行う。

幅広い業種に対し、簡易で即効性があるカタログ型の省力化投資支援を行う。事業者それぞれの業務に応じたオーダーメイドの省力化の取組を促進する。その中で、既存補助事業の

早期執行及び運用改善に取り組む。

運輸業、宿泊業、飲食業を始めとする人手不足感が高い業種において、AI、ロボット等の自動化技術の利用を拡大するため、業界団体による自主行動計画の策定を促す。それらの業種において導入が容易なロボットについて、ハード・ソフト両面の開発を促進する。

自動化技術を用いることができる現場労働者の育成に向けたリ・スキリングを推進する。人手不足の資格職等における「分業」（例えば、教師に対する校務・マネジメントの支援、機械導入によるトラックドライバー業務の軽減等）を推進する。

大企業に対し、中堅・中小企業と協働する新技術・商品開発（オープンイノベーション）や、副業・兼業を通じた中堅・中小企業への人材派遣を奨励する。大企業のDX人材等と地域の中堅・中小企業や地方公共団体とのマッチング支援を行う。地方公共団体や地域の経営支援機関等が連携して行う人材確保・育成・定着に向けた取組を支援する。

## （２）中堅・中小企業の稼ぐ力

成長市場に進出しようとする者の事業再構築、新製品開発や新市場の開拓、イノベーション創出、DX・GXの取組を促進する。サイバーセキュリティ対策、インボイス制度への対応を支援する。

中小企業に対する支援機関や金融機関等による能動的な支援を促すため、2024年度中に、企業情報やその支援ニーズを集約したマッチングプラットフォームの運用を開始する。

金融支援については、令和6年能登半島地震による被災地域については配慮した上で、2024年7月以降は、支援の水準をコロナ禍以前の水準に戻す。なお、円安等による資材費等の価格高騰の影響を受ける事業者に対する金融支援は継続する。その上で、「資本金劣後ローン」の利用促進、中小企業活性化協議会による再生計画策定支援等を通じた経営改善・再生・再チャレンジの支援に重点を置く。政府系金融機関による資本金資金や中小企業基盤整備機構が出資するファンドの利用を促進し、いわゆるエクイティも活用した成長支援を行う。

不動産担保や個人保証に依存しない資金調達を促進するため、動産、債権その他の財産を目的とする譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法制化の準備を進める。

事業承継及びM&Aの環境整備に取り組む。事業承継税制の特例措置について、役員就任要件の見直しを検討する。第三者への承継を促進する税制の在り方の検討を深める。M&Aを円滑化するため、仲介事業者の手数料体系の開示を進める。M&A成立後の成長に向け、実施企業によるPMIや設備投資を促進する。地域金融機関に対し、PMIを含め、M&Aの支援を強化することを促す。経営者保証が事業承継やM&Aの支障とならないよう、金融機関が中小企業に対し事業承継やM&Aに関するコンサルティングを行う際に、経営者保証の解除に向けた方策を提案することを促す。事業再構築、M&A、廃業等について、地域の支援機関が連携する相談支援体制を構築し、その取組の普及広報を行う。中小企業の経営者教育や後継者育成の推進に取り組む。

中堅・中小企業の自律的な成長と良質な雇用創出を促す。地域経済を牽引する中堅企業や売上100億円以上への成長を目指す中小企業について、関係省庁が連携するビジョンの策定

及び地方公共団体や支援機関による支援体制の構築を行いつつ、それらの設備投資、M&A・グループ化等を促進する。工業用水道や産業用地等のインフラの有効活用・整備・強靱化に取り組む。

小規模事業者の持続的発展に向けて、2024年度中を目途に、商工会・商工会議所の広域連携の促進を含め、小規模企業振興基本計画を見直す。

地域の社会課題解決の担い手となるゼブラ企業の創出やインパクト投融資の拡大のため、「地域課題解決事業推進に向けた基本指針」を踏まえ、先行事例の実証支援等を行い、事業モデルの整理、支援手法や社会的インパクトの評価手法の確立に取り組む。

(3) (略)

### 3. (略)

## 4. スタートアップのネットワーク形成や海外との連結性向上による社会課題への対応

(1) (略)

(2) 海外活力の取り込み

(略)

(外国人材の受入れ)

(略)

育成就労制度については、必要な体制整備、受入れ見込数・対象分野の設定、監理支援機関等の要件厳格化に関する方針の具体化等を行う。特定技能制度については、受入れ企業と地方公共団体との連携の強化を含め、適正化を図る。最低賃金及び同一労働同一賃金の遵守の徹底等を通じて、適正な労働環境を確保する。

(3) (略)

## 5～8. (略)

## 第3～4章 (略)

# 足下の経済状況等に関する補足資料

# 内閣府「月例経済報告」における日本経済の基調判断(2024年1月～5月)

○ 2024年5月の月例経済報告では、「景気は、このところ足踏みもみられるが、緩やかに回復している。先行きについては、雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待される。」とされている。

	基調判断(現状)	基調判断(先行き)	雇用情勢	消費者物価
1月月例	景気は、このところ一部に足踏みもみられるが、緩やかに回復している。	先行きについては、雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待される。ただし、世界的な金融引締めに伴う影響や中国経済の先行き懸念など、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、物価上昇、中東地域をめぐる情勢、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要がある。さらに、令和6年能登半島地震の経済に与える影響に十分留意する必要がある。	改善の動きがみられる	このところ緩やかに上昇している
2月月例	景気は、このところ足踏みもみられるが、緩やかに回復している。	先行きについては、雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待される。ただし、世界的な金融引締めに伴う影響や中国経済の先行き懸念など、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、物価上昇、中東地域をめぐる情勢、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要がある。さらに、令和6年能登半島地震の経済に与える影響に十分留意する必要がある。	改善の動きがみられる	このところ緩やかに上昇している
3月月例	景気は、このところ足踏みもみられるが、緩やかに回復している。	先行きについては、雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待される。ただし、世界的な金融引締めに伴う影響や中国経済の先行き懸念など、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、物価上昇、中東地域をめぐる情勢、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要がある。さらに、令和6年能登半島地震の経済に与える影響に十分留意する必要がある。	改善の動きがみられる	緩やかに上昇している
4月月例	景気は、このところ足踏みもみられるが、緩やかに回復している。	先行きについては、雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待される。ただし、世界的な金融引締めに伴う影響や中国経済の先行き懸念など、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、物価上昇、中東地域をめぐる情勢、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要がある。さらに、令和6年能登半島地震の経済に与える影響に十分留意する必要がある。	改善の動きがみられる	緩やかに上昇している
5月月例	景気は、このところ足踏みもみられるが、緩やかに回復している。	先行きについては、雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待される。ただし、世界的な金融引締めに伴う影響や中国経済の先行き懸念など、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、物価上昇、中東地域をめぐる情勢、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要がある。さらに、令和6年能登半島地震の経済に与える影響に十分留意する必要がある。	改善の動きがみられる	緩やかに上昇している

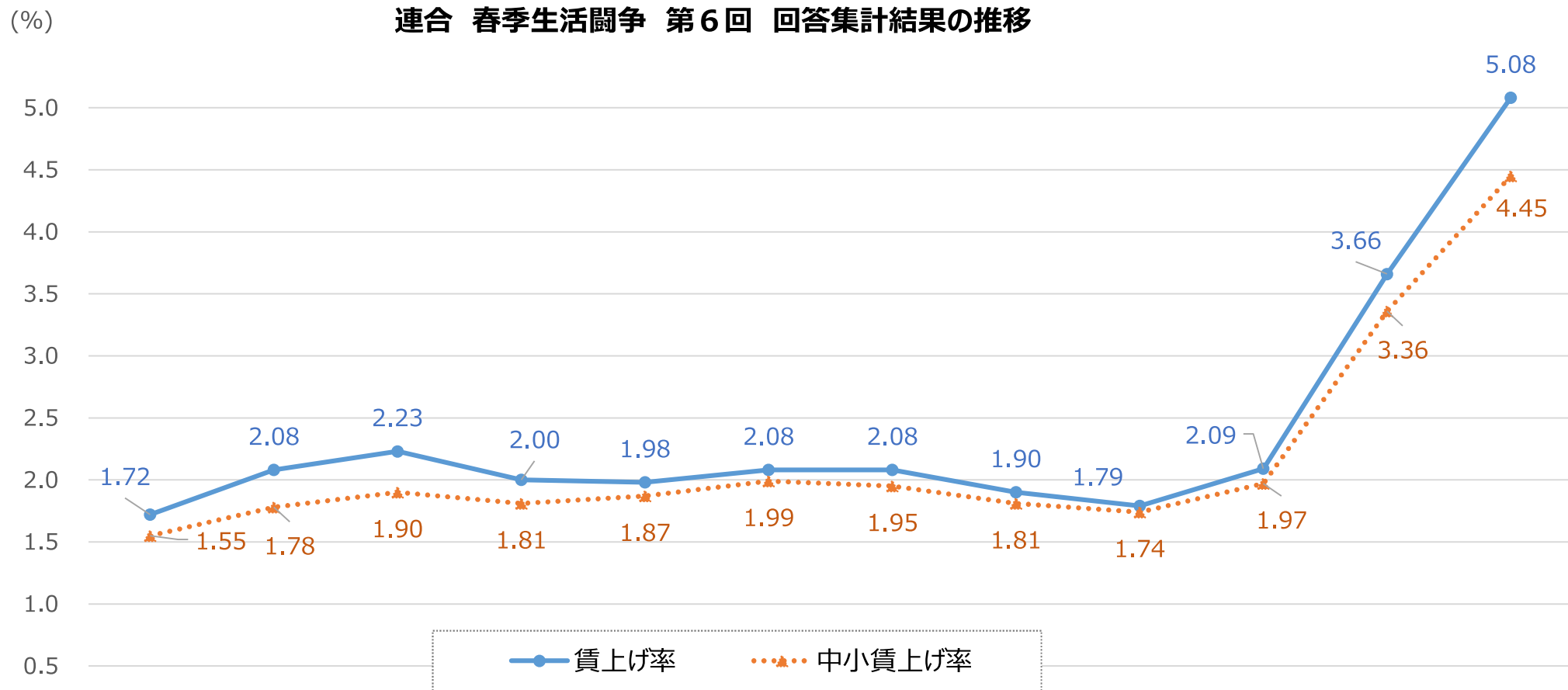
(資料出所) 内閣府「月例経済報告」をもとに厚生労働省労働基準局において作成。

(注) 下線は前月からの主な変更点



# 連合 春季賃上げ妥結状況

○ 連合の春闘第6回回答集計結果(6月5日公表)では、全体の賃上げ率は5.08%(中小4.45%)となっており、比較可能な2013年以降で最も高い。

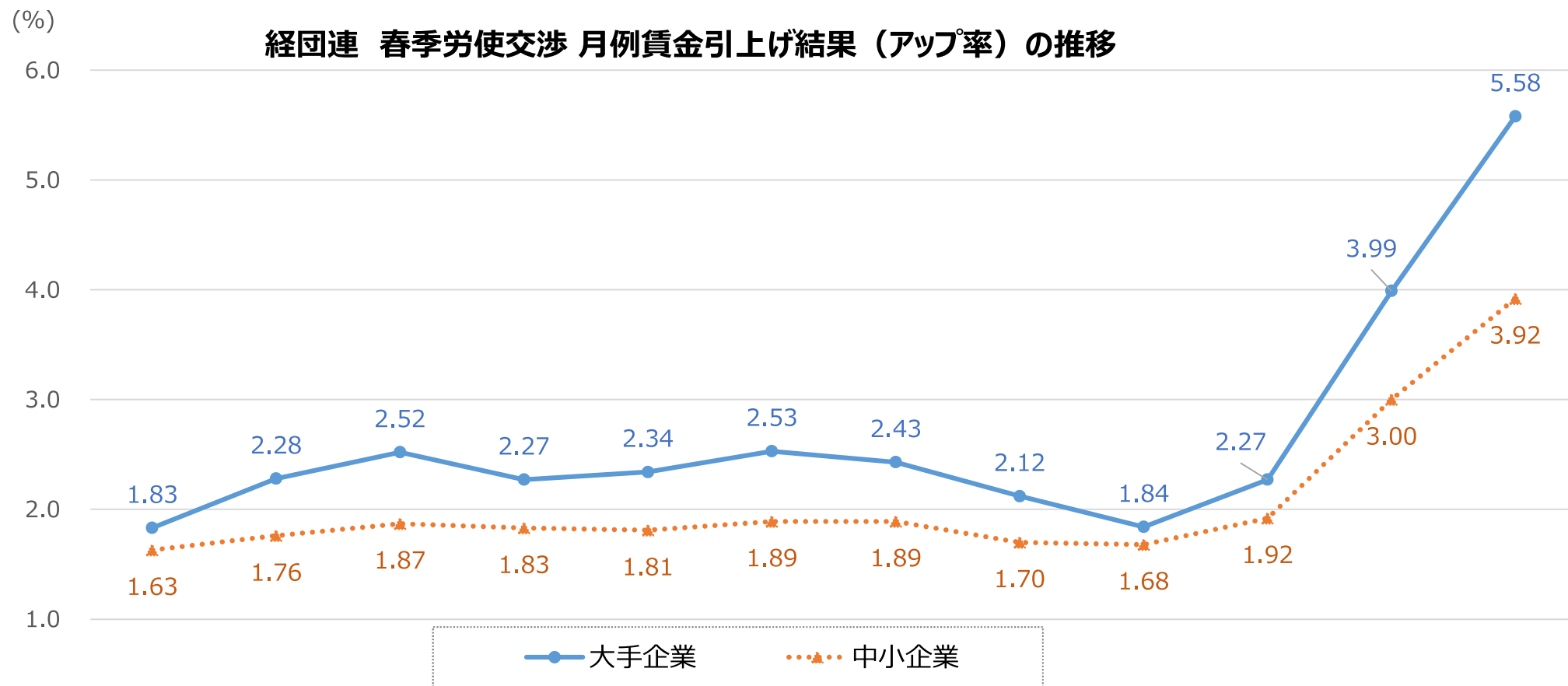


	2013.5.31	2014.6.4	2015.6.4	2016.6.3	2017.6.5	2018.6.11	2019.6.7	2020.6.5	2021.6.4	2022.6.3	2023.6.5	2024.6.5
● 賃上げ率	1.72	2.08	2.23	2.00	1.98	2.08	2.08	1.90	1.79	2.09	3.66	5.08
●●● 中小賃上げ率	1.55	1.78	1.90	1.81	1.87	1.99	1.95	1.81	1.74	1.97	3.36	4.45

(資料出所) 連合「2024春季生活闘争第6回回答集計結果」(2024年6月5日) をもとに厚生労働省労働基準局において作成  
 (注) 各年データは平均賃金方式(加重平均)による定昇相当込み賃上げ率。

# 経団連 春季賃上げ妥結状況

○ 2024年の経団連 春季労使交渉月例賃金引上げ結果では、アップ率は大手企業5.58%（第1回集計）、中小企業3.92%（第1回集計）となっている。



	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024
● 大手企業	1.83	2.28	2.52	2.27	2.34	2.53	2.43	2.12	1.84	2.27	3.99	5.58
● 中小企業	1.63	1.76	1.87	1.83	1.81	1.89	1.89	1.70	1.68	1.92	3.00	3.92

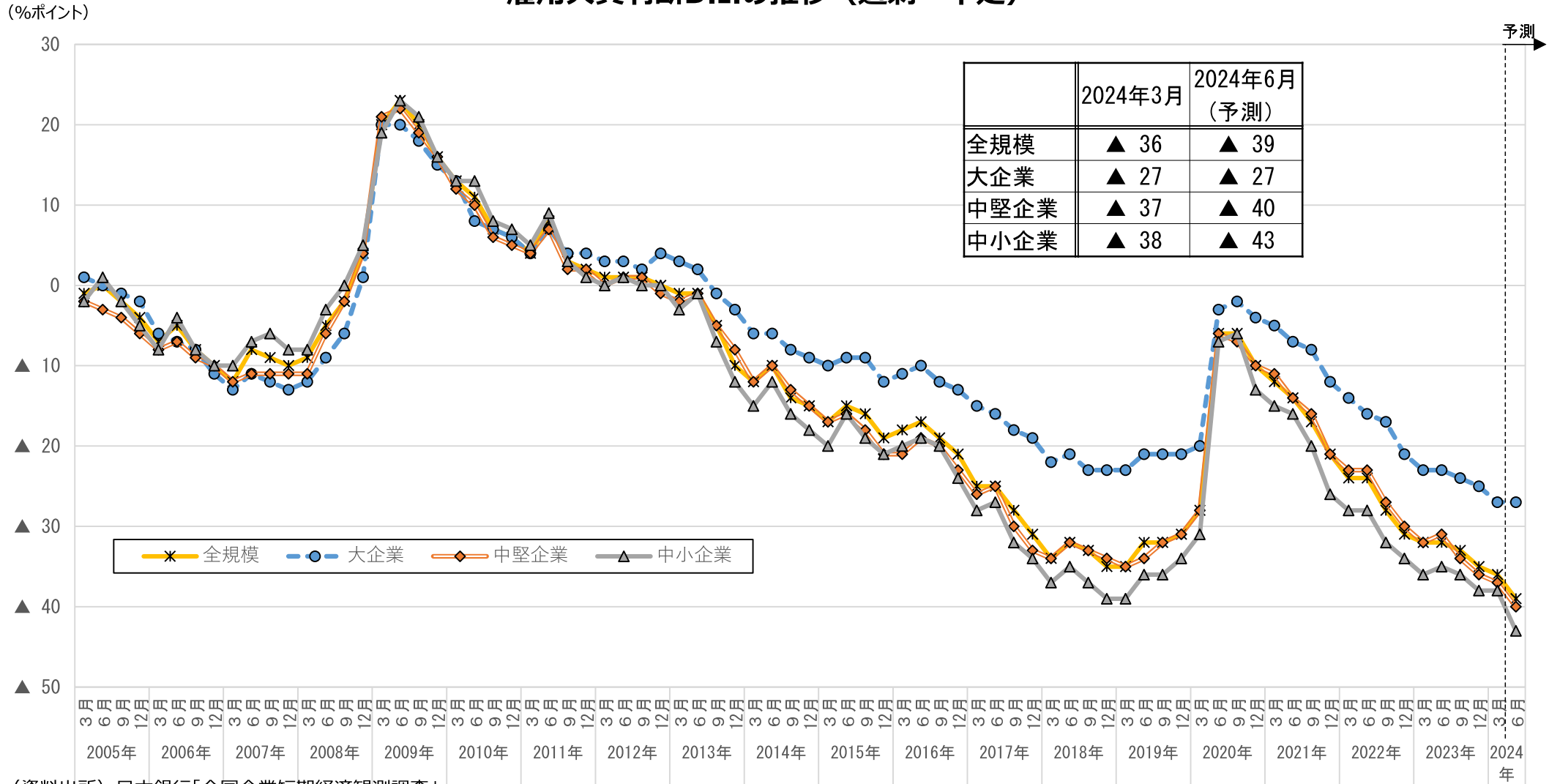
（資料出所）経団連「春季労使交渉・大手企業業種別妥結結果」「春季労使交渉・中小企業業種別妥結結果」「2024年春季労使交渉・大手企業業種別回答状況」「2024年春季労使交渉・中小企業業種別回答状況」をもとに、厚生労働省労働基準局において作成。

（注）2023年までは最終集計結果、2024年は第1回集計結果

# 雇用人員判断D.Iの推移(過剰-不足)

○ 2020年9月以降人手不足感が強まり続けており、中堅企業・中小企業については大企業以上に人手不足感が高まっている。

## 雇用人員判断D.Iの推移 (過剰-不足)



(資料出所) 日本銀行「全国企業短期経済観測調査」

(注) 1. 全産業の数値。

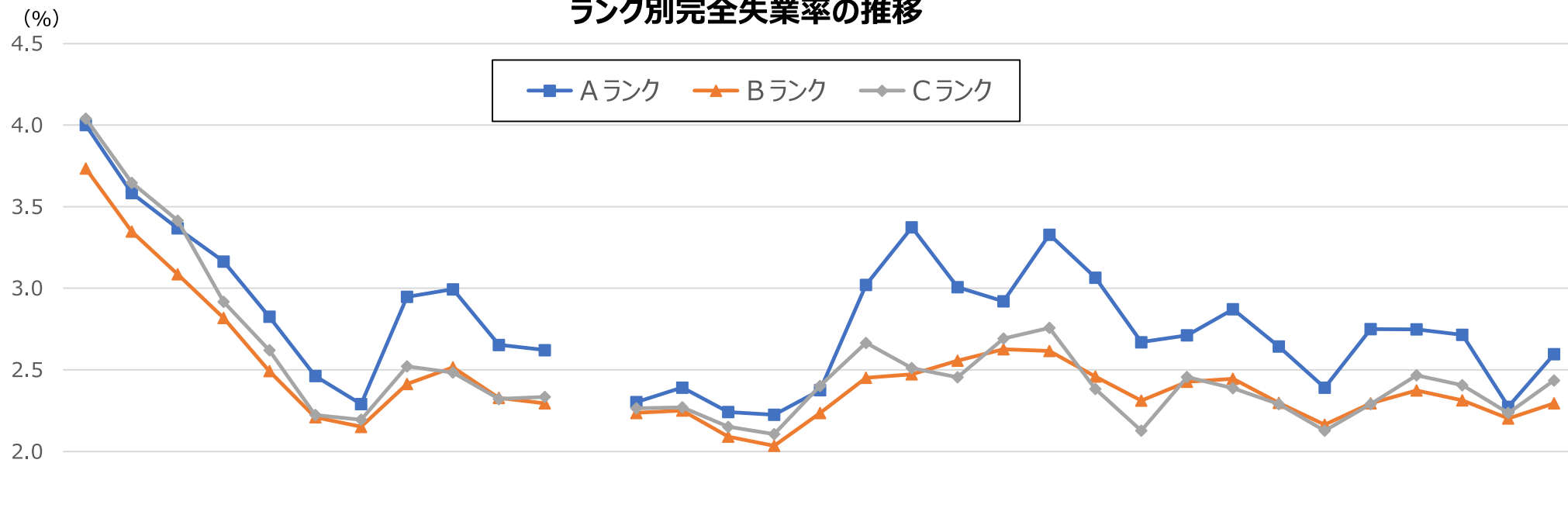
2. 大企業：資本金10億円以上、中堅企業：資本金1億円以上10億円未満、中小企業：資本金2千万円以上1億円未満。

# 地域別の状況

# ランク別完全失業率の推移

○ ランク別に完全失業率の推移をみると、2020年4～6月期頃から特にAランク地域において完全失業率が上昇したが、このところ緩やかな改善傾向にある。

## ランク別完全失業率の推移



	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023																					
	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	1～	4～	7～	10～	1～	4～	7～	10～	1～	4～	7～	10～	1～	4～	7～	10～	1～	4～	7～	10～	1～
	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	3月	6月	9月	12月	3月	6月	9月	12月	3月	6月	9月	12月	3月	6月	9月	12月	3月	6月	9月	12月	3月
												2019年				2020年				2021年				2022年				2023年				2024年
■ Aランク	4.0	3.6	3.4	3.2	2.8	2.5	2.3	2.9	3.0	2.7	2.6	2.3	2.4	2.2	2.2	2.4	3.0	3.4	3.0	2.9	3.3	3.1	2.7	2.7	2.9	2.6	2.4	2.7	2.7	2.7	2.3	2.6
▲ Bランク	3.7	3.3	3.1	2.8	2.5	2.2	2.2	2.4	2.5	2.3	2.3	2.2	2.3	2.1	2.0	2.2	2.5	2.5	2.6	2.6	2.6	2.5	2.3	2.4	2.4	2.3	2.2	2.3	2.4	2.3	2.2	2.3
◆ Cランク	4.0	3.6	3.4	2.9	2.6	2.2	2.2	2.5	2.5	2.3	2.3	2.3	2.3	2.2	2.1	2.4	2.7	2.5	2.5	2.7	2.8	2.4	2.1	2.5	2.4	2.3	2.1	2.3	2.5	2.4	2.2	2.4

(資料出所) 総務省「労働力調査(基本集計)」より作成。

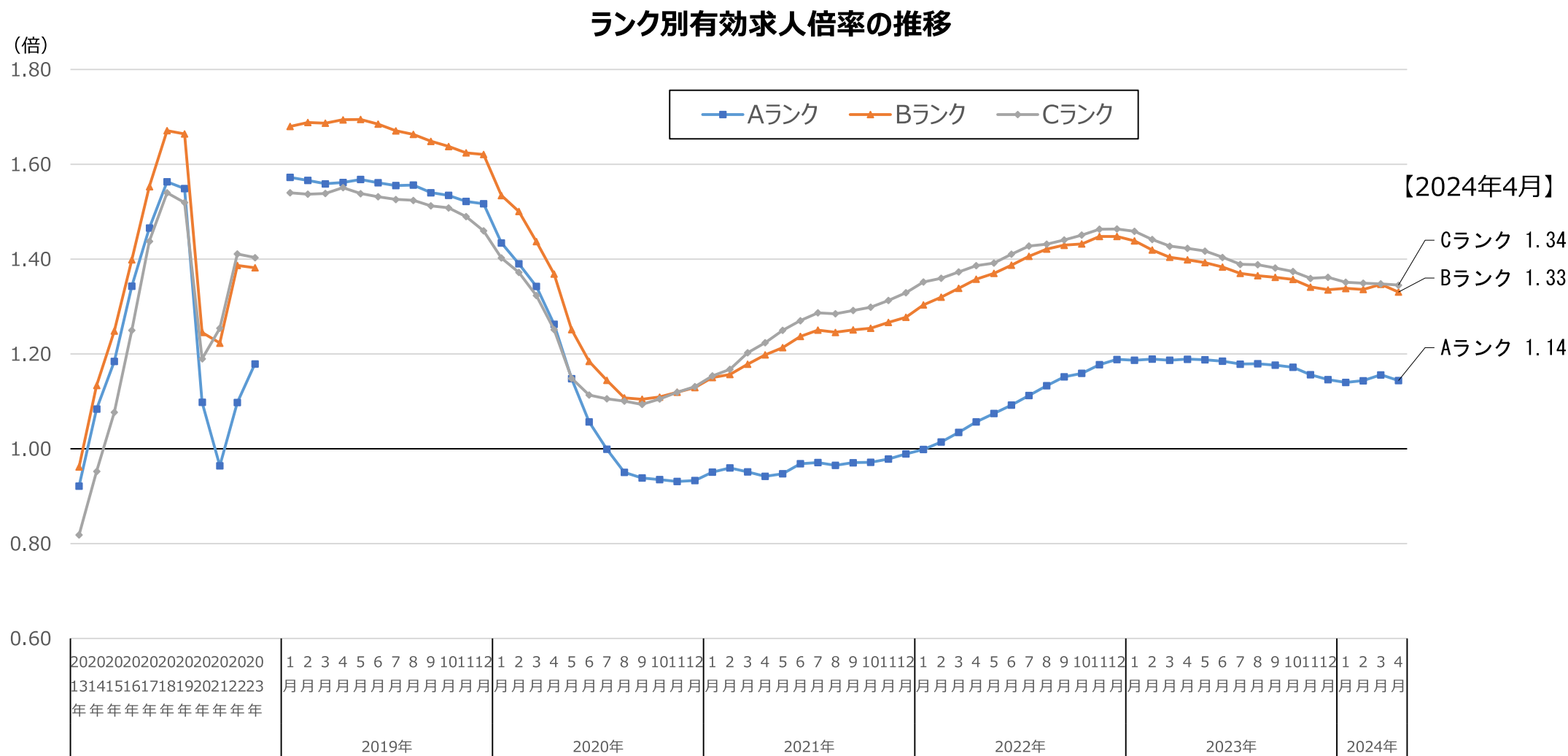
(注) 1. モデル推計による都道府県別結果。

2. 各ランクに属する都道府県の完全失業者数と労働力人口をそれぞれが合算することにより算出。

3. 各都道府県のランクは、現時点のランクにそろえている。

# ランク別有効求人倍率の推移

○ ランク別に有効求人倍率の推移をみると、2020年の前半に大きく低下した後、改善が続いたが、足下では横這いとなっている。



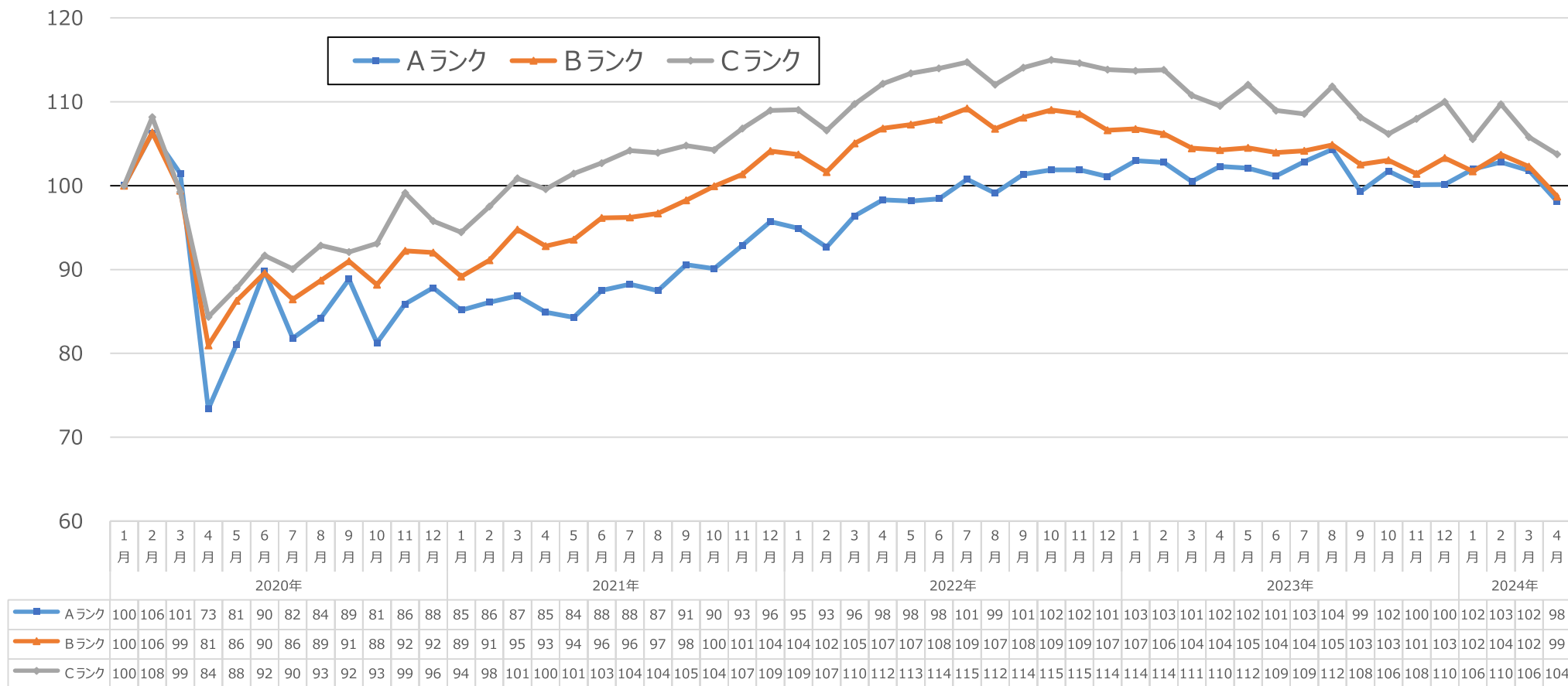
(資料出所) 厚生労働省「職業安定業務統計」より作成。  
 (注) 1. 各ランクに属する都道府県の有効求人数（就業地別）と有効求職者数をそれぞれが合算することにより算出。  
 2. 月次の数値については、1の計算において、有効求人数と有効求職者数の季節調整値を用いている。  
 3. 各都道府県のランクは、現時点のランクにそろえている。

# ランク別新規求人数の水準の推移

○ ランク別に新規求人数の水準の推移をみると、2020年4月に大きく減少した後、上昇傾向が続き、2023年以降は横ばいとなっている。

## ランク別新規求人数の推移

(2020年1月=100)



(資料出所) 厚生労働省「職業安定業務統計」より作成。

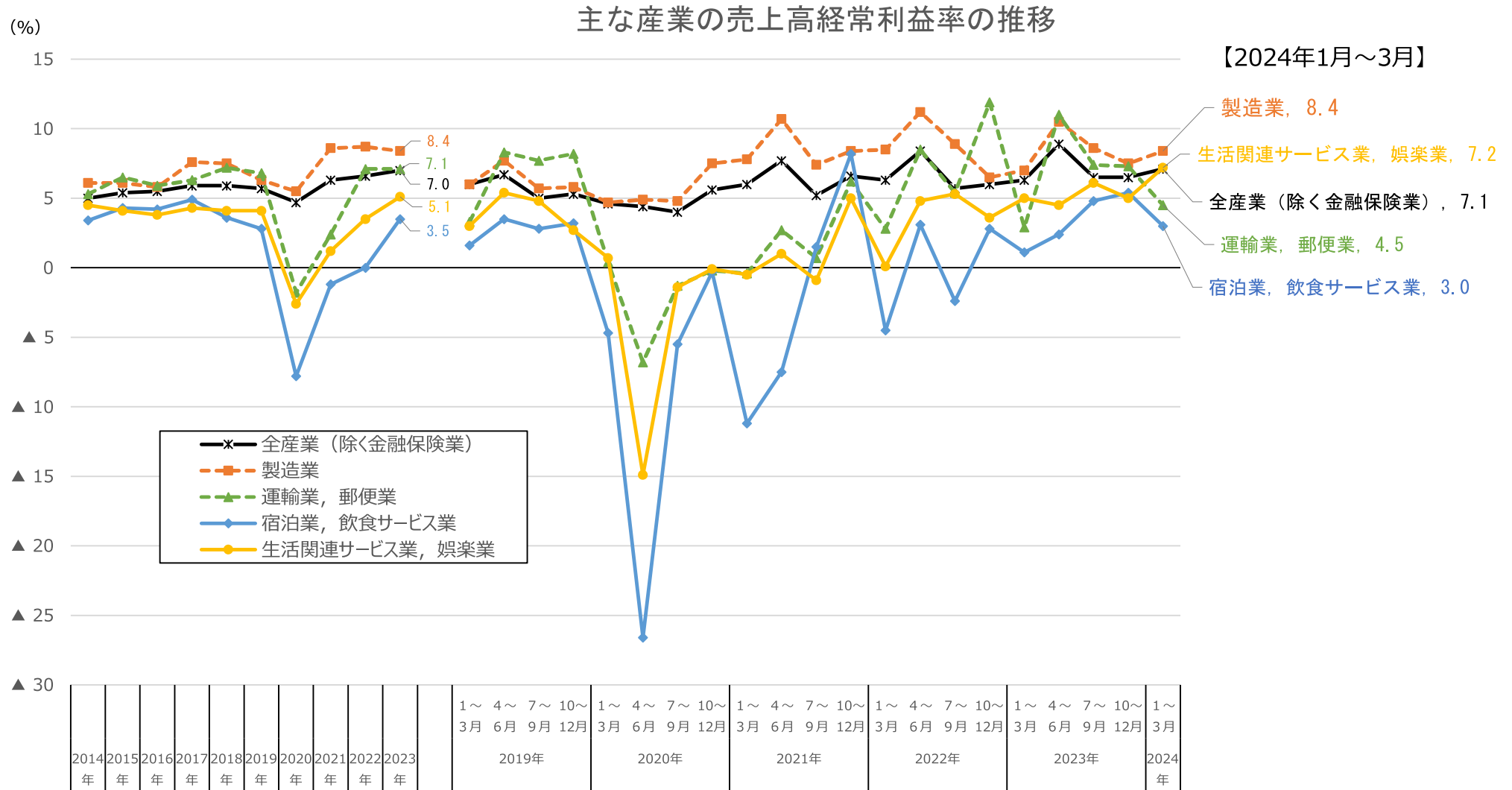
- (注) 1. 2020年1月の新規求人数(季節調整値)を100とした場合の各月の新規求人数(季節調整値)の水準。  
 2. 各ランクの新規求人数は、当該ランクに属する都道府県の就業地別新規求人数(季節調整値)を合算して算出。  
 3. 各都道府県のランクは、現時点のランクにそろえている。

# 産業別の状況



# 主な産業の売上高経常利益率の推移

○ 主な産業の経常利益率の推移をみると、2020年4～6月期に一部の産業で大きく低下しているが、その後は、四半期ごとに変動はあるものの、改善傾向で推移している。



(資料出所) 財務省「法人企業統計」より作成。

(注) 1. 資本金、出資金又は基金1,000万円以上の営利法人等が対象。  
 2. 暦年の数値は、四半期データを合算して作成。

# (参考) 売上高経常利益率の推移(詳細)

(単位：%)	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年					2021年					2022年					2023年					2024年
							1~3月	4~6月	7~9月	10~12月	1~3月	4~6月	7~9月	10~12月	1~3月	4~6月	7~9月	10~12月	1~3月	4~6月	7~9月	10~12月	1~3月	4~6月	7~9月	10~12月	
全産業(除く金融保険業)	5.0	5.4	5.5	5.9	5.9	5.7	4.7	4.6	4.4	4.0	5.6	6.3	6.0	7.7	5.2	6.6	6.6	6.3	8.4	5.7	6.0	7.0	6.3	8.9	6.5	6.5	7.1
製造業	6.1	6.1	5.8	7.6	7.5	6.3	5.5	4.7	4.9	4.8	7.5	8.6	7.8	10.7	7.4	8.4	8.7	8.5	11.2	8.9	6.5	8.4	7.0	10.5	8.6	7.5	8.4
非製造業	4.5	5.0	5.4	5.2	5.2	5.5	4.3	4.6	4.1	3.7	4.8	5.4	5.3	6.4	4.2	5.8	5.6	5.4	7.2	4.2	5.8	6.4	6.0	8.2	5.6	6.1	6.6
農林水産業	4.0	3.7	5.9	2.7	2.0	3.4	1.2	3.7	▲5.3	0.0	5.3	4.9	6.7	5.9	2.2	4.8	5.9	2.7	7.2	3.2	9.3	6.4	7.1	4.8	4.7	9.7	2.7
鉱業、採石業、砂利採取業	35.8	24.1	14.0	21.6	19.9	22.8	8.8	19.3	13.7	13.2	▲17.3	24.7	20.6	28.2	25.1	24.6	32.6	24.4	24.6	29.0	50.1	28.1	23.3	26.5	30.3	32.4	35.1
建設業	4.6	5.7	6.4	6.3	5.9	6.0	6.1	8.6	4.0	5.2	5.6	6.4	9.8	5.6	4.5	5.2	5.1	7.9	4.4	2.7	4.9	6.7	9.6	6.0	4.9	5.6	9.9
電気業	0.1	5.4	4.6	3.2	3.3	4.2	4.2	0.9	7.5	8.3	▲0.1	1.6	▲1.8	10.0	4.4	▲3.5	▲3.7	▲2.5	▲0.3	▲6.0	▲4.8	7.9	4.2	15.3	9.4	4.1	0.4
ガス・熱供給・水道業	4.6	9.7	6.5	5.2	3.8	5.9	5.4	6.8	7.6	4.2	2.4	2.1	4.8	8.5	▲2.3	▲2.7	3.0	8.6	3.4	▲4.9	4.5	7.3	11.2	12.3	1.9	1.3	3.8
情報通信業	8.6	8.9	9.2	9.7	10.0	9.7	9.5	7.6	12.0	9.2	9.4	10.3	8.5	11.0	8.9	12.8	10.4	9.0	16.1	8.0	9.1	10.7	9.7	14.2	8.8	10.1	9.7
運輸業、郵便業	5.3	6.5	5.9	6.3	7.2	6.8	▲1.8	0.4	▲6.8	▲1.3	▲0.2	2.4	▲0.4	2.7	0.7	6.2	7.1	2.8	8.5	5.4	11.9	7.1	2.9	11.0	7.4	7.3	4.5
卸売業・小売業	2.4	2.5	2.5	2.7	2.8	2.9	2.7	2.2	2.4	2.4	3.6	3.2	2.6	3.4	2.9	3.8	3.9	3.3	5.0	3.3	4.0	3.8	3.4	4.8	3.7	3.6	3.6
不動産業、物品賃貸業	10.5	12.2	12.2	12.3	12.0	11.6	10.1	9.0	11.3	9.6	10.9	11.5	10.8	13.8	10.9	10.5	11.6	11.2	12.3	10.5	12.3	11.4	10.8	12.9	11.5	10.5	12.6
サービス業	7.8	8.0	9.8	8.2	8.0	9.1	5.8	6.6	6.8	2.8	6.5	9.1	10.1	12.0	4.6	9.3	8.3	9.0	10.9	6.1	7.3	8.7	8.1	11.7	5.8	9.3	9.8
宿泊業、飲食サービス業	3.4	4.3	4.2	4.9	3.6	2.8	▲7.8	▲4.7	▲26.6	▲5.5	▲0.3	▲1.2	▲11.2	▲7.5	1.5	8.2	0.0	▲4.5	3.1	▲2.4	2.8	3.5	1.1	2.4	4.8	5.4	3.0
生活関連サービス業、娯楽業	4.5	4.1	3.8	4.3	4.1	4.1	▲2.6	0.7	▲14.9	▲1.4	▲0.1	1.2	▲0.5	1.0	▲0.9	5.0	3.5	0.1	4.8	5.3	3.6	5.1	5.0	4.5	6.1	5.0	7.2
学術研究、専門・技術サービス業	15.6	16.4	22.4	14.4	16.0	19.9	15.9	15.8	26.6	6.1	12.9	19.3	23.3	28.4	7.2	15.1	16.5	19.9	20.9	10.0	14.7	17.3	14.8	24.5	7.5	21.1	18.2
教育、学習支援業	7.6	5.1	4.7	8.1	7.4	5.6	4.4	7.9	▲16.9	11.5	8.1	7.9	8.1	6.0	11.0	6.5	5.8	5.8	1.3	10.4	5.4	9.4	10.1	4.9	14.0	8.0	8.1
医療、福祉業	5.9	6.1	6.8	5.1	4.3	3.8	5.0	4.9	2.8	5.1	7.0	4.8	3.5	5.8	4.4	5.2	4.7	3.2	5.2	7.3	3.0	2.0	2.0	3.3	0.8	2.0	5.1
職業紹介・労働者派遣業	3.7	4.6	5.1	6.0	5.2	5.3	5.2	4.6	5.1	2.3	8.7	6.8	5.8	5.3	6.2	9.4	6.6	6.5	6.5	8.0	5.4	5.7	4.1	9.3	5.8	3.6	2.5
その他のサービス業	5.5	6.2	7.1	7.0	6.3	6.9	6.0	6.1	6.3	4.9	6.6	7.2	7.7	8.8	5.4	6.9	6.4	7.7	7.8	5.8	4.7	6.3	7.2	8.9	4.8	4.4	7.7

(資料出所) 財務省「法人企業統計」より作成。

(注) 1. 資本金、出資金又は基金1,000万円以上の営利法人等が対象。

2. 暦年の数値は、四半期データを合算して作成。

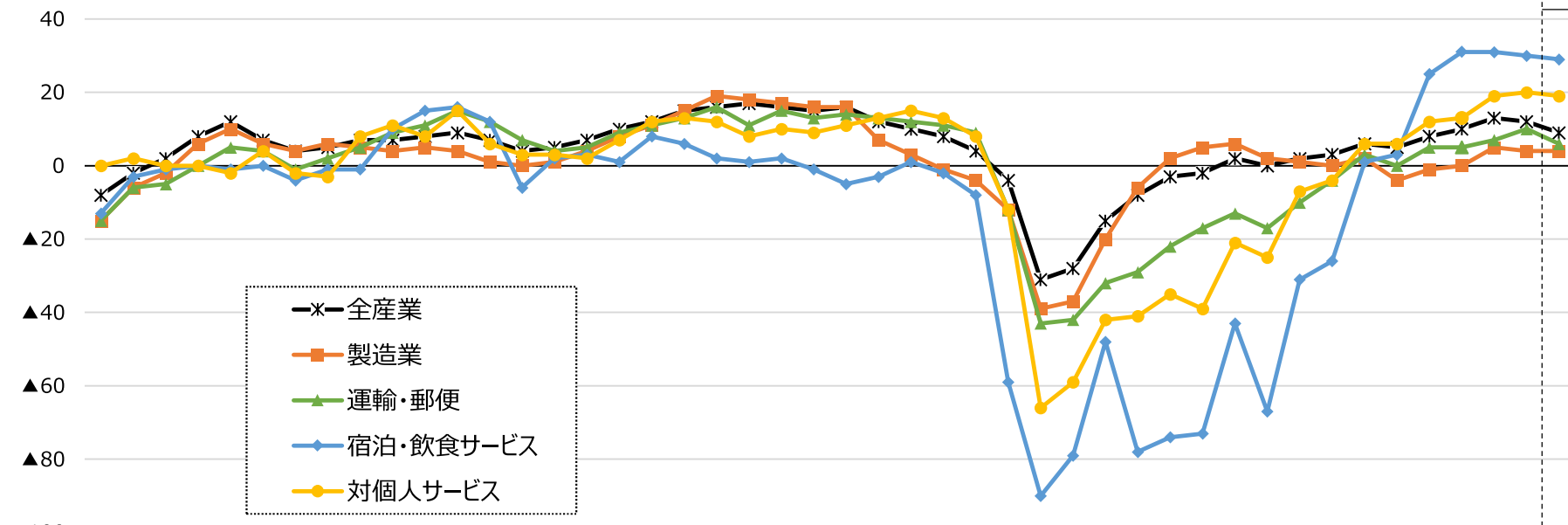
# 日銀短観による主な産業の業況判断DIの推移

○ 日銀短観による主な産業の業況判断DIの推移をみると、2020年前半に大きく低下したが、その後は改善傾向にあり、宿泊業、飲食サービス業は2023年9月以降+30前後で推移している。

(%ポイント：「良い」-「悪い」)

## 主な産業の業況判断DIの推移

先行き



	2013年			2014年			2015年			2016年			2017年			2018年			2019年			2020年			2021年			2022年			2023年			2024年													
	3月	6月	9月	12月	3月	6月	9月	12月	3月	6月	9月	12月	3月	6月	9月	12月	3月	6月	9月	12月	3月	6月	9月	12月	3月	6月	9月	12月	3月	6月	9月	12月	3月	6月													
全産業	▲8	▲2	2	8	12	7	4	5	7	7	8	9	7	4	5	7	10	12	15	16	17	16	15	16	12	10	8	4	▲4	▲3	▲2	▲1	▲8	▲3	▲2	2	0	2	3	6	5	8	10	13	12	9	
製造業	▲1	▲6	▲2	6	10	6	4	6	5	4	5	4	1	0	1	4	8	11	15	19	18	17	16	16	7	3	▲1	▲4	▲1	▲3	▲3	▲2	▲6	2	5	6	2	1	0	2	▲4	▲1	0	5	4	4	
運輸・郵便	▲1	▲6	▲5	0	5	4	▲1	2	5	9	11	15	12	7	4	5	9	11	13	16	11	15	13	14	13	12	11	9	▲1	▲4	▲4	▲3	▲2	▲2	▲1	▲1	▲1	▲1	▲4	3	0	5	5	7	10	6	
宿泊・飲食サービス	▲1	▲3	▲1	0	▲1	0	▲4	▲1	▲1	10	15	16	12	▲6	2	3	1	8	6	2	1	2	▲1	▲5	▲3	1	▲2	▲8	▲5	▲9	▲7	▲4	▲7	▲7	▲7	▲4	▲6	▲3	▲2	1	3	25	31	31	30	29	
対個人サービス	0	2	0	0	▲2	4	▲2	▲3	8	11	8	15	6	3	3	2	7	12	13	12	8	10	9	11	13	15	13	8	▲1	▲6	▲5	▲4	▲4	▲4	▲3	▲3	▲2	▲2	▲7	▲4	6	6	12	13	19	20	19

(資料出所) 日本銀行「全国企業短期経済観測調査」

(注) 1. 調査対象は、資本金2千万円以上の民間企業（「金融機関」および「経営コンサルタント業、純粋持株会社」を除く）。

2. 2024年6月の数値は、2024年3月調査による「先行き（3か月後）の状況」の数値。

3. 「対個人サービス」は、「洗濯・理容・美容・浴場業」「その他の生活関連サービス業」「娯楽業」「専修学校、各種学校」「学習塾」「教養・技能教授業」「老人福祉・介護事業」「その他の社会保険・社会福祉・介護事業」からなる。

# 国内企業物価指数（前年同月比）の推移

○ 国内企業物価指数については、2023年に入ってから上昇率が縮小している。



(資料出所) 日本銀行「企業物価指数」  
(注) 2024年5月速報値。

# 輸入物価指数（円ベース・前年同月比）の推移

○ 輸入物価指数については、2022年10月以降、円ベース・前年同月比が縮小した。2024年5月は6.9%であり、足下では上昇傾向である。



(資料出所) 日本銀行「企業物価指数」

(注) 2024年5月速報値。

# 消費者物価の動向

# 消費者物価指数の指標

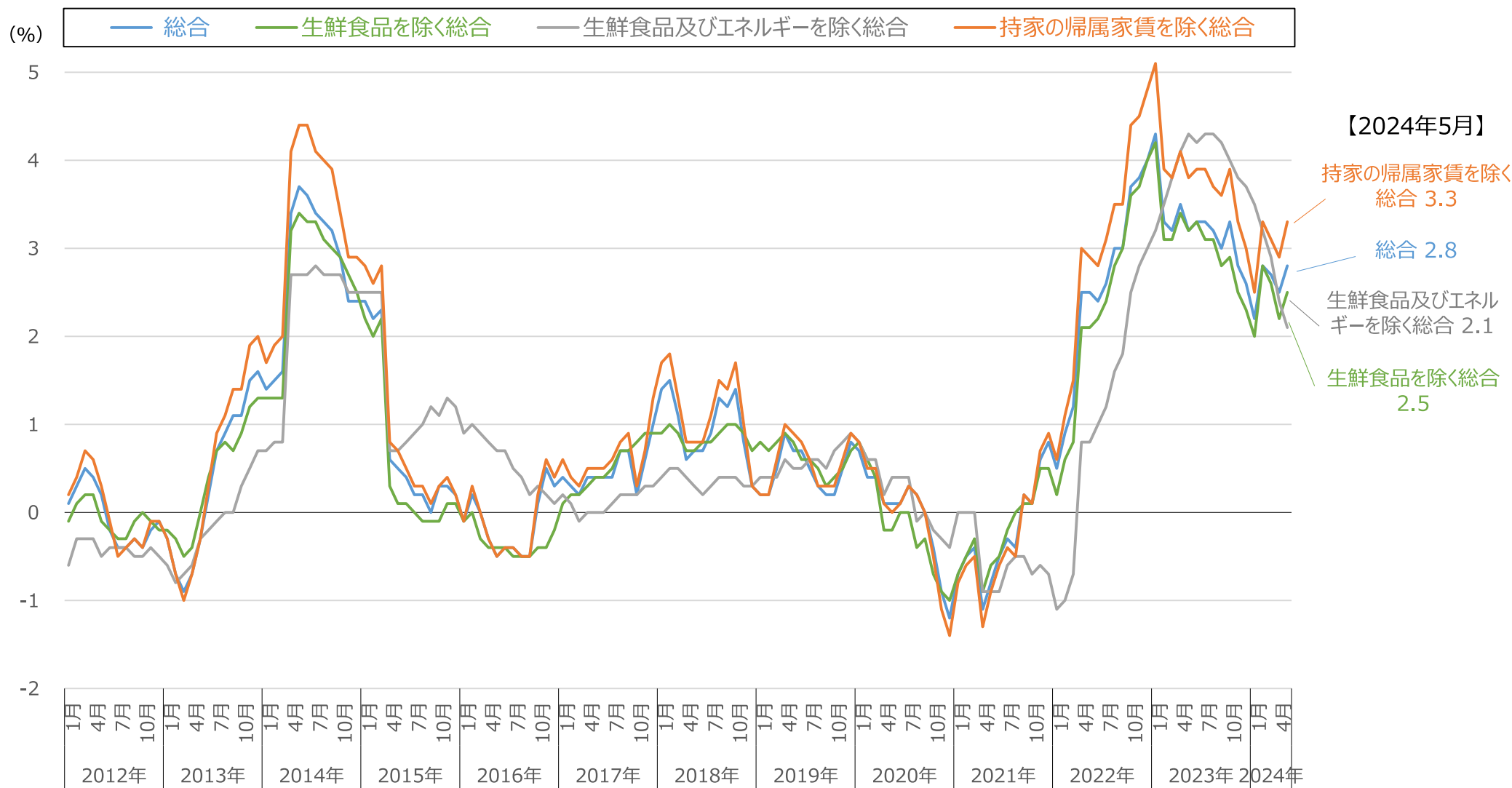
- 消費者物価指数の指標には、「総合」のほか、消費者物価の基調を把握するため、変動が大きい品目を除いた「生鮮食品を除く総合」「生鮮食品及びエネルギーを除く総合」があるが、中央最低賃金審議会の「主要統計資料」では、消費者と実際に取引がある品目の価格の動きを把握するため、「持家の帰属家賃を除く総合」を利用している。

「総合」	世帯が購入する財・サービスのうち、世帯の消費支出上一定の割合を占める重要な品目の価格の指数を計算し、これをウェイト（家計の消費支出に占める割合）により加重平均したもの。
「生鮮食品を除く総合」	消費者物価の基調を把握するため、天候要因で値動きが激しい「生鮮食品」を除いたもの。
「生鮮食品及びエネルギーを除く総合」	消費者物価の基調を把握するため、天候要因で値動きが激しい「生鮮食品」や、海外要因で変動する原油価格の影響を直接受ける「エネルギー」（電気代、都市ガス代、プロパンガス、灯油、ガソリン）を除いたもの。
「持家の帰属家賃を除く総合」	消費者と取引がある品目の価格の動きを把握するため、実際に市場での売買がない「持家の帰属家賃」を除いたもの。  ※ 「持家の帰属家賃」とは、実際には家賃の支払を伴わない持家住宅についても、通常の借家や借間と同様のサービスが生産され、消費されるものと仮定して、一般市場価格で評価した概念的なもの。  ※ 家計調査の「消費支出」や毎月勤労統計調査の「賃金」は、「持家の帰属家賃を除く総合」を使用して実質化している。

# 消費者物価指数の推移(対前年同月比)

- 2024年5月の消費者物価指数の「総合」は+2.8%、「生鮮食品を除く総合」は+2.5%、「生鮮食品及びエネルギーを除く総合」は+2.1%、「持家の帰属家賃を除く総合」は+3.3%となっている(いずれも対前年同月比)。
- 物価の上昇は2023年以降、減少の傾向にあるものの、足下はプラスで推移している。

消費者物価指数の推移 (対前年同月比)



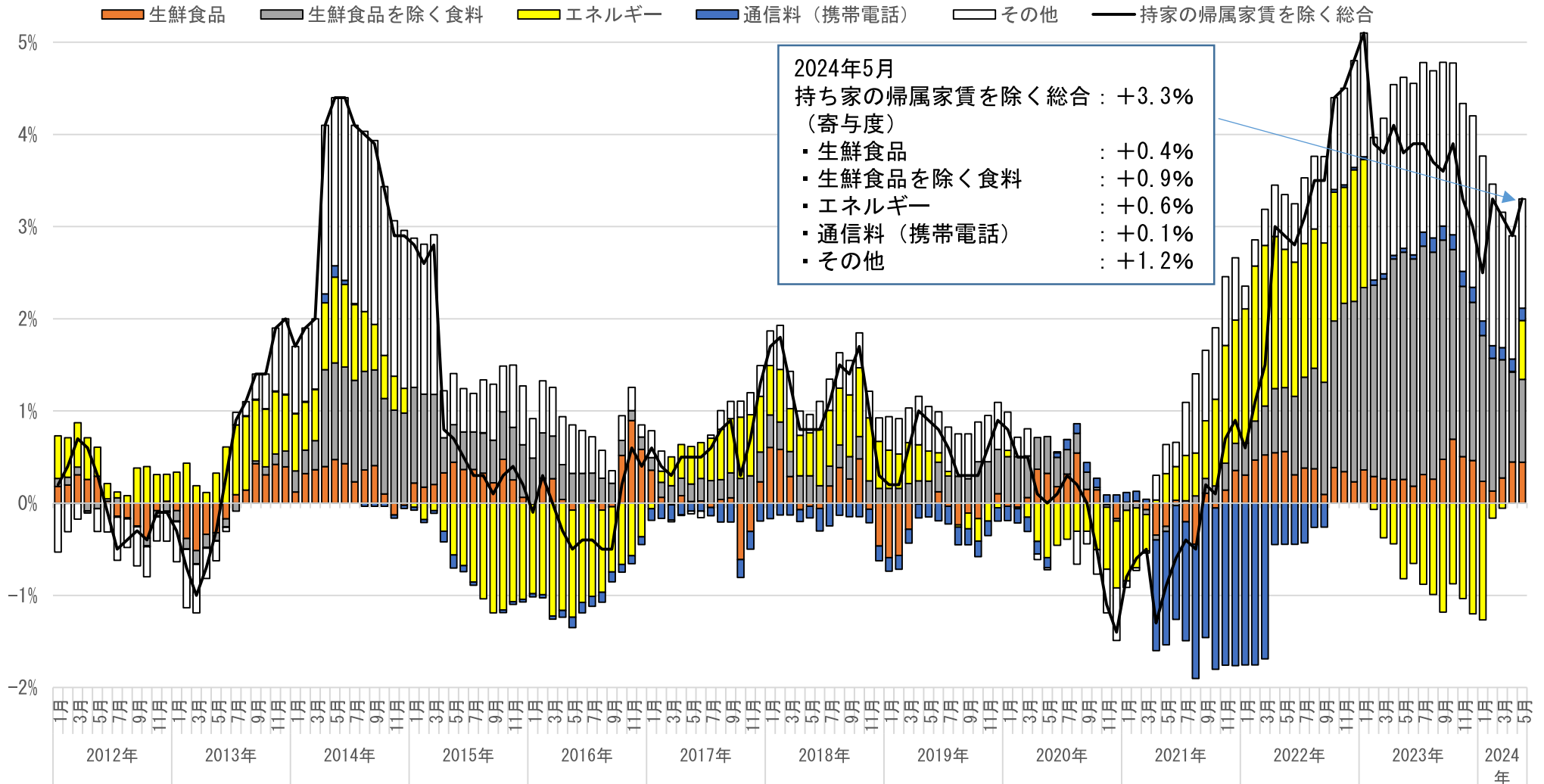
(資料出所) 総務省「消費者物価指数」



# 消費者物価指数の「持家の帰属家賃を除く総合」の主な項目別寄与度の推移

○ 消費者物価指数の「持家の帰属家賃を除く総合」(前年同月比)は、2024年5月に+3.3%となっているが、主な項目別の寄与度をみると、生鮮食品を除く食料の寄与度が大きい。またエネルギーは、2023年2月以降マイナスの寄与度が大きかったが、2024年2月以降マイナスの寄与度は小さくなり、2024年5月はプラスに寄与している。

消費者物価指数（持家の帰属家賃を除く総合）の前年同月比の主な項目別寄与度の推移



(資料出所) 総務省「消費者物価指数」をもとに厚生労働省労働基準局にて作成。

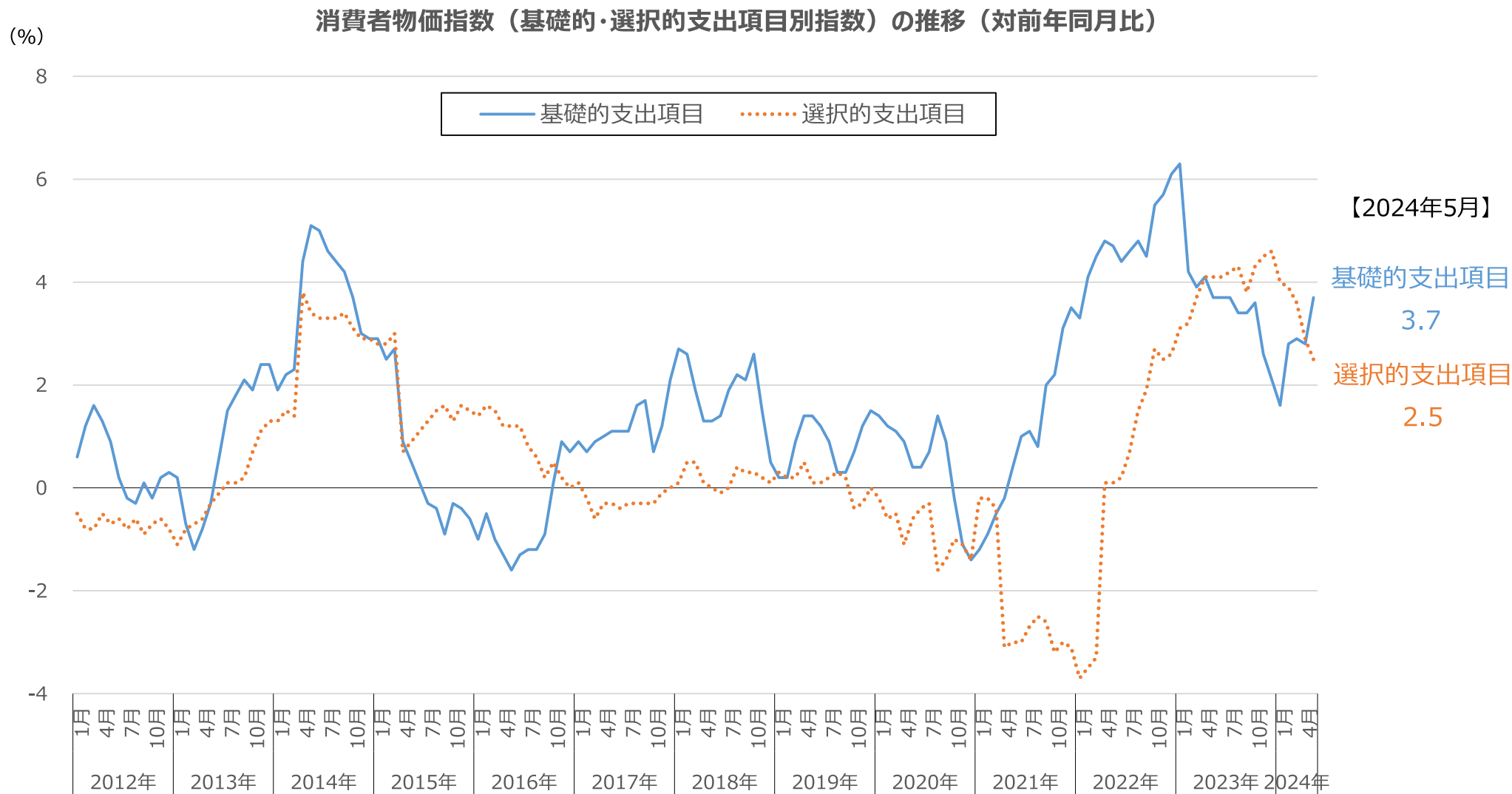
(注) 1. 各項目の寄与度は、「当該項目のウエイト／持家の帰属家賃を除く総合のウエイト×(当月の当該項目の指数-前年同月の当該項目の指数)／前年同月の持家の帰属家賃を除く総合の指数」により算出。

2. 「その他」の寄与度は、持家の帰属家賃を除く総合の前年同月比から各項目の寄与度を控除した残差として計算。

3. 「エネルギー」は、電気代、都市ガス代、プロパンガス、灯油及びガソリン。

# 消費者物価指数の「基礎的・選択的支出項目別指数」の推移

○ 消費者物価指数の「基礎的・選択的支出項目別指数」（対前年同月比）を見ると、2024年5月では、「基礎的支出項目」は+3.7%、「選択的支出項目」は+2.5%となっている。

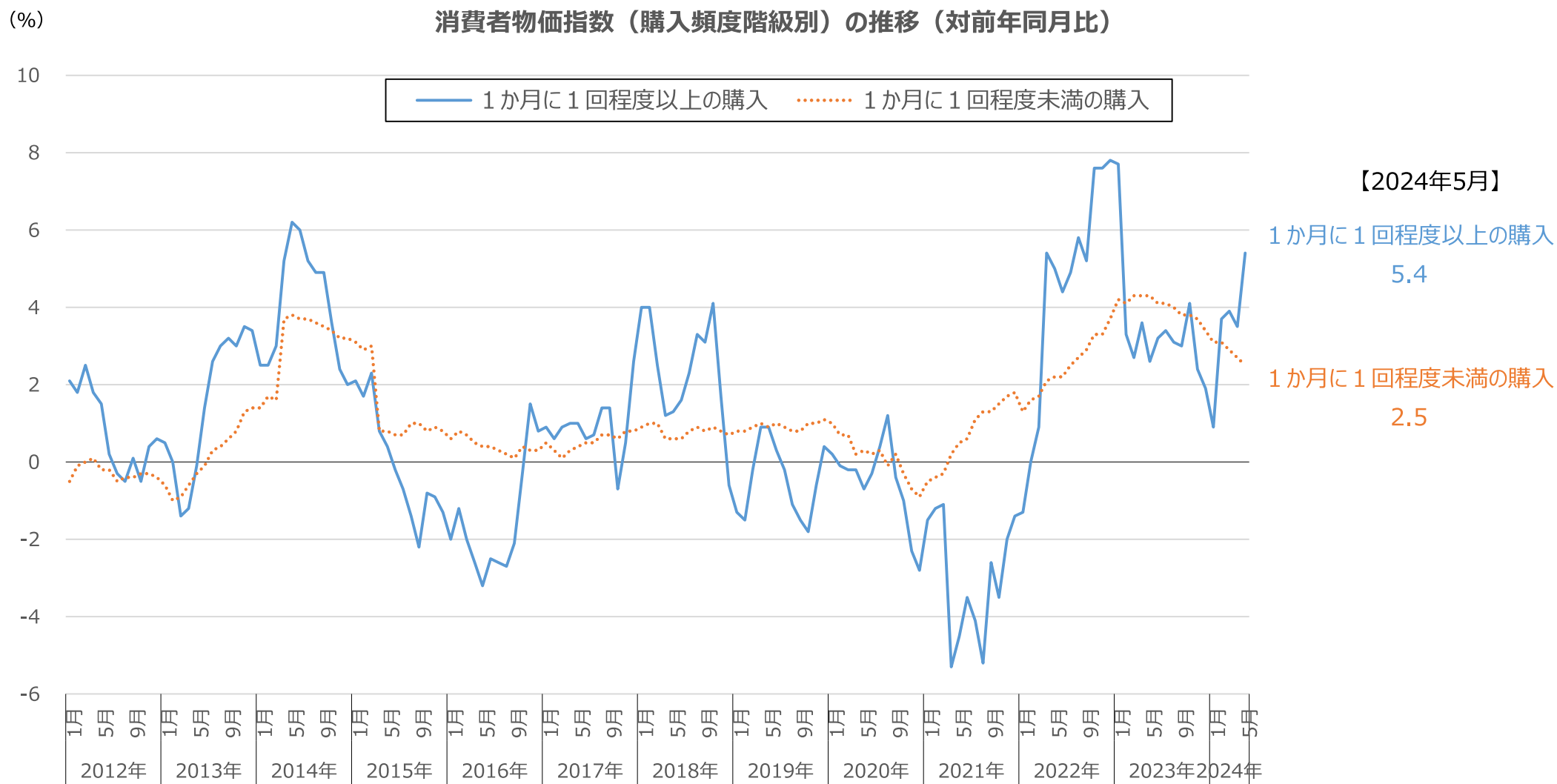


（資料出所）総務省「消費者物価指数」

- （注） 1. 基礎的支出項目（必需品的なもの）とは、支出弾力性が1.00未満の支出項目であり、食料、家賃、光熱費、保健医療サービスなどが該当。  
 選択的支出項目（贅沢品的なもの）とは、支出弾力性が1.00以上の支出項目であり、教育費、教養娯楽用耐久財、月謝などが該当。  
 2. 支出弾力性とは、消費支出総額が1%変化する時に各財・サービス（支出項目）が何%変化するかを示した指標。  
 3. 基礎的支出項目・選択的支出項目別指数は、持家の帰属家賃を除く総合から作成されている。

# 消費者物価指数の「購入頻度階級別指数」の推移

○ 消費者物価指数の「購入頻度階級別指数」(対前年同月比)を見ると、2024年5月では、「1か月に1回程度以上の購入」は+5.4%、「1か月に1回程度未満の購入」は+2.5%となっている。



(資料出所) 総務省「消費者物価指数」

(注) 1. 購入頻度階級別指数は、指数品目を家計調査から得られる1世帯当たり購入頻度によって区分し、購入頻度の階級区別に指数を作成したものの。  
2. 購入頻度階級別指数は、持家の帰属家賃を除く総合から作成されている。

# 倒産の動向

# 倒産件数及び物価高倒産件数の推移

## 2024年版 中小企業白書（抜粋）（左図）

### 第1部 令和5年度（2023年度）の中小企業の動向

第1-2-25 図は、「全国企業倒産状況」を用いて、倒産件数の推移を見たものである。これを見ると、感染症下である2020年から2022年にかけて、資金繰り支援等の各種施策により、倒産件数は低水準で推移したことが分かる。一方、直近の2023年においては感染拡大前の水準まで増加し、8,690件となっている。

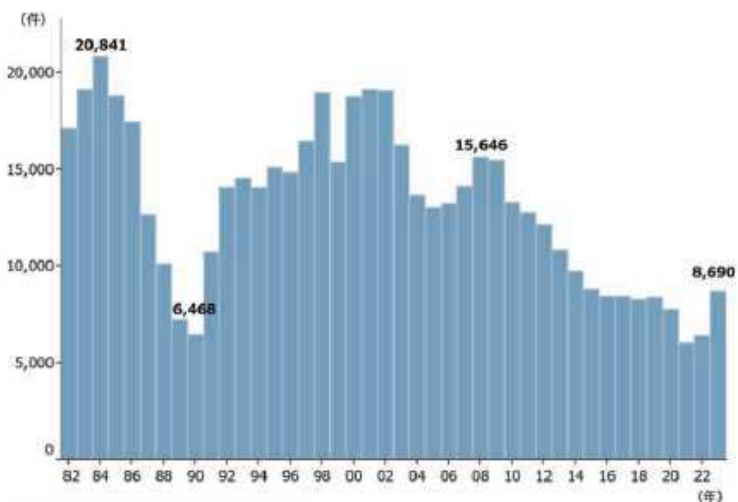
## 全国企業倒産集計（2024年5月報）（抜粋）（右図）

「物価高（インフレ）倒産」は、2024年5月に99件（前年同月67件、47.8%増）発生し、過去最多だった2024年3月（106件）に次ぐ高水準となった。業種別にみると、『建設業』（32件）が最も多く、『小売業』（19件）、『運輸・通信業』（16件）が続いた。また、十分な価格転嫁ができず経営破綻に至った「値上げ難型」の倒産は24年5月に13件発生した。

## 全国企業倒産集計（2024年4月報）（抜粋）

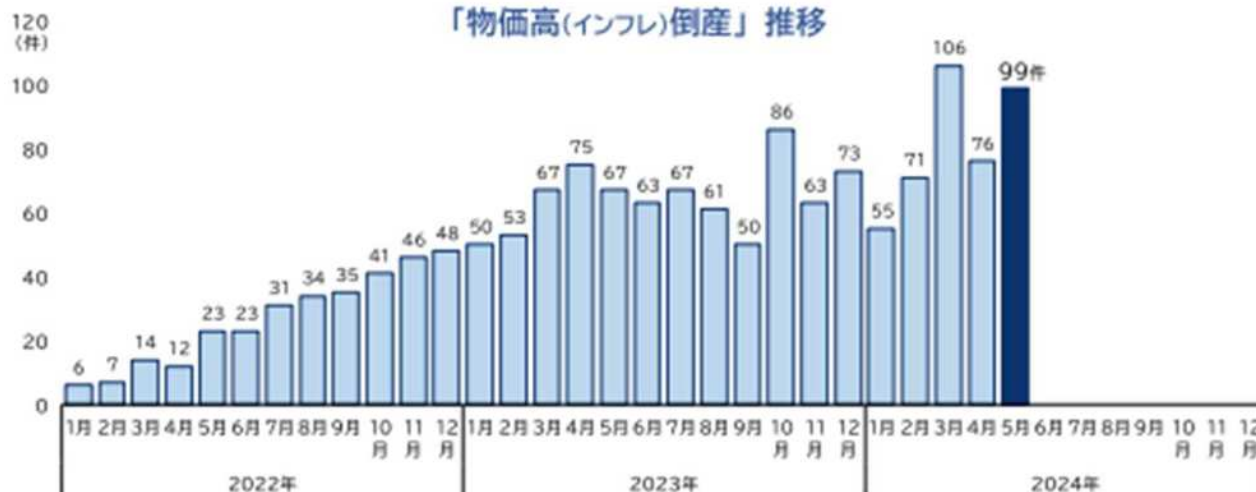
2023年度の「物価高倒産」は837件と全倒産の約1割を占め、過去最多を更新。2024年4月の「円安倒産」は5件判明し、23カ月連続の発生となった。日米金利差を背景に円安基調は続くと考えられ、今後も関連倒産が高水準で推移する可能性が高い。

倒産件数の推移



資料：（株）東京商工リサーチ「全国企業倒産状況」  
 （注）1.倒産とは、企業が債務の支払不能に陥ることや、経済活動を続けることが困難になった状態となること。また、私的整理（取引停止処分、内整理）も倒産に含まれる。  
 2.負債総額1,000万円以上の倒産が集計対象。

「物価高(インフレ)倒産」推移



# 原因別倒産状況の推移

○ 原因別の倒産状況を見ると、「販売不振」が最も多くなっている。

	放漫経営	過少資本	連鎖倒産	しわよせ 既往の	信用性の 低下	販売不振	回収 掛金難	在庫状態 悪化	設備投資 過大	その他
2017年	422	390	447	1,044	43	5,813	31	4	49	162
2018年	409	342	374	967	56	5,799	27	8	71	182
2019年	434	337	370	844	37	6,079	38	8	56	180
2020年	390	205	361	771	34	5,729	26	2	47	208
2021年	284	101	299	674	25	4,403	18	3	34	189
2022年	285	124	401	757	45	4,525	20	2	38	231
2023年	386	156	476	939	43	6,380	22	2	31	255

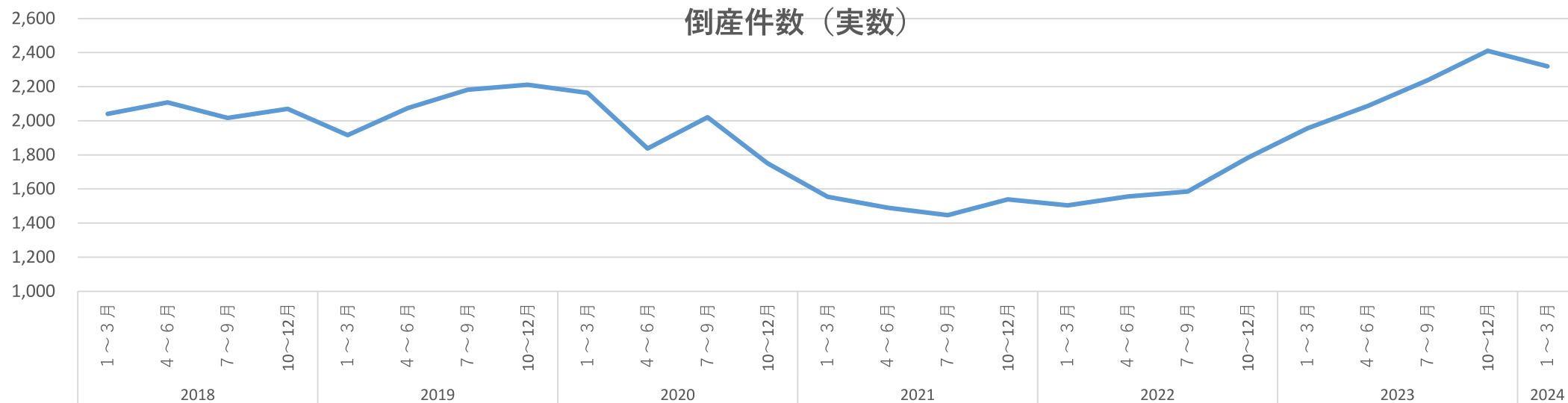
(資料出所) 中小企業庁ホームページ「倒産の状況」(<https://www.chusho.meti.go.jp/koukai/chousa/tousan/>)

- (注) 1. 中小企業庁において、株式会社東京商工リサーチ「全国企業倒産状況」の調査結果を、負債総額、資本金別、業種別、原因別で倒産状況を取りまとめているもの。  
 2. 倒産とは、企業が債務の支払不能に陥ったり、経済活動を続けることが困難になった状態となること。また、私的整理（取引停止処分、内整理）も倒産に含まれる。  
 3. 負債総額1,000万円以上の倒産が対象。

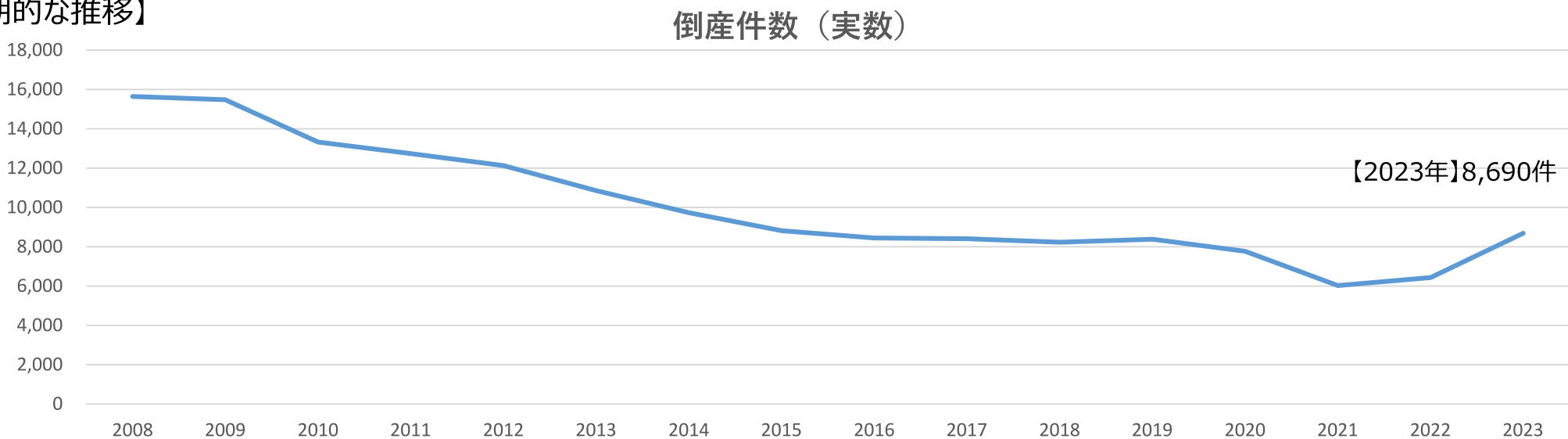
# 倒産件数(実数)の推移

○ 倒産件数の推移をみると、2023年は継続して上昇している。一方、長期的には減少傾向にある。

## 【足下の推移】

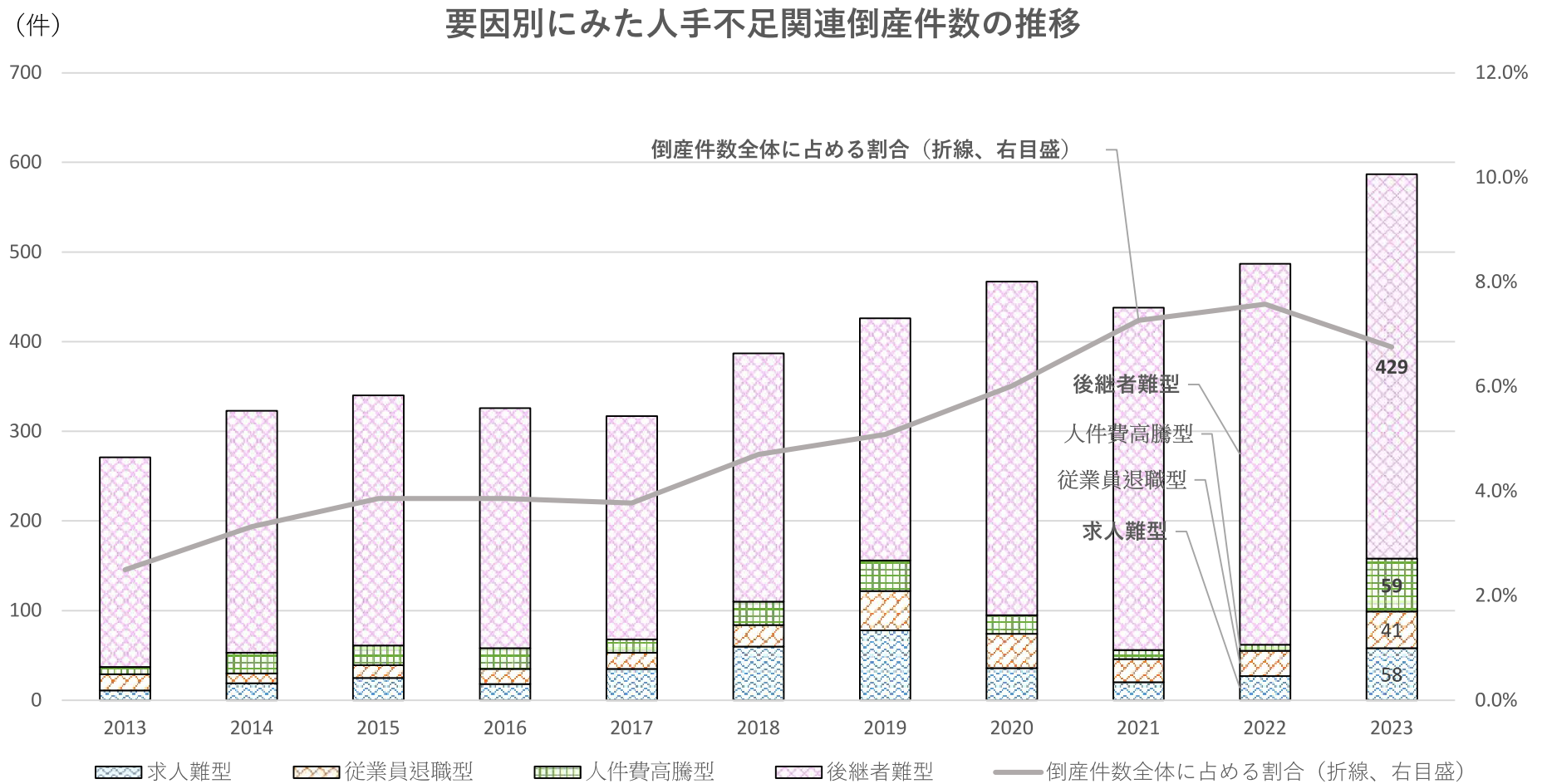


## 【長期的な推移】



# 要因別でみた人手不足関連倒産の推移

○ 人手不足関連倒産件数の推移をみると、2021年は前年の2020年を下回ったものの、近年は増加傾向にあり、倒産件数全体に占める人手不足関連倒産の割合は上昇している。また、人手不足関連倒産の要因は、「後継者難型」が最も多い。



資料出所：東京商工リサーチ「全国企業倒産状況」をもとに厚生労働省労働基準局にて作成  
 （注）負債額1,000万円以上を集計したもの。



中小企業への支援・経済対策・エネルギー価格対策等

## 経済産業省関連施策

### 中小企業生産性革命推進事業 <2,000億円>

(独)中小企業基盤整備機構が、生産性向上に取り組む中小企業・小規模事業者の設備投資、IT導入、国内外の販路開拓、事業承継・引継ぎ等を継続的に支援。

- ① ものづくり・商業・サービス生産性向上促進事業（ものづくり補助金）**  
(補助額：100万～1億円、補助率：中小1/2 小規模2/3)  
…革新的なサービス開発・試作品開発・生産プロセス等の改善に必要な設備投資等を支援
- ② 小規模事業者持続的発展支援事業（持続化補助金）**  
(補助額：～250万円、補助率：2/3等)  
…小規模事業者が経営計画を作成して取り組む販路開拓の取組等を支援
- ③ サービス等生産性向上IT導入支援事業（IT導入補助金）**  
(補助額：5万～450万円、補助率：1/2～3/4)  
…中小企業・小規模事業者等の労働生産性の向上を目的として、業務効率化やDX等に向けたITツール（ソフトウェア、アプリ、サービス等）の導入を支援
- ④ 事業承継・引継ぎ支援事業（事業承継・引継ぎ補助金）**  
(補助額：150万～600万円又は800万円、補助率：1/2～2/3)  
…事業承継・M&A後の経営革新（設備投資・販路開拓等）に係る費用やM&A時の専門家活用に係る費用、事業承継・M&Aに伴う廃業等に係る費用を支援

### よろず支援拠点等の支援体制の充実 | 35億円の内数(37.0億円の内数) | <112億円の内数>

各都道府県に設置したよろず支援拠点において、働き方改革や賃上げ、被用者保険の適用拡大などを含む、多様な経営相談に対して、専門家等による相談対応を実施。

### 地方公共団体による小規模事業者支援推進事業 | 10.7億円(10.7億円) | <2.3億円>

小規模事業者の販路開拓や生産性向上の取組等を都道府県が支援する際、国がその実行に係る都道府県経費の一部を支援。

### 中小企業省力化投資補助事業 <1,000億円>

構造的な人手不足の解決に向けて、カタログから選ぶ簡易で即効性のある省力化投資を支援。

## 厚生労働省関連施策

### 業務改善助成金 | 8.2億円(9.9億円) | <180億円>

事業場内最低賃金を一定額以上引き上げるとともに、生産性向上に資する設備投資等を行った中小企業等に対し、その設備投資等に要した費用の一部を助成。

### 働き方改革推進支援助成金 | 71.0億円(68.4億円) |

生産性を高めながら労働時間の縮減等に取り組む中小企業等について、その取組に要する費用を助成。

### 働き方改革推進支援事業 | 31.4億円(36.7億円) |

働き方改革推進支援センターにおいて、労務管理等の専門家による窓口相談、企業の取組事例や労働関係助成金の活用方法などに関するセミナー等を実施。

### 日本政策金融公庫による企業活力強化貸付(働き方改革推進支援資金)

最低賃金の引上げに取り組む事業者に対し、設備・運転資金の低利貸し付け

### キャリアアップ助成金 | 1,106億円(829億円) |

非正規雇用労働者の正社員転換、処遇改善を実施した事業主に対し助成。

### 被用者保険の適用拡大に当たっての周知・専門家活用支援

| 7.5億円(7.4億円) |

平成28年10月の適用拡大の際には、社会保険加入のメリットや働き方の変化について企業が従業員に丁寧に説明することが、就業調整の回避に有効であった。適用拡大を更に進めるに当たり、労働者本人への周知・企業から従業員への説明支援のための取組を行う。

### 生産性向上人材育成支援センターによる支援訓練 | 543億円の内数(528億円の内数) |

「生産管理、IoT、クラウドの活用」等のカリキュラムを、利用企業の課題に合わせてカスタマイズし、専門的な知見やノウハウを有する民間機関等を活用して実施。

### 人材開発支援助成金等による支援 | 640億円(652億円) |

人材開発支援助成金により、事業主等が雇用する労働者に対して職務に関連した専門的な知識及び技能の習得をさせるための職業訓練等を計画に沿って実施した場合等に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成。

人材確保等支援助成金により、中小企業者に対して労働環境の向上を図るための事業を行う場合に助成する制度等の整備を通じて、雇用管理改善等に取り組む事業主に対して助成。

### テレワークの定着・促進に向けた支援 | 4.4億円(5.6億円) |

雇用型テレワークについて、ガイドラインの周知、テレワーク相談センターの設置・運営、テレワーク導入に係る助成、セミナーの開催等による導入支援を実施。

### 民間企業のための女性活躍促進事業 | 1.9億円(2.3億円) |

中小事業主を含めた全ての事業主に対し、女性活躍推進アドバイザーによる個別訪問・オンライン等により企業における女性活躍推進に係る行動計画の実施等を支援。

## 生活衛生業関連施策

### 日本政策金融公庫の生活衛生貸付に係る特別利率の適用

…生産性向上に資する取組や従業員の賃上げに取り組む事業者に対し特別利率を適用。

### デジタル化推進事業 <1.7億円>

…好事例の展開等によるデジタル化の推進

### 生活衛生関係営業収益力向上事業 | 1.0億円(1.0億円) |

…最低賃金のルールの徹底を図るとともに、同時に事業継承やインボイス制度に関するセミナーを開催

# 中小企業の生産性向上等に係る支援策における主な補助金・助成金の実績

名称	2023年度 応募・申請数（件） ※一部暫定値	2023年度 実績（件） ※一部暫定値	2023年度 執行額（億円） ※一部暫定値
ものづくり・商業・サービス生産性向上促進事業（ものづくり補助金）	16,167	8,069	—
小規模事業者持続的発展支援事業（持続化補助金）	53,308	31,162	—
サービス等生産性向上IT導入支援事業（IT導入補助金）	93,211	70,742	—
中小企業等事業再構築促進事業	20,028	7,642	—
業務改善助成金	19,764	13,603	151.6
働き方改革推進支援助成金	5,171	4,099	50.3
キャリアアップ助成金	72,662	65,590	521.7
人材開発支援助成金 ※ 人材育成支援コース、教育訓練休暇等付与コース、人への投資促進コース、事業展開等リスキング支援コース	61,989	38,192	197.2
人材確保等支援助成金 ※ 中小企業団体助成コース、人事評価改善等助成コース、テレワークコース	41	164	1.1

# 業務改善助成金の執行状況

(単位:億円)

	当初予算額 ①	前年度からの 繰越額 ②	補正予算額 ③	次年度への 繰越額 ④	予算現額 ⑤=①+②+ ③-④	執行額 ⑥	執行率 (%) ⑥/⑤
2023年度	7.9 (9.9)	92.6 (97.6)	171.7 (179.8)	94.0 (101.9)	178.2 (185.4)	151.6	85.0
2022年度	9.4 (11.9)	120.7 (125.7)	95.0 (100.0)	92.6 (97.6)	132.5 (140.0)	45.8	34.6
2021年度	9.4 (11.9)	13.7 (13.7)	129.8 (135.1)	120.7 (125.7)	32.2 (35.0)	28.9	89.8

※ 事業費を除いた業務改善助成金のみを記載。( )内の数値は、事業費を含めた金額。

※ 四捨五入の関係から、数値が一致しない場合がある。

# 業務改善助成金の都道府県別実績

	2021年度	2022年度	2023年度
北海道	120	201	645
青森	37	62	169
岩手	68	124	254
宮城	45	59	196
秋田	37	55	95
山形	65	74	147
福島	53	84	255
茨城	90	101	217
栃木	46	104	205
群馬	56	76	187
埼玉	75	105	359
千葉	115	121	242
東京	219	440	699
神奈川	171	274	437
新潟	55	86	326
富山	61	58	158
石川	54	78	189
福井	80	91	254
山梨	17	33	128
長野	102	106	248
岐阜	55	101	312
静岡	164	181	324
愛知	197	361	1,090
三重	58	72	249

(件)

	2021年度	2022年度	2023年度
滋賀	95	131	239
京都	60	85	186
大阪	238	358	1,042
兵庫	108	260	577
奈良	49	72	163
和歌山	59	89	176
鳥取	52	94	177
島根	35	45	161
岡山	93	104	266
広島	137	169	403
山口	72	107	241
徳島	54	84	130
香川	72	98	241
愛媛	65	96	173
高知	14	37	196
福岡	195	219	539
佐賀	38	32	211
長崎	44	83	216
熊本	93	123	155
大分	125	161	231
宮崎	43	54	153
鹿児島	25	42	122
沖縄	53	82	220
全国計	3,859	5,672	13,603

# 2021 (R3) 年夏以降の業務改善助成金の累次の要件緩和・拡充等について

＜2021年度＞		＜2022年度＞	
2021年 8月1日～	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 感染症の影響により特に業況が厳しい中小企業等に対し、賃金引上げ対象人数の拡大（最大7人以上→10人以上）による助成上限額の引上げ（最大450万円→600万円）</li> <li>● 助成対象となる設備投資の範囲の拡大（定員11人以上の自動車、パソコン・タブレット等）</li> </ul>	2022年 9月1日～	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 特例的に拡充してきた設備投資等の範囲が適用される事業者について、<u>原材料費等の高騰の影響を受けている事業者にも拡充・設備の範囲を拡充</u>（定員7人以上又は車両本体価格200万円以下の自動車、パソコン・タブレット等）</li> <li>● <u>最低賃金が相対的に低い地域の事業者に対して助成率を引上げ</u></li> </ul>
2021年 10月1日～	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 助成対象となる人材育成・教育訓練費用の要件緩和（例：外部団体が行う研修等の受講費の上限30万円→50万円）</li> <li>● 手続きの簡素化（申請に必要な賃金台帳の対象者を全労働者から賃上げ対象者に限定）</li> </ul>	2022年 12月12日～	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 特に最賃引上げが困難と考えられる「<u>事業場規模30人未満の事業者</u>」に対して、助成上限額を引上げ</li> <li>● 特例的に拡充してきた設備投資等の範囲が適用される事業者について、<u>生産性向上に資する設備投資等に「関連する経費」の支出も認める</u></li> <li>● <u>事業場規模を100人以下とする要件を廃止</u></li> </ul>
2022年 1月13日～	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 感染症の影響により特に業況が厳しい中小企業等に対し、<u>生産性向上に資する設備投資等に「関連する費用」（広告宣伝費、机・椅子の増設等）も助成対象として認める特例コースを新設。</u>（※）</li> </ul>	＜2023年度＞	
		2023年 8月31日～	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 対象となる事業場を<u>地域別最低賃金「+30円以内」から「+50円以内」に拡大</u></li> <li>● <u>事業場規模50人未満の事業者における特定の期間の賃金の引上げについて、引上げ後の申請を可能とする</u>（2024年1月31日申請分まで）</li> <li>● <u>事業場内最低賃金別の助成率区分の金額を引き上げる</u></li> </ul>

※ 特例コースについては、2023年1月31日で申請受付を終了。

## 2024 (R6) 年度においては、以下の要件見直しを実施

2024年4月1日～	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 生産量要件（感染症の影響により特に業況が厳しい中小企業）の特例を廃止</li> <li>● 特例事業者の「関連する経費」に係る支給を廃止</li> <li>● 申請の同一年度内「2回」を「1回」に変更</li> </ul>
------------	--

# 賃上げを後押しする予算措置【2023 (R5) 年度補正予算】

- 中小企業の大胆な賃上げを促すため、各種補助金において賃上げを行った場合のインセンティブ措置（補助上限・補助率の引上げ等）を設けている。
- 事業承継・引継ぎ補助金(経営革新事業)については、現在公募なし。

## <中小企業省力化投資補助金> 【2023 (R5) 年度補正 1,000億円】

□**事業概要**：構造的な人手不足の解決に向けて、カタログから選ぶ簡易で即効性のある省力化投資を支援。

□**補助率**：1/2

□**補助上限**：最大1000万円⇒一定水準以上の賃上げで **上限額を最大1,500万円に引き上げ**

## <事業承継・引継ぎ補助金> 【生産性革命推進事業 2023 (R5) 年度補正 2,000億円の内数】 (経営革新事業)

□**事業概要**：事業承継・M&A後の経営革新（設備投資・販路開拓等）に係る費用を支援

□**補助率**：1/2～2/3

□**補助上限**：最大600万円 ⇒ 一定水準以上の賃上げで **上限額を最大800万円に引上げ**

□**加点措置**：**事業場内最低賃金 + 30円の場合**実施

# 中小企業省力化投資補助事業

2023年度補正予算額 **1,000億円** (中小企業等事業再構築促進事業を再編して総額5000億円規模)

- 変革期間から3年間において、**人手不足に苦しむ中小企業の省力化投資を強力に支援**。
- **カタログから選ぶような汎用製品※の導入を補助**することで、簡易で即効性がある支援措置を新たに実施する。

※個々の事業の実情に合わせた効率化・高度化についても措置を講じ、一体的に運用

補助上限額	補助率
従業員数5名以下 200万円(300万円)	1/2
従業員数6~20名 500万円(750万円)	
従業員数21名以上 1000万円(1500万円)	

※賃上げ要件を達成した場合、( )内の値に補助上限額を引き上げ

## カタログを通じた汎用製品 (IoT、ロボット等) の導入支援イメージ

・無人搬送ロボット



著作者: user6702303 / 出典: Freepik  
[https://jp.freepik.com/free-photo/automated-guided-vehicle-loading-boxes\\_18321421.htm#query=agv&position=14&from\\_view=keyword&track=sph](https://jp.freepik.com/free-photo/automated-guided-vehicle-loading-boxes_18321421.htm#query=agv&position=14&from_view=keyword&track=sph)

・検品・仕分けシステム



著作者: macrovector / 出典: Freepik  
[https://jp.freepik.com/free-vector/smart-industry-icon\\_23182671.htm#query=%E6%A4%9C%E5%93%B1%E8%A3%85%E7%BD%AE&position=31&from\\_view=search&track=ais](https://jp.freepik.com/free-vector/smart-industry-icon_23182671.htm#query=%E6%A4%9C%E5%93%B1%E8%A3%85%E7%BD%AE&position=31&from_view=search&track=ais)

・キャッシュレス型自動券売機



提供: ピクスタ  
<https://pixta.jp/illustration/91446448>

## 再構築基金の事業スキーム (矢印: 資金の流れ)





# 事業承継・引継ぎ補助金

【生産性革命推進事業（2023年度補正予算 2,000億円）の内数】

- 事業承継やM&Aに係る設備投資等、M&A時の専門家活用に係る費用(ファイナンシャルアドバイザー(FA)や仲介に係る費用、デュー・ディリジェンス、セカンド・オピニオン、表明保証保険料等)を補助。
- 複数の中小企業を子会社化し、優良な経営資源を提供してグループ一体となって成長を目指す「中小企業のグループ化」を支援するため、経営革新枠において、複数の中小企業がグループ全体の生産性を向上させるための投資を行おうとする場合、**グループ一体として申請できるように運用を変更。**

	経営革新枠 (グループ申請を新設)	専門家活用枠	廃業・再チャレンジ枠
要件	経営資源引継ぎ型創業や事業承継(親族内承継実施予定者を含む)、M&Aを過去数年以内に行った者、又は補助事業期間中に行う予定の者	補助事業期間に経営資源を譲り渡す、又は譲り受ける者	事業承継やM&Aの検討・実施等に伴って廃業等を行う者
補助上限	600~800万円* *一定の賃上げを実施する場合、補助上限を800万円に引き上げ	600万円	150万円* *経営革新事業、専門家活用事業と併用申請する場合は、それぞれの補助上限に加算
補助率	1 / 2・2 / 3 * *中小企業者等のうち、①小規模、②営業利益率の低下(物価高影響等)、③赤字、④再生事業者のいずれかに該当する場合：2 / 3	買手支援型：2 / 3 売手支援型：1 / 2・2 / 3 * *①赤字、②営業利益率の低下(物価高影響等)のいずれかに該当する場合：2 / 3	1 / 2・2 / 3 * *経営革新事業、専門家活用事業と併用申請する場合は、各事業における事業費の補助率
対象経費	店舗等借入費、設備費、原材料費、産業財産権等関連経費、謝金、旅費、外注費、委託費、広報費	謝金、旅費、外注費、委託費、システム利用料、保険料	廃業支援費、在庫廃棄費、解体費、原状回復費、リースの解約費、移転・移設費用(併用申請の場合のみ)

# (1-3) 賃上げ促進税制の拡充及び延長 (所得税・法人税・法人住民税・事業税)

30年ぶりの高い水準の賃上げ率を一過性のものとせず、**構造的・持続的な賃上げを実現**することを目指す。

改正後【措置期間：3年間】

改正前【措置期間：2年間】

大企業 ※1	継続雇用者※4 給与等支給額 (前年度比)	税額 控除率 ※6	教育 訓練費※7 (前年度比)	税額 控除率	両立支援 女性活躍	税額 控除率	最大 控除率
	+3%	10%	+10%	5% 上乘せ	プラチナくるみ or プラチナえるぼし	5% 上乘せ	35%
	+4%	15%					
	+5%	20%					
+7%	25%						

継続雇用者 給与等支給額 (前年度比)	税額 控除率	教育 訓練費 (前年度比)	税額 控除率	最大 控除率
+3%	15%	+20%	5% 上乘せ	30%
+4%	25%			
-	-			
-	-			

中堅企業 ※2	継続雇用者 給与等支給額 (前年度比)	税額 控除率	教育 訓練費 (前年度比)	税額 控除率	両立支援 女性活躍	税額 控除率	最大 控除率
	+3%	10%	+10%	5% 上乘せ	プラチナくるみ or えるぼし三段階目以上	5% 上乘せ	35%
+4%	25%						

中小企業 ※3	全雇用者※5 給与等支給額 (前年度比)	税額 控除率	教育 訓練費 (前年度比)	税額 控除率	両立支援 女性活躍	税額 控除率	最大 控除率
	+1.5%	15%	+5%	10% 上乘せ	くるみ or えるぼし二段階目以上	5% 上乘せ	45%
+2.5%	30%						

全雇用者 給与等支給額 (前年度比)	税額 控除率	教育 訓練費 (前年度比)	税額 控除率	最大 控除率
+1.5%	15%	+10%	10% 上乘せ	40%
+2.5%	30%			

中小企業は、賃上げを実施した年度に控除しきれなかった金額の**5年間の繰越しが可能**※8。

- ※1 「資本金10億円以上かつ従業員数1,000人以上」又は「従業員数2,000人超」のいずれかに当てはまる企業は、**マルチステークホルダー方針の公表及びその旨の届出**を行うことが適用の条件。それ以外の企業は不要。
- ※2 従業員数2,000人以下の企業（その法人及びその法人との間にその法人による支配関係がある法人の従業員数の合計が1万人を超えるものを除く。）が適用可能。ただし、資本金10億円以上かつ従業員数1,000人以上の企業は、**マルチステークホルダー方針の公表及びその旨の届出**が必要。
- ※3 中小企業者等（資本金1億円以下の法人、農業協同組合等）又は従業員数1,000人以下の個人事業主が適用可能。
- ※4 継続雇用者とは、適用事業年度及び前事業年度の全月分の給与等の支給を受けた国内雇用者（雇用保険の一般被保険者に限る）。
- ※5 全雇用者とは、雇用保険の一般被保険者に限られない全ての国内雇用者。
- ※6 税額控除額の計算は、全雇用者の前事業年度から適用事業年度の給与等支給増加額に税額控除率を乗じて計算。ただし、控除上限額は法人税額等の20%。
- ※7 教育訓練費の上乗せ要件は、適用事業年度の教育訓練費の額が適用事業年度の前年度全雇用者に対する給与等支給額の0.05%以上である場合に限り、適用可能。
- ※8 繰越税額控除をする事業年度において、全雇用者の給与等支給額が前年度より増加している場合に限り、適用可能。

# 6月までのコロナ資金繰り支援について

- **民間ゼロゼロ融資**の返済開始の最後のピーク（本年4月）に万全を期すため、①**コロナ資金繰り支援を本年6月末まで延長**するとともに、②**経営改善・再生支援を強化**する。
- 本年7月以降は、**コロナ前の支援水準に戻しつつ**（例えば、日本公庫等のコロナ特別貸付の金利引下げ幅を縮減）、**経営改善・再生支援**に重点を置いた資金繰り支援を基本とする方向。そのため、6月末まで施策の積極的活用を促進。
- ただし、**令和6年能登半島地震の被災地域については配慮が必要**。

	2023年 9月末	2024年 3月末	6月末
民間金融機関 (信用保証制度)	<b>コロナセーフティネット保証4号</b> (売上▲20%、100%保証)	<b>借換目的での利用は継続</b> (2024年3月末まで継続) ※新規融資のみでの利用は終了	<b>6月末まで延長</b>
	<b>コロナ借換保証</b> (100%保証は100%保証で借換) (保証料0.2%、上限1億円、保証期間10年)		<b>6月末まで延長</b>
(注) 経営改善サポート保証 (コロナ対応) (100%保証は100%保証で借換、保証料0.2%、上限2.8億円、保証期間15年) も同様に延長			
政府系金融機関	<b>日本公庫等のコロナ特別貸付</b> (売上▲5%等 災害貸付金利▲0.9%)	金利引下げ幅を縮小の上、6ヶ月延長 (売上▲5%等 <b>災害貸付金利▲0.5%</b> ) ※5年貸付 中小事業：0.8% 国民事業：0.8% 2024年3月現在、貸付期間5年の場合	<b>6月末まで延長</b>
	<b>日本公庫等のコロナ資本性劣後ローン</b>		<b>限度額を引上げ</b> (10億→ <b>15億</b> ) のうえ、6ヵ月延長
※ 能登半島地震の被災地域については配慮			
※ 災害貸付金利を適用 (金利▲0.5%を廃止) した上で継続			
※ 総合経済対策 (令和5年11月) に基づき利用を促進			

# 「パートナーシップ構築宣言」について

- パートナーシップ構築宣言は、「発注者」の立場から、「代表者の名前」で、サプライチェーン全体の付加価値向上や望ましい取引慣行の遵守等について自主的に宣言・公表することで、取引適正化に関する社内への意識徹底、取引先からの取組の見える化等を図り、サプライチェーン全体の共存共栄を図る取組。  
※「未来を拓くパートナーシップ構築推進会議（PS会議）」（2020年5月）において、導入を決定。  
※宣言の公表は賃上げ促進税制（大企業向け）の要件であり、国・地方の補助金の加点要素にもなっている。
- PS会議では、関係省庁・経済界が一堂に会し、経産省からパートナーシップ宣言企業の取引先（下請企業）に対する調査結果を報告し、今後の課題や対応の方向性を示すとともに、宣言の拡大や取引適正化に向けた経済界や各省庁の姿勢を確認。



## 1. 宣言の骨子

- (1) サプライチェーン全体の共存共栄と新たな連携（オープンイノベーション、IT実装、グリーン化等）
- (2) 下請企業との望ましい取引慣行（「振興基準」）の遵守、特に、取引適正化の重点5課題（※）への取組  
※①価格決定方法の適正化、②型取引の適正化、③支払条件の改善、④知的財産・ノウハウの保護、⑤働き方改革に伴うしわ寄せ防止

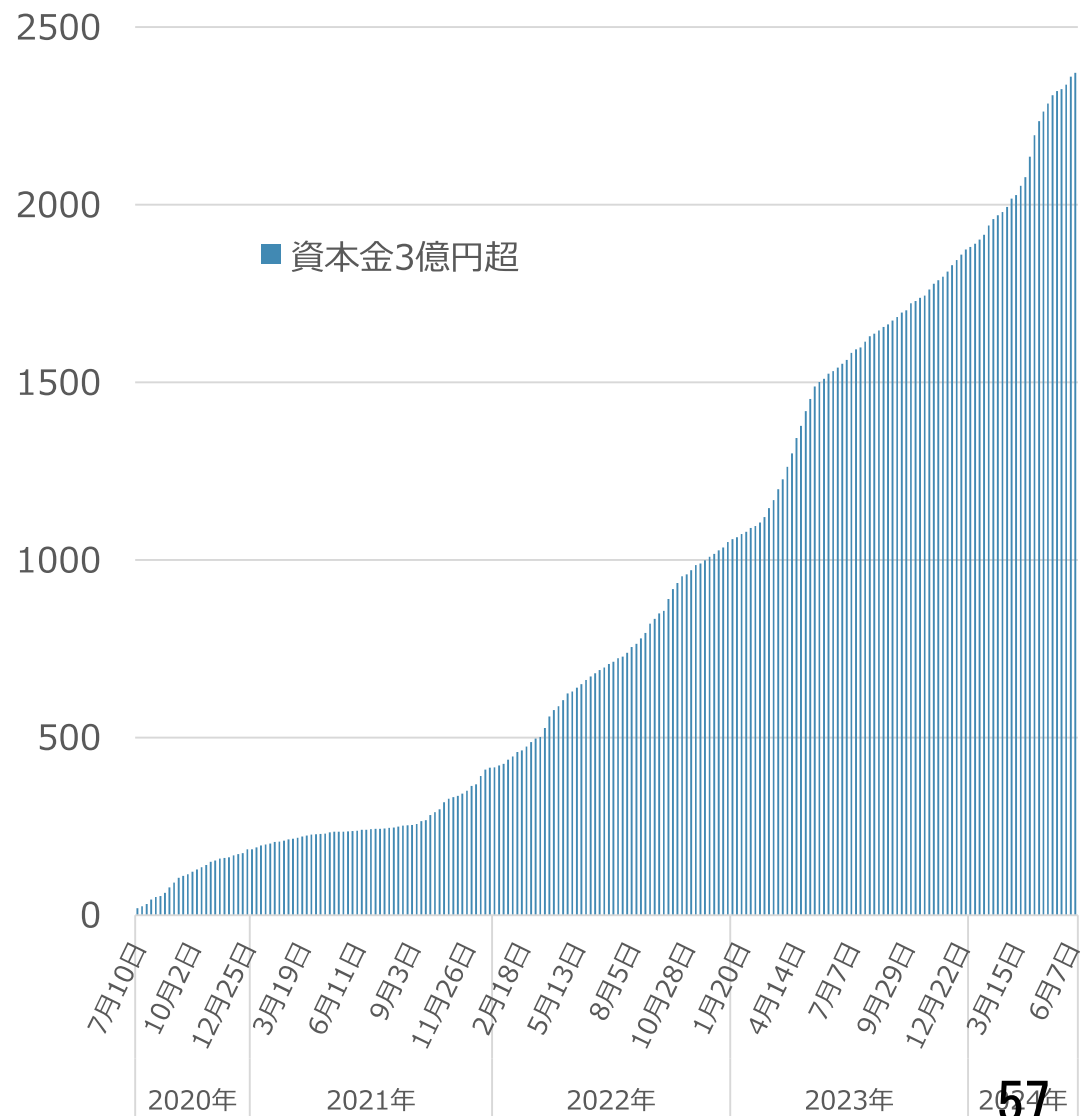
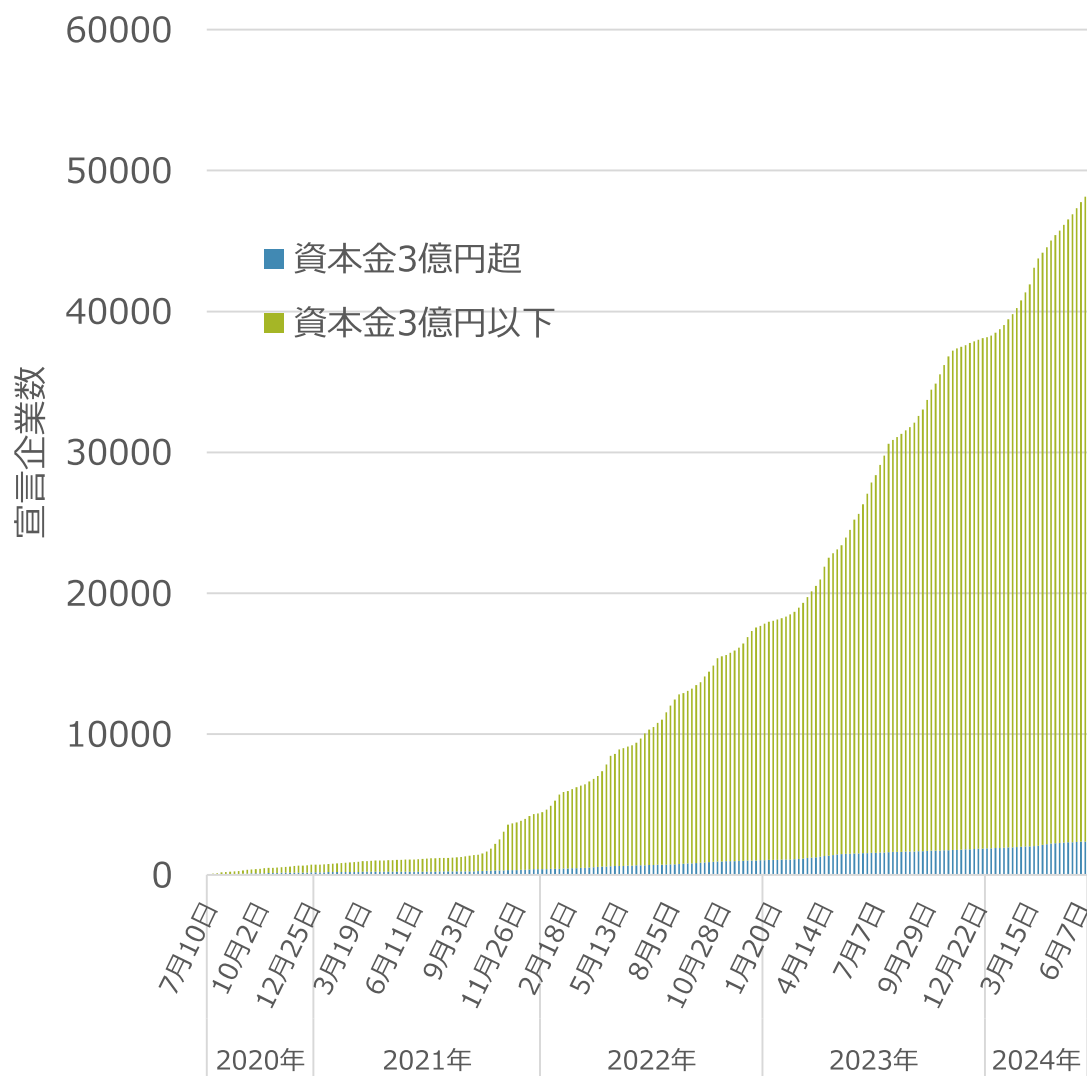
## 2. 未来を拓くパートナーシップ構築推進会議（PS会議）

- ✓ **【共同議長】経済産業大臣**、内閣府特命担当大臣（経済財政政策）  
**【構成員】厚労大臣、農水大臣、国交大臣、内閣官房副長官（政務）、経団連会長、日商会頭、連合会長**  
※第5回は、臨時議員として全国知事会・村井会長（宮城県知事）及び矢田補佐官が出席。
- ✓ 第1回は2020年5月、第2回は2020年11月、第3回は2022年2月、第4回は2022年10月11日、第5回は2023年12月21日に開催。

# パートナーシップ構築宣言の宣言数

● 2024年6月14日時点で**48,145社**が宣言（うち、資本金3億円超の大企業は**2,371社**）

## ■宣言数の推移



# 労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針①

## 本指針 の性格

- ✓ 労務費の転嫁に関する事業者の**発注者・受注者の双方の立場からの行動指針**。
- ✓ 労務費の適切な転嫁のため、発注者及び受注者がこの行動指針に沿った行為を行うことが必要。
- ✓ 本指針に記載の12の行動指針に沿わないような行為をすることにより、**公正な競争を阻害するおそれがある場合には、公正取引委員会において独占禁止法及び下請代金法に基づき厳正に対処**することを明記。
- ✓ 他方で、**記載された発注者としての行動を全て適切に行っている場合、通常は独占禁止法及び下請代金法上の問題が生じない旨**を明記。

## 発注者として採るべき行動／求められる行動

### ★行動①：本社（経営トップ）の関与

①労務費の上昇分について取引価格への転嫁を受け入れる**取組方針を具体的に経営トップまで上げて決定**すること、②経営トップが同方針又はその要旨などを書面等の形に残る方法で**社内外に示す**こと、③その後の**取組状況を定期的に経営トップに報告**し、必要に応じ、経営トップが更なる対応方針を示すこと。

### ★行動②：発注者側からの定期的な協議の実施

受注者から労務費の上昇分に係る取引価格の引上げを求められていなくても、業界の慣行に応じて1年に1回や半年に1回など**定期的に労務費の転嫁について発注者から協議の場を設ける**こと。特に**長年価格が据え置かれてきた取引や、スポット取引と称して長年同じ価格で更新されているような取引**においては協議が必要であることに**留意が必要**である。

協議することなく長年価格を据え置くことや、スポット取引とはいえないにもかかわらずスポット取引であることを理由に協議することなく価格を据え置くことは、独占禁止法上の優越的地位の濫用又は下請代金法上の買ったたきとして問題となるおそれがある。

### ★行動③：説明・資料を求める場合は公表資料とすること

労務費上昇の理由の説明や根拠資料の提出を受注者に求める場合は、**公表資料（最低賃金の上昇率、春季労使交渉の受結額やその上昇率など）に基づくものとし、受注者が公表資料を用いて提示して希望する価格については、これを合理的な根拠のあるものとして尊重**すること。

### ★行動④：サプライチェーン全体での適切な価格転嫁を行うこと

労務費をはじめとする価格転嫁に係る交渉においては、**サプライチェーン全体での適切な価格転嫁による適正な価格設定を行うため、直接の取引先である受注者がその先の取引先との取引価格を適正化すべき立場にいることを常に意識**して、そのことを受注者からの**要請額の妥当性の判断に反映させる**こと。

### ★行動⑤：要請があれば協議のテーブルにつくこと

受注者から労務費の上昇を理由に**取引価格の引上げを求められた場合には、協議のテーブルにつく**こと。労務費の転嫁を求められたことを理由として、**取引を停止するなど不利益な取扱いをしない**こと。

### ★行動⑥：必要に応じ考え方を提案すること

受注者からの申入れの巧拙にかかわらず受注者と協議を行い、**必要に応じ労務費上昇分の価格転嫁に係る考え方を提案**すること。

# 労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針②

## 受注者として採るべき行動／求められる行動

### ★行動①：相談窓口の活用

労務費上昇分の価格転嫁の交渉の仕方について、国・地方公共団体の相談窓口、中小企業の支援機関（全国の商工会議所・商工会等）の相談窓口などに相談するなどして積極的に情報を収集して交渉に臨むこと。

発注者に対して労務費の転嫁の交渉を申し込む際、一例として、**価格交渉の申込み様式（例）**を活用することも考えられる。

### ★行動②：根拠とする資料

発注者との価格交渉において使用する根拠資料としては、**最低賃金の上昇率、春季労使交渉の妥結額やその上昇率などの公表資料を用いること。**

### ★行動③：値上げ要請のタイミング

労務費上昇分の価格転嫁の交渉は、業界の慣行に応じて1年に1回や半年に1回などの**定期的に行われる発注者との価格交渉のタイミング**、業界の定期的な価格交渉の時期など**受注者が価格交渉を申し出やすいタイミング**、発注者の業務の繁忙期など**受注者の交渉力が比較的優位なタイミング**などの機会を活用して行うこと。

### ★行動④：発注者から価格を提示されるのを待たずに自ら希望する額を提示

発注者から価格を提示されるのを待たずに**受注者側からも希望する価格を発注者に提示すること**。発注者に提示する価格の設定においては、自社の労務費だけでなく、自社の発注先やその先の取引先における労務費も考慮すること。

## 発注者・受注者の双方が採るべき行動／求められる行動

### ★行動①：定期的なコミュニケーション

**定期的にコミュニケーションをとること。**

### ★行動②：交渉記録の作成、発注者と受注者の双方での保管

価格交渉の**記録を作成し**、発注者と受注者と双方で**保管すること**。

## 今後の対応

- 内閣官房は、各府省庁・産業界・労働界等の協力を得て、今後、労務費の上昇を理由とした価格転嫁が進んでいない業種や労務費の上昇を理由とした価格転嫁の申出を諦めている傾向にある業種を中心に、**本指針の周知活動**を実施する。
- 公正取引委員会は、発注者が本指針に記載の12の採るべき行動／求められる行動に沿わないような行為をすることにより、**公正な競争を阻害するおそれがある場合には、独占禁止法及び下請代金法に基づき厳正に対処**していく。

また、受注者が匿名で労務費という理由で価格転嫁の協議のテーブルにつかない事業者等に関する**情報を提供できるフォームを設置**し、第三者に情報提供者が特定されない形で、**各種調査において活用**していく。

(一部抜粋)

# 価格交渉促進月間（2024年3月） フォローアップ調査結果

2024年6月21日  
中小企業庁



# 2024年3月 価格交渉促進月間フォローアップ調査の概要

- 原材料費やエネルギー費、労務費等が上昇する中、多くの中小企業が価格交渉・価格転嫁できる環境整備のため、2021年9月より毎年9月と3月を「価格交渉促進月間」と設定。2024年3月で6回目。
- 成果を確認するため、各「月間」の終了後、価格交渉・価格転嫁それぞれの実施状況について、中小企業に対して「①アンケート調査、②下請Gメンによるヒアリング」を実施。必要に応じて大臣名での指導・助言等に繋げていく。

## ①アンケート調査

### ○調査の内容

中小企業等に、**2023年10月～2024年3月末までの期間**における、発注企業（最大3社分）との間の**価格交渉・転嫁の状況**を問うアンケート票を送付。

調査票の配布先の業種は、経済センサスの産業別法人企業数の割合（BtoC取引が中心の業種を除く）を参考にして抽出。

○配布先の企業数 30万社

○調査期間 **2024年4月18日～5月31日**

○回答企業数 **46,461社**（※回答から抽出される**発注企業数**は延べ67,390社）

（参考：2023年9月調査：**36,102社**（延べ44,059社）

2023年3月調査：**17,292社**（延べ20,722社）

○回収率 **15.5%**（※回答企業数/配布先の企業数）

（参考：2023年9月調査：**12.0%**、2023年3月調査：**5.8%**）

## ②下請Gメンによるヒアリング調査

### ○調査の内容

発注企業との間における価格交渉の内容や転嫁状況等について、全国の中小企業から広くヒアリングを実施。

○調査期間 2024年5月15日～6月28日（予定）

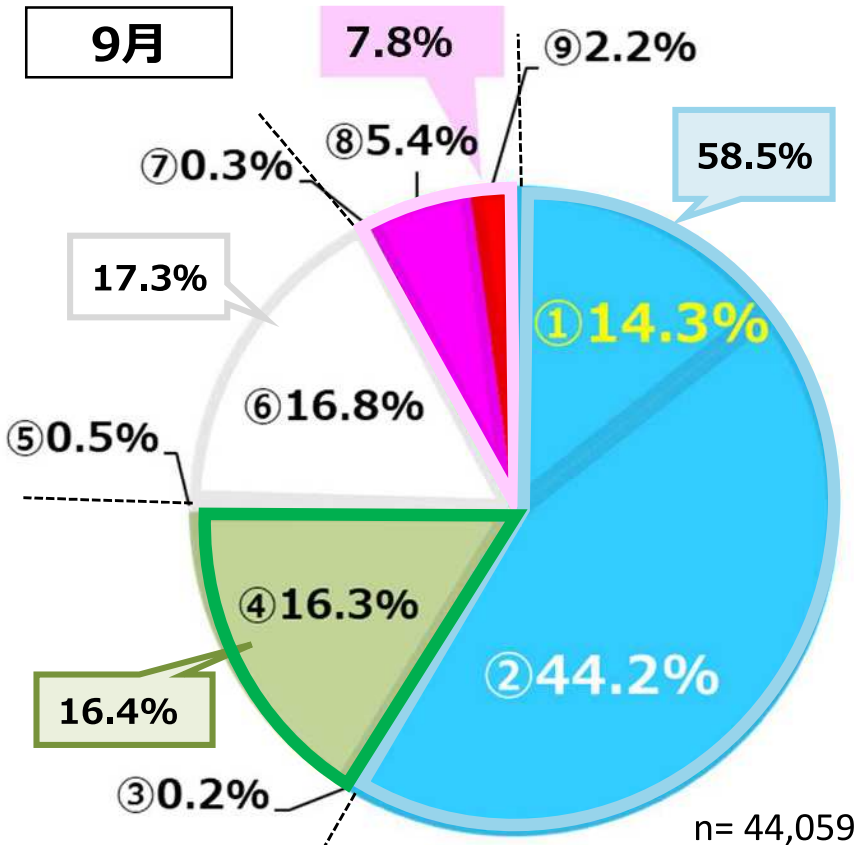
○ヒアリング件数 約2,000社（予定）

# 価格交渉の状況

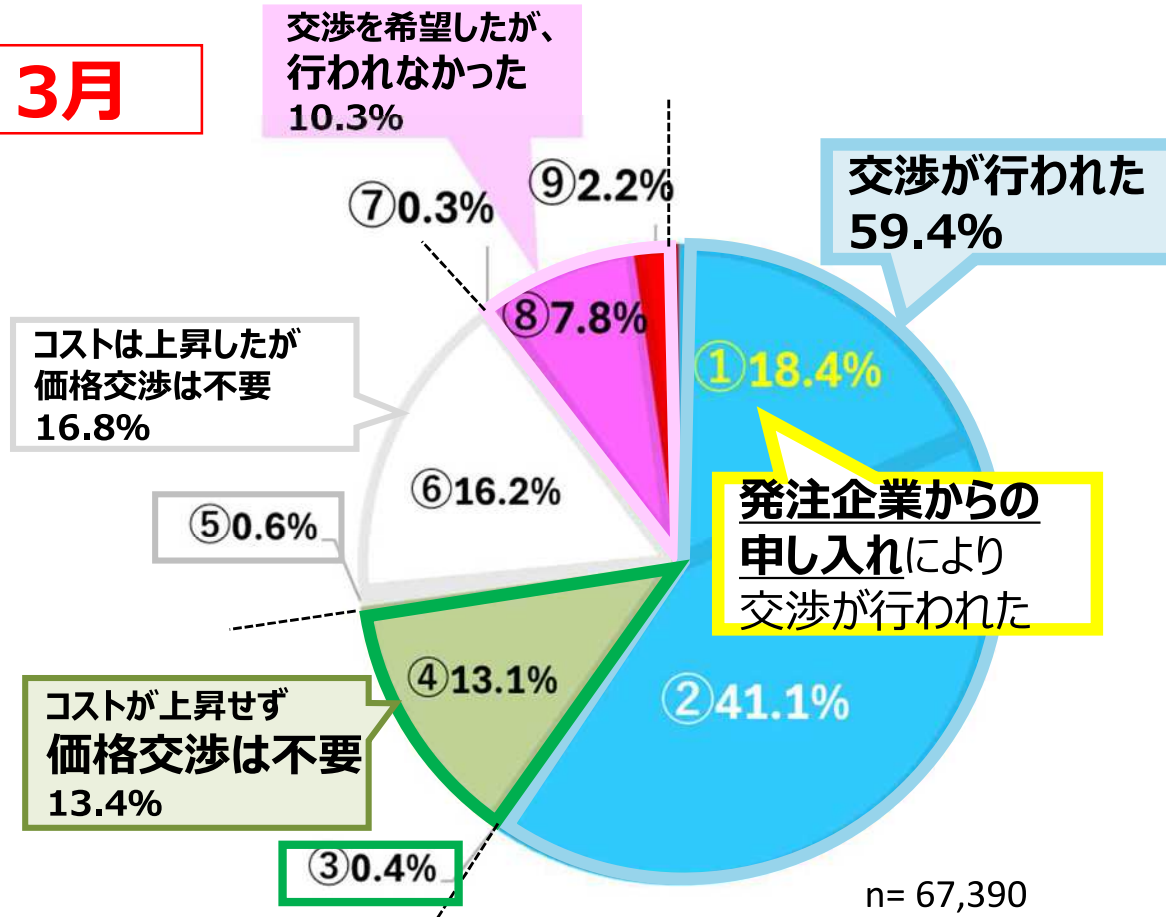
- 「発注企業から交渉の申し入れがあり、価格交渉が行われた」割合は、昨年9月から更に増加（14.3%→18.4%）。（昨年3月 7.7%）
- 発注企業との価格交渉が行われた割合も、微増（58.5%→59.4%）。
- ⇒ 発注企業の方からの交渉申し入れも浸透し始め、価格交渉できる雰囲気は更に醸成されつつある。
- 一方で、「価格交渉を希望したが、交渉が行われなかった」割合が増加（7.8%→10.3%）。
- ⇒ 引き続き、労務費指針の徹底等による価格交渉の機運醸成が必要。

直近6ヶ月間における価格交渉の状況

9月



3月



※①～⑨の凡例（中小企業への質問項目）は次ページ参照

# (参考) 価格交渉 【アンケート質問票と回答分布】

直近6ヶ月間における価格交渉の状況

9月

3月

①	発注企業から、交渉の申し入れがあり、価格交渉が行われた。	14.3%	18.4%
②	受注企業から、発注企業に交渉を申し出、価格交渉が行われた。	44.2%	41.1%
③	コストが上昇せず、価格交渉は不要と判断し、発注企業からの申し入れを辞退した。	0.2%	0.4%
④	コストが上昇せず、発注企業から申し入れはなかったが、価格交渉は不要と判断し、受注企業から交渉を申し出なかった。	16.3%	13.1%
⑤	コストが上昇したが、価格交渉は不要と判断し、発注企業からの申し入れを辞退した。	0.5%	0.6%
⑥	コストが上昇し、発注企業から申し入れはなかったが、価格交渉は不要と判断し、受注企業から交渉を申し出なかった。	16.8%	16.2%
⑦	コストが上昇し、発注企業から申し入れがあったが、発注減少や取引停止を恐れ、発注企業からの申し入れを辞退した。	0.3%	0.3%
⑧	コストが上昇したが、発注企業から申し入れがなく、発注減少や取引停止を恐れ、受注企業から交渉を申し出なかった。	5.4%	7.8%
⑨	コストが上昇し、発注企業から申し入れがなく、受注企業から交渉を申し出たが、応じてもらえなかった。	2.2%	2.2%

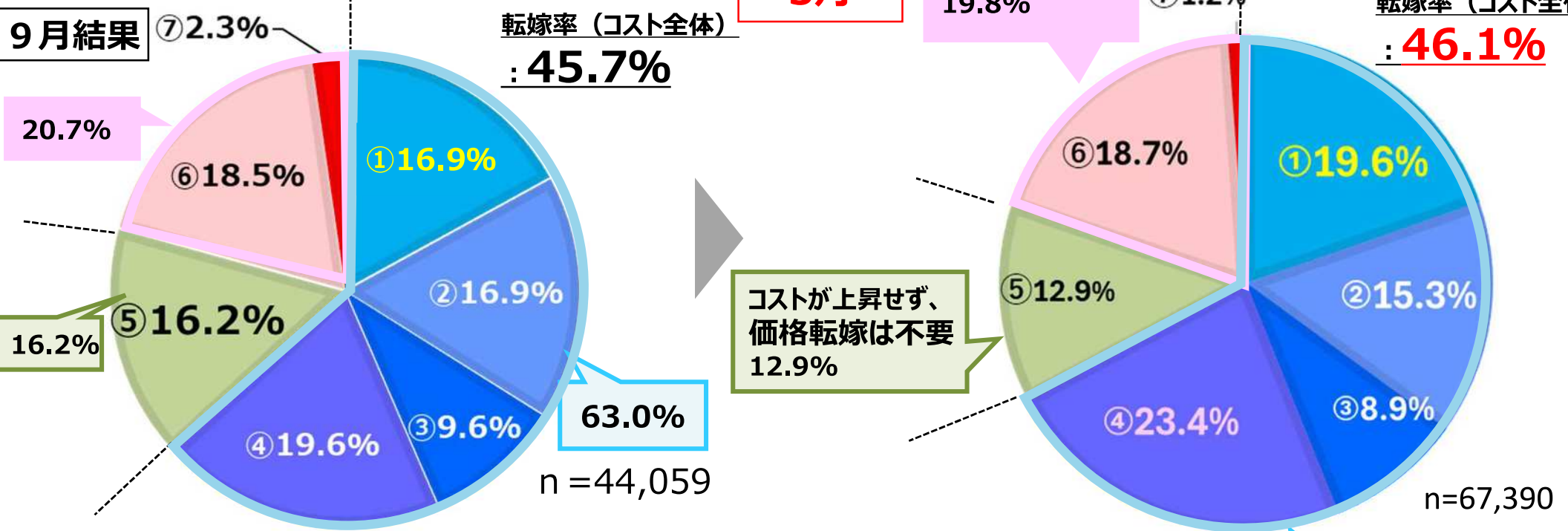
n=44,059

n=67,390

# 価格転嫁の状況①【コスト全般】

- コスト全体の価格転嫁率は**46.1%**、昨年9月より微増（45.7%→46.1%）。
  - 受注企業のうち、コスト増加分を**全額（10割）**価格転嫁できた割合（①）は約**3ポイント増加**（16.9%→19.6%）。**一部でも**価格転嫁できた割合は、約**4ポイント増加**（63.0%→67.2%）。
  - 一方、**1～3割しか**価格転嫁できなかった割合（④）は約**4ポイント増加**（19.6%→23.4%）。全く転嫁できず/減額された企業も約2割。
- ⇒ 価格転嫁の裾野は更に広がりつつある一方、「転嫁できた企業」と「出来ない企業」で2極化の兆しもあり、転嫁対策の徹底が重要。

直近6ヶ月間の全般的なコスト上昇分の転嫁状況



問.直近6ヶ月間の全般的なコスト上昇分のうち、何割を価格に転嫁できたと考えますか。

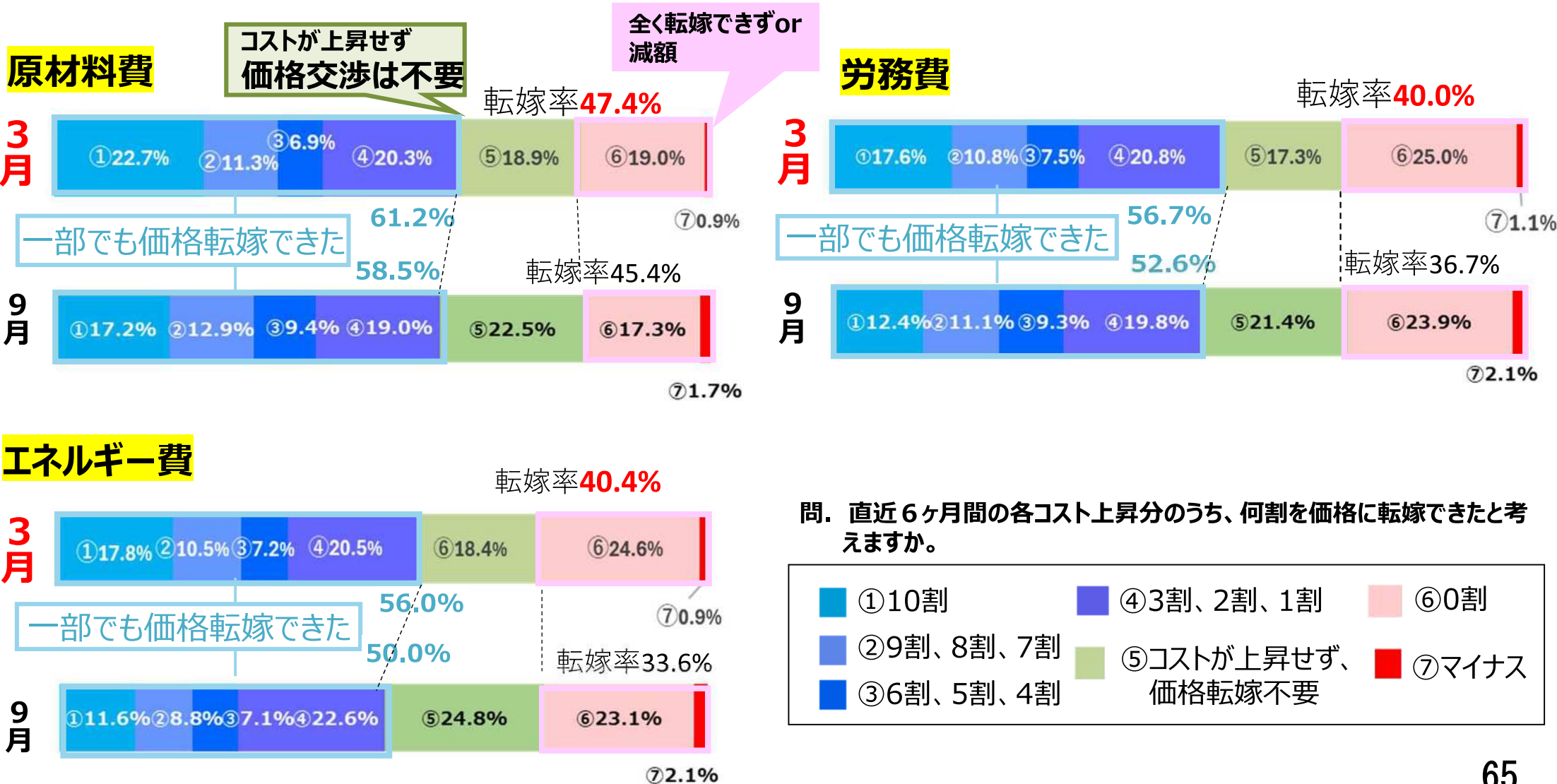
■ ① 10割	■ ④ 3割、2割、1割	■ ⑥ 0割
■ ② 9割、8割、7割	■ ⑤ コストが上昇せず、価格転嫁不要	■ ⑦ マイナス
■ ③ 6割、5割、4割		

一部でも価格転嫁できた  
67.2%

# 価格転嫁の状況② 【コスト要素別】

- 労務費、エネルギー費の転嫁率は、原材料費と比較して約7ポイント低い水準だが、前回（昨年9月）よりも差は縮小（▲10ポイント→▲7ポイント）。

⇒ 労務費の指針や、エネルギー費の全額転嫁を目指す旨の振興基準（本年3月改正）等の影響が、徐々に浸透しつつある。



# 価格転嫁の実施状況の業種別ランキング（発注企業の業種毎に集計）

- 製造業系が上位にあり、トラック運送、放送コンテンツ等が低いといった全体的な傾向は従前通りだが、**トラック運送は約4ポイント、放送コンテンツは約7ポイント上昇。**

2023年9月		コスト増に対する転嫁率	各要素別の転嫁率			2024年3月		コスト増に対する転嫁率※	各要素別の転嫁率				
			原材料費	エネルギー	労務費				原材料費	エネルギー	労務費		
①全体		45.7%	45.4%	33.6%	36.7%	①全体		↑46.1%	↑47.4%	↑↑40.4%	↑40.0%		
1位	化学	59.7%	57.9%	45.7%	47.1%	1位	化学	↑61.0%	↑↑63.2%	↑↑54.1%	↑51.1%		
2位	食品製造	53.7%	52.5%	37.6%	39.9%	2位	製薬	↑53.5%	↑↑56.5%	↑↑↑49.7%	↑↑↑44.1%		
3位	電機・情報通信機器	53.4%	55.2%	37.8%	39.9%	3位	機械製造	↓51.9%	↑57.0%	↑↑45.3%	↑43.3%		
4位	機械製造	53.3%	55.5%	38.9%	39.8%	4位	飲食サービス	↓51.5%	↑↑53.0%	↑38.3%	↑37.8%		
5位	飲食サービス	52.1%	47.6%	34.0%	35.7%	5位	電機・情報通信機器	↓51.2%	↑55.9%	↑↑43.8%	↑42.9%		
6位	製薬	50.7%	49.3%	29.4%	27.8%	6位	食品製造	↓50.0%	↓51.6%	↑↑42.7%	↑41.2%		
7位	卸売	50.5%	50.5%	35.1%	35.6%	7位	繊維	↑49.9%	↑↑51.4%	↑↑↑43.2%	↑↑41.3%		
8位	造船	50.2%	53.6%	40.1%	38.3%	8位	造船	↓49.1%	↑53.8%	↑↑45.2%	↑42.5%		
9位	紙・紙加工	49.2%	48.7%	33.7%	34.2%	9位	鉱業・採石・砂利採取	↑↑48.6%	↑↑47.8%	↑↑43.3%	↑↑↑42.0%		
10位	金属	48.8%	50.6%	35.2%	34.4%	10位	電気・ガス・熱供給・水道	↑↑48.3%	↑↑49.4%	↑↑↑44.9%	↑↑45.1%		
11位	小売	48.7%	47.3%	33.2%	35.0%	11位	情報サービス・ソフトウェア	↑↑47.1%	↑↑↑39.7%	↑↑↑35.1%	↓46.2%		
12位	印刷	48.2%	49.3%	29.7%	33.1%	11位	小売	↓47.1%	↑47.8%	↑↑40.5%	↑38.6%		
②業種別	13位	繊維	47.0%	43.4%	32.0%	33.1%	②業種別	11位	自動車・自動車部品	↑47.1%	↑54.8%	↑↑47.2%	↑↑37.2%
	14位	広告	45.9%	40.8%	30.9%	41.0%	14位	卸売	↓47.0%	↓47.5%	↑39.6%	↑38.3%	
	15位	建材・住宅設備	45.3%	47.5%	30.6%	33.5%	15位	広告	↑46.9%	↑↑49.1%	↑↑40.2%	↑42.3%	
	16位	建設	45.1%	44.5%	35.1%	41.2%	15位	建設	↑46.9%	↑47.3%	↑↑42.0%	↑43.8%	
	17位	自動車・自動車部品	44.6%	51.3%	37.8%	28.8%	17位	金属	↓46.2%	↓49.8%	↑↑41.5%	↑37.9%	
	18位	金融・保険	42.4%	40.1%	29.0%	39.1%	18位	紙・紙加工	↓↓45.1%	↓45.9%	↑37.5%	↑37.4%	
	19位	石油製品・石炭製品製造	42.0%	46.0%	32.1%	29.9%	19位	建材・住宅設備	↓44.4%	↓47.0%	↑↑39.5%	↑↑39.4%	
	20位	電気・ガス・熱供給・水道	41.1%	41.4%	32.3%	37.2%	20位	石油製品・石炭製品製造	↑43.9%	↑↑51.8%	↑↑38.8%	↑↑37.4%	
	21位	鉱業・採石・砂利採取	40.6%	38.0%	34.6%	31.1%	21位	印刷	↓↓43.5%	↓46.6%	↑↑37.2%	↑34.7%	
	22位	不動産業・物品賃貸	39.7%	36.5%	29.5%	35.2%	22位	不動産業・物品賃貸	↑42.1%	↑↑41.8%	↑↑38.7%	↑38.9%	
	23位	情報サービス・ソフトウェア	39.6%	21.9%	18.5%	46.5%	23位	通信	↑↑40.8%	↑38.9%	↑↑↑35.0%	↑↑38.3%	
	24位	廃棄物処理	34.0%	28.0%	27.1%	27.8%	24位	廃棄物処理	↑↑39.1%	↑↑35.0%	↑↑34.8%	↑↑34.6%	
	25位	通信	32.6%	35.2%	22.8%	31.0%	25位	金融・保険	↓↓35.3%	↓34.1%	↓28.8%	↓32.3%	
	26位	放送コンテンツ	26.9%	28.6%	21.1%	32.0%	26位	放送コンテンツ	↑↑33.7%	↑↑33.8%	↑↑27.8%	↓31.7%	
	27位	トラック運送	24.2%	17.3%	20.7%	19.1%	27位	トラック運送	↑28.1%	↑↑24.6%	↑↑25.9%	↑24.0%	
	-	その他	41.9%	40.3%	30.9%	36.4%	-	その他	↑44.3%	↑44.2%	↑↑38.4%	↑39.8%	

※9月時点との変化幅と矢印の数の関係（例） ↑：1～4ポイント上昇、 ↑↑：5～9ポイント上昇、 ↑↑↑：10ポイント以上上昇

# 受注企業の業種毎に集計した価格転嫁の業種別ランキング

- 受注者として、価格転嫁して貰えている業種（上位にある業種）は、発注者としても価格転嫁に応じている傾向。
- 製造業系が上位にあり、トラック運送、放送コンテンツ等が低い全体的な傾向は従前通りだが、トラック運送は約7ポイント、放送コンテンツは約12ポイント上昇。

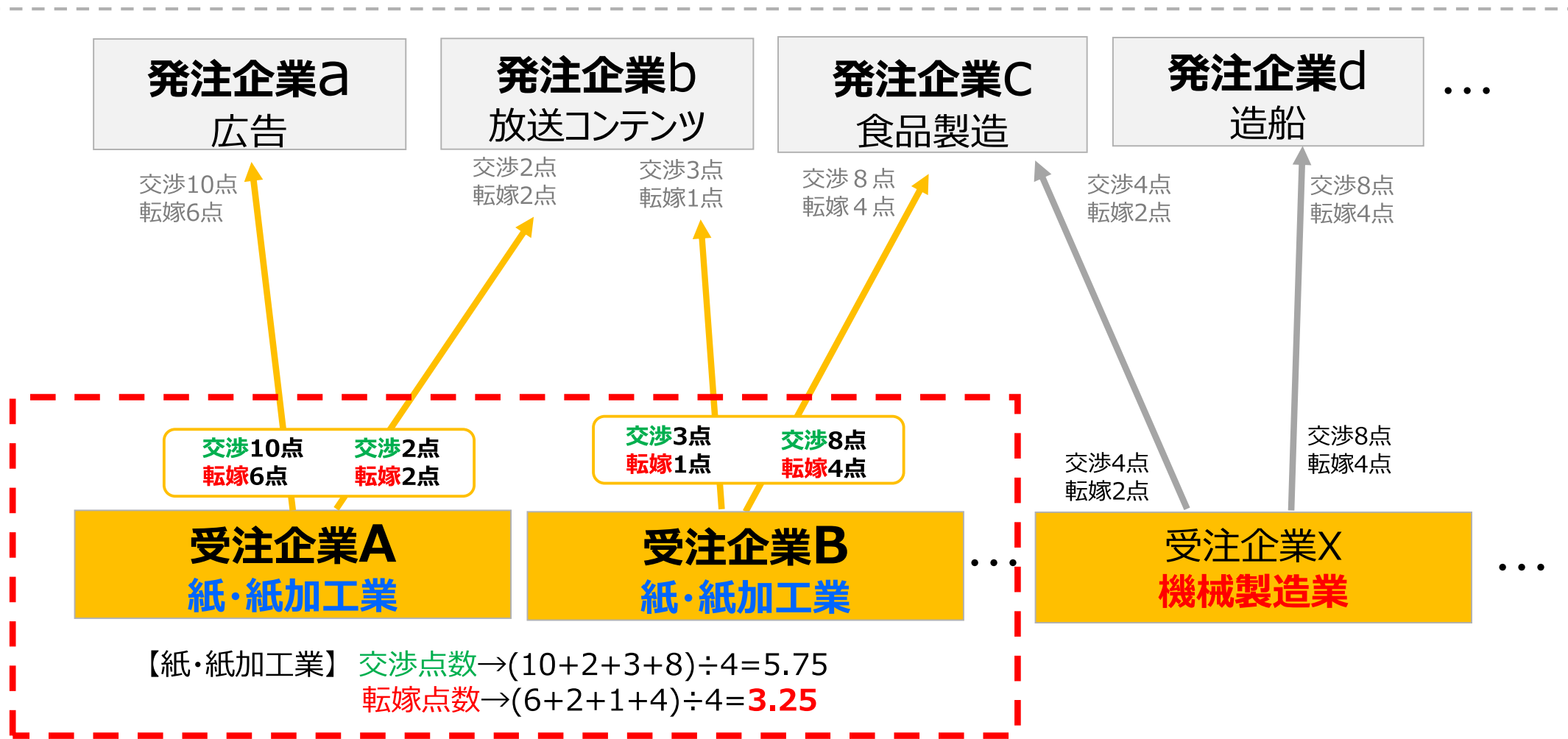
2023年9月		コスト増に対する転嫁率	各要素別の転嫁率			2024年3月		コスト増に対する転嫁率※	各要素別の転嫁率		
			原材料費	エネルギー	労務費				原材料費	エネルギー	労務費
①全体		45.7%	45.4%	33.6%	36.7%	①全体		↑46.1%	↑47.4%	↑↑40.4%	↑40.0%
②業種別	1位 紙・紙加工	61.7%	59.6%	41.8%	42.9%	1位 製薬	↑↑↑60.0%	↑↑↑73.8%	↑↑↑67.5%	↑↑↑60.0%	
	2位 卸売	60.1%	60.8%	40.4%	40.7%	2位 化学	↑58.6%	↑↑62.4%	↑↑↑50.1%	↑↑45.2%	
	3位 機械製造	55.2%	56.3%	41.0%	41.8%	3位 卸売	↓↓55.9%	↓57.3%	↑↑46.2%	↑44.3%	
	4位 化学	54.4%	57.0%	39.2%	35.4%	4位 機械製造	↓54.2%	↑58.8%	↑↑48.6%	↑↑46.9%	
	5位 食品製造	53.1%	51.8%	40.0%	40.1%	5位 電機・情報通信機器	↓51.0%	↑56.0%	↑↑44.2%	↑43.2%	
	6位 電機・情報通信機器	52.5%	54.7%	37.2%	40.8%	6位 小売	↓49.7%	↑50.8%	↑↑40.7%	↑↑39.7%	
	7位 鉱業・採石・砂利採取	50.8%	42.5%	42.3%	35.4%	7位 繊維	↑↑49.5%	↑↑50.4%	↑↑↑44.5%	↑↑↑43.0%	
	8位 小売	50.7%	49.0%	32.5%	33.5%	8位 食品製造	↓49.3%	↓50.3%	↑43.1%	↑40.8%	
	9位 金属	49.5%	53.7%	36.7%	34.3%	9位 紙・紙加工	↓↓↓47.7%	↓↓50.4%	↓38.2%	↓↓37.5%	
	10位 製薬	48.9%	37.8%	30.0%	25.7%	10位 印刷	↓47.4%	↑49.8%	↑↑↑40.8%	↑↑38.3%	
	11位 印刷	48.1%	49.4%	29.8%	30.5%	11位 建材・住宅設備	↑47.0%	↓47.6%	↑↑↑39.6%	↑40.1%	
	12位 建材・住宅設備	46.9%	47.8%	29.6%	35.2%	12位 金属	↓46.4%	↓52.4%	↑41.6%	↑37.3%	
	13位 繊維	44.4%	40.9%	33.1%	32.8%	13位 情報サービス・ソフトウェア	↑↑46.3%	↑↑↑40.7%	↑↑↑35.5%	↓45.8%	
	14位 建設	43.8%	43.8%	35.4%	41.2%	14位 建設	↑46.2%	↑46.7%	↑↑41.9%	↑43.6%	
	15位 石油製品・石炭製品製造	42.1%	49.7%	32.0%	27.8%	15位 広告	↑↑45.8%	↑↑44.1%	↑↑↑40.6%	↑↑43.1%	
	16位 金融・保険	40.0%	48.0%	28.3%	50.0%	16位 電気・ガス・熱供給・水道	↑↑44.7%	↑↑46.7%	↑↑↑41.1%	↑↑39.8%	
	17位 広告	39.2%	35.2%	22.1%	33.2%	17位 造船	↑↑43.7%	↑50.4%	↑↑↑45.5%	↑41.1%	
	18位 自動車・自動車部品	39.1%	49.3%	37.1%	22.9%	18位 自動車・自動車部品	↑43.2%	↑↑54.8%	↑↑45.8%	↑↑↑33.1%	
	19位 情報サービス・ソフトウェア	38.8%	21.0%	17.2%	46.6%	19位 鉱業・採石・砂利採取	↓↓41.2%	↓39.0%	↓↓37.1%	↓32.8%	
	20位 造船	37.7%	45.5%	35.3%	37.8%	20位 石油製品・石炭製品製造	↓40.9%	↑51.0%	↑35.6%	↑31.0%	
	21位 電気・ガス・熱供給・水道	35.5%	38.1%	28.1%	32.5%	21位 通信	↑↑↑38.5%	↑↑↑38.6%	↑↑↑36.0%	↑↑↑37.8%	
	22位 飲食サービス	33.5%	34.2%	19.6%	19.7%	22位 金融・保険	↓37.1%	↓↓↓30.3%	↑32.1%	↓↓↓33.8%	
	23位 廃棄物処理	29.0%	24.8%	24.4%	26.7%	23位 不動産業・物品賃貸	↑↑36.5%	↑↑↑35.5%	↑↑↑36.4%	↑↑33.8%	
	24位 不動産・物品賃貸	27.8%	23.3%	20.9%	25.6%	24位 放送コンテンツ	↑↑↑35.3%	↑↑↑36.6%	↑↑↑32.4%	↑↑35.3%	
	25位 トラック運送	24.8%	16.1%	22.2%	19.4%	25位 廃棄物処理	↑32.8%	↑29.2%	↑29.2%	↑27.3%	
	26位 通信	24.4%	25.6%	17.6%	21.0%	26位 トラック運送	↑↑32.2%	↑↑↑28.0%	↑↑30.1%	↑↑28.7%	
	27位 放送コンテンツ	23.7%	23.5%	16.2%	27.9%	27位 飲食サービス	↓↓25.9%	↓32.0%	↑20.2%	↑20.8%	
- その他	40.3%	36.6%	29.0%	37.2%	- その他	↑42.7%	↑41.5%	↑↑37.2%	↑39.4%		

※9月時点との変化幅と矢印の数の関係 (例) ↑: 1~4ポイント上昇、↑↑: 5~9ポイント上昇、↑↑↑: 10ポイント以上上昇

# (参考) 受注企業の視点での価格転嫁の状況

- 本調査は、受注企業に対して送付。
- 受注企業が、発注企業に対して交渉、転嫁して貰えたか、そのスコアを業種ごとに集計。

例) 紙・紙加工業に属する受注企業が、様々な業種の発注企業に対して価格交渉、価格転嫁できたか





# (参考) 業種別 価格交渉と価格転嫁との比較

- 価格交渉が比較的行われている業種は、価格転嫁（値上げ）にも応じている傾向（例：化学、製薬）。
- 他方、価格交渉には応じているが、結果としての転嫁（値上げ）を認める割合は低い業界もある（例：廃棄物処理、印刷）。

価格交渉		平均点数	価格転嫁		価格転嫁率
全体		6.54	全体		46.1%
1位	化学	7.54	1位	化学	61.0%
2位	鉱業・採石・砂利採取	7.39	2位	製薬	53.5%
3位	製薬	7.38	3位	機械製造	51.9%
4位	電気・ガス・熱供給・水道	7.18	4位	飲食サービス	51.5%
5位	廃棄物処理	7.01	5位	電機・情報通信機器	51.2%
6位	飲食サービス	6.98	6位	食品製造	50.0%
7位	繊維	6.94	7位	繊維	49.9%
8位	卸売	6.89	8位	造船	49.1%
9位	情報サービス・ソフトウェア	6.88	9位	鉱業・採石・砂利採取	48.6%
10位	小売	6.70	10位	電気・ガス・熱供給・水道	48.3%
10位	広告	6.70	11位	情報サービス・ソフトウェア	47.1%
12位	食品製造	6.63	11位	小売	47.1%
13位	建設	6.61	11位	自動車・自動車部品	47.1%
14位	印刷	6.54	14位	卸売	47.0%
15位	電機・情報通信機器	6.51	15位	広告	46.9%
16位	造船	6.46	15位	建設	46.9%
17位	機械製造	6.44	17位	金属	46.2%
18位	紙・紙加工	6.42	18位	紙・紙加工	45.1%
19位	放送コンテンツ	6.38	19位	建材・住宅設備	44.4%
20位	自動車・自動車部品	6.33	20位	石油製品・石炭製品製造	43.9%
21位	通信	6.15	21位	印刷	43.5%
21位	不動産業・物品賃貸	6.15	22位	不動産業・物品賃貸	42.1%
23位	金属	6.12	23位	通信	40.8%
24位	建材・住宅設備	6.10	24位	廃棄物処理	39.1%
25位	トラック運送	5.62	25位	金融・保険	35.3%
26位	石油製品・石炭製品製造	5.23	26位	放送コンテンツ	33.7%
27位	金融・保険	5.21	27位	トラック運送	28.1%
-	その他	-	-	その他	44.3%

## (参考) 価格交渉と価格転嫁の関係

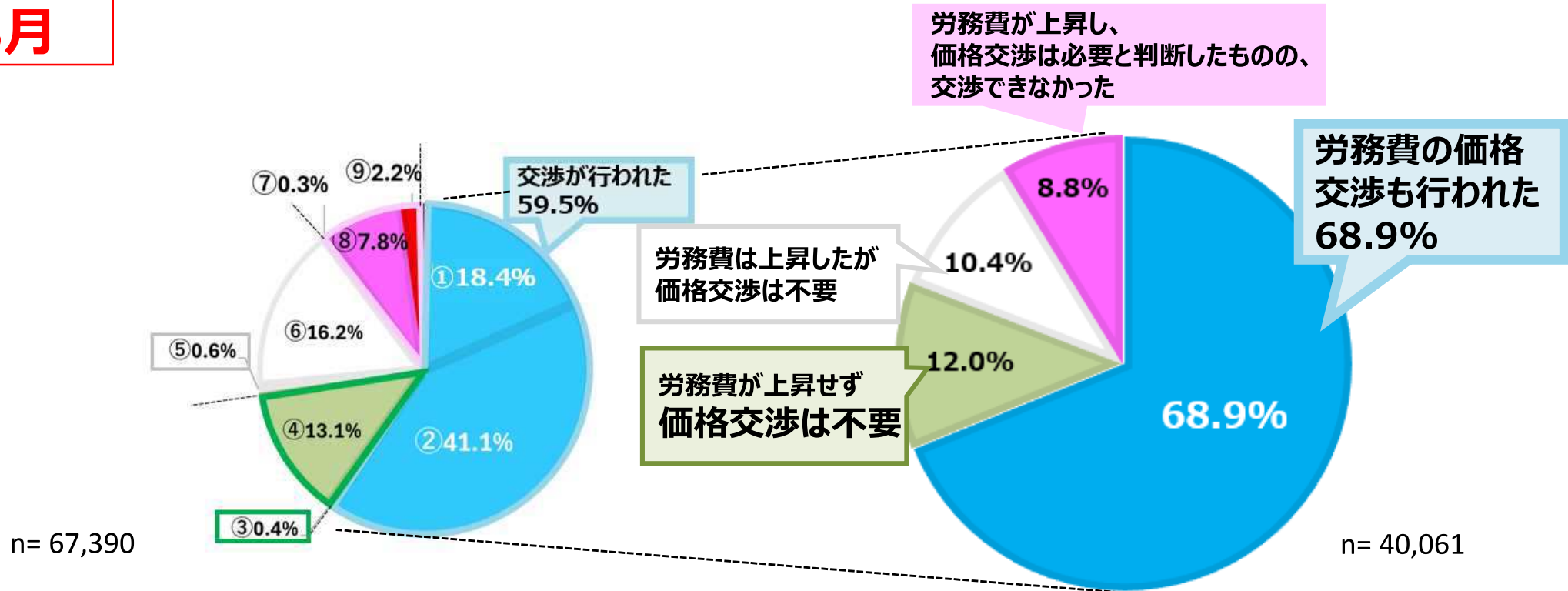
- 「価格交渉は行われたが、全く価格転嫁ができなかった」企業の割合が高い業種は、トラック運送、放送コンテンツ、金融・保険など。
- 但し、こうした企業の割合は、業種全体的にみると、昨年9月調査時点と比べて減少。

順位	業種名	2023年9月：価格交渉は行われたが、 全く転嫁できなかった企業の割合	2024年3月：価格交渉は行われたが、 全く転嫁できなかった企業の割合	転嫁率 (コスト全体)
—	全体	11.4%	9.6%	46.1%
1位	製薬	13.0%	2.1%	53.5 %
2位	飲食サービス	7.0%	5.1%	51.5 %
3位	化学	8.7%	5.9%	61.0 %
4位	繊維	8.0%	6.7%	49.9 %
5位	機械製造	8.9%	7.2%	51.9 %
6位	造船	12.1%	7.4%	49.1 %
7位	電機・情報通信機器	8.7%	7.7%	51.2 %
8位	食品製造	7.0%	7.8%	50.0 %
9位	卸売	7.9%	8.1%	47.0 %
10位	金属	10.1%	8.3%	46.2 %
11位	紙・紙加工	12.1%	8.6%	45.1 %
12位	小売	10.6%	8.9%	47.1 %
13位	自動車・自動車部品	13.0%	9.4%	47.1 %
13位	建材・住宅設備	8.7%	9.4%	44.4 %
15位	広告	11.1%	9.5%	46.9 %
15位	情報サービス・ソフトウェア	12.8%	9.5%	47.1 %
15位	建設	11.4%	9.5%	46.9 %
18位	印刷	7.6%	9.6%	43.5 %
18位	電気・ガス・熱供給・水道	15.0%	9.6%	48.3 %
20位	石油製品・石炭製品製造	14.0%	9.8%	43.9 %
21位	鉱業・採石・砂利採取	7.9%	10.6%	48.6 %
22位	通信	23.9%	11.0%	40.8 %
23位	廃棄物処理	13.1%	12.4%	39.1 %
24位	不動産業・物品賃貸	16.5%	13.5%	42.1 %
25位	金融・保険	16.7%	16.0%	35.3 %
26位	放送コンテンツ	25.6%	19.0%	33.7 %
27位	トラック運送	28.9%	19.7%	28.1 %

# (今回初の調査①) 労務費についての価格交渉の状況

- 今回調査では、昨年11月に「労務費の指針」が策定・公表されたことを踏まえ、「労務費について、価格交渉できたか」調査。
  - 価格交渉が行われた企業（59.5%）のうち、その約7割において、労務費についても価格交渉が実施された。
  - 一方で、約1割（8.8%）の企業が、「労務費が上昇し、価格交渉を必要と考えたが出来なかった」と回答。そうした企業からの具体的な声は、以下の通り。（例：労務費アップは自助努力で対応すべき）
- ⇒ 引き続き、公正取引委員会等と連携し、「労務費の指針」を周知・徹底していく。

3月



アンケート回答企業からの具体的な声

- ▲ 労務費については、「自助努力で解決すべきとして、交渉自体を拒否」された。
- ▲ 労務費上昇分について要求されるエビデンスを示す事が出来ず、諦めざるを得なかった。
- ▲ 価格交渉しようとしたが、「労務費が上昇しているのは御社だけではありません。」と言われ、交渉に応じてもらえなかった。
- ▲ 10年以上同様の業務（工事）を請け負っている為、価格を毎年同じにしている。

## (今回初の調査②) 正当な理由のない原価低減要請等により代金減額があった企業

- 今回調査では、**正当な理由のない原価低減要請等により価格転嫁できず**、結果、代金が減額となったケースを選択肢に追加。この選択肢を、アンケート回答企業のうち、**1.2% (約800社)** が選択。
- 発注企業の業種別に見ると、全体平均(1.2%)を上回った業種は、以下の通り (※ 回答数 (n) が全体の1% (674社) 超の業種に限る)  
建設 (1.7%)、繊維 (1.6%)、自動車・自動車部品 (1.4%)、石油製品・石炭製品製造 (1.3%)、機械製造 (1.2%)
- そうした企業からの具体的な声は、以下の通り。(例：一方的に値引きを強制された。) 中には、下請法違反 (減額) が疑われる事例や、「原価低減要請」に係る振興基準上不適切と思われる事例も存在。  
⇒ これら情報も端緒として、下請法の執行を強化する。

### ※アンケート回答企業からの具体的な声

- ▲ 毎年、「原価低減活動」と称して、コストダウンを求められる。
- ▲ 販売価格の上限が設定されており、しかもそれが毎年下げられている。
- ▲ 「割戻金」を要請される。
- ▲ 「歩引き」が行われる。
- ▲ 過去5年にわたり、交渉しても「そんな事を言うのはあなただけ。ウチの価格に不満なら他の下請を使う」等と言われる。
- ▲ 決めている価格から、「一定期間の金利引き」をされる。

### ※参考：下請振興法に基づく「振興基準」に規定された、原価低減要請に関する望ましくない事例

- ① 具体的な根拠を明確化せず、又は目標数値のみを提示して、原価低減要請を行うこと。
- ② 原価低減要請に応じることが発注継続の前提であることを示唆して、事実上、原価低減を押し付けること。
- ③ 口頭で削減幅等を示唆した上で、下請事業者から見積書の提出を求めること等、書面等の記録を残さずに原価低減要請を行うこと。

# 発注企業側の好事例

- 受注側のアンケート回答企業からの具体的な声や、発注企業へのヒアリングにより、**発注企業側の好事例**も情報収集。
- **取引方針の改善の参考として、周知していく。**

1. 以前は、発注企業の**特定の部門（製造部品）**だけで定期的に価格交渉していたが、昨年度より、**その他の部門（運輸部門）**においても、価格交渉の窓口を設置され、実際に交渉が始まった。ドライバー不足問題から、特に**労務費**においては、**要望額以上の値上げ回答額が提示**された。
2. 発注企業から**価格交渉を申出てほしい旨の連絡**があり、**記入例やフォーマットも送付**して貰えた。また、「**他の受注企業からは価格値上げの交渉が入っているが、御社からは未だ来てないが、大丈夫か？**」と、フォローも受けた。
3. 労務費に関する価格協議は、まずは受注企業の**希望する取引価格を提示**して貰い、その**根拠資料の提示が難しい場合**に、受注企業も**答えやすい「シンプルな試算式」**を送付した。
4. 発注企業から、全ての取引先を対象に**レターを送付**。送付後、その**到着状況を確認し、電話やメール、会議、商談等の場で「対話」**を続け、状況をモニタリング。**価格交渉に積極的に応じる姿勢**を伝えている。

ご参考：取引適正化に向けた発注企業の取り組み例（令和6年3月11日：中小企業庁）

[https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/download/tenka\\_torihiki\\_tekiseika/ordering\\_company.pdf](https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/download/tenka_torihiki_tekiseika/ordering_company.pdf)

# 今後の価格転嫁・取引適正化対策

- 価格交渉できる雰囲気は醸成されつつあるが、価格転嫁率のさらなる向上が必要。
- 今後の最低賃金の改定時期、取引価格の改定時期を見据え、中小・小規模事業者の賃上げ原資確保のためにも、粘り強く、以下の価格転嫁対策を継続して行く。

## ① 8月上旬目途：発注企業の社名リストの公表

## ② 社名リストの公表後：評価が芳しくない発注企業の経営者トップへの事業所管大臣名での指導・助言

## ③ 9月：「**9月の**価格交渉促進月間」に向けて、価格交渉・転嫁を呼び掛け

## ④ パートナーシップ構築宣言の更なる拡大・実効性の向上

# デフレ完全脱却のための総合経済対策(2023年11月2日閣議決定)

## 経済の現状認識と経済対策の基本的考え方

- 高水準の賃上げや企業の高い投資意欲など、低物価・低賃金・低成長に象徴される「コストカット型経済」から、30年ぶりの変革を果たすまたとないチャンスを迎えている。足元では、賃金や設備投資が上昇し、賃金と物価が好循環する「新たなステージ」への光が差しつつある。
  - 今回の経済対策は、日本経済を熱量溢れる新しい経済ステージへと移行させるためのスタートダッシュを図るためのもの。
    - まずは、新たなステージへの移行に向けた動きを後戻りさせないため、足元の物価高から国民生活・事業活動を守る対策に万全を期す。併せて、賃上げの流れを地方・中堅・中小企業にも波及させ、賃上げのモメンタムの維持・拡大を図る。
    - 供給力を強化すべく、GX・DX・戦略分野への投資促進、スタートアップ支援などに取り組む。
    - 人口減少を見据えた社会変革を起動・推進するため、デジタル行財政改革や人手不足等に対応する制度・規制改革、こども・子育て支援や公教育の再生などに取り組む。
  - 予算措置のみならず、**税制や規制・制度改革を総動員**。
- (※) 税制措置については、2023年末の令和6年度税制改正において検討し、結論を得た上で、次期通常国会に法案を提出する。

## 取りまとめの視点



### フロンティアの開拓

経済社会を大きく変革する可能性のある新技術、市場の飛躍的な成長が期待される分野など、いわゆるフロンティアの開拓を目指すこと。



### 実証から実践のフェーズへの移行

人口減少下における人手の代替だけでなく、革新的なサービスの提供にもつながるデジタル技術等の社会実装の促進を目指すこと。



### 府省庁・制度関連連携の徹底

各府省庁が所管・実施する財政措置、制度等について、それぞれの有機的な連携を図り、経済対策全体の効果の最大化を目指すこと。

## 第1節 物価高から国民生活を守る

### 1 物価高により厳しい状況にある生活者・事業者への支援

- ・ 所得税・個人住民税の定額減税(納税者及び配偶者含む扶養家族1人につき令和6年分の所得税3万円、令和6年度分の個人住民税1万円の減税)【税制】
  - ・ 低所得世帯への支援(重点支援地方交付金の低所得世帯支援枠に1世帯当たり7万円を追加し、住民税非課税世帯1世帯当たり合計10万円を目安に支援)
  - ・ 両者の間におられる方(※)への丁寧な対応
- (※)①住民税非課税世帯には該当しないが、住民税均等割のみ課税される世帯、定額減税が開始される時期に新たな課税情報により住民税非課税世帯に該当することが判明する世帯、②低所得世帯のうち世帯人数が多い子育て世帯や、定額減税の恩恵を十分に受けられないと見込まれる所得水準の者
- ・ 燃料油の激変緩和措置を2024年4月末まで講ずる。また、電気・ガスの激変緩和措置を2024年4月末まで講じ、同年5月は激変緩和の幅を縮小する。
  - ・ 漁業者、施設園芸事業者等向けの燃料油価格の激変緩和措置も引き続き実施
  - ・ 重点支援地方交付金の追加
    - 生活者向け: 学校給食費、プレミアム商品券等発行による消費下支えの取組、LPガス使用世帯等への支援
    - 事業者向け: 中小企業(特別高圧・LPガス)、農林水産事業者、地域観光業、医療・介護・保育施設、学校施設、商店街・自治会等への支援
  - ・ 公共事業について、適正な予定価格の設定やスライド条項の適切な運用徹底の上、必要な事業量を確保 賃金支払の原資となる適切な労務費の確保に係る制度改革を含めた対応の具体化を進める
  - ・ 食品ロス削減、フードバンク・こども食堂支援

### 2 エネルギーコスト上昇に対する経済社会の耐性の強化

- ・ 企業や家庭における省エネの更なる促進
  - 企業: 工場等における省エネ設備の導入を複数年度にわたり支援、中小企業向けの省エネ診断
  - 家庭: 子育て世帯や若者夫婦世帯の省エネ住宅の取得を支援
    - 省エネ改修、断熱窓への改修、高効率給湯器の導入をワンストップ窓口で支援
  - 運輸: クリーンエネルギー自動車、充電・水素充てんインフラ等の導入支援
- ・ 再エネ支援(自家消費型太陽光発電・蓄電池の導入、地産地消型の再エネ導入に係る取組支援)
- ・ 原子力の活用(十数基の原発再稼働、次世代革新炉の開発・建設、バックエンド事業加速化)

## 第2節 地方・中堅・中小企業を含めた持続的賃上げ、所得向上と地方の成長を実現する

### 1 中堅・中小企業の賃上げの環境整備、人手不足対応、生産性向上を通じた賃上げ継続の支援

#### (1) 中堅・中小企業の賃上げの環境整備

- ・ 賃上げ促進税制の強化(赤字法人を含めた賃上げ促進のための繰越控除制度創設、措置の期限の在り方)【税制】
- ・ 労務費の軽減のための指針策定、最低賃金の引上げ(2030年代半ばまでに1,500円)及びその支援
- ・ 資金繰り等の支援

#### (2) 人手不足対応、生産性向上を通じた賃上げ継続の支援

- ・ 中小企業の省力化投資支援、中堅・中小企業の大規模投資支援、生産性向上支援(インボイス対応支援等含む)
- ・ 医療・介護・障害福祉分野の人材確保に向けた賃上げに必要の財政措置、事業承継税制の計画提出期限の延長【税制】

#### (3) 「年取の壁」への対応を含めた所得向上へ取組

- ・ 年取の壁・支援強化パッケージ
- ・ 家事支援サービスの利用環境整備、非正規雇用者の正規化支援、資産運用立国を通じた所得拡大 等

### 2 構造的賃上げに向けた三位一体の労働市場改革の推進

#### (1) 三位一体の労働市場改革の推進

- ・ リ・スキリング(教育訓練給付拡充、在職中の非正規雇用者支援、企業・大学の共同講座等)
- ・ 職務給導入(ジョブの整理・括り方、人材の配置・育成、労働条件変更と現行法制・判例との関係等の事例整理・公表)
- ・ 成長分野への労働移動円滑化(官民の求職・求人情報共有化、デジタル分野の公的職業訓練の充実等)

#### (2) 多様な働き方の推進(同一労働・同一賃金の徹底、自治体による就職氷河期世代支援)

### 3 経済の回復基調の地方への波及及び経済交流の拡大

#### (1) 円安を活かした地域の「稼ぐ力」の回復・強化

- ・ 観光地・観光産業の再生・高付加価値化の支援、オーバーツーリズムの未然防止・抑制 等
- ・ 農林水産物・食品の輸出拡大(輸出先多角化のための販路開拓支援、マーケットイン志向の輸出産地育成等)
- ・ 新規輸出1万者プログラム(設備導入支援、海外ショールーム新規設置、海外ECサイトとの連携拡大等)

#### (2) 地方活性化

- ・ 国立公園の滞在体験の魅力向上、文化財等の活用、「食料安定供給・農林水産業基盤強化に向けた緊急対応パッケージ」の実行、コンパクトでゆとりとにぎわいのあるまちづくり、高速道路通勤帯割引・時間変動料金の見直し・拡大、地域における人材マッチングの支援、条件不利地域の振興 等

#### (3) 大阪・関西万博の推進(会場整備や内容の充実に必要な措置、全国的な機運醸成)

### 第3節 成長力の強化・高度化に資する国内投資を促進する

#### 1 生産性向上・供給力強化を通じて潜在成長率を引き上げるための国内投資の更なる拡大

##### (1) 科学技術の振興及びイノベーションの促進

- ・ムーンショット型等の研究開発(核融合追加、生成AI等)
- ・新規治療法や革新的新薬開発に向けた遺伝情報(全ゲノムデータ)搭載の情報基盤構築、量子技術の実用化加速、認知症治療等に資する研究基盤整備、若手研究者支援、イノベーションボックス税制【税制】等

##### (2) フロンティアの開拓

- ・宇宙: 技術戦略策定、「宇宙戦略基金」の設置、複数年度にわたる先端技術開発・実証・商用化支援、H3ロケット開発・打上げ、衛星コンステレーション構築、アルテミス計画への参画、準天頂衛星システム開発加速
- ・海洋: 開発重点戦略策定、自律型無人探査機(AUV)、レアアース掘泥技術等の開発・実証支援

##### (3) GX・DXの推進及びAIの開発力強化・利用促進に資する基盤整備

- ・省エネ投資促進、水素等の危険物規制の見直し検討【制度】、GX実行に係る独占禁止法運用の予見可能性向上【制度】等
- ・サーキュラーエコノミーの実現、アジア・ゼロエミッション共同体構想の推進
- ・先端半導体等の国内生産拠点の整備支援及び研究開発の支援、Beyond5G研究開発支援、生成AIの開発力強化、生成AIに関する国際的ルール形成主導等

##### (4) 経済安全保障の確立及び国内生産基盤の強化に係るインフラ整備

- ・重要物資安定供給のための設備投資等の支援、土地利用転換の迅速化【制度】、関連インフラ整備の支援、戦略分野国内生産促進税制(仮称)【税制】

##### (5) 教育DXフロンティア戦略の推進と文化芸術によるソフトパワーの形成・展開

- ・1人1台端末の計画的更新(都道府県に基金設置)、クリエイター・アーティスト育成・文化施設の次世代型機能強化

##### (6) 対日直接投資の促進

- ・外国企業の誘致への支援等、海外起業人材の在留資格更新時のオフィス保有要件緩和【制度】

#### 2 イノベーションを牽引するスタートアップ等の支援

- ・ストックオプション税制の充実(年間の権利行使価額の上限額引上げ等)【税制】
- ・事業承継税制の計画提出期限の延長【税制】、事業成長担保権の創設【制度】、公共調達ルール整備【制度】
- ・グローバル・スタートアップ・キャンパス構想の推進、グローバル・サウスでの市場開拓、事業再構築法案【制度】等

### 第5節 国土強靱化、防災・減災など国民の安全・安心を確保する

#### 1 自然災害からの復旧・復興の加速(東日本大震災等の自然災害からの復旧復興等)

#### 2 防災・減災、国土強靱化の推進

- ・国土強靱化5カ年加速化対策推進、流域治水、公共施設、通信、交通等インフラ耐災害性の強化、次期気象衛星整備による線状降水帯等の予測精度向上・防災気象情報改善

#### 3 国民の安全・安心の確保及び外交・安全保障環境の変化への対応

##### (1) 国民の安全・安心の確保

- ・コロナに係る医療機関の病床、ワクチン接種体制の確保支援、ALPS処理水対応、花粉症対策、性犯罪・性暴力被害者支援の強化、不登校児童生徒への支援等

##### (2) 外交・安全保障環境の変化への対応

- ・グローバルサウス等への支援強化、ウクライナ復興支援、日本ASEAN友好協力50周年を機とした包括的・戦略的関係の深化
- ・自衛隊の運用態勢の確保、海上保安能力の強化、サイバーセキュリティの強化
- ・経済安全保障(サプライチェーン強靱化、国際海底ケーブルの多ルート化等)、食料安全保障(国内肥料、大豆・小麦の生産・利用拡大等)

### 第4節 人口減少を乗り越え、変化を力にする社会変革を起動・推進する

#### 1 デジタルによる地方の活性化

- ・デジタル田園都市国家構想交付金によるデジタル実装支援、データセンターの地方拠点整備等

#### 2 デジタル行政改革

##### (1) 主な改革への取組

- ・教育: GIGA端末・校務システムの共同調達、教材としてのデジタルコンテンツ活用促進等
- ・交通: 地域の自家用車・ドライバー活用検討、自動運転レベル4の社会実装・事業化後押し、送電網や河川でのドローン航路設定、ドローン目視内飛行の許可等申請手続き短期化及び無人地帯における目視外飛行の規制見直し【制度】等
- ・介護等: ICT技術等の導入支援、ロボット等を活用する施設の人員配置基準の特例的柔軟化【制度】等
- ・子育て: プッシュ型子育て支援、母子保健情報の連携、保育DX、児童福祉相談業務のDX
- ・防災: 防災DX推進(マイナンバーを活用した支援ニーズ把握、防災デジタルプラットフォームの構築、防災アプリ開発、データ連携基盤構築)
- ・インバウンド・観光: 入国手続きデジタル化における情報提供の機能強化、インバウンド観光に係る規制や手続きの総点検【制度】等
- ・スタートアップの成長促進: システム調達におけるスタートアップの参入機会の拡大【制度】

##### (2) 国・地方のデジタル基盤の統一化・共通化の加速化

- ・地方公共団体の情報システムの標準化・ガバメントクラウド移行支援等
- ・マイナンバー登録事務デジタル化、マイナンバーカードのスマホ搭載、アナログ規制見直し等

#### 3 公的セクター等の改革

- ・ウォーターPPP導入拡大の支援、地域公共交通のリ・デザイン等

#### 4 DXの推進に関連するその他の取組

- ・産業用データ連携基盤構築、電子署名普及のための法解釈の明確化等

#### 5 人手不足等に対応する制度・規制改革及び外国人材の活用

- ・物流: 「2024年問題」に対応する「物流革新緊急パッケージ」の推進、物流DX推進等
- ・自動運転等の社会実装: 自動運転車の事業化加速、デジタル対応の物流拠点整備、デジタルライブラインの構築等
- ・建設・建築: 適切な労務費確保、資材価格の適切な価格転嫁【制度】、監理技術者の配置柔軟化【制度】等
- ・医療・介護: 高齢者施設における経営の協働化・大規模化支援、人員配置基準の特例的な柔軟化【制度】、介護サービスでの複数事業所での管理者の常勤・専従要件の明確化・緩和【制度】等
- ・外国人材: 特定技能の対象分野の追加検討・措置【制度】、外国人材を対象とした日本語教育の推進等

#### 6 包摂社会の実現

##### (1) こどもが健やかに成長できる環境整備を通じた少子化対策の推進

- ・児童手当の支払い月の年3回から年6回への変更及び初回支給の前倒し(25年2月→24年12月)、乳幼児健診の対象拡大の取組支援等

##### (2) 教育DXフロンティア戦略の推進を始めとする公教育の再生

- ・1人1台端末の計画的更新(都道府県に基金設置)、生成AI等の利活用含め、個別最適な学びをサポートする仕組みの構築に向けた検討加速、1人1台端末を活用した「心の健康観察」導入支援等

##### (3) 女性活躍の推進(賃上げ促進税制の強化、配偶者暴力被害者の相談・支援体制の強化等)

##### (4) 高齢者活躍の推進及び認知症施策(「認知症・脳神経疾患研究開発イニシアティブ」の早期着手等)

##### (5) 孤独・孤立、障害者など困難に直面する方々への支援

#### 本経済対策の規模

- 令和5年度補正予算における一般会計追加額は、**13.1兆円**(重点支援地方交付金による低所得者世帯向けの支援1.1兆円を含む)。
- これと定額減税による「還元策」及びその関連経費とを合わせると**17兆円台前半程度**と見込まれる。

#### 本経済対策の効果

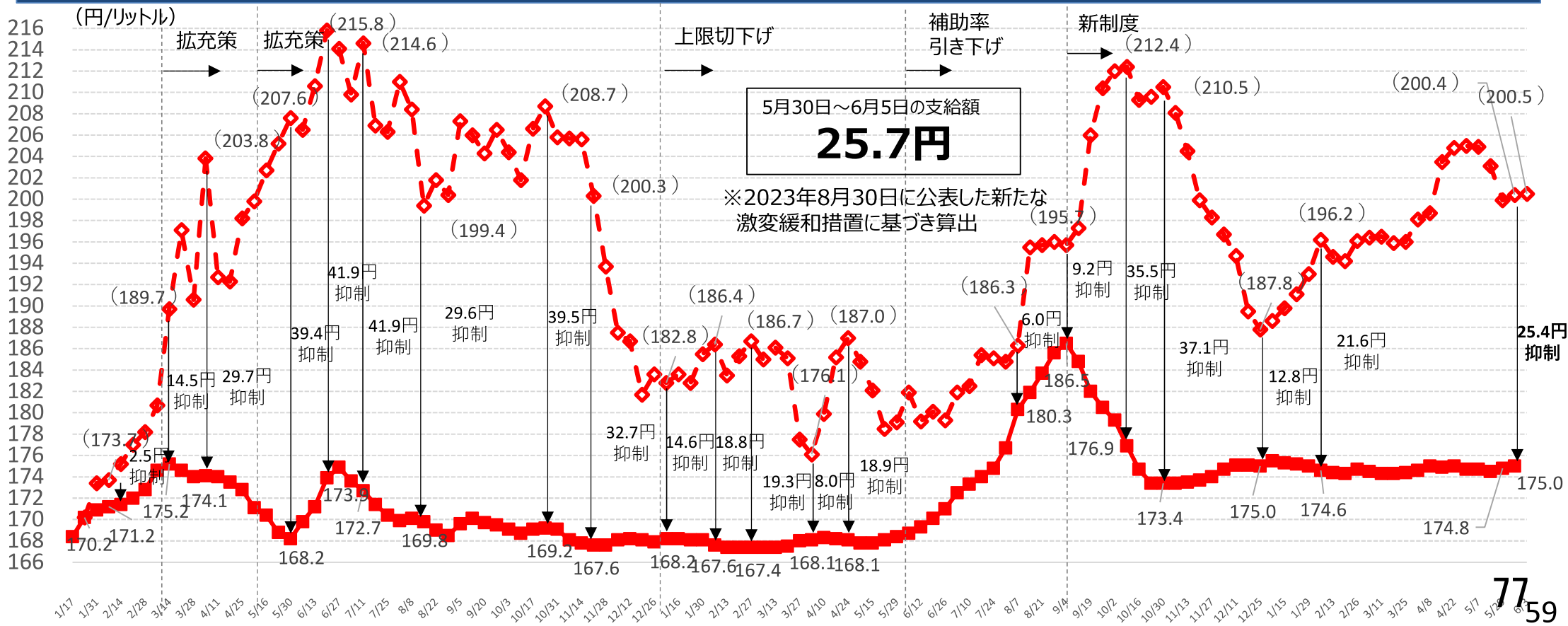
- 経済押し上げ効果  
実質GDP換算：**19兆円**程度  
年成長率換算：**1.2%**程度  
(今後3年程度で上記効果が実現すると仮定した場合の単純平均)
- 消費者物価の抑制：**▲1.0%**程度



# ガソリン全国平均価格の推移

- 2022年10月の経済対策の記載では、「来年1月以降も、補助上限を緩やかに調整しつつ実施し、その後、**来年6月以降、補助を段階的に縮減する一方、高騰リスクへの備えを強化する**」こととしていた。
- これに基づき、2023年6月以降、補助を段階的に縮減してきたが、**夏の産油国の自主減産が本格化し、為替動向も相まって、ガソリン全国平均価格は、過去最高（2008年8月以来）となる全国平均価格185.1円を超過。**
- 2023年9月7日から新たな措置を実施し、**ガソリン全国平均価格は175.0円/L(2024年5月27日時点)まで低下。**

## レギュラーガソリン・全国平均価格



# 電気・ガス価格激変緩和対策事業

(総予算額：3兆7,490億円 うち2022年度第2次補正：3兆1,074億円、2023年度補正：6,416億円)

- 電気・都市ガスの小売事業者等が、需要家の使用量に応じ、電気・都市ガス料金の値引きを実施。
- 当該措置は2024年5月使用分まで講じ、同5月使用分については激変緩和の幅を縮小する。

## 値引き単価

2024年4月使用分まで

### <電気>

低圧：3.5円/kWh

高圧：1.8円/kWh

### <都市ガス>

15円/m<sup>3</sup>

※家庭及び年間契約量1,000万m<sup>3</sup>未満の企業等が対象

2024年5月使用分

### <電気>

低圧：1.8円/kWh

高圧：0.9円/kWh

### <都市ガス>

7.5円/m<sup>3</sup>

※家庭及び年間契約量1,000万m<sup>3</sup>未満の企業等が対象

# 主要統計資料

## 資料標題

### I 全国統計資料編

- 1 主要指標の推移（暦年・四半期・月）
  - (1) GDP、鉱工業生産指数、製造工業稼働率指数、倒産件数、完全失業者数及び完全失業率 . . . 1
  - (2) 求人倍率、消費者物価指数、国内企業物価指数、賃金（現金給与総額）指数 . . . 2
- 2 有効求人倍率、完全失業率の推移
  - (1) 有効求人倍率の推移（全国・ランク別、暦年・月） . . . 3
  - (2) 性・年齢別完全失業率の推移（全国、暦年・月） . . . 4
- 3 賃金・労働時間の推移
  - (1) 賃金
    - イ 賃金（現金給与総額・定期給与額）増減率の推移（規模別（30人以上・5～29人）、暦年・月） . . . 5
    - ロ パートタイム労働者比率の推移（規模別（30人以上・5～29人）、暦年・月） . . . 6
    - ハ 初任給額、上昇額等の推移（年度、学歴別） . . . 7
  - (2) 賃金・労働時間
    - イ 賃金・労働時間指数の推移① [事業所規模30人以上]（暦年・四半期、所定内給与・所定内労働時間・時間当たり所定内給与） . . . 8
    - 賃金・労働時間指数の推移② [事業所規模5～29人]（暦年・四半期、所定内給与・所定内労働時間・時間当たり所定内給与） . . . 9
    - ロ 一般労働者の賃金・労働時間の推移（暦年、規模別（10人以上・10～99人・5～9人）・所定内給与・所定内労働時間・時間当たり所定内給与） . . . 10
    - ハ 月間労働時間の動き（暦年・月、所定内労働時間・所定外労働時間（規模別（30人以上・5～29人））） . . . 11
- 4 春季賃上げ妥結状況
  - (1) 春季賃上げ妥結状況（令和6年）（連合（規模別、方式別）、経団連（大手・中小別）） . . . 12
  - (2) 賃上げ額・率の推移 . . . 13
    - イ 1人当たり平均賃金の改定額及び改定率の推移（暦年、賃金の改定額・改定率）
    - ロ 賃金の改定の状況、賃金の改定の決定に当たり最も重視した要素別企業割合（令和4年）
- 5 夏季賞与・一時金妥結状況（令和6年）（連合、経団連） . . . 14
- 6 消費者物価指数の対前年上昇率の推移（全国・ランク別、暦年・月） . . . 15
- 7 1月あたりの消費支出額の推移（暦年） . . . 16

8	地域別最低賃金額（時間額）、未満率及び影響率の推移	・・・	17
9	賃金構造基本統計調査特別集計による未満率及び影響率	・・・	18
10	地域別最低賃金と賃金水準との関係		
	(1) 一般労働者（暦年、全国・産業計（企業規模10人以上・10～99人））	・・・	19
	(2) 短時間労働者（暦年、全国・産業計（企業規模10人以上・10～99人））	・・・	20
	(3) 毎月勤労統計調査（暦年、全国・産業計、事業所規模5人以上）	・・・	21
11	企業の業況判断及び収益		
	(1) 日銀短観による企業の業況判断及び収益		
	イ 業況判断（D I）（企業規模別、四半期）	・・・	22
	ロ 経常利益増減（企業規模別、年度）	・・・	23
	ハ 売上高経常利益率（企業規模別、年度）	・・・	23
	(2) 法人企業統計による企業収益①（資本金規模別、年度）	・・・	26
	法人企業統計による企業収益②（資本金規模別、四半期）	・・・	27
	(3) 中小企業景況調査による業況判断（D I）（産業別、四半期）	・・・	28
12	労働生産性		
	(1) 法人企業統計でみた労働生産性の推移（年度）	・・・	30
	(2) 就業1時間当たり名目労働生産性の推移（暦年）	・・・	32
<b>II 都道府県統計資料編</b>			
1	各種関連指標（ランク別・都道府県別、1人当たり県民所得・標準生計費・新規学卒者（高卒）の所定内給与額）	・・・	33
2	有効求人倍率の推移（ランク別・都道府県別、暦年）	・・・	34
3	失業率の推移（ランク別・都道府県別、暦年・四半期）	・・・	35
4	賃金・労働時間の実情と推移		
	(1) 賃金		
	イ 定期給与の推移〔事業所規模5人以上〕（ランク別・都道府県別、暦年）	・・・	36
	ロ パートタイム労働者の1求人票あたりの募集賃金平均額	・・・	37

ハ	パートタイム労働者の1求人票あたりの募集賃金下限額	・・・	38
(2)	労働時間		
	常用労働者1人平均月間総実労働時間と所定外労働時間の推移〔調査産業計、事業所規模5人以上〕	・・・	39
	(ランク別・都道府県別、総実労働時間・所定外労働時間別(暦年))		
5	消費者物価指数等の推移		
(1)	消費者物価対前年上昇率の推移(ランク別・都道府県別、暦年・月)	・・・	40
(2)	消費者物価地域差指数の推移①(ランク別・都道府県庁所在都市別、暦年)	・・・	41
	消費者物価地域差指数の推移②(ランク別・都道府県下全域、暦年)	・・・	42
6	消費支出額の推移		
(1)	1月あたりの消費支出額の推移(総世帯、暦年)	・・・	43
(2)	1月あたりの消費支出額の推移(総世帯のうち勤労者世帯、暦年)	・・・	44
7	労働者数等の推移		
(1)	常用労働者数〔事業所規模5人以上〕(ランク別・都道府県別・暦年)	・・・	45
(2)	雇用保険の被保険者数(ランク別・都道府県別・暦年)	・・・	46
(3)	就業者数(ランク別・都道府県別・暦年)	・・・	47
<b>Ⅲ 業務統計資料編</b>			
1	地域別最低賃金改定状況		
(1)	令和5年度 地域別最低賃金の審議・決定状況		
	(ランク区分・都道府県別、前年度決定金額・改正最低賃金額(引上げ額・率)・採決状況等)	・・・	48
(2)	目安と改定額との関係の推移(ランク別・都道府県別、年度)	・・・	49
(3)	効力発生年月日の推移(ランク別・都道府県別、年度)	・・・	50
(4)	加重平均額と引上げ率の推移(全国・ランク別、年度)	・・・	51
(5)	最高額と最低額及び格差の推移(最高額・最低額・格差、年度)	・・・	52
(6)	地域別最低賃金引上げ率の推移(ランク別・都道府県別、年度)	・・・	53
2	最低賃金の履行確保を主眼とする監督指導結果		
(1)	監督指導結果の推移(全国計、暦年、法違反の状況等)	・・・	54
(2)	業種別法違反の状況(令和6年1月～3月、全国計)	・・・	55

# I 全国統計資料編

# 1 主要指標の推移 (1) GDP、鉱工業生産指数、製造工業稼働率指数、倒産件数、完全失業者数及び完全失業率

	GDP (国内総生産)					鉱工業生産指数		製造工業稼働率指数		倒産件数		完全失業者数 (月平均)		完全失業率
	名目	前期比	年率換算	実質	前期比	指数	前期比	指数	前期比	実数	前年比	実数	前年差	
	(億円)	(%)	(%)	(億円)	(%)	(R2年=100)	(%)	(R2年=100)	(%)	(件)	(%)	(万人)	(万人)	(%)
平成 20 年	5,278,238	△ 2.1	-	5,202,331	△ 1.2	124.6	△ 3.4	128.6	△ 4.1	15,646	11.0	265	8	4.0
平成 21 年	4,949,384	△ 6.2	-	4,906,150	△ 5.7	97.4	△ 21.9	96.4	△ 25.0	15,480	△ 1.0	336	71	5.1
平成 22 年	5,055,306	2.1	-	5,107,200	4.1	112.5	15.6	115.3	19.6	13,321	△ 13.9	334	△ 2	5.1
平成 23 年	4,974,489	△ 1.6	-	5,108,416	0.0	109.3	△ 2.8	110.4	△ 4.3	12,734	△ 4.4	<302>	<△32>	4.6
平成 24 年	5,004,747	0.6	-	5,178,644	1.4	110.1	0.6	112.7	2.2	12,124	△ 4.7	285	△ 17	4.3
平成 25 年	5,087,006	1.6	-	5,282,481	2.0	109.6	△ 0.8	114.8	△ 0.5	10,855	△ 10.5	265	△ 20	4.0
平成 26 年	5,188,110	2.0	-	5,298,128	0.3	111.9	2.0	119.7	4.3	9,731	△ 10.4	236	△ 29	3.6
平成 27 年	5,380,323	3.7	-	5,380,812	1.6	110.5	△ 1.2	116.5	△ 2.7	8,812	△ 9.4	222	△ 14	3.4
平成 28 年	5,443,646	1.2	-	5,421,374	0.8	110.5	0.0	114.7	△ 1.5	8,446	△ 4.2	208	△ 14	3.1
平成 29 年	5,530,730	1.6	-	5,512,200	1.7	114.0	3.1	119.2	3.9	8,405	△ 0.5	190	△ 18	2.8
平成 30 年	5,566,301	0.6	-	5,547,665	0.6	114.6	1.1	119.3	0.8	8,235	△ 2.0	167	△ 23	2.4
令和 元年	5,579,108	0.2	-	5,525,354	△ 0.4	111.6	△ 2.6	114.8	△ 3.8	8,383	1.8	162	△ 5	2.4
令和 2 年	5,398,082	△ 3.2	-	5,296,211	△ 4.1	100.0	△ 10.4	100.0	△ 12.9	7,773	△ 7.3	192	30	2.8
令和 3 年	5,525,714	2.4	-	5,431,731	2.6	105.4	5.4	108.5	8.5	6,030	△ 22.4	195	3	2.8
令和 4 年	5,599,700	1.3	-	5,485,704	1.0	105.3	△ 0.1	108.1	△ 0.4	6,428	6.6	179	△ 16	2.6
令和 5 年	5,917,681	5.7	-	5,587,269	1.9	103.9	△ 1.3	107.0	△ 1.0	8,690	35.2	178	△ 1	2.6
令和 5 年 1～3月	5,804,230	2.2	9.1	5,570,262	1.1	103.5	△ 1.7	107.1	△ 3.7	1,956	30.1	177	△ 5	2.6
4～6月	5,951,121	2.5	10.5	5,626,583	1.0	104.8	1.3	108.1	0.9	2,086	34.1	185	△ 4	2.7
7～9月	5,937,925	△ 0.2	△ 0.9	5,574,369	△ 0.9	103.3	△ 1.4	106.5	△ 1.5	2,238	41.2	184	4	2.6
10～12月	5,979,382	0.7	2.8	5,580,472	0.1	104.4	1.1	106.7	0.2	2,410	35.2	167	0	2.4
令和 6 年 1～3月	5,981,085	0.0	0.1	5,554,623	△ 0.5	99.0	△ 5.2	98.7	△ 7.5	2,319	18.6	175	△ 2	2.5
令和 6 年 1月	-	-	-	-	-	98.0	△ 6.7	98.6	△ 7.9	701	23.0	170	△ 2	2.4
2月	-	-	-	-	-	97.4	△ 0.6	98.1	△ 0.5	712	23.4	182	12	2.6
3月	-	-	-	-	-	101.7	4.4	99.4	1.3	906	12.0	182	0	2.6
4月	-	-	-	-	-	100.8	△ 0.9	99.7	0.3	783	28.4	183	1	2.6
5月	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,009	42.9	-	-	-
資料出所	内閣府「国民経済計算」					経済産業省「鉱工業指数」				東京商工リサーチ調べ		総務省「労働力調査」		

(注) 1 斜字となっているGDPの四半期別の数値、鉱工業生産指数及び製造工業稼働率指数の四半期別・月別の数値並びに完全失業者数及び完全失業率の月別の数値は、季節調整値及びその前期(月、四半期)比(差)であり、そのほかの数値は原数値である。

2 GDPの四半期の額は年率である。

3 平成29年以前の鉱工業生産指数、製造工業稼働率指数は接続指数であり、稼働率指数接続指数の暦年値は月次原指数の12か月平均値を労働基準局賃金課にて算出。また、平成30年以前の鉱工業生産指数、製造工業稼働率指数の前年比は公表当時における指数値から計算されたものであり、接続指数で計算した前年比とは必ずしも一致しない。



# 1 主要指標の推移 (2) 求人倍率、消費者物価指数、国内企業物価指数、賃金（現金給与総額）指数

	求人倍率		消費者物価指数 <small>(持家の帰属家賃を除く総合)</small>		国内企業物価指数		賃金(現金給与総額)指数、パート比率									
	新規	有効	指数 (R2年=100)	前期比 (%)	指数 (R2年=100)	前期比 (%)	調査産業計					製造業				
							名目指数 (R2年=100)	前期比 (%)	実質指数 (R2年=100)	前期比 (%)	パート 比率 (%)	名目指数 (R2年=100)	前期比 (%)	実質指数 (R2年=100)	前期比 (%)	パート 比率 (%)
平成 26 年	1.66	1.09	96.8	3.3	102.0	3.1	99.0	0.5	102.3	△ 2.8	29.67	99.4	1.8	102.7	△ 1.6	13.70
平成 27 年	1.80	1.20	97.8	1.0	99.7	△ 2.3	99.1	0.1	101.3	△ 0.8	30.41	99.8	0.4	102.0	△ 0.5	14.29
平成 28 年	2.04	1.36	97.7	△ 0.1	96.2	△ 3.5	99.7	0.6	102.0	0.8	30.63	100.5	0.7	102.9	0.8	14.15
平成 29 年	2.24	1.50	98.3	0.6	98.4	2.3	100.2	0.4	101.9	△ 0.2	30.69	102.0	1.5	103.8	0.9	13.32
平成 30 年	2.39	1.61	99.5	1.2	101.0	2.6	101.6	1.4	102.1	0.2	30.88	103.8	1.8	104.3	0.6	12.74
令和 元年	2.42	1.60	100.0	0.6	101.2	0.2	101.2	△ 0.4	101.2	△ 1.0	31.53	103.5	△ 0.3	103.5	△ 0.9	13.37
令和 2 年	1.95	1.18	100.0	0.0	100.0	△ 1.2	100.0	△ 1.2	100.0	△ 1.2	31.13	100.0	△ 3.4	100.0	△ 3.5	13.35
令和 3 年	2.02	1.13	99.7	△ 0.3	104.6	4.6	100.3	0.3	100.6	0.6	31.28	101.9	2.0	102.2	2.2	13.45
令和 4 年	2.26	1.28	102.7	3.0	114.9	9.8	102.3	2.0	99.6	△ 1.0	31.60	103.6	1.7	100.9	△ 1.3	13.57
令和 5 年	2.29	1.31	106.6	3.8	119.7	4.2	103.5	1.2	97.1	△ 2.5	32.24	105.4	1.7	98.9	△ 2.0	13.47
令和 5 年 1~3月	2.33	1.34	105.1	0.5	119.7	0.5	102.8	0.2	97.8	△ 0.3	32.17	103.8	0.0	98.8	△ 0.5	13.68
4~6月	2.30	1.32	106.0	0.9	119.5	△ 0.2	104.2	1.4	98.1	0.3	31.83	106.1	2.2	99.9	1.1	13.51
7~9月	2.28	1.29	107.0	0.9	119.6	0.1	103.2	△ 1.0	96.5	△ 1.6	32.29	105.6	△ 0.5	98.7	△ 1.2	13.38
10~12月	2.25	1.28	108.2	1.1	119.8	0.2	103.6	0.4	95.8	△ 0.7	32.67	105.3	△ 0.3	97.4	△ 1.3	13.29
令和 6 年 1~3月	2.31	1.27	108.3	0.1	120.5	0.6	104.0	0.4	96.2	0.4	30.91	104.9	△ 0.4	96.9	△ 0.5	13.02
令和 6 年 1月	2.28	1.27	108.2	0.1	120.2	0.0	103.8	0.2	96.3	0.5	30.88	104.7	△ 1.5	97.0	△ 1.3	12.92
2月	2.26	1.26	108.1	0.0	120.4	0.2	103.9	0.1	96.2	△ 0.1	30.92	104.9	0.2	96.9	△ 0.1	13.11
3月	2.38	1.28	108.5	0.3	120.8	0.3	104.4	0.5	96.2	0.0	30.93	105.1	0.2	96.8	△ 0.1	13.04
4月	2.17	1.26	109.0	0.5	121.4	0.5	104.6	0.2	95.9	△ 0.3	30.48	106.6	1.4	97.6	0.8	12.98
5月			109.5	0.4	122.2	0.7										
資料出所	厚生労働省「職業安定業務統計」		総務省「消費者物価指数」		日本銀行「企業物価指数」		厚生労働省「毎月勤労統計調査」									

- (注) 1 斜字となっている求人倍率及び賃金指数の四半期別・月別の数値は季節調整値及びその前期(四半期、月)比であり、そのほかの数値は原数値である。
- 2 毎月勤労統計調査は、事業所規模5人以上の結果である。
- 3 求人倍率は、新規学卒者を除き、パートタイムを含んでいる。
- 4 国内企業物価指数の令和6年5月分の数値は速報値であり、同指数の令和2年以前の暦年値の前年比は各基準の指数から算出した値を掲載しており、掲載している指数から算出した前年比と一致しない場合がある。

## 2 有効求人倍率、完全失業率の推移

### (1) 有効求人倍率の推移

(単位：倍)

	平成 26年	平成 27年	平成 28年	平成 29年	平成 30年	令和 元年	令和 2年	令和 3年	令和 4年	令和 5年	令和6年			
											1月	2月	3月	4月
全国	1.09	1.20	1.36	1.50	1.61	1.60	1.18	1.13	1.28	1.31	1.27	1.26	1.28	1.26
Aランク	1.08	1.18	1.34	1.47	1.56	1.55	1.10	0.96	1.10	1.18	1.14	1.14	1.16	1.14
Bランク	1.13	1.25	1.40	1.55	1.67	1.66	1.25	1.22	1.39	1.38	1.34	1.34	1.35	1.33
Cランク	0.95	1.08	1.25	1.44	1.54	1.52	1.19	1.25	1.41	1.40	1.35	1.35	1.35	1.34

資料出所 厚生労働省「職業安定業務統計」

- (注) 1 各ランクの算出に用いた有効求人数は、求人票に記載された就業場所で集計した就業地別の数値である。  
 2 各ランクにおける数値は、それぞれのランクに属する都道府県の有効求人数の合計を有効求職者数の合計で除して算出。  
 3 新規学卒者を除き、パートタイムを含んでいる。  
 4 各ランクは、令和5年度からの適用区分である  
 5 各月の数値は季節調整値である。

## (2) 性・年齢別完全失業率の推移

(単位：%)

	男女計							男性							女性						
	年齢計	15～24歳	25～34歳	35～44歳	45～54歳	55～64歳	65歳以上	年齢計	15～24歳	25～34歳	35～44歳	45～54歳	55～64歳	65歳以上	年齢計	15～24歳	25～34歳	35～44歳	45～54歳	55～64歳	65歳以上
平成 26 年	3.6	6.3	4.6	3.4	3.0	3.2	2.2	3.7	7.1	4.8	3.2	2.9	3.7	2.6	3.4	5.4	4.4	3.5	3.1	2.5	1.5
平成 27 年	3.4	5.5	4.6	3.1	2.8	3.1	2.0	3.6	5.9	4.8	3.0	2.9	3.7	2.4	3.1	5.1	4.3	3.2	2.7	2.3	1.0
平成 28 年	3.1	5.1	4.3	2.9	2.5	2.9	1.9	3.3	5.7	4.4	2.9	2.6	3.4	2.5	2.8	4.5	4.1	2.9	2.4	2.3	1.3
平成 29 年	2.8	4.6	3.7	2.6	2.4	2.7	1.8	3.0	4.7	3.8	2.6	2.4	3.0	2.2	2.7	4.5	3.5	2.6	2.3	2.2	1.2
平成 30 年	2.4	3.6	3.4	2.2	2.0	2.3	1.5	2.6	4.1	3.4	2.3	2.1	2.5	2.1	2.2	3.1	3.3	2.2	2.0	2.0	0.8
令和 元 年	2.4	3.8	3.2	2.2	2.0	2.1	1.5	2.5	3.9	3.5	2.1	2.0	2.4	2.0	2.2	3.7	2.9	2.1	1.9	1.9	0.8
令和 2 年	2.8	4.6	3.9	2.5	2.3	2.6	1.7	3.0	5.0	4.1	2.7	2.4	2.9	2.4	2.5	4.2	3.7	2.3	2.3	2.1	1.1
令和 3 年	2.8	4.6	3.8	2.5	2.4	2.7	1.8	3.1	5.1	4.2	2.5	2.4	3.1	2.4	2.5	4.2	3.3	2.3	2.3	2.5	1.1
令和 4 年	2.6	4.4	3.6	2.4	2.1	2.5	1.6	2.8	4.9	3.8	2.4	2.2	2.7	2.0	2.4	3.5	3.2	2.3	2.0	2.2	1.1
令和 5 年	2.6	4.1	3.6	2.4	2.0	2.5	1.7	2.8	4.4	3.8	2.3	2.0	2.8	2.4	2.3	3.8	3.4	2.2	2.0	2.1	1.0
令和 6 年 1月	2.4	3.7	3.3	2.1	2.1	2.4	1.7	2.5	4.4	3.0	2.1	2.0	2.8	…	2.3	2.9	3.4	2.2	2.2	1.9	…
2月	2.6	4.2	3.3	2.5	2.2	2.6	1.7	2.7	4.7	3.1	2.1	2.4	2.9	…	2.6	3.7	3.5	3.1	2.0	2.2	…
3月	2.6	4.5	3.7	2.4	2.0	2.7	1.7	2.7	4.8	3.5	2.3	2.1	2.8	…	2.6	4.0	4.0	2.5	2.0	2.4	…
4月	2.6	4.1	3.6	2.5	2.1	2.6	1.9	2.8	3.9	3.6	2.7	2.1	3.1	…	2.4	4.2	3.7	2.2	2.0	2.1	…

資料出所 総務省「労働力調査」

(注) 1 月次の数値は季節調整値。

2 男女別の65歳以上の季節調整値は公表されていない。

### 3 賃金・労働時間の推移

#### (1) 賃金

##### イ 賃金（現金給与総額・定期給与額）増減率の推移

(単位：%)

		平成 29年	平成 30年	令和 元年	令和 2年	令和 3年	令和 4年	令和 5年	令和6年			
									1月	2月	3月	4月
現金 給与 総額	30人以上	0.5	1.2	△ 0.2	△ 1.7	1.0	3.1	1.8	1.7	1.8	1.7	2.0
	500人以上	0.0	4.0	△ 1.1	△ 1.5	1.3	2.9	0.6	1.1	1.2	△ 0.3	1.7
	100～499人	△ 0.2	2.4	0.1	△ 2.7	0.3	4.3	2.3	1.3	△ 0.2	0.7	0.3
	30～99人	1.4	△ 0.9	△ 0.5	△ 1.3	0.5	3.1	1.6	2.0	3.3	3.5	3.4
	5～29人	1.0	△ 0.7	△ 0.1	0.0	0.0	△ 0.2	0.5	1.5	1.2	△ 0.2	1.1
定期 給与 額	30人以上	0.4 (0.6)	0.7 (0.7)	0.1 (0.1)	△ 1.1 (0.1)	1.2 (0.8)	2.4 (2.0)	1.6 (1.8)	1.2 (1.5)	1.9 (2.2)	2.1 (2.3)	2.3 (2.5)
	500人以上	△ 0.1 (0.1)	3.0 (3.1)	△ 0.4 (△ 0.3)	△ 0.7 (0.5)	1.7 (1.1)	1.5 (1.4)	0.9 (1.0)	1.1 (1.5)	1.3 (1.4)	0.8 (0.8)	1.6 (1.8)
	100～499人	△ 0.1 (0.1)	2.0 (2.2)	0.2 (0.4)	△ 1.9 (△ 1.0)	0.7 (0.2)	3.4 (2.7)	1.9 (2.3)	0.0 (0.1)	0.6 (0.9)	0.9 (1.0)	0.7 (0.9)
	30～99人	1.1 (1.0)	△ 1.1 (△ 1.3)	△ 0.6 (△ 0.7)	△ 1.1 (0.2)	0.9 (0.8)	3.1 (3.0)	1.3 (1.1)	1.7 (2.1)	3.0 (3.5)	3.6 (4.0)	3.5 (3.9)
	5～29人	1.0 (0.7)	△ 0.6 (△ 0.5)	△ 0.2 (△ 0.1)	0.2 (0.8)	△ 0.1 (0.0)	△ 0.3 (△ 0.5)	0.5 (0.4)	1.3 (1.3)	1.2 (1.4)	0.9 (0.9)	0.8 (0.9)

資料出所 厚生労働省「毎月勤労統計調査」

(注) 1 各年(月)の数値は、指数の対前年(同月)増減率である。

2 ( )内の数値は所定内給与額についての増減率である。

3 令和6年1月以降の前年同月増減率については、ベンチマーク更新を行った前年の参考値と比較することにより算出しているため、指数から算出した場合と一致しない。

ロ パートタイム労働者比率の推移

(単位：%)

	平成 27年	平成 28年	平成 29年	平成 30年	令和 元年	令和 2年	令和 3年	令和 4年	令和 5年	令和6年			
										1月	2月	3月	4月
30人以上	25.40	25.22	25.09	25.09	25.59	25.28	25.05	24.53	24.68	24.98	24.85	24.67	24.41
500人以上	17.31	17.06	16.63	15.85	16.03	15.39	15.30	14.97	15.37	15.48	15.42	15.19	15.09
100～499人	24.93	24.46	24.99	24.60	24.78	24.92	24.40	23.54	23.71	24.27	24.03	23.86	23.70
30～99人	30.12	30.39	29.95	30.28	31.47	31.15	31.31	30.56	30.83	30.48	30.41	30.26	29.92
5～29人	37.23	37.80	37.90	39.06	39.78	39.14	39.52	41.00	42.07	40.19	40.45	40.74	40.09

資料出所 厚生労働省「毎月勤労統計調査」

## ハ 初任給額、上昇額等の推移

上段：初任給額（単位：円）、下段：上昇額・率（単位：円、％）

	高校卒				高専卒 (技術)	短大卒 (事務)	大学卒			大学院 (修士) 卒	
	(事務・技術)			(現業)			一律	(事務・技術)			
	一律	差あり						一律	差あり		
		基幹職	補助職						基幹職		補助職
平成 26 年度	162,381 702 (0.4)	167,202 569 (0.3)	159,446 544 (0.3)	163,990 736 (0.5)	182,401 842 (0.5)	174,179 655 (0.4)	204,863 806 (0.4)	206,322 601 (0.3)	183,060 464 (0.3)	220,724 787 (0.4)	
平成 27 年度	163,737 1,239 (0.8)	167,472 904 (0.5)	159,382 706 (0.4)	165,054 1,151 (0.7)	184,173 1,579 (0.9)	175,591 1,342 (0.8)	205,914 1,574 (0.8)	207,854 1,933 (0.9)	184,169 1,318 (0.7)	222,083 1,875 (0.9)	
平成 28 年度	164,828 824 (0.5)	167,370 582 (0.3)	159,246 616 (0.4)	166,617 748 (0.5)	185,186 995 (0.5)	176,197 767 (0.4)	207,163 880 (0.4)	209,785 1,263 (0.6)	184,691 631 (0.3)	223,684 1,153 (0.5)	
平成 29 年度	165,977 1,093 (0.7)	167,090 565 (0.3)	159,497 532 (0.3)	167,568 834 (0.5)	186,402 966 (0.5)	177,546 851 (0.5)	208,235 1,109 (0.5)	211,051 1,132 (0.5)	186,004 745 (0.4)	224,212 930 (0.4)	
平成 30 年度	168,286 1,361 (0.8)	170,104 2,618 (1.6)	161,889 2,385 (1.5)	168,085 1,386 (0.8)	187,652 1,660 (0.9)	179,334 1,493 (0.8)	208,929 1,637 (0.8)	213,500 2,171 (1.0)	188,362 1,511 (0.8)	225,362 1,707 (0.8)	
令和 元 年度	168,696 1,670 (1.0)	170,298 1,737 (1.0)	161,058 1,641 (1.0)	170,066 1,613 (1.0)	187,941 1,490 (0.8)	180,431 1,642 (0.9)	209,173 1,544 (0.7)	214,378 1,251 (0.6)	188,111 1,041 (0.6)	225,732 1,569 (0.7)	
令和 2 年度	170,663 1,681 (1.0)	174,719 1,098 (0.8)	163,383 1,160 (0.7)	171,892 1,443 (0.8)	190,068 1,597 (0.8)	182,648 1,202 (0.7)	209,561 1,408 (0.7)	214,974 1,608 (0.8)	189,037 1,231 (0.7)	225,729 1,498 (0.7)	
令和 3 年度	171,550 634 (0.4)	173,527 781 (0.5)	162,731 603 (0.4)	171,894 505 (0.3)	190,262 867 (0.5)	183,068 797 (0.4)	210,092 727 (0.3)	215,665 904 (0.4)	189,113 544 (0.3)	226,262 778 (0.3)	
令和 4 年度	174,214 1,967 (1.1)	177,922 2,050 (1.2)	167,016 2,109 (1.3)	172,803 1,871 (1.1)	192,547 1,883 (1.0)	185,158 1,669 (0.9)	212,129 1,789 (0.9)	216,397 1,375 (0.6)	190,808 1,275 (0.7)	228,266 1,817 (0.8)	
令和 5 年度	180,494 5,988 (3.4)	185,320 6,238 (3.5)	174,104 6,139 (3.7)	178,920 6,084 (3.5)	200,791 6,673 (3.4)	193,240 6,361 (3.4)	219,946 6,161 (2.9)	225,971 7,567 (3.5)	198,124 6,007 (3.1)	237,300 7,158 (3.1)	
令和 6 年度	193,427 11,862 (6.5)	207,888 13,966 (7.2)	194,028 11,800 (6.5)	190,228 11,724 (6.6)	215,732 12,697 (6.3)	205,887 12,087 (6.2)	239,078 12,346 (5.4)	246,727 15,936 (6.9)	216,289 12,795 (6.3)	259,228 14,438 (5.9)	

資料出所 労務行政研究所（労政時報）「決定初任給の最終結果（各年度）」

(注) 1 上段は初任給額(円)、下段左は上昇額(円)、下段右は上昇率(%)。

2 集計(回答)企業は各調査年度により異なり、上昇額・率は各調査年度において付帯的に調査した前年度の初任給額をもとに算出したものである。

このため、上昇額・率は、前年度の初任給額から計算される上昇額・率とは一致しない。また、上昇額・率が正であっても初任給額が前年度の額よりも小さくなっている箇所が一部の区分にみられる。

3 調査対象は、全国証券市場の上場企業及び上場企業に匹敵する非上場企業である。

4 令和6年度は、東証プライム上場企業についての速報集計結果である。

## (2) 賃金・労働時間

### イ 賃金・労働時間指数の推移①[事業所規模30人以上]

	指数（令和2年=100）						実数（参考）		
	所定内給与		所定内労働時間		時間当たり 所定内給与		所定内給与 ③	所定内労働時間 ④	時間当たり 所定内給与 ③/④
	①	前年比	②	前年比	①/②	前年比			
		(%)		(%)		(%)	(円)	(時間)	(円)
平成 28 年	98.6	0.6	104.8	0.0	94.1	0.6	267,210	135.8	1,968
平成 29 年	99.2	0.6	104.7	△ 0.1	94.7	0.6	268,736	135.7	1,980
平成 30 年	99.9	0.7	104.1	△ 0.6	96.0	1.4	270,694	134.9	2,007
令和 元 年	99.9	0.1	101.9	△ 2.1	98.0	2.1	270,847	132.0	2,052
令和 2 年	100.0	0.1	100.0	△ 1.7	100.0	2.0	271,025	129.6	2,091
令和 3 年	100.8	0.8	100.9	0.8	99.9	△ 0.1	273,186	130.8	2,089
令和 4 年	102.8	2.0	101.1	0.2	101.7	1.8	278,687	131.0	2,127
令和 5 年	104.7	1.8	101.6	0.5	103.1	1.4	283,594	131.7	2,153
令和 4 年 1～3月	101.9	1.8	98.2	0.1	103.8	1.8	276,252	127.2	2,172
4～6月	103.2	2.1	102.7	0.1	100.5	2.0	279,689	133.2	2,100
7～9月	102.9	2.1	101.5	1.2	101.4	0.9	278,813	131.5	2,120
10～12月	103.3	2.1	102.1	△ 0.5	101.2	2.6	279,989	132.3	2,116
令和 5 年 1～3月	103.3	1.4	99.0	0.8	104.3	0.5	280,054	128.3	2,183
4～6月	105.0	1.7	103.6	0.9	101.4	0.9	284,610	134.2	2,121
7～9月	104.9	1.9	101.3	△ 0.2	103.6	2.2	284,131	131.3	2,164
10～12月	105.4	2.0	102.6	0.5	102.7	1.5	285,545	133.0	2,147
令和 6 年 1～3月	105.1	2.0	98.1	△ 1.1	107.1	2.7	284,743	131.4	2,167

資料出所 厚生労働省「毎月勤労統計調査」

(注) 1 事業所規模30人以上、調査産業計の数値である。

2 四半期の実数値及び時間当たり所定内給与は、労働基準局賃金課にて算出。

3 所定内給与及び所定内労働時間の令和6年1～3月の前年同期比については、ベンチマーク更新を行った前年の参考値と比較することにより算出しているため、指数から算出した場合と一致しない。

イ 賃金・労働時間指数の推移②[事業所規模5～29人]

	指数（令和2年=100）						実数（参考）		
	所定内給与		所定内労働時間		時間当たり 所定内給与		所定内給与	所定内労働時間	時間当たり 所定内給与
	①	前年比	②	前年比	①/②	前年比	③	④	③/④
		(%)		(%)		(%)	(円)	(時間)	(円)
平成 28 年	98.6	0.3	105.5	△ 0.4	93.5	2.0	207,447	128.9	1,609
平成 29 年	99.1	0.5	105.2	△ 0.4	94.2	0.7	208,956	128.2	1,630
平成 30 年	99.9	0.8	104.4	△ 0.8	95.7	1.6	207,902	126.4	1,645
令和 元 年	99.8	△ 0.1	102.0	△ 2.2	97.8	2.2	207,780	123.5	1,682
令和 2 年	100.0	0.2	100.0	△ 2.0	100.0	2.2	209,379	120.9	1,732
令和 3 年	100.3	0.3	100.4	0.4	99.9	△ 0.1	209,351	120.6	1,736
令和 4 年	101.4	1.1	100.1	△ 0.3	101.3	1.4	208,367	119.4	1,745
令和 5 年	102.6	1.2	100.3	0.2	102.3	1.0	209,202	119.3	1,754
令和 4 年 1～3月	98.5	△ 0.9	95.6	△ 1.5	103.0	0.6	206,276	115.6	1,784
4～6月	100.0	△ 0.7	100.5	△ 0.8	99.5	0.1	209,405	121.5	1,723
7～9月	99.7	△ 0.1	99.2	0.2	100.5	△ 0.3	208,678	119.9	1,740
10～12月	99.9	△ 0.1	99.7	△ 2.0	100.2	1.9	209,075	120.6	1,734
令和 5 年 1～3月	98.6	0.1	96.1	0.5	102.6	△ 0.4	206,362	116.2	1,776
4～6月	100.8	0.8	100.8	0.3	100.0	0.5	211,070	121.8	1,733
7～9月	100.1	0.4	98.4	△ 0.8	101.7	1.2	209,522	118.9	1,762
10～12月	100.2	0.3	99.3	△ 0.4	100.9	0.7	209,816	120.0	1,748
令和 6 年 1～3月	102.5	1.2	96.6	△ 1.3	106.1	3.4	214,115	115.5	1,854

資料出所 厚生労働省「毎月勤労統計調査」

(注) 1 事業所規模5～29人、調査産業計の数値である。

2 四半期の実数値及び時間当たり所定内給与は、労働基準局賃金課にて算出。

3 所定内給与及び所定内労働時間の令和6年1～3月の前年同期比については、ベンチマーク更新を行った前年の参考値と比較することにより算出しているため、指数から算出した場合と一致しない。



□ 一般労働者の賃金・労働時間の推移

	10人以上				10～99人				5～9人			
	所定内給与 ①	所定内 実労働時間 ②	時間当たり 所定内給与 ①/②	前年比	所定内給与 ③	所定内 実労働時間 ④	時間当たり 所定内給与 ③/④	前年比	所定内給与 ⑤	所定内 実労働時間 ⑥	時間当たり 所定内給与 ⑤/⑥	前年比
	(千円)	(時間)	(円)	(%)	(千円)	(時間)	(円)	(%)	(千円)	(時間)	(円)	(%)
平成 26 年	299.6	163	1,838	1.3	262.4	171	1,535	△0.2	260.3	174	1,496	△1.0
平成 27 年	304.0	164	1,854	0.8	264.4	172	1,537	0.2	264.6	174	1,521	1.7
平成 28 年	304.0	164	1,854	0.0	266.4	171	1,558	1.3	260.5	173	1,506	△1.0
平成 29 年	304.3	165	1,844	△0.5	269.0	171	1,573	1.0	262.6	172	1,527	1.4
平成 30 年	306.2	164	1,867	1.2	268.3	171	1,569	△0.3	268.6	171	1,571	2.9
令和 元 年	307.7	160	1,923	3.0	273.2	168	1,626	3.6	270.6	169	1,601	1.9
令和 2 年	307.7	165	1,865	-	278.0	170	1,635	-	282.0	171	1,649	-
令和 3 年	307.4	165	1,863	△0.1	279.9	169	1,656	1.3	276.1	170	1,624	△1.5
令和 4 年	311.8	165	1,890	1.4	284.5	169	1,683	1.6	280.6	170	1,651	1.7
令和 5 年	318.3	166	1,917	1.4	294.0	169	1,740	3.4	288.8	168	1,719	4.1

資料出所 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

- (注) 1 数値は、各年とも6月について調査したものであり、調査産業計である。
- 2 一般労働者とは、短時間労働者以外の労働者をいう。短時間労働者とは、1日の所定労働時間又は1週の所定労働日数が一般の労働者よりも少ない労働者をいう。
- 3 前年比は、時間当たり所定内給与の対前年増減率である。
- 4 時間当たり所定内給与は、労働基準局賃金課にて算出。
- 5 賃金構造基本統計調査は、令和2年調査より集計方法の見直しが行われており、令和2年の調査結果と令和元年以前の調査結果を単純比較することができない。

## ハ 月間労働時間の動き

	所定内労働時間				所定外労働時間							
	30人以上		5～29人		30人以上				5～29人			
	調査産業計		調査産業計		調査産業計		製造業		調査産業計		製造業	
		前年比		前年比		前年比		前年比		前年比		前年比
	(時間)	(%)	(時間)	(%)	(時間)	(%)	(時間)	(%)	(時間)	(%)	(時間)	(%)
平成 28 年	135.8	0.0	128.9	△ 1.0	12.7	△ 1.7	17.5	△ 0.6	8.3	△ 0.8	10.6	△ 6.8
平成 29 年	135.7	△ 0.1	128.2	△ 0.6	12.7	△ 0.1	17.9	2.4	8.7	4.7	11.2	5.4
平成 30 年	134.9	△ 0.6	126.4	△ 1.3	12.5	△ 1.1	18.0	0.6	8.3	△ 4.7	11.5	2.5
令和 元 年	132.0	△ 2.1	123.5	△ 2.4	12.4	△ 1.0	16.7	△ 7.4	8.0	△ 3.6	10.0	△ 12.5
令和 2 年	129.6	△ 1.7	120.9	△ 2.0	10.8	△ 13.1	13.4	△ 19.8	7.0	△ 12.7	7.6	△ 24.5
令和 3 年	130.8	0.8	120.6	△ 0.2	11.6	7.4	15.3	14.7	7.1	1.7	8.5	11.7
令和 4 年	131.0	0.2	119.4	△ 1.1	12.2	5.2	16.0	4.3	7.4	3.6	9.6	12.4
令和 5 年	131.7	0.5	119.3	△ 0.1	12.1	△ 1.2	15.2	△ 5.3	7.4	0.2	8.9	△ 7.1
令和 6 年 1 月	123.7	△ 0.4	111.9	△ 0.8	11.2	△ 4.2	13.5	△ 6.9	7.0	△ 1.4	7.3	△ 12.0
2 月	128.0	0.0	119.0	△ 0.9	11.7	△ 2.5	14.6	△ 6.4	7.5	0.0	8.6	△ 12.2
3 月	129.7	△ 2.8	119.5	△ 2.3	12.2	△ 1.6	14.9	△ 5.7	7.9	△ 2.4	9.0	△ 7.2
4 月	135.3	△ 0.5	124.2	△ 1.1	12.2	△ 3.2	14.6	△ 5.8	7.7	△ 1.3	8.4	△ 10.7

資料出所 厚生労働省「毎月勤労統計調査」

- (注) 1 常用労働者であり、パートタイム労働者を含んでいる。  
 2 各年(月)の前年比の数値は、指数の対前年(同月)増減率である。  
 3 令和6年1月以降の前年同月増減率については、ベンチマーク更新を行った前年の参考値と比較することにより算出しているため、指数から算出した場合と一致しない。

## 4 春季賃上げ妥結状況

### (1) 春季賃上げ妥結状況（令和6年）

連合 第6回 回答集計結果(令和6年6月5日)

	平均賃上げ方式 (加重平均)	個別賃金方式(組合数による単純平均)	
		35歳	30歳
1,000人以上	439組合 1,889,865人 16,508円(11,573円) <b>5.24%</b> (3.73%)	17組合 60,074人 11,844円(6,265円) <b>3.73%</b> (1.82%)	24組合 82,758人 10,235円(3,917円) <b>3.44%</b> (1.39%)
300~999人	806組合 440,370人 14,641円(10,185円) <b>5.17%</b> (3.69%)	39組合 21,798人 10,537円(6,682円) <b>3.60%</b> (2.28%)	34組合 18,082人 9,694円(5,282円) <b>3.76%</b> (2.07%)
100~299人	1,069組合 192,310人 12,876円(9,467円) <b>4.84%</b> (3.65%)	64組合 10,910人 8,806円(5,383円) <b>3.30%</b> (2.03%)	67組合 11,293人 8,538円(4,413円) <b>3.48%</b> (1.83%)
~99人	1,109組合 55,515人 11,090円(8,354円) <b>4.36%</b> (3.37%)	69組合 3,744人 6,595円(3,926円) <b>2.60%</b> (1.59%)	78組合 4,098人 7,199円(3,511円) <b>3.05%</b> (1.51%)
規模計	3,423組合 2,578,060人 15,776円(11,094円) <b>5.18%</b> (3.71%)	189組合 96,526人 8,629円(5,233円) <b>3.18%</b> (1.90%)	203組合 116,231人 8,418円(4,145円) <b>3.37%</b> (1.69%)

- (注) 1 ( )内の数値は、令和5年6月5日付 第6回 回答集計結果。  
 2 平均賃上げ方式は、賃上げ分が明確に分かる組合を対象に集計。  
 3 個別賃金方式は「純ベア」、「定昇込み」等の方式があるが、表中は「純ベア」方式の数値である。  
 4 個別賃金方式の規模別の伸び率は労働基準局賃金課が計算。

連合(有期・短時間・契約等労働者)

第6回 回答集計結果(令和6年6月5日)

時給	381組合 883,440人	単純平均		加重平均			
		賃上げ額	引上げ率	平均時給	賃上げ額	引上げ率	
月給	142組合 27,537人	53.86円(39.53円)	—	1,152.10円(1,094.11円)	9,118円(6,703円)	62.70円(52.78円)	10,851円(6,982円)
		4.22%(3.11%)	4.97%(3.24%)	1,154.70円(1,095.65円)			

(注) ( )内の数値は、令和5年6月5日付 第6回 回答集計結果。

経団連(大手企業)第1回集計(令和6年5月20日)

	平均賃上げ方式 (加重平均)
主要22業種 大手244社	89社 19,480円(13,110円) <b>5.58%</b> (3.91%)

- (注) 1 原則として、従業員数500人以上の企業を対象。  
 2 調査対象244社のうち151社(61.9%)の回答を把握したが、うち62社は平均金額不明などのため、集計より除外。  
 3 ( )内の数値は、令和5年5月19日付第1回集計結果(92社)。

経団連(中小企業)第1回集計(令和6年6月13日)

	平均賃上げ方式 (加重平均)
17業種 754社	226社 10,420円(7,864円) <b>3.92%</b> (2.94%)

- (注) 1 原則従業員数500人未満の企業を対象。  
 2 238社(31.6%)から回答を把握したが、このうち12社は平均金額不明等のため、集計より除外。  
 3 了承、妥結を含む。  
 4 ( )の数値は、令和5年6月23日付第1回集計結果。

#### 【参考】

日商 中小企業の賃金改定に関する調査(令和6年6月5日)

	(加重平均)	
正社員 (月給)	全体	9,662円
	1,586社	<b>3.62%</b>
パート・ アルバイト (時給)	20人以下	8,801円
	709社	<b>3.34%</b>
パート・ アルバイト (時給)	全体	37.6円
	1,070社	<b>3.43%</b>
パート・ アルバイト (時給)	20人以下	43.3円
	450社	<b>3.88%</b>

- (注) 1 前年4月と当年4月の両期間に在籍し、かつ雇用形態や労働時間の変更が無い従業員が対象。  
 2 1,979社が回答し、無回答や異常値のうち回答企業からの確認が取れなかったものについては集計より除外。

## (2) 賃上げ額・率の推移

### イ 1人当たり平均賃金の改定額及び改定率の推移

年	賃金の改定額 (円)		賃金の改定率 (%)	
	加重平均	単純平均	加重平均	単純平均
平成 26 年	5,254	4,093	1.8	1.5
平成 27 年	5,282	4,231	1.9	1.7
平成 28 年	5,176	4,559	1.9	1.8
平成 29 年	5,627	4,920	2.0	1.9
平成 30 年	5,675	4,952	2.0	1.9
令和 元 年	5,592	5,080	2.0	1.9
令和 2 年	4,940	4,250	1.7	1.6
令和 3 年	4,694	4,087	1.6	1.5
令和 4 年	5,534	4,818	1.9	1.9
令和 5 年	9,437	7,755	3.2	3.0

資料出所 厚生労働省「賃金引上げ等の実態に関する調査」

- (注) 1 1人当たり平均賃金の改定額及び改定率は、1か月当たりの1人平均所定内賃金の各年1月から12月までの合計改定額、改定率である。
- 2 加重平均とは常用労働者数による加重平均、単純平均とは企業数による平均である。

### ロ 賃金の改定の状況、賃金の改定の決定に当たり最も重視した要素別企業割合 (令和5年)

(単位: %)

	1人当たり平均賃金を引き上げた・引き上げる企業	1人当たり平均賃金を引き下げた・引き下げる企業	賃金の改定を実施しない企業
計	(94.1)	(0.2)	(5.7)
100.0	100.0	100.0	100.0
企業の業績	35.7	60.6	45.1
世間相場	6.9	-	0.9
雇用の維持	11.4	31.2	4.3
労働力の確保・定着	15.9	-	2.8
物価の動向	7.7	-	-
労使関係の安定	1.2	-	1.1
親会社又は関連(グループ)会社の改定の動向	4.9	-	7.2
前年度の改定の実績	1.1	-	-
その他の要素	2.3	-	-
重視した要素はない	9.4	8.2	21.8
不詳	3.5	-	16.9

資料出所 厚生労働省「賃金引上げ等の実態に関する調査」

- (注) 1 ( )内は賃金の改定を実施又は予定している企業及び賃金の改定を実施しない企業に占める賃金の改定状況それぞれの企業割合である。
- 2 表中の - は当該集計値がないものを示す。

## 5 夏季賞与・一時金妥結状況

連合第6回 回答集計結果(令和6年6月5日)

一時金		2024年回答			2023年回答	
		集計対象組合	対象組合員数	(参考) 昨年対比	集計対象組合	対象組合員数
夏 季	回答月数	2.52ヶ月		0.14ヶ月	2.38ヶ月	
		2,047組合	1,548,627人		1,984組合	1,564,783人
	回答額	738,024円		△333円	738,357円	
		1,215組合	686,692人		1,340組合	915,694人
年 間	回答月数	5.06ヶ月		0.19ヶ月	4.87ヶ月	
		2,128組合	1,811,413人		1,968組合	1,862,317人
	回答額	1,607,551円		12,026円	1,595,525円	
		929組合	743,338人		1,070組合	955,648人

- (注) 1 △はマイナスを表す。以下同じ。  
 2 数値は組合員一人当たりの加重平均。  
 3 2023年回答の数値は2023年6月5日付 第6回 回答集計結果

### 経団連集計

	2024年夏季			2023年夏季		
	社数	妥結額	増減率	社数	妥結額	増減率
総平均	—	—	—	161社	903,397円	0.47%
製造業平均	—	—	—	127社	952,574円	3.50%
非製造業平均	—	—	—	34社	777,293円	△6.24%

- (注) 1 2024年夏季の数値は今後公表される見込み。2023年夏季の数値は2023年8月9日付 最終集計結果。  
 以下の注は2023年夏季の集計に関するものである。  
 2 調査対象は原則として従業員500人以上、主要21業種大手241社。  
 3 20業種179社(74.3%)の妥結を把握しているが、うち18社は平均額不明等のため集計より除外。  
 4 数値は組合員一人当たりの加重平均(一部従業員平均含む)。  
 5 増減率は、前年公表値(最終集計)との比較により算定。

## 6 消費者物価指数の対前年上昇率の推移（全国・ランク別）

（単位：％）

	平成 26年	平成 27年	平成 28年	平成 29年	平成 30年	令和 元年	令和 2年	令和 3年	令和 4年	令和 5年	令和6年				
											1月	2月	3月	4月	5月
全 国	3.3	1.0	△ 0.1	0.6	1.2	0.6	0.0	△ 0.3	3.0	3.8	2.5	3.3	3.1	2.9	3.3
Aランク	3.1	1.1	△ 0.1	0.3	1.1	0.7	△ 0.1	△ 0.6	3.0	3.9	2.1	3.0	2.9	2.7	3.1
Bランク	3.3	1.1	△ 0.1	0.6	1.2	0.5	△ 0.1	△ 0.3	2.8	3.7	2.5	3.3	3.1	3.1	3.4
Cランク	3.2	0.9	0.1	0.8	1.2	0.5	△ 0.2	△ 0.3	2.8	3.8	3.0	3.8	3.5	3.2	3.6

資料出所 総務省「消費者物価指数」

（注）1 指数は、「持家の帰属家賃を除く総合」を用いた。

2 各ランクの数値は都道府県の県庁所在地における指数を労働基準局賃金課にて単純平均し、その対前年上昇率を算出したものである。

3 各ランクは、令和5年度からの適用区分である

## 7 1月あたりの消費支出額の推移

(単位：円、人)

	単身世帯		総世帯					
	消費支出額	勤労者世帯	消費支出額	世帯人員	等価消費支出額	勤労者世帯		
		消費支出額				消費支出額	世帯人員	等価消費支出額
平成 21 年	162,731	185,133	253,720	2.49	160,789	283,685	2.79	169,838
平成 22 年	162,009	181,962	252,328	2.47	160,552	283,401	2.79	169,668
平成 23 年	160,891	182,376	247,223	2.47	157,304	275,999	2.79	165,236
平成 24 年	156,450	169,751	247,651	2.45	158,218	276,830	2.80	165,438
平成 25 年	160,776	176,255	251,576	2.44	161,055	280,642	2.76	168,927
平成 26 年	162,002	179,613	251,481	2.41	161,993	280,809	2.74	169,643
平成 27 年	160,057	178,355	247,126	2.38	160,188	276,567	2.71	168,002
平成 28 年	158,911	171,455	242,425	2.35	158,141	268,289	2.68	163,884
平成 29 年	161,623	170,816	243,456	2.33	159,493	271,136	2.66	166,244
平成 30 年	162,833	178,801	246,399	2.33	161,421	275,706	2.65	169,365
令和 元年	163,781	181,784	249,704	2.30	164,650	280,531	2.60	173,978
令和 2 年	150,506	168,965	233,568	2.27	155,025	262,359	2.57	163,655
令和 3 年	155,046	171,816	235,120	2.25	156,747	263,907	2.52	166,246
令和 4 年	161,753	178,434	244,231	2.22	163,917	273,417	2.50	172,924
令和 5 年	167,620	182,114	247,322	2.20	166,744	272,285	2.47	173,251

前年比

平成 21 年	▲ 5.2%	▲ 5.2%	▲ 2.9%	▲ 1.2%	▲ 2.3%	▲ 2.7%	▲ 1.1%	▲ 2.2%
平成 22 年	▲ 0.4%	▲ 1.7%	▲ 0.5%	▲ 0.8%	▲ 0.1%	▲ 0.1%	0.0%	▲ 0.1%
平成 23 年	▲ 0.7%	0.2%	▲ 2.0%	0.0%	▲ 2.0%	▲ 2.6%	0.0%	▲ 2.6%
平成 24 年	▲ 2.8%	▲ 6.9%	0.2%	▲ 0.8%	0.6%	0.3%	0.4%	0.1%
平成 25 年	2.8%	3.8%	1.6%	▲ 0.4%	1.8%	1.4%	▲ 1.4%	2.1%
平成 26 年	0.8%	1.9%	▲ 0.0%	▲ 1.2%	0.6%	0.1%	▲ 0.7%	0.4%
平成 27 年	▲ 1.2%	▲ 0.7%	▲ 1.7%	▲ 1.2%	▲ 1.1%	▲ 1.5%	▲ 1.1%	▲ 1.0%
平成 28 年	▲ 0.7%	▲ 3.9%	▲ 1.9%	▲ 1.3%	▲ 1.3%	▲ 3.0%	▲ 1.1%	▲ 2.5%
平成 29 年	1.7%	▲ 0.4%	0.4%	▲ 0.9%	0.9%	1.1%	▲ 0.7%	1.4%
平成 30 年	0.7%	4.7%	1.2%	0.0%	1.2%	1.7%	▲ 0.4%	1.9%
令和 元年	0.6%	1.7%	1.3%	▲ 1.3%	2.0%	1.8%	▲ 1.9%	2.7%
令和 2 年	▲ 8.1%	▲ 7.1%	▲ 6.5%	▲ 1.3%	▲ 5.8%	▲ 6.5%	▲ 1.2%	▲ 5.9%
令和 3 年	3.0%	1.7%	0.7%	▲ 0.9%	1.1%	0.6%	▲ 1.9%	1.6%
令和 4 年	4.3%	3.9%	3.9%	▲ 1.3%	4.6%	3.6%	▲ 0.8%	4.0%
令和 5 年	3.6%	2.1%	1.3%	▲ 0.9%	1.7%	▲ 0.4%	▲ 1.2%	0.2%

資料出所 総務省「家計調査」

- (注) 1 「等価消費支出額」は、「消費支出額」を「世帯人員」の平方根で除して算出。  
 2 「家計調査」は平成30年1月から調査で使用する家計簿等の改正を行っており、その影響による変動を含むため、時系列比較をする際には注意が必要である。

## 8 地域別最低賃金額(時間額)、未満率及び影響率の推移

	平成 26年	平成 27年	平成 28年	平成 29年	平成 30年	令和 元年	令和 2年	令和 3年	令和 4年	令和 5年
地域別 最低賃金 (円)	780	798	823	848	874	901	902	930	961	1,004
未満率 (%)	2.0	1.9	2.7	1.7	1.9	1.6	2.0	1.7	1.8	1.9
影響率 (%)	7.3	9.0	11.1	11.9	13.8	16.3	4.7	16.2	19.2	21.6

資料出所 厚生労働省「最低賃金に関する基礎調査」

- (注) 1 最低賃金額は、全国加重平均である。  
 2 「未満率」とは、最低賃金額を改定する前に、最低賃金額を下回っている労働者割合である。  
 3 「影響率」とは、最低賃金額を改定した後に、改定後の最低賃金額を下回ることとなる労働者割合である。  
 4 事業所規模30人未満（製造業等は100人未満）を調査対象としている。



## 9 賃金構造基本統計調査特別集計による未満率及び影響率

令和2年に変更された集計方法に基づく特別集計値

(単位：%)

	平成 26年	平成 27年	平成 28年	平成 29年	平成 30年	令和 元年	令和 2年	令和 3年	令和 4年	令和 5年
未満率	1.8	1.7	1.3	1.3	1.3	1.8	2.0	1.9	2.3	2.4
影響率	3.4	4.0	4.3	4.8	4.8	6.1	2.5	5.9	6.9	8.1

資料出所 厚生労働省「賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 「未満率」とは、最低賃金額を改定する前に、最低賃金額を下回っている労働者割合である。  
 2 「影響率」とは、最低賃金額を改定した後に、改定後の最低賃金額を下回ることとなる労働者割合である。  
 3 賃金構造基本統計調査の調査対象事業所には、事業所規模1～4人は含まれていない。  
 4 未満率及び影響率の算定の基礎となる賃金額は、所定内給与額（全ての産業・事業所規模で通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。  
 5 平成26年～令和元年の値は、時系列比較を行うため、令和2年調査と同じ集計方法で集計を行ったものである。

従来の特集集計値

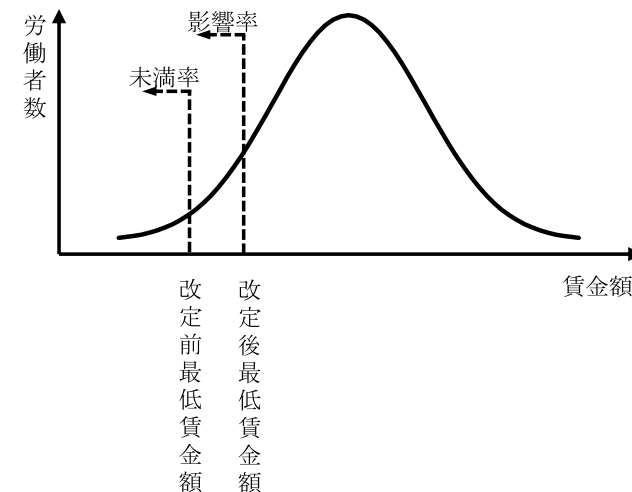
(単位：%)

	平成 26年	平成 27年	平成 28年	平成 29年	平成 30年	令和 元年	令和 2年	令和 3年	令和 4年	令和 5年
未満率	1.9	1.9	1.5	1.5	1.6	1.9	—	—	—	—
影響率	3.6	4.0	4.5	4.9	5.1	6.0	—	—	—	—

資料出所 厚生労働省「賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 「未満率」とは、最低賃金額を改定する前に、最低賃金額を下回っている労働者割合である。  
 2 「影響率」とは、最低賃金額を改定した後に、改定後の最低賃金額を下回ることとなる労働者割合である。  
 3 賃金構造基本統計調査の調査対象事業所には、事業所規模1～4人は含まれていない。  
 4 未満率及び影響率の算定の基礎となる賃金額は、所定内給与額（一部の産業・事業所規模で通勤手当、精皆勤手当、家族手当を除く。）を所定内実労働時間数で除したものである。  
 5 賃金構造基本統計調査では、令和2年より、通勤手当、精皆勤手当、家族手当が調査事項から廃止され、なおかつ集計方法も変更されたため、従来の特集集計値と同じ集計を行うことが不可能となった。

未満率及び影響率のイメージ図



※曲線は、賃金額を横軸にとったときの労働者分布を表している。

## 10 地域別最低賃金と賃金水準との関係（一般労働者）

### (1) 一般労働者(暦年、全国・産業計(企業規模10人以上・10～99人))

		地域別最低賃金 (全国加重平均額)	一般労働者（男女計）							
			産業計・企業規模10人以上				産業計・企業規模10～99人			
		時間額 ①	所定内給与 (月額) ②	所定内 実労働時間 ③	時間当たり 所定内給与 ④=②/③	時間額比 ①/④	所定内給与 (月額) ⑤	所定内 実労働時間 ⑥	時間当たり 所定内給与 ⑦=⑤/⑥	時間額比 ①/⑦
	(円)	(千円)	(時間)	(円)	(%)	(千円)	(時間)	(円)	(%)	
見直し前の集計方法	平成 26 年	780	299.6	163	1,838	42.4	262.4	171	1,535	50.8
	平成 27 年	798	304.0	164	1,854	43.1	264.4	172	1,537	51.9
	平成 28 年	823	304.0	164	1,854	44.4	266.4	171	1,558	52.8
	平成 29 年	848	304.3	165	1,844	46.0	269.0	171	1,573	53.9
	平成 30 年	874	306.2	164	1,867	46.8	268.3	171	1,569	55.7
	令和 元年	901	307.7	160	1,923	46.9	273.2	168	1,626	55.4
見直し後の集計方法	平成 26 年	780	300.0	164	1,829	42.6	265.5	171	1,553	50.2
	平成 27 年	798	303.5	165	1,839	43.4	267.1	172	1,553	51.4
	平成 28 年	823	303.6	165	1,840	44.7	268.7	171	1,571	52.4
	平成 29 年	848	303.8	165	1,841	46.1	271.6	171	1,588	53.4
	平成 30 年	874	305.3	164	1,862	46.9	270.7	171	1,583	55.2
	令和 元年	901	306.0	161	1,901	47.4	276.2	168	1,644	54.8
	令和 2 年	902	307.7	165	1,865	48.4	278.0	170	1,635	55.2
	令和 3 年	930	307.4	165	1,863	49.9	279.9	169	1,656	56.2
	令和 4 年	961	311.8	165	1,890	50.9	284.5	169	1,683	57.1
令和 5 年	1,004	318.3	166	1,917	52.4	294.0	169	1,740	57.7	

資料出所 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

(注) 1 時間当たり所定内給与及び時間額比は、労働基準局賃金課にて算出。

2 賃金構造基本統計調査は、令和2年調査より、復元倍率算出方法について、回収率等の影響を受けないよう見直しが行われており、令和2年以降の調査結果と令和元年以前の調査結果を比較することができない。このため、ここでは、平成26年～令和元年の数値について、見直し後の集計方法で遡及集計した結果も掲載している。

(2) 短時間労働者（暦年、全国・産業計（企業規模10人以上・10～99人））

		地域別最低賃金 (全国加重平均額)	短時間労働者							
			産業計・企業規模10人以上				産業計・企業規模10～99人			
		時間額 ①	所定内給与 (時間額) (男女計) ②	時間額比 ①/②	所定内給与 (時間額) (女性) ③	時間額比 ①/③	所定内給与 (時間額) (男女計) ④	時間額比 ①/④	所定内給与 (時間額) (女性) ⑤	時間額比 ①/⑤
		(円)	(円)	(%)	(円)	(%)	(円)	(%)	(円)	(%)
見直し前の集計方法	平成 26 年	780	1,041	74.9	1,012	77.1	1,044	74.7	1,001	77.9
	平成 27 年	798	1,059	75.4	1,032	77.3	1,069	74.6	1,032	77.3
	平成 28 年	823	1,075	76.6	1,054	78.1	1,068	77.1	1,037	79.4
	平成 29 年	848	1,096	77.4	1,074	79.0	1,089	77.9	1,055	80.4
	平成 30 年	874	1,128	77.5	1,105	79.1	1,117	78.2	1,082	80.8
	令和 元年	901	1,148	78.5	1,127	79.9	1,147	78.6	1,115	80.8
見直し後の集計方法	平成 26 年	780	1,188	65.7	1,074	72.6	1,155	67.5	1,052	74.1
	平成 27 年	798	1,200	66.5	1,089	73.3	1,154	69.2	1,070	74.6
	平成 28 年	823	1,238	66.5	1,116	73.7	1,180	69.7	1,086	75.8
	平成 29 年	848	1,235	68.7	1,130	75.0	1,172	72.4	1,091	77.7
	平成 30 年	874	1,280	68.3	1,171	74.6	1,234	70.8	1,132	77.2
	令和 元年	901	1,304	69.1	1,184	76.1	1,256	71.7	1,153	78.1
	令和 2 年	902	1,412	63.9	1,321	68.3	1,378	65.5	1,306	69.1
	令和 3 年	930	1,384	67.2	1,290	72.1	1,366	68.1	1,274	73.0
	令和 4 年	961	1,367	70.3	1,270	75.7	1,339	71.8	1,250	76.9
	令和 5 年	1,004	1,412	71.1	1,312	76.5	1,396	71.9	1,291	77.8

資料出所 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

(注) 1 時間額比は、労働基準局賃金課にて算出。

2 賃金構造基本統計調査は、令和2年調査より①、②のとおり集計方法の見直しが行われており、そのままでは令和2年以降の調査結果と令和元年以前の調査結果を比較することができない。このため、ここでは、平成26年～令和元年の数値について、見直し後の集計方法で遡及集計した結果も掲載している。

① 復元倍率算出方法について、回収率等の影響を受けないよう見直しを行う。

② 短時間労働者の集計範囲について、医師、歯科医師、大学教授等特定の職種で1時間当たり所定内給与額が3,000円を超えている者を除外していたが、見直し後はこれらの者を除外せず集計範囲に含める。

(3) 毎月勤労統計調査（暦年、全国・産業計、事業所規模5人以上）

	地域別最低賃金 (全国加重平均額)	産業計・事業所規模5人以上					
	時間額	所定内給与 (月額)	月間出勤日数	所定内 労働時間	一日当たり 所定内給与	時間当たり 所定内給与	時間額比
	①	②	③	④	②/③	⑤=②/④	①/⑤
	(円)	(円)	(日)	(時間)	(円)	(円)	(%)
平成 28 年	823	241,519	18.6	132.9	12,985	1,817	45.3
平成 29 年	848	242,646	18.5	132.4	13,116	1,833	46.3
平成 30 年	874	244,670	18.4	131.4	13,297	1,862	46.9
令和 元 年	901	244,432	18.0	128.5	13,580	1,902	47.4
令和 2 年	902	244,968	17.7	125.9	13,840	1,946	46.4
令和 3 年	930	245,709	17.7	126.4	13,882	1,944	47.8
令和 4 年	961	248,529	17.6	126.0	14,121	1,972	48.7
令和 5 年	1,004	251,257	17.6	126.3	14,276	1,989	50.5

資料出所 厚生労働省「毎月勤労統計調査」

(注) 1 常用労働者であり、パートタイム労働者を含んでいる。

2 一日当たり所定内給与、時間当たり所定内給与及び時間額比は労働基準局賃金課にて算出。

## 11 企業の業況判断及び収益

### (1) 日銀短観による企業の業況判断及び収益

#### イ 業況判断 (DI)

(「良い」－「悪い」・%ポイント)

		令和3年				令和4年				令和5年				令和6年3月	
		3月	6月	9月	12月	3月	6月	9月	12月	3月	6月	9月	12月	最近	先行き
規模計	製造業	-6	2	5	6	2	1	0	2	-4	-1	0	5	4	4
	非製造業	-9	-7	-7	0	-2	4	5	10	12	14	16	18	18	13
大企業	製造業	5	14	18	18	14	9	8	7	1	5	9	12	11	10
	非製造業	-1	1	2	9	9	13	14	19	20	23	27	30	34	27
中堅企業	製造業	-2	5	6	6	3	0	0	1	-5	0	0	5	6	5
	非製造業	-11	-8	-6	1	0	6	7	11	14	17	19	20	20	15
中小企業	製造業	-13	-7	-3	-1	-4	-4	-4	-2	-6	-5	-5	1	-1	0
	非製造業	-11	-9	-10	-4	-6	-1	2	6	8	11	12	14	13	8

資料出所 日本銀行「全国企業短期経済観測調査」(日銀短観)

(注) 1 調査対象 調査対象企業は下表のとおりである。なお、総務省「事業所母集団データベース」に基づき調査対象企業の選定を行っている。

調査対象企業数は、令和6年3月調査の時点で、9,118社である。

	資 本 金
大企業	10 億 円 以 上
中堅企業	1億円以上10億円未満
中小企業	2千万円以上1億円未満

#### 2 業況判断 (DI)

(1) 回答企業の収益を中心とした、業況についての全般的な判断を、「最近(回答時点)の状況」および「先行き(3か月後)の状況」について、季節変動要因を除いた実勢ベースで、3つの選択肢(「1. 良い」、「2. さほど良くない」、「3. 悪い」)の中から1つを選び回答してもらう。

(2) 3つの選択肢毎の回答社数を単純集計し、全回答社数に対する「回答社数構成百分比」を算出する。

そして、次式によりディフュージョン・インデックス(Diffusion Index)を算出する。

$$DI = (\text{第1選択肢の回答者数構成百分比}) - (\text{第3選択肢の回答者数構成百分比})$$

## □ 経常利益増減

(前年度比・%)

		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (計画)	令和6年度 (計画)
規模計	製造業	50.7	8.0	6.3	-3.7
	非製造業	35.8	24.0	7.4	-2.5
大企業	製造業	53.7	11.7	7.4	-4.0
	非製造業	44.4	32.7	8.7	-3.4
中堅企業	製造業	37.3	-3.4	1.5	-5.4
	非製造業	31.6	18.0	5.9	-2.5
中小企業	製造業	45.0	-7.8	2.2	0.8
	非製造業	21.8	8.4	5.2	0.1

資料出所 日本銀行「全国企業短期経済観測調査」(日銀短観)

(注) 経常利益増減

回答企業の経常損益(損益計算書を作成する場合の経常損益。財務諸表等規則に準拠し、回答企業の個別決算ベース。)について、年度の実績計数、および計画(予測)計数を回答してもらい、層別に1社当たりの平均値を出した上で、層別の母集団数を乗じ、これを合計した推計値を前期値と比較して率を算出する。

## ハ 売上高経常利益率

(%)

		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (計画)	令和6年度 (計画)
規模計	製造業	8.79	8.64	8.83	8.41
	非製造業	4.85	5.57	5.78	5.58
大企業	製造業	10.48	10.52	11.32	10.78
	非製造業	6.31	7.61	8.17	7.81
中堅企業	製造業	6.21	5.55	5.01	4.65
	非製造業	3.73	4.11	4.19	4.02
中小企業	製造業	4.87	4.24	4.29	4.26
	非製造業	3.70	3.79	3.86	3.86

資料出所 日本銀行「全国企業短期経済観測調査」(日銀短観)

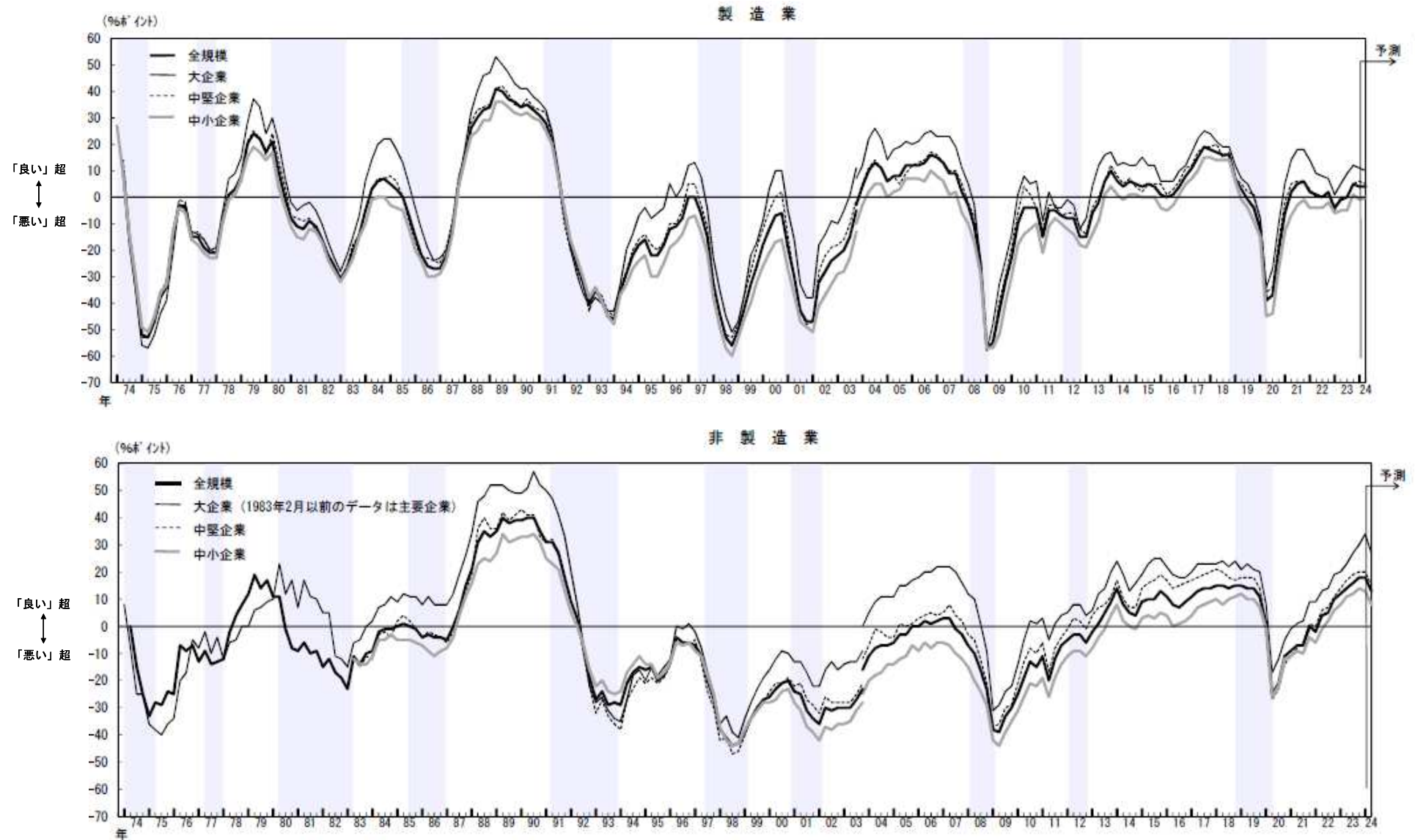
(注) 売上高経常利益率

回答企業の総売上高(財務諸表等規則に準拠し、回答企業の個別決算ベース。)について、経常利益増減と同様に母集団推計値を算出し、これで経常損益の母集団推計値を除して、売上高経常利益率を算出する。

(参考)

- (注) 1. シャドローは、景気後退期（内閣府調べ）。以下同じ。  
2. 2004年3月調査より調査対象企業等の見直しを行なったことから、2003年12月調査以前と2004年3月調査以降の計数は連続しない(2003年12月調査については、新ベースによる再集計結果を併記)。以下同じ。

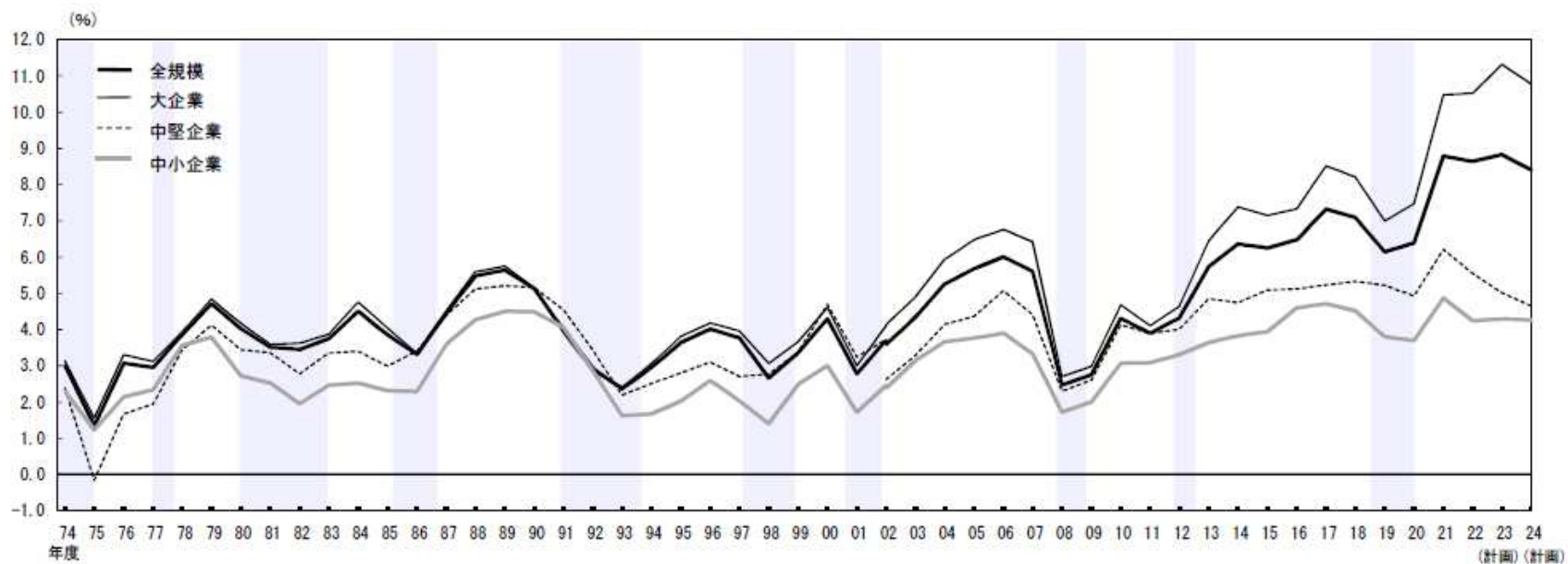
### ▽業況判断の推移



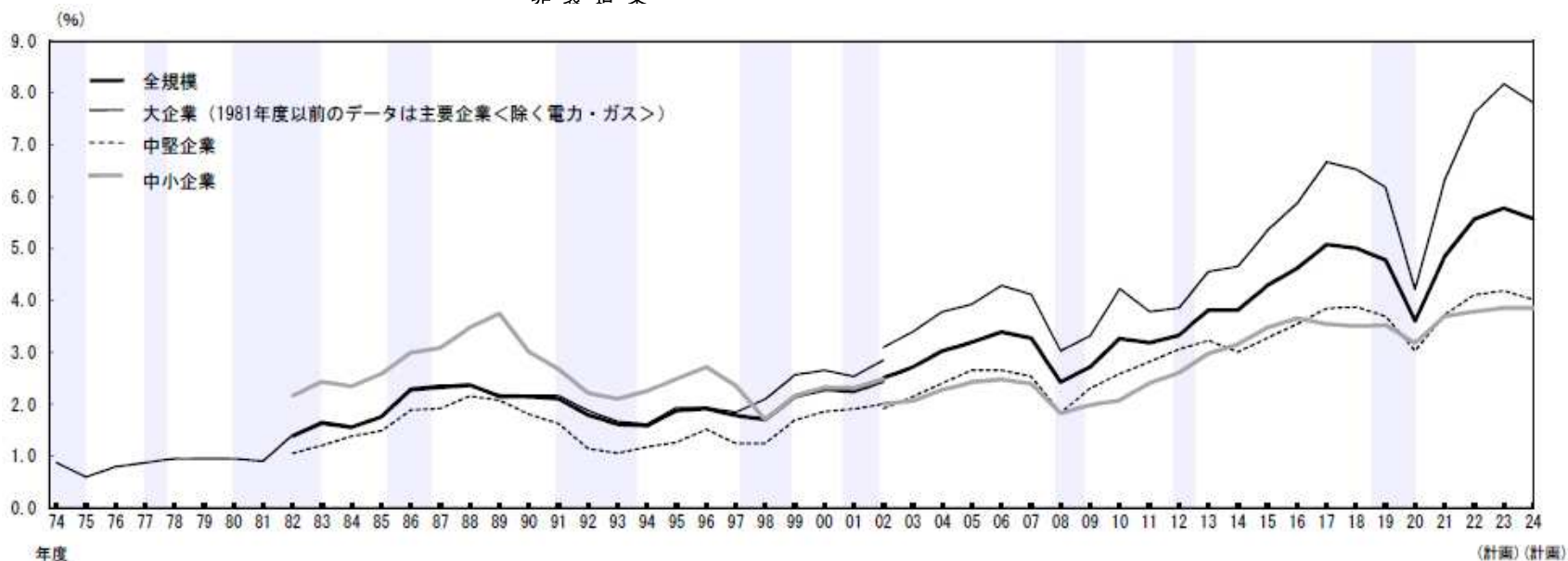
資料出所 日本銀行「全国企業短期経済観測調査」(日銀短観) (2024年3月調査)

▽売上高経常利益率の推移

製 造 業



非 製 造 業



資料出所 日本銀行「全国企業短期経済観測調査」(日銀短観) (2024年3月調査)



(2) 法人企業統計による企業収益①（年度）

（単位：億円、％）

		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
經常利益	規模計	645,861	682,201	749,872	835,543	839,177	714,385	628,538	839,247	952,800
	前年度比	8.3	5.6	9.9	11.4	0.4	▲ 14.9	▲ 12.0	33.5	13.5
	資本金規模1,000万円以上	620,351	657,908	718,663	799,926	802,784	686,739	600,970	814,644	910,804
	前年度比	7.4	6.1	9.2	11.3	0.4	▲ 14.5	▲ 12.5	35.6	11.8
	〃 10億円以上	374,204	402,359	424,325	462,998	482,378	416,995	370,705	495,341	573,614
	前年度比	7.5	7.5	5.5	9.1	4.2	▲ 13.6	▲ 11.1	33.6	15.8
	〃 1億円～10億円	96,020	99,865	111,773	130,045	136,617	115,306	104,222	140,200	150,904
	前年度比	13.6	4.0	11.9	16.3	5.1	▲ 15.6	▲ 9.6	34.5	7.6
	〃 1,000万円～1億円	150,127	155,684	182,566	206,883	183,789	154,438	126,043	179,103	186,286
	前年度比	3.8	3.7	17.3	13.3	▲ 11.2	▲ 16.0	▲ 18.4	42.1	4.0
〃 1,000万円未満	25,510	24,293	31,209	35,617	36,392	27,646	27,568	24,603	41,996	
前年度比	34.3	▲ 4.8	28.5	14.1	2.2	▲ 24.0	▲ 0.3	▲ 10.8	70.7	
売上高經常利益率	規模計	4.5	4.8	5.2	5.4	5.5	4.8	4.6	5.8	6.0
	資本金規模1,000万円以上	4.7	5.0	5.4	5.7	5.7	5.1	4.8	6.2	6.4
	〃 10億円以上	6.6	7.4	7.9	8.1	8.2	7.4	7.2	9.1	9.6
	〃 1億円～10億円	3.8	3.9	4.2	4.5	4.6	4.0	3.9	5.0	5.0
	〃 1,000万円～1億円	3.0	3.1	3.5	3.8	3.6	3.1	2.7	3.6	3.5
	〃 1,000万円未満	2.1	2.0	2.6	2.6	2.7	2.2	2.3	2.0	2.9

資料出所 財務省「法人企業統計」

(注) 1 金融業、保険業を除く全産業。

2 「資本金規模1,000万円以上」の数値については、厚生労働省労働基準局賃金課にて算出。

(2) 法人企業統計による企業収益②（四半期）

（単位：億円、％）

		令和4年				令和5年				令和6年
		1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月
経常利益	資本金規模1,000万円以上	228,323	283,181	198,098	223,768	238,230	316,061	237,975	252,754	274,279
	前年同期比	13.7	17.6	18.3	▲ 2.8	4.3	11.6	20.1	13.0	15.1
	〃 10億円以上	124,141	200,931	121,094	125,200	123,862	220,392	140,332	152,326	136,516
	前年同期比	18.2	23.2	27.3	6.4	▲ 0.2	9.7	15.9	21.7	10.2
	〃 1億円～10億円	40,289	37,369	35,024	40,225	39,747	40,227	44,412	46,316	49,086
	前年同期比	19.3	16.7	13.2	▲ 2.9	▲ 1.3	7.6	26.8	15.1	23.5
	〃 1,000万円～1億円	63,893	44,881	41,981	58,343	74,621	55,442	53,231	54,112	88,677
前年同期比	3.1	▲ 1.6	1.3	▲ 18.0	16.8	23.5	26.8	▲ 7.3	18.8	
売上高経常利益率	資本金規模1,000万円以上	6.3	8.4	5.7	6.0	6.3	8.9	6.5	6.5	7.1
	〃 10億円以上	8.3	14.0	8.1	8.1	7.9	15.0	9.4	9.5	8.8
	〃 1億円～10億円	5.2	5.2	4.6	4.9	4.8	4.9	5.1	5.2	5.5
	〃 1,000万円～1億円	4.8	3.7	3.4	4.3	5.4	4.3	4.1	3.9	6.2

資料出所 財務省「法人企業統計」

(注) 1 金融業、保険業を除く全産業。

2 四半期別調査は、資本金規模1,000万円以上の企業が対象。

### (3) 中小企業景況調査による業況判断 (D I)

(「好転」－「悪化」・%ポイント、前年同期比)

	令和3年				令和4年				令和5年				令和6年
	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月
合計	-44.7	-25.6	-31.3	-23.6	-34.6	-19.4	-22.6	-19.3	-21.1	-10.5	-13.7	-14.8	-18.3
製造業	-44.5	-18.6	-16.8	-13.7	-21.6	-14.6	-18.5	-15.9	-19.4	-11.5	-15.1	-15.1	-19.9
建設業	-19.0	-16.2	-18.2	-14.6	-22.6	-20.6	-18.7	-17.4	-18.7	-13.7	-15.6	-12.9	-14.5
卸売業	-44.6	-20.2	-27.4	-17.3	-25.2	-12.5	-18.5	-12.7	-16.3	-6.7	-7.9	-10.3	-15.1
小売業	-47.7	-35.5	-45.3	-37.4	-47.6	-31.0	-33.2	-30.1	-31.5	-21.5	-25.4	-26.4	-28.4
サービス業	-53.3	-28.3	-37.7	-25.4	-41.4	-15.2	-19.9	-15.5	-16.6	-0.9	-4.2	-7.2	-11.7

資料出所 中小企業庁・(独) 中小企業基盤整備機構「中小企業景況調査」

(注) 1 本調査の調査対象企業は以下のとおり(全国で約1万9千社)である。

製造業、建設業：資本金3億円以下又は従業員300人以下

卸売業：資本金1億円以下又は従業員100人以下

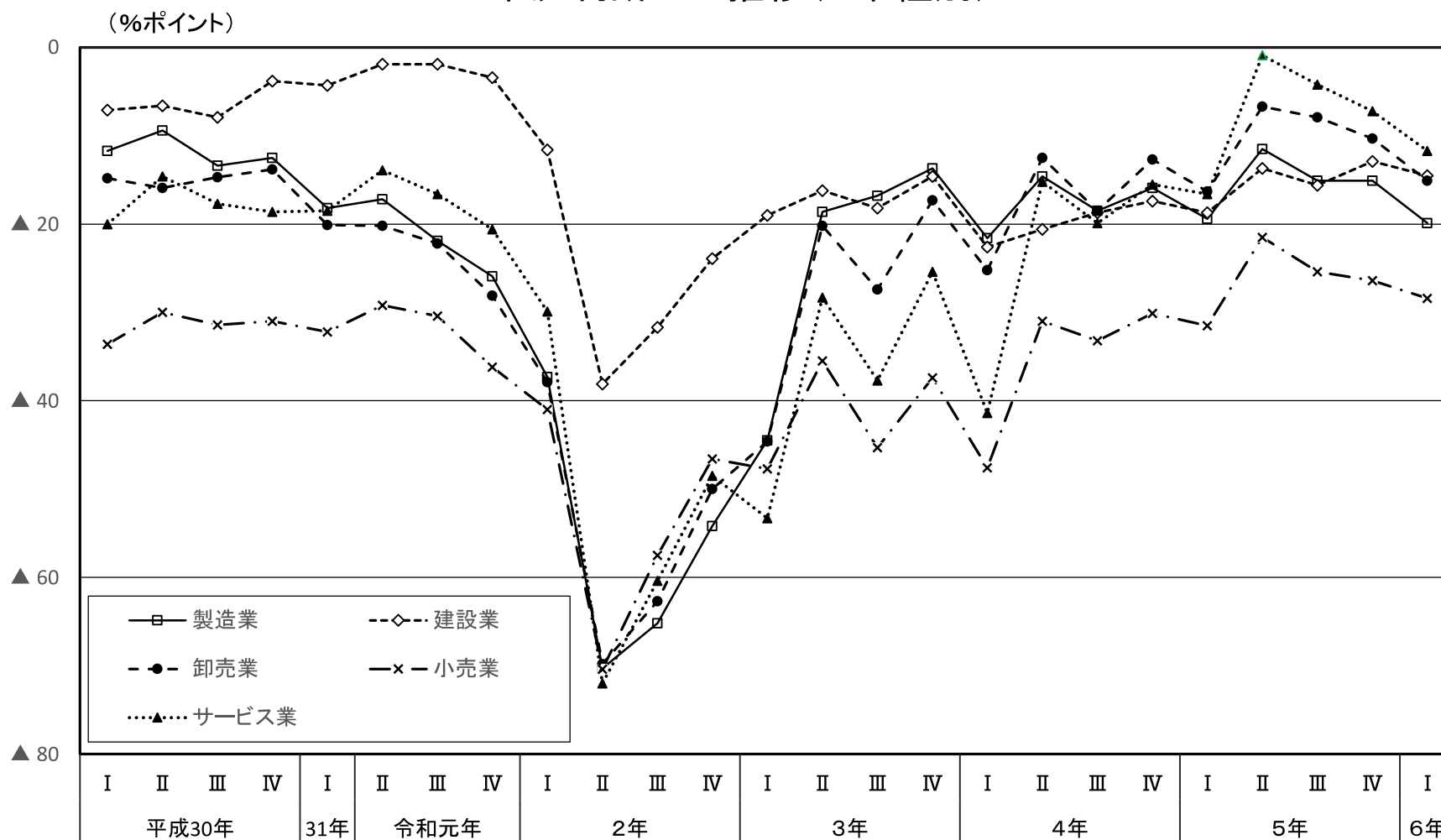
小売業：資本金5千万円以下又は従業員50人以下

サービス業：資本金5千万円以下又は従業員100人以下

2 「D I」とは、Diffusion Indexの略で、「増加」・「好転」したなどとする企業の割合(百分率)から、

「減少」・「悪化」したなどとする企業の割合(百分率)を引いた値である。

## 業況判断DIの推移(5業種別)



資料出所 中小企業庁・(独)中小企業基盤整備機構「中小企業景況調査」

(注) 前年同期比 「好転」－「悪化」

## 12 労働生産性

### (1) 法人企業統計でみた労働生産性の推移

#### 従業員一人当たり付加価値額の推移

(単位:万円、%)

	産業・資本金規模計		製造業						非製造業					
			資本金1億円以上		資本金1千万円以上 1億円未満		資本金1千万円未満		資本金1億円以上		資本金1千万円以上 1億円未満		資本金1千万円未満	
		前年度比		前年度比		前年度比		前年度比		前年度比		前年度比		前年度比
平成 25 年度	690	3.6	1,135	10.9	543	1.5	453	4.4	964	3.0	559	1.6	478	▲ 0.2
平成 26 年度	705	2.2	1,149	1.2	547	0.7	446	▲ 1.5	972	0.8	570	2.0	490	2.5
平成 27 年度	725	2.8	1,137	▲ 1.0	555	1.5	521	16.8	1,007	3.6	586	2.8	491	0.2
平成 28 年度	727	0.3	1,158	1.8	554	▲ 0.2	527	1.2	1,033	2.6	582	▲ 0.7	503	2.4
平成 29 年度	739	1.7	1,227	6.0	572	3.2	484	▲ 8.2	1,036	0.3	591	1.5	502	▲ 0.2
平成 30 年度	730	▲ 1.2	1,201	▲ 2.1	570	▲ 0.3	485	0.2	1,059	2.2	566	▲ 4.2	494	▲ 1.6
令和 元 年度	715	▲ 2.1	1,104	▲ 8.1	551	▲ 3.3	467	▲ 3.7	1,035	▲ 2.3	551	▲ 2.7	496	0.4
令和 2 年度	688	▲ 3.8	1,064	▲ 3.6	540	▲ 2.0	436	▲ 6.6	957	▲ 7.5	536	▲ 2.7	483	▲ 2.6
令和 3 年度	722	4.9	1,283	20.6	569	5.4	424	▲ 2.8	995	4.0	552	3.0	457	▲ 5.4
令和 4 年度	738	2.2	1,279	▲ 0.3	569	0.0	443	4.5	1,066	7.1	569	3.1	483	5.7

資料出所 財務省「法人企業統計」(年次別調査、「金融業、保険業以外の業種」)

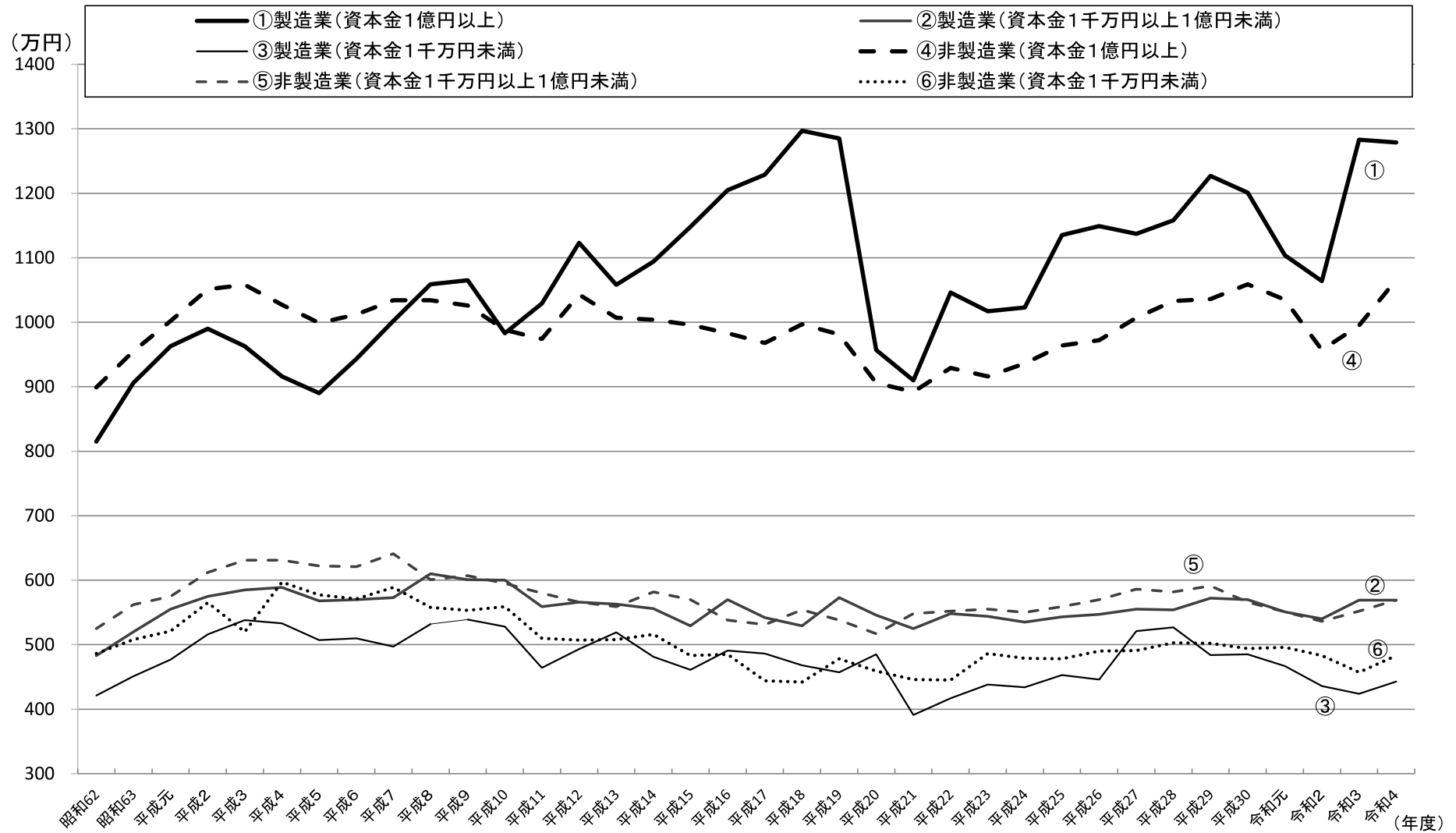
従業員一人当たり付加価値額(労働生産性) = 付加価値額 / 従業員数

「付加価値額」の算出は下記のとおり

付加価値額 = 営業純益(営業利益 - 支払利息等) + 役員給与 + 役員賞与 + 従業員給与 + 従業員賞与  
+ 福利厚生費 + 支払利息等 + 動産・不動産賃借料 + 租税公課

「従業員数」は常用者の期中平均人員と、当期中の臨時従業員(総従事時間数を常用者の1か月平均労働時間数で除したもの)との合計である。

## 従業員一人当たり付加価値額の推移



資料出所 財務省「法人企業統計」(年次別調査、「金融業、保険業以外の業種」)

従業員一人当たり付加価値額(労働生産性) = 付加価値額 / 従業員数

「付加価値額」の算出は下記のとおり

[平成18年度(2006年度)調査以前]

付加価値額 = 営業純益(営業利益 - 支払利息等) + 役員給与 + 従業員給与  
+ 福利厚生費 + 支払利息等 + 動産・不動産賃借料 + 租税公課

「従業員数」は常用者の期中平均人員と、当期中の臨時従業員(総従事時間数を常用者の1か月平均労働時間数で除したもの)との合計である。

[平成19年度(2007年度)調査以降]

付加価値額 = 営業純益(営業利益 - 支払利息等) + 役員給与 + 役員賞与 + 従業員給与 + 従業員賞与  
+ 福利厚生費 + 支払利息等 + 動産・不動産賃借料 + 租税公課

## (2) 就業1時間当たり名目労働生産性の推移

	平成 22年	平成 23年	平成 24年	平成 25年	平成 26年	平成 27年	平成 28年	平成 29年	平成 30年	令和 元年	令和 2年	令和 3年	令和 4年	
就業1時間 当たり労働 生産性 (円)	全産業	4,346	4,280	4,305	4,402	4,476	4,661	4,703	4,724	4,721	4,791	4,783	4,865	4,923
	農林水産業	1,043	1,029	1,121	1,150	1,115	1,213	1,411	1,454	1,326	1,426	1,495	1,460	1,500
	鉱業	3,757	3,927	3,953	4,895	5,644	5,645	4,966	5,401	5,450	5,848	5,460	5,209	6,157
	製造業	5,274	4,890	4,913	4,926	4,995	5,353	5,338	5,387	5,444	5,456	5,562	5,905	5,525
	電気・ガス・水道	12,603	10,128	9,381	10,190	11,803	13,896	13,930	14,234	14,593	15,470	15,448	13,691	12,150
	建設業	2,282	2,327	2,302	2,555	2,633	2,833	3,022	3,081	3,075	3,163	3,318	3,374	3,262
	卸売・小売業	3,518	3,676	3,844	3,988	3,975	4,123	4,143	4,221	4,182	4,220	4,278	4,515	5,083
	運輸・郵便業	3,204	3,136	3,321	3,343	3,573	3,723	3,727	3,826	3,846	3,941	3,163	3,111	3,577
	宿泊・飲食サービス業	2,483	2,447	2,398	2,525	2,606	2,629	2,855	2,976	2,862	2,815	2,174	1,855	2,206
	情報通信業	7,853	7,951	7,900	8,012	7,638	7,723	7,995	7,790	7,768	7,567	7,297	6,819	6,416
	金融・保険業	8,152	7,851	7,406	7,798	8,198	8,266	7,567	7,373	7,722	7,708	7,747	8,013	9,040
	不動産業	34,884	33,564	34,124	36,623	36,143	33,652	32,736	32,596	31,241	32,359	29,722	29,039	30,176
	専門・業務支援サービス業	3,102	3,218	3,234	3,229	3,342	3,505	3,540	3,454	3,436	3,550	3,699	3,717	3,822
	公務	7,383	7,474	7,424	7,450	7,569	7,677	7,920	7,889	8,049	8,352	8,286	8,318	8,457
	教育	6,333	6,400	6,165	6,270	6,405	6,362	6,293	6,164	6,251	6,415	6,273	6,257	6,497
	保健衛生・社会事業	3,023	2,959	3,003	3,055	3,006	3,057	3,122	3,087	3,110	3,193	3,190	3,316	3,299
その他のサービス	2,473	2,411	2,371	2,355	2,384	2,445	2,410	2,434	2,418	2,404	2,242	2,287	2,349	
前年比	全産業	1.1%	▲ 1.5%	0.6%	2.2%	1.7%	4.1%	0.9%	0.5%	▲ 0.1%	1.5%	▲ 0.2%	1.7%	1.2%
	農林水産業	11.4%	▲ 1.4%	9.0%	2.6%	▲ 3.0%	8.8%	16.3%	3.0%	▲ 8.8%	7.5%	4.8%	▲ 2.3%	2.8%
	鉱業	10.6%	4.5%	0.7%	23.8%	15.3%	0.0%	▲ 12.0%	8.8%	0.9%	7.3%	▲ 6.6%	▲ 4.6%	18.2%
	製造業	7.7%	▲ 7.3%	0.5%	0.3%	1.4%	7.2%	▲ 0.3%	0.9%	1.1%	0.2%	1.9%	6.2%	▲ 6.4%
	電気・ガス・水道	▲ 1.0%	▲ 19.6%	▲ 7.4%	8.6%	15.8%	17.7%	0.2%	2.2%	2.5%	6.0%	▲ 0.1%	▲ 11.4%	▲ 11.3%
	建設業	▲ 2.7%	2.0%	▲ 1.1%	11.0%	3.1%	7.6%	6.7%	1.9%	▲ 0.2%	2.9%	4.9%	1.7%	▲ 3.3%
	卸売・小売業	2.0%	4.5%	4.6%	3.7%	▲ 0.3%	3.7%	0.5%	1.9%	▲ 0.9%	0.9%	1.4%	5.6%	12.6%
	運輸・郵便業	1.2%	▲ 2.1%	5.9%	0.6%	6.9%	4.2%	0.1%	2.6%	0.5%	2.5%	▲ 19.7%	▲ 1.7%	15.0%
	宿泊・飲食サービス業	▲ 5.7%	▲ 1.4%	▲ 2.0%	5.3%	3.2%	0.9%	8.6%	4.2%	▲ 3.8%	▲ 1.6%	▲ 22.8%	▲ 14.7%	18.9%
	情報通信業	▲ 2.4%	1.2%	▲ 0.6%	1.4%	▲ 4.7%	1.1%	3.5%	▲ 2.6%	▲ 0.3%	▲ 2.6%	▲ 3.6%	▲ 6.5%	▲ 5.9%
	金融・保険業	1.3%	▲ 3.7%	▲ 5.7%	5.3%	5.1%	0.8%	▲ 8.5%	▲ 2.6%	4.7%	▲ 0.2%	0.5%	3.4%	12.8%
	不動産業	2.1%	▲ 3.8%	1.7%	7.3%	▲ 1.3%	▲ 6.9%	▲ 2.7%	▲ 0.4%	▲ 4.2%	3.6%	▲ 8.1%	▲ 2.3%	3.9%
	専門・業務支援サービス業	▲ 5.6%	3.8%	0.5%	▲ 0.2%	3.5%	4.9%	1.0%	▲ 2.4%	▲ 0.5%	3.3%	4.2%	0.5%	2.8%
	公務	▲ 1.5%	1.2%	▲ 0.7%	0.4%	1.6%	1.4%	3.2%	▲ 0.4%	2.0%	3.8%	▲ 0.8%	0.4%	1.7%
	教育	▲ 1.8%	1.0%	▲ 3.7%	1.7%	2.2%	▲ 0.7%	▲ 1.1%	▲ 2.1%	1.4%	2.6%	▲ 2.2%	▲ 0.3%	3.8%
	保健衛生・社会事業	▲ 1.2%	▲ 2.1%	1.5%	1.7%	▲ 1.6%	1.7%	2.1%	▲ 1.1%	0.8%	2.6%	▲ 0.1%	3.9%	▲ 0.5%
その他のサービス	0.6%	▲ 2.5%	▲ 1.7%	▲ 0.7%	1.2%	2.6%	▲ 1.4%	1.0%	▲ 0.7%	▲ 0.6%	▲ 6.7%	2.0%	2.7%	

資料出所 日本生産性本部「生産性データベース」

(注) 1 内閣府「2022年度国民経済計算(2015年基準・08SNA)」の名目GDP、就業者数及び労働時間から算出されている。

2 前年比は労働基準局賃金課にて算出。

## Ⅱ 都道府県統計資料編



# 1 各種関連指標（ランク別・都道府県別）

ランク	都道府県	1人当たり県民所得（令和2年度）			標準生計費（月額、令和5年4月）			新規学卒者(高卒)の所定内給与額(産業計、企業規模10人以上、令和5年)					
		(千円)	指数 (東京=100)	順位 (位)	(円)	指数 (東京=100)	順位 (位)	男性 (千円)	指数 (東京=100)	順位 (位)	女性 (千円)	指数 (東京=100)	順位 (位)
A ランク	東 京	5,214	100.0	1	256,100	100.0	7	195.7	100.0	8	181.7	100.0	22
	神 奈 川	2,961	56.8	13	256,830	100.3	6	196.5	100.4	6	225.7	124.2	1
	大 阪	2,830	54.3	22	240,790	94.0	10	189.1	96.6	16	199.6	109.9	3
	愛 知	3,428	65.7	2	198,800	77.6	34	187.0	95.6	23	183.7	101.1	19
	埼 玉	2,890	55.4	17	233,690	91.2	13	202.5	103.5	2	196.3	108.0	4
B ランク	千 葉	2,988	57.3	10	251,980	98.4	9	190.6	97.4	13	190.5	104.8	6
	兵 庫	2,887	55.4	18	229,370	89.6	14	192.4	98.3	10	187.6	103.2	8
	京 都	2,745	52.6	30	277,200	108.2	2	201.6	103.0	3	203.6	112.1	2
	茨 城	3,098	59.4	7	196,568	76.8	36	186.9	95.5	24	178.8	98.4	27
	静 岡	3,110	59.6	6	219,306	85.6	21	192.3	98.3	11	184.3	101.4	14
	富 山	3,120	59.8	5	255,341	99.7	8	188.6	96.4	18	183.8	101.2	18
	広 島	2,969	56.9	12	224,440	87.6	17	199.1	101.7	5	179.3	98.7	25
	滋 賀	3,097	59.4	8	223,040	87.1	19	199.7	102.0	4	195.0	107.3	5
	栃 木	3,132	60.1	4	260,316	101.6	5	191.1	97.6	12	178.4	98.2	30
	群 馬	2,937	56.3	16	221,110	86.3	20	196.1	100.2	7	179.4	98.7	24
	宮 城	2,803	53.8	23	210,870	82.3	25	188.0	96.1	19	178.9	98.5	26
	山 梨	2,982	57.2	11	212,910	83.1	23	193.4	98.8	9	184.7	101.7	13
	三 重	2,948	56.5	15	270,730	105.7	3	213.7	109.2	1	183.7	101.1	19
	石 川	2,770	53.1	26	278,070	108.6	1	188.0	96.1	19	185.7	102.2	10
	福 岡	2,630	50.4	35	240,430	93.9	11	190.4	97.3	14	177.0	97.4	34
	香 川	2,766	53.0	28	195,092	76.2	38	184.1	94.1	27	187.2	103.0	9
	岡 山	2,665	51.1	33	204,530	79.9	30	185.6	94.8	25	177.3	97.6	33
	福 井	3,182	61.0	3	180,540	70.5	44	187.6	95.9	21	184.2	101.4	17
	奈 良	2,501	48.0	39	227,970	89.0	15	189.0	96.6	17	184.8	101.7	12
	山 口	2,960	56.8	14	193,641	75.6	39	187.6	95.9	21	178.5	98.2	29
	長 野	2,788	53.5	24	201,370	78.6	32	182.6	93.3	30	185.3	102.0	11
	北 海 道	2,682	51.4	31	267,850	104.6	4	175.9	89.9	41	171.7	94.5	38
	岐 阜	2,875	55.1	19	212,040	82.8	24	181.2	92.6	32	180.1	99.1	23
	徳 島	3,013	57.8	9	199,730	78.0	33	183.4	93.7	29	184.3	101.4	14
	福 島	2,833	54.3	21	210,780	82.3	26	183.9	94.0	28	183.3	100.9	21
	新 潟	2,784	53.4	25	193,140	75.4	40	180.6	92.3	34	168.7	92.8	40
	和 歌 山	2,751	52.8	29	198,058	77.3	35	179.3	91.6	36	184.3	101.4	14
	愛 媛	2,471	47.4	43	138,810	54.2	47	184.5	94.3	26	163.6	90.0	42
島 根	2,768	53.1	27	209,980	82.0	27	174.8	89.3	44	173.3	95.4	37	
C ランク	大 分	2,604	49.9	36	223,820	87.4	18	190.4	97.3	14	170.0	93.6	39
	熊 本	2,498	47.9	40	238,377	93.1	12	177.2	90.5	39	177.6	97.7	32
	山 形	2,843	54.5	20	202,550	79.1	31	175.1	89.5	43	176.1	96.9	35
	佐 賀	2,575	49.4	38	207,440	81.0	29	180.6	92.3	34	160.8	88.5	46
	長 崎	2,483	47.6	42	196,180	76.6	37	173.3	88.6	45	157.1	86.5	47
	岩 手	2,666	51.1	32	209,260	81.7	28	180.9	92.4	33	178.0	98.0	31
	高 知	2,491	47.8	41	213,780	83.5	22	175.3	89.6	42	174.1	95.8	36
	鳥 取	2,313	44.4	45	170,600	66.6	46	176.3	90.1	40	163.5	90.0	43
	秋 田	2,583	49.5	37	190,273	74.3	41	172.1	87.9	46	161.8	89.0	45
	鹿 児 島	2,408	46.2	44	182,980	71.4	43	181.8	92.9	31	188.6	103.8	7
	宮 崎	2,289	43.9	46	173,960	67.9	45	178.7	91.3	37	162.0	89.2	44
	青 森	2,633	50.5	34	225,930	88.2	16	177.4	90.6	38	164.7	90.6	41
沖 縄	2,167	41.6	47	183,080	71.5	42	160.0	81.8	47	178.8	98.4	27	
資料出所	内閣府「県民経済計算」			都道府県人事委員会「給与勧告（参考資料）」			厚生労働省「賃金構造基本統計調査」						

- (注) 1 各ランクは、令和5年度からの適用区分である（以下同じ）。  
2 各指数については、労働基準局賃金課にて算出。  
3 1人あたり県民所得は、平成27年基準（2008SNA）。

## 2 有効求人倍率の推移（ランク別・都道府県別）

（単位：倍）

ランク	都道府県	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
A ラ ン ク	東 京	1.14	1.25	1.41	1.49	1.55	1.52	1.07	0.90	1.05	1.18
	神 奈 川	0.99	1.10	1.26	1.34	1.40	1.40	1.03	0.91	1.02	1.11
	大 阪	0.97	1.07	1.23	1.37	1.51	1.53	1.09	0.94	1.04	1.10
	愛 知	1.46	1.49	1.60	1.78	1.91	1.88	1.20	1.14	1.33	1.33
	埼 玉	0.89	1.02	1.23	1.41	1.51	1.47	1.10	1.02	1.12	1.18
千 葉	1.05	1.18	1.33	1.45	1.55	1.53	1.15	0.98	1.13	1.23	
B ラ ン ク	兵 庫	0.97	1.08	1.24	1.40	1.54	1.54	1.11	1.02	1.14	1.16
	京 都	1.06	1.17	1.32	1.50	1.59	1.63	1.18	1.04	1.18	1.23
	茨 城	1.14	1.23	1.37	1.59	1.76	1.80	1.43	1.43	1.61	1.60
	静 岡	1.14	1.26	1.44	1.63	1.78	1.69	1.12	1.16	1.37	1.34
	富 山	1.51	1.66	1.78	1.99	2.15	2.14	1.46	1.50	1.73	1.66
	広 島	1.18	1.41	1.58	1.72	1.83	1.82	1.31	1.24	1.43	1.43
	滋 賀	1.14	1.22	1.38	1.55	1.69	1.64	1.14	1.13	1.32	1.35
	栃 木	1.04	1.16	1.30	1.48	1.58	1.56	1.16	1.13	1.29	1.29
	群 馬	1.13	1.26	1.44	1.65	1.80	1.79	1.37	1.36	1.56	1.52
	宮 城	1.31	1.37	1.50	1.64	1.70	1.63	1.25	1.29	1.37	1.37
	山 梨	0.99	1.08	1.32	1.54	1.67	1.60	1.18	1.33	1.58	1.50
	三 重	1.38	1.48	1.62	1.83	1.96	1.91	1.32	1.34	1.59	1.53
	石 川	1.34	1.49	1.61	1.83	1.96	1.90	1.26	1.30	1.54	1.52
	福 岡	0.93	1.06	1.25	1.39	1.46	1.43	1.05	0.98	1.08	1.16
	香 川	1.38	1.47	1.67	1.81	1.91	1.93	1.51	1.47	1.64	1.60
	岡 山	1.40	1.43	1.59	1.73	1.92	2.02	1.58	1.41	1.54	1.54
	福 井	1.52	1.67	1.89	2.07	2.20	2.18	1.71	1.84	2.04	1.94
	奈 良	1.01	1.11	1.29	1.48	1.67	1.70	1.36	1.28	1.36	1.33
	山 口	1.17	1.33	1.56	1.69	1.83	1.87	1.45	1.50	1.72	1.72
	長 野	1.16	1.32	1.49	1.68	1.78	1.67	1.22	1.40	1.65	1.59
北 海 道	0.87	0.97	1.08	1.16	1.23	1.29	1.08	1.03	1.18	1.14	
岐 阜	1.36	1.59	1.78	1.91	2.11	2.14	1.47	1.47	1.72	1.65	
徳 島	1.15	1.24	1.43	1.52	1.57	1.59	1.24	1.28	1.38	1.32	
福 島	1.65	1.72	1.61	1.60	1.67	1.67	1.39	1.39	1.53	1.51	
新 潟	1.17	1.24	1.34	1.53	1.70	1.65	1.23	1.32	1.55	1.57	
和 歌 山	1.08	1.12	1.21	1.35	1.44	1.53	1.14	1.14	1.25	1.25	
愛 媛	1.15	1.27	1.47	1.61	1.73	1.75	1.41	1.36	1.52	1.50	
島 根	1.26	1.33	1.57	1.74	1.86	1.85	1.55	1.59	1.83	1.70	
C ラ ン ク	大 分	0.97	1.14	1.28	1.52	1.69	1.68	1.28	1.25	1.47	1.57
	熊 本	1.06	1.18	1.44	1.76	1.83	1.76	1.33	1.42	1.55	1.49
	山 形	1.27	1.28	1.40	1.67	1.78	1.65	1.23	1.38	1.68	1.58
	佐 賀	1.03	1.09	1.29	1.46	1.56	1.57	1.26	1.36	1.54	1.56
	長 崎	0.90	1.06	1.23	1.28	1.36	1.35	1.09	1.17	1.32	1.38
	岩 手	1.16	1.28	1.37	1.51	1.59	1.51	1.17	1.29	1.46	1.36
	高 知	0.81	0.90	1.08	1.21	1.28	1.29	1.08	1.11	1.18	1.20
	鳥 取	1.04	1.21	1.46	1.72	1.76	1.82	1.42	1.45	1.68	1.59
	秋 田	0.92	1.07	1.22	1.44	1.62	1.60	1.36	1.53	1.64	1.51
	鹿 児 島	0.79	0.92	1.09	1.28	1.40	1.43	1.21	1.31	1.43	1.32
宮 崎	1.01	1.12	1.33	1.53	1.65	1.61	1.29	1.41	1.54	1.48	
青 森	0.85	0.97	1.16	1.33	1.41	1.36	1.08	1.15	1.29	1.31	
沖 縄	0.75	0.91	1.06	1.22	1.31	1.34	0.90	0.80	0.98	1.16	

資料出所 厚生労働省「職業安定業務統計」

- (注) 1 新規学卒者を除き、パートタイムを含んでいる。  
2 各都道府県における有効求人倍率は、求人票に記載された就業場所で集計した就業地別の数値である。

### 3 失業率の推移（ランク別・都道府県別）

(単位：%)

ランク	都道府県	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年1~3月
A ランク	東京	3.8	3.6	3.2	2.9	2.6	2.4	3.1	3.0	2.6	2.5	2.5
	神奈川	3.4	3.3	3.1	2.7	2.3	2.1	2.8	3.0	2.8	2.9	2.7
	大阪	4.5	4.2	4.0	3.4	3.2	2.9	3.4	3.5	3.1	3.2	3.3
	愛知	2.7	2.5	2.4	2.4	1.7	1.8	2.5	2.5	2.0	2.0	2.0
	埼玉	3.5	3.2	3.1	2.8	2.4	2.2	2.9	3.0	2.7	2.7	2.7
B ランク	千葉	3.2	3.1	2.9	2.6	2.3	2.1	2.7	2.8	2.5	2.5	2.4
	兵庫	3.9	3.7	3.4	2.7	2.6	2.3	2.7	2.8	2.6	2.6	2.6
	京都	3.6	3.3	3.1	2.7	2.5	2.3	2.6	2.8	2.5	2.5	2.7
	茨城	3.3	3.2	2.8	2.4	2.2	2.4	2.5	2.7	2.5	2.5	2.5
	静岡	2.8	2.7	2.5	2.3	1.9	2.0	2.4	2.4	2.2	2.1	2.2
	富山	2.6	2.5	2.3	2.1	1.8	1.7	1.9	1.9	1.8	1.8	1.8
	広島	3.2	3.0	2.7	2.4	2.4	2.3	2.4	2.4	2.2	2.0	2.1
	滋賀	2.8	2.2	2.5	2.0	1.9	1.8	2.4	2.5	2.3	2.3	2.5
	栃木	3.2	3.1	2.7	2.3	2.0	2.2	2.3	2.6	2.3	2.4	2.2
	群馬	3.0	2.8	2.5	2.1	1.9	2.2	2.1	2.3	1.9	2.0	2.1
	宮城	3.6	3.7	3.2	2.8	2.6	2.6	3.1	3.0	2.9	3.0	3.3
	山梨	2.9	2.8	2.3	2.0	1.7	2.0	1.8	2.2	1.8	2.0	2.0
	三重	2.3	2.2	2.0	1.8	1.3	1.4	1.9	2.0	1.7	1.7	1.6
	石川	2.9	2.3	2.1	1.9	1.4	1.6	1.8	1.9	2.1	1.9	2.0
	福岡	4.5	4.1	3.5	3.3	2.9	2.9	3.1	3.0	2.9	2.7	2.7
	香川	3.0	2.8	2.6	2.6	2.2	2.0	2.2	2.2	2.0	2.0	1.7
	岡山	3.2	3.1	2.7	2.4	2.4	2.3	2.4	2.4	2.2	2.1	2.2
	福井	2.4	1.8	1.9	1.6	1.6	1.4	1.6	1.6	1.7	1.4	1.5
	奈良	3.5	3.2	3.0	2.6	2.4	1.9	2.5	2.5	2.2	2.4	2.3
	山口	3.0	2.8	2.4	2.0	1.8	1.8	1.9	2.0	1.8	1.6	1.5
	長野	2.9	2.7	2.5	2.0	1.7	1.9	2.1	2.3	2.0	2.0	2.1
	北海道	4.1	3.5	3.6	3.3	2.9	2.6	2.9	3.0	3.2	2.8	2.4
	岐阜	2.5	2.3	2.1	1.9	1.4	1.3	1.7	1.9	1.6	1.8	1.8
	徳島	3.3	3.0	2.7	2.7	1.9	1.9	2.2	2.5	1.9	1.9	2.2
	福島	3.1	3.1	2.7	2.4	2.2	2.1	2.5	2.4	2.2	2.4	2.6
	新潟	3.3	2.9	2.8	2.6	2.1	2.1	2.3	2.3	2.2	2.1	2.2
	和歌山	2.7	2.4	2.2	1.8	1.9	1.6	2.5	2.5	2.3	2.1	2.6
愛媛	3.2	2.8	2.6	2.3	1.9	1.9	2.1	2.2	2.0	1.9	1.9	
島根	2.5	2.6	1.7	1.1	1.4	1.9	1.4	1.7	1.3	1.7	1.2	
C ランク	大分	3.3	2.9	2.5	2.3	2.0	2.0	2.1	2.2	1.8	2.0	2.1
	熊本	3.9	3.5	3.1	2.9	2.6	2.6	2.8	2.8	2.6	2.4	2.6
	山形	2.9	2.7	2.4	1.9	1.7	1.7	2.0	2.0	1.9	1.7	2.1
	佐賀	3.4	3.0	2.3	2.0	1.8	1.9	2.0	1.6	1.6	1.3	1.2
	長崎	3.6	3.2	2.8	2.6	2.0	2.0	2.3	2.2	1.9	1.9	2.0
	岩手	2.9	2.9	2.5	2.1	1.8	2.1	2.5	2.4	2.3	2.3	2.7
	高知	3.3	3.0	3.3	3.0	2.2	1.9	2.5	2.2	2.0	2.0	1.8
	鳥取	2.7	2.7	2.3	2.0	2.0	2.3	2.3	2.0	2.0	2.0	2.1
	秋田	3.7	3.5	3.0	2.8	2.4	2.6	2.8	2.6	2.3	2.5	3.2
	鹿児島	3.9	3.5	2.8	2.8	2.4	2.4	2.7	2.6	2.2	2.2	2.0
	宮崎	3.1	3.2	2.3	2.0	1.2	1.4	1.9	2.3	2.5	2.7	2.5
	青森	4.2	4.2	3.6	3.1	2.7	2.5	3.0	2.9	2.9	2.9	3.5
沖縄	5.4	5.1	4.3	3.7	3.4	2.7	3.3	3.7	3.2	3.3	3.2	

資料出所 総務省統計局「労働力調査都道府県別結果（モデル推計値）」

- (注) 1 数値は、労働力調査の結果を都道府県別にモデルによって推計した値。(北海道、東京都、神奈川県、愛知県、大阪府、沖縄県は比推定によって推計)  
 2 都道府県別に表章するように標本設計を行っておらず(北海道、沖縄県を除く)、標本規模も小さいことなどから、標本誤差が大きく、利用に際して注意が必要。  
 3 毎年1~3月期平均公表時に、新たな結果を追加して再計算を行い、前年までの過去5年間の四半期平均及び年平均結果を遡って一部改定している。

#### 4 賃金・労働時間の実情と推移

##### (1) 賃金

##### イ 定期給与の推移

(単位：円)

ランク	都道府県	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
A ランク	東 京	329,759	326,216	326,130	327,748	327,195	328,799	327,112	331,358	336,842
	神 奈 川	266,251	270,514	272,255	275,844	279,926	278,106	270,953	270,441	268,379
	大 阪	272,110	272,862	272,022	271,893	273,292	270,755	268,279	271,922	275,029
	愛 知	271,832	273,306	275,552	276,157	276,353	279,033	276,974	276,994	279,653
	埼 玉	238,982	235,030	236,774	240,178	242,882	242,672	243,163	245,049	245,190
B ランク	千 葉	244,791	245,925	247,041	247,322	248,096	252,473	252,347	248,958	246,734
	兵 庫	247,186	240,681	241,536	245,930	250,359	256,207	247,528	246,160	249,584
	京 都	240,823	241,606	244,550	246,723	244,066	243,213	237,246	239,296	245,060
	茨 城	260,431	257,278	258,109	267,194	263,978	262,740	263,255	265,845	262,502
	静 岡	254,512	251,982	249,488	251,876	251,757	251,793	252,566	255,749	256,609
	富 山	253,188	252,781	253,441	252,135	251,201	247,927	245,428	245,914	250,484
	広 島	254,365	260,886	261,423	262,635	259,342	260,062	257,212	260,127	265,093
	滋 賀	254,213	259,278	265,535	266,082	257,877	259,900	249,855	248,582	250,613
	栃 木	254,936	255,015	259,764	256,137	252,149	252,490	253,253	253,135	267,047
	群 馬	248,872	247,784	250,866	258,726	260,793	250,947	249,493	252,944	257,532
	宮 城	253,537	244,715	248,718	239,226	243,715	244,738	243,191	251,811	249,119
	山 梨	240,181	238,266	238,841	242,513	244,746	245,386	243,020	248,073	246,143
	三 重	262,588	256,338	254,884	256,000	254,300	257,322	257,608	260,969	259,064
	石 川	244,259	250,928	253,905	255,923	249,812	248,453	246,857	245,395	246,755
	福 岡	249,236	246,369	252,310	254,535	247,517	240,768	241,707	246,834	252,978
	香 川	251,826	244,907	244,907	243,849	247,966	250,519	244,928	247,080	249,258
	岡 山	251,079	253,161	255,127	252,863	243,374	241,277	243,680	241,708	246,002
	福 井	247,647	254,385	255,390	250,729	250,219	255,583	253,012	258,061	252,345
	奈 良	223,388	224,887	225,242	231,259	225,666	222,947	222,410	213,503	226,816
	山 口	244,185	249,845	250,290	248,323	240,929	235,983	238,981	242,759	249,757
	長 野	244,711	249,565	253,178	250,228	249,503	246,667	246,691	246,099	248,007
	北 海 道	237,523	232,239	236,227	236,689	241,656	241,911	238,909	244,013	245,553
	岐 阜	235,097	240,951	230,126	239,143	237,765	240,398	237,145	233,949	244,767
	徳 島	245,456	245,375	244,575	242,817	244,527	244,042	243,370	251,701	245,326
	福 島	251,995	251,523	250,785	249,230	245,230	248,948	242,261	245,080	250,778
	新 潟	242,809	240,857	241,862	244,034	242,140	232,186	240,395	241,501	239,291
	和 歌 山	238,992	241,796	239,637	241,371	240,244	231,856	227,325	241,328	243,084
愛 媛	226,732	238,038	233,926	233,978	228,905	226,569	231,420	231,266	238,238	
島 根	236,386	232,473	240,542	238,373	234,592	236,479	236,106	236,625	234,055	
C ランク	大 分	224,161	224,544	224,670	227,310	229,562	226,804	230,377	229,275	236,077
	熊 本	231,392	233,833	231,445	232,999	228,118	230,788	230,670	235,635	235,428
	山 形	234,910	236,601	233,022	235,331	233,171	232,870	226,619	234,346	243,381
	佐 賀	228,957	233,502	234,074	231,737	231,763	231,840	223,388	222,548	226,046
	長 崎	214,089	220,579	217,999	220,483	221,336	231,402	227,562	226,153	223,673
	岩 手	236,303	237,563	234,948	230,731	231,830	234,292	233,696	235,956	239,502
	高 知	244,947	249,692	245,878	248,660	226,158	229,064	227,675	224,108	226,330
	鳥 取	228,651	236,397	236,719	239,962	229,840	225,040	224,571	225,696	228,507
	秋 田	224,748	219,566	221,805	235,880	235,792	225,045	225,517	231,897	226,760
	鹿 児 島	218,984	215,449	217,632	218,144	217,089	217,609	220,750	223,935	221,306
	宮 崎	214,277	221,031	220,270	223,575	223,326	222,281	219,412	224,209	226,362
	青 森	217,484	216,034	216,477	223,533	219,852	221,518	222,451	223,805	226,180
	沖 縄	205,547	210,967	217,096	217,989	213,358	214,023	220,161	216,783	218,261

資料出所 厚生労働省「毎月勤労統計調査地方調査」

(注) 事業所規模5人以上の数値である。

## ロ パートタイム労働者の1求人票あたりの募集賃金平均額

(単位：円)

ランク	都道府県	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年3月	令和6年4月
A ランク	東 京	1,175	1,217	1,238	1,236	1,267	1,268	1,264
	神 奈 川	1,201	1,236	1,256	1,271	1,303	1,317	1,330
	大 阪	1,130	1,158	1,167	1,187	1,218	1,249	1,255
	愛 知	1,124	1,149	1,158	1,176	1,206	1,239	1,231
	埼 玉	1,117	1,146	1,155	1,177	1,208	1,238	1,234
	千 葉	1,127	1,158	1,168	1,182	1,210	1,246	1,244
B ランク	兵 庫	1,113	1,134	1,151	1,160	1,187	1,214	1,213
	京 都	1,088	1,118	1,132	1,139	1,173	1,218	1,204
	茨 城	1,041	1,066	1,078	1,094	1,130	1,175	1,175
	静 岡	1,071	1,093	1,103	1,122	1,156	1,198	1,190
	富 山	1,018	1,040	1,050	1,063	1,095	1,133	1,123
	広 島	1,019	1,037	1,042	1,057	1,096	1,133	1,133
	滋 賀	1,042	1,078	1,082	1,101	1,129	1,169	1,177
	栃 木	1,041	1,069	1,075	1,091	1,125	1,153	1,145
	群 馬	1,035	1,052	1,056	1,071	1,100	1,127	1,120
	宮 城	1,002	1,025	1,037	1,052	1,084	1,114	1,114
	山 梨	1,020	1,045	1,050	1,073	1,107	1,165	1,150
	三 重	1,046	1,069	1,073	1,098	1,129	1,167	1,156
	石 川	1,017	1,028	1,023	1,041	1,074	1,102	1,108
	福 岡	1,010	1,030	1,065	1,079	1,118	1,146	1,139
	香 川	1,001	1,024	1,032	1,048	1,078	1,120	1,102
	岡 山	1,003	1,024	1,030	1,049	1,074	1,125	1,113
	福 井	986	1,005	1,013	1,036	1,074	1,106	1,120
	奈 良	1,047	1,076	1,092	1,106	1,138	1,179	1,159
	山 口	980	1,003	1,011	1,036	1,071	1,124	1,118
	長 野	1,000	1,022	1,025	1,047	1,080	1,111	1,109
	北 海 道	987	1,010	1,024	1,049	1,084	1,140	1,118
	岐 阜	1,025	1,047	1,054	1,075	1,102	1,123	1,141
	徳 島	1,024	1,041	1,053	1,064	1,095	1,131	1,101
	福 島	988	1,000	993	1,009	1,040	1,070	1,082
	新 潟	978	1,001	1,007	1,024	1,061	1,097	1,083
	和 歌 山	1,008	1,034	1,043	1,054	1,086	1,123	1,116
	愛 媛	970	988	997	1,017	1,050	1,079	1,077
	島 根	959	982	990	1,004	1,036	1,079	1,054
C ランク	大 分	939	967	980	1,000	1,038	1,083	1,061
	熊 本	971	990	1,005	1,029	1,065	1,103	1,095
	山 形	942	973	974	992	1,021	1,061	1,045
	佐 賀	954	972	981	1,004	1,036	1,075	1,065
	長 崎	935	961	976	991	1,027	1,063	1,061
	岩 手	914	945	947	969	1,008	1,041	1,028
	高 知	941	971	982	997	1,035	1,073	1,080
	鳥 取	969	987	989	1,006	1,037	1,104	1,066
	秋 田	915	938	956	977	1,007	1,049	1,039
	鹿 児 島	929	955	973	993	1,031	1,069	1,069
	宮 崎	929	946	960	989	1,027	1,064	1,044
	青 森	901	928	942	960	990	1,036	1,023
	沖 縄	974	1,010	1,030	1,048	1,087	1,179	1,125
	全 国	1,059	1,082	1,092	1,110	1,145	1,176	1,173

資料出所 厚生労働省「職業安定業務統計」

(注) 1 公共職業安定所で受理したパートタイム労働者の求人票に記載された時給の平均を算出したものである。

なお、時給制以外のものについては、時給換算額を算出に用いている。

2 常用的雇用（雇用契約において雇用期間の定めがないか又は4か月以上の雇用期間が定められているもの（季節労働を除く。））のパートタイム労働者を対象としている。

3 1求人票当たり1募集賃金として算出。なお、求人票には募集賃金の上限と下限を記載することとなり、その平均額を1募集賃金として算出している。

## ハ パートタイム労働者の1求人票あたりの募集賃金下限額

(単位：円)

ランク	都道府県	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年3月	令和6年4月	
A ランク	東 京	1,111	1,157	1,176	1,180	1,209	1,217	1,215	
	神 奈 川	1,132	1,163	1,184	1,199	1,231	1,249	1,263	
	大 阪	1,074	1,099	1,108	1,129	1,163	1,194	1,199	
	愛 知	1,046	1,070	1,079	1,099	1,127	1,159	1,157	
	埼 玉	1,056	1,083	1,090	1,112	1,145	1,174	1,175	
	千 葉	1,070	1,097	1,106	1,123	1,151	1,186	1,184	
B ランク	兵 庫	1,052	1,071	1,086	1,100	1,130	1,157	1,155	
	京 都	1,029	1,057	1,069	1,080	1,113	1,158	1,144	
	茨 城	983	1,003	1,017	1,034	1,070	1,112	1,107	
	静 岡	1,017	1,034	1,043	1,064	1,096	1,134	1,127	
	富 山	964	983	996	1,011	1,043	1,078	1,075	
	広 島	970	987	993	1,011	1,049	1,083	1,078	
	滋 賀	993	1,024	1,028	1,047	1,076	1,115	1,126	
	栃 木	982	1,011	1,017	1,034	1,066	1,094	1,083	
	群 馬	971	990	995	1,013	1,041	1,069	1,063	
	宮 城	953	974	982	1,000	1,034	1,066	1,063	
	山 梨	963	983	987	1,012	1,043	1,091	1,087	
	三 重	992	1,013	1,017	1,043	1,072	1,105	1,099	
	石 川	956	970	970	991	1,023	1,047	1,054	
	福 岡	954	973	1,001	1,018	1,053	1,082	1,078	
	香 川	945	968	974	989	1,019	1,058	1,045	
	岡 山	949	968	975	996	1,022	1,068	1,060	
	福 井	937	955	963	984	1,021	1,053	1,062	
	奈 良	989	1,015	1,030	1,044	1,078	1,120	1,101	
	山 口	939	958	964	989	1,024	1,076	1,068	
	長 野	947	971	976	998	1,030	1,059	1,058	
	北 海 道	949	969	982	1,007	1,043	1,097	1,074	
	岐 阜	969	988	996	1,017	1,045	1,065	1,082	
	徳 島	958	970	982	997	1,029	1,065	1,041	
	福 島	935	950	944	964	995	1,024	1,032	
	新 潟	933	954	960	977	1,012	1,049	1,039	
	和 歌 山	955	977	986	1,002	1,033	1,069	1,065	
	愛 媛	917	936	945	969	1,001	1,029	1,027	
	島 根	917	932	942	958	988	1,024	1,014	
	C ランク	大 分	899	924	934	957	994	1,039	1,018
		熊 本	919	935	949	975	1,009	1,043	1,039
山 形		899	923	928	948	974	1,010	1,003	
佐 賀		914	925	936	958	989	1,028	1,019	
長 崎		896	917	934	951	985	1,023	1,018	
岩 手		877	901	906	928	963	998	986	
高 知		910	930	942	958	995	1,034	1,033	
鳥 取		918	935	941	961	993	1,056	1,023	
秋 田		880	900	917	941	968	1,013	999	
鹿 児 島		887	909	925	948	984	1,020	1,019	
宮 崎		888	902	916	946	982	1,018	1,000	
青 森		868	893	906	927	956	999	984	
沖 縄		928	957	973	994	1,029	1,122	1,070	
全 国		1,003	1,025	1,035	1,054	1,089	1,121	1,118	

資料出所 厚生労働省「職業安定業務統計」

(注) 1 公共職業安定所で受理したパートタイム労働者の求人票に記載された時給の平均を算出したものである。

なお、時給制以外のものについては、時給換算額を算出に用いている。

2 常用的雇用（雇用契約において雇用期間の定めがないか又は4か月以上の雇用期間が定められているもの（季節労働を除く。））のパートタイム労働者を対象としている。

3 1求人票当たり1募集賃金として算出。なお、求人票には募集賃金の上限と下限を記載することとなり、その下限額を1募集賃金として算出している。

(2) 労働時間

常用労働者1人平均月間総実労働時間と所定外労働時間の推移（調査産業計、事業所規模5人以上）

（単位：時間）

ランク	都道府県	総実労働時間									所定外労働時間								
		平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
A ランク	東 京	145.2	144.2	143.2	143.0	141.1	138.1	134.5	137.6	138.4	12.3	12.0	11.4	11.3	10.9	11.4	10.3	11.2	11.7
	神 奈 川	138.2	139.7	139.5	138.6	135.2	133.6	128.7	129.4	129.3	11.8	11.8	11.5	11.1	10.9	11.4	9.4	9.8	9.7
	大 阪	143.0	142.0	141.6	141.0	139.3	136.4	131.6	133.0	132.9	10.8	10.5	10.6	10.8	10.2	10.0	8.5	8.7	9.0
	愛 知	146.2	145.9	144.6	144.2	144.0	140.9	137.5	138.1	137.3	12.5	13.7	13.3	13.2	13.5	13.1	11.3	11.7	11.7
	埼 玉	137.9	138.2	136.8	137.1	136.7	131.9	129.0	130.5	130.1	10.5	10.6	10.2	10.6	10.4	10.0	8.6	9.9	9.9
B ランク	千 葉	138.3	140.6	139.8	139.0	136.1	134.8	131.0	128.5	127.7	10.9	11.0	10.9	10.9	10.3	10.1	8.7	8.4	9.0
	兵 庫	140.8	138.9	136.7	136.0	136.4	134.1	129.6	129.5	131.1	10.4	10.5	9.9	9.8	10.5	10.2	8.7	9.0	9.2
	京 都	139.7	139.0	138.2	138.4	135.3	130.6	123.6	124.1	127.5	10.6	10.4	10.1	10.9	9.7	8.4	7.6	8.3	9.8
	茨 城	151.8	147.0	146.9	147.5	145.7	141.7	140.3	142.0	140.3	14.5	11.8	11.4	12.8	12.7	11.4	10.8	10.5	10.8
	静 岡	146.0	148.6	147.6	146.6	144.3	142.4	137.5	138.5	138.6	11.4	12.2	11.9	12.0	11.2	11.1	9.3	9.4	10.3
	富 山	150.6	152.1	151.8	151.3	148.7	144.9	140.3	140.1	139.4	10.7	11.2	10.9	11.1	10.7	10.0	8.1	8.3	8.5
	広 島	147.5	149.5	148.9	148.5	146.4	144.3	139.3	140.2	139.6	12.1	12.1	12.4	12.4	12.1	11.9	10.1	11.0	10.9
	滋 賀	143.6	142.4	143.0	144.4	141.1	138.9	132.0	130.4	131.9	11.4	10.6	10.5	12.2	12.2	12.3	9.2	9.5	10.8
	栃 木	149.9	148.8	149.3	147.8	144.9	142.2	141.0	141.8	142.7	12.5	11.9	12.3	12.5	10.9	11.0	9.6	10.3	11.4
	群 馬	150.4	147.9	148.0	148.5	148.8	144.8	139.8	142.1	142.3	12.7	11.3	11.2	11.4	11.7	11.5	9.7	10.5	11.3
	宮 城	150.1	149.7	149.0	143.4	146.1	144.7	140.9	144.3	141.8	11.6	11.7	11.1	9.7	10.2	10.2	8.9	9.5	9.7
	山 梨	146.8	145.6	145.7	145.1	144.0	142.5	136.2	140.3	139.0	10.9	10.3	10.1	10.8	11.2	10.8	8.7	10.9	11.4
	三 重	148.8	146.3	145.7	146.1	143.2	140.6	137.7	138.5	137.5	13.0	12.2	11.9	12.9	12.2	12.0	10.4	11.3	11.3
	石 川	148.6	151.1	150.5	151.7	148.0	144.6	139.1	137.5	138.8	10.2	10.6	11.1	11.8	10.4	9.9	7.8	8.3	9.3
	福 岡	148.8	147.9	149.2	148.1	142.3	138.8	136.0	137.2	136.4	11.4	11.4	12.0	11.9	10.7	10.5	9.0	9.0	9.4
	香 川	150.1	147.5	148.7	148.0	146.5	143.9	139.4	142.4	139.3	11.2	10.7	10.9	10.8	11.8	10.9	8.6	9.8	10.4
	岡 山	151.2	150.2	151.0	150.1	147.2	142.5	138.5	139.7	139.1	11.5	11.6	12.5	12.1	11.8	10.9	9.3	10.2	10.5
	福 井	155.0	153.0	148.1	148.4	150.6	148.7	142.7	144.3	141.2	10.4	11.2	10.4	10.5	11.2	10.0	8.4	9.6	9.9
	奈 良	136.4	134.4	134.5	136.2	131.1	127.6	126.3	121.6	126.7	8.1	7.3	7.5	7.7	6.9	7.2	6.5	5.7	7.1
	山 口	148.0	146.8	146.9	147.1	146.4	142.2	138.2	140.0	139.7	11.1	11.3	11.1	11.3	11.0	10.5	9.3	9.8	10.2
	長 野	149.0	149.1	150.0	148.5	146.8	142.1	140.3	141.8	140.1	10.5	10.3	10.2	10.5	10.6	9.2	8.0	9.6	9.9
	北 海 道	150.8	147.3	148.1	147.0	144.8	141.2	135.8	138.5	137.6	11.1	9.8	10.1	10.0	9.7	9.6	8.7	9.0	9.0
	岐 阜	144.7	147.4	141.8	143.2	141.5	142.9	136.4	135.6	137.5	10.2	10.7	10.1	10.5	10.5	11.5	9.1	9.6	9.6
	徳 島	151.5	151.4	151.2	150.9	149.8	145.8	141.7	144.0	139.4	9.3	10.6	10.4	10.1	11.1	9.1	7.9	9.2	9.1
	福 島	156.3	157.3	154.6	153.4	152.4	147.9	144.7	145.6	145.7	12.1	13.0	11.9	11.6	11.9	11.1	9.4	10.2	11.2
	新 潟	150.6	151.5	150.8	151.2	147.4	141.6	142.3	141.8	140.0	10.3	10.7	10.3	10.6	10.0	9.9	8.8	8.9	8.9
	和 歌 山	145.9	148.6	145.9	145.6	141.4	138.5	134.6	139.8	138.1	9.3	11.9	10.8	10.5	10.6	9.2	8.6	9.4	10.3
	愛 媛	149.3	150.6	151.1	149.2	144.8	141.3	142.0	141.6	140.1	10.4	9.9	10.1	9.6	9.8	9.5	8.7	9.4	9.9
	島 根	154.2	149.8	150.7	151.9	146.8	147.1	145.0	144.2	142.0	10.1	9.9	10.8	11.7	10.1	10.7	10.3	10.3	9.1
C ランク	大 分	149.0	147.5	149.5	151.5	149.0	144.8	142.1	140.5	139.9	9.2	9.1	9.1	10.9	10.5	9.3	8.4	9.3	10.0
	熊 本	152.3	147.5	146.9	147.9	145.9	144.1	141.2	141.7	139.5	10.1	8.9	9.1	10.7	10.3	9.8	9.1	9.4	9.4
	山 形	156.4	153.7	153.2	153.2	151.8	148.6	143.9	148.1	150.0	11.3	10.8	10.5	10.7	10.2	9.3	8.5	9.8	10.9
	佐 賀	154.4	153.6	153.7	153.6	151.6	150.0	140.3	138.6	136.6	10.1	10.7	10.7	10.7	12.1	11.0	9.3	9.0	8.1
	長 崎	149.5	153.1	152.1	152.1	148.2	146.6	141.9	141.4	140.6	10.4	10.2	10.0	10.1	9.9	10.1	9.7	9.4	9.0
	岩 手	158.0	155.9	154.5	154.9	153.4	151.0	148.2	146.8	145.7	10.7	11.2	10.9	11.2	11.0	11.6	9.7	9.5	9.8
	高 知	152.0	151.6	148.2	149.1	146.3	141.1	140.6	137.5	137.4	9.0	10.1	10.1	10.0	8.9	9.1	8.3	7.0	6.7
	鳥 取	149.4	152.7	151.3	152.4	150.3	145.1	141.4	142.6	142.2	8.3	8.8	8.7	8.8	9.7	9.5	7.4	7.9	8.5
	秋 田	152.0	149.1	151.1	153.8	154.2	149.0	145.4	146.9	144.7	9.8	8.3	8.2	8.9	9.6	8.5	7.4	8.3	9.0
	鹿 児 島	150.0	148.0	149.8	148.0	146.0	144.9	141.9	139.9	136.6	8.8	9.4	10.1	10.2	9.3	8.9	7.8	8.3	9.0
	宮 崎	150.6	153.7	150.9	148.7	147.7	144.0	142.9	143.5	143.3	9.6	10.6	10.0	10.3	9.0	8.9	8.4	8.5	9.4
	青 森	155.1	154.6	152.5	155.5	153.9	150.0	147.4	148.3	145.2	9.4	11.5	10.9	12.2	10.7	9.8	9.4	9.0	8.9
	沖 縄	148.0	147.6	149.3	148.8	144.7	142.9	137.7	139.9	140.5	8.1	8.8	8.8	9.2	8.1	9.0	8.0	7.9	8.8

資料出所 厚生労働省「毎月勤労統計調査地方調査」

(注) 事業所規模5人以上の数値である。

## 5 消費者物価指数等の推移

### (1) 消費者物価対前年上昇率の推移

(単位：%)

ランク	都道府県	平成 26年	平成 27年	平成 28年	平成 29年	平成 30年	令和 元年	令和 2年	令和 3年	令和 4年	令和 5年	令和6年					
												1月	2月	3月	4月	5月	
A ランク	東 京	3.0	1.0	△ 0.1	0.3	1.1	0.9	0.1	△ 0.3	3.0	3.9		2.2	3.1	3.1	2.2	2.6
	神奈川	3.0	1.1	△ 0.2	0.3	1.2	0.9	△ 0.3	△ 0.4	2.9	3.9		2.6	3.3	3.4	3.3	3.5
	大 阪	2.9	1.2	△ 0.1	△ 0.1	0.9	0.6	△ 0.2	△ 0.9	2.9	3.9		2.0	2.9	2.7	2.5	3.1
	愛 知	3.2	1.2	△ 0.3	0.4	1.1	0.1	△ 0.1	△ 0.4	3.2	3.7		2.0	3.0	2.8	2.9	3.0
	埼 玉	3.4	1.0	△ 0.4	0.4	1.1	0.7	△ 0.3	△ 0.6	3.1	3.6		2.3	3.0	2.9	2.9	3.4
B ランク	千 葉	3.3	1.4	0.3	0.6	1.0	0.8	△ 0.1	△ 0.8	2.8	4.2		1.9	2.5	2.7	2.7	2.8
	兵 庫	3.0	1.2	0.3	0.2	0.9	0.7	0.8	△ 0.7	2.5	3.9		2.5	3.3	3.4	3.0	3.0
	京 都	3.5	1.0	0.0	0.6	1.1	0.5	△ 0.2	△ 0.2	3.0	3.7		2.6	3.3	2.9	3.0	3.4
	茨 城	3.5	1.0	△ 0.4	0.7	1.3	0.9	△ 0.2	△ 0.2	2.8	3.8		1.6	1.9	2.2	2.4	2.7
	静 岡	3.5	1.2	△ 0.3	0.6	1.2	0.3	0.0	△ 0.8	3.1	3.7		1.8	2.5	2.8	2.8	3.4
	富 山	3.5	1.2	0.0	1.1	1.3	0.0	△ 0.1	△ 0.5	2.9	4.2		3.5	4.3	3.5	3.4	3.7
	広 島	2.9	1.8	0.0	0.3	0.9	0.1	0.2	△ 0.4	2.8	3.6		2.5	2.7	2.7	2.5	3.2
	滋 賀	3.1	1.8	0.3	0.8	1.0	0.6	△ 0.4	△ 0.7	2.3	3.1		2.4	3.5	3.0	2.9	3.4
	栃 木	3.9	1.4	△ 0.2	0.6	1.3	0.7	0.2	△ 0.5	2.7	3.7		3.1	3.4	3.4	2.6	3.6
	群 馬	3.6	1.1	△ 0.2	0.8	1.8	0.9	△ 0.2	△ 0.3	2.8	4.3		2.8	3.1	3.2	3.0	3.5
	宮 城	3.4	1.0	△ 0.2	0.8	1.1	0.8	0.3	△ 0.3	3.5	4.4		3.1	4.0	4.1	4.0	4.3
	山 梨	3.1	1.0	△ 0.5	0.5	1.7	0.8	△ 0.5	△ 0.1	3.0	3.8		2.6	3.5	3.1	3.1	3.0
	三 重	3.1	1.0	△ 0.4	0.4	1.3	0.2	△ 0.1	△ 0.3	3.0	3.4		2.0	2.4	2.4	2.6	3.2
	石 川	3.3	1.0	△ 0.3	0.6	1.2	0.3	△ 0.2	△ 0.1	2.3	3.9		3.3	4.0	3.9	3.8	4.1
	福 岡	2.8	2.1	0.5	0.4	0.9	0.6	0.2	△ 0.5	2.2	3.7		2.5	3.4	3.2	3.2	3.2
	香 川	3.5	1.1	0.3	0.5	1.3	0.5	△ 0.2	△ 0.4	2.4	3.4		2.9	3.7	3.3	3.6	4.0
	岡 山	2.9	0.7	△ 0.1	0.7	0.8	△ 0.1	0.1	△ 0.1	2.3	3.5		1.5	2.4	2.0	2.0	2.4
	福 井	3.2	1.1	0.3	0.5	1.3	1.0	0.1	△ 0.6	2.6	3.8		2.4	3.5	3.1	2.4	3.5
	奈 良	3.2	1.2	△ 0.2	0.6	0.9	0.7	0.1	0.0	2.9	3.9		2.6	3.5	4.0	3.9	4.2
	山 口	3.1	0.9	0.0	0.5	1.3	1.0	0.3	0.2	3.1	3.6		2.1	2.9	2.6	2.8	3.4
	長 野	3.1	0.7	△ 0.3	0.9	1.4	1.1	0.3	0.0	3.7	4.2		2.6	3.2	3.2	3.1	3.8
	北 海 道	3.3	0.7	△ 0.4	1.2	1.8	0.6	△ 0.3	0.0	3.5	4.3		3.1	3.8	3.8	3.3	3.4
	岐 阜	3.9	1.4	△ 0.3	0.3	0.8	0.1	△ 0.9	△ 0.3	2.9	3.8		2.2	3.2	3.2	3.2	3.3
	徳 島	3.5	1.1	0.3	0.5	1.4	0.7	0.0	0.0	2.3	3.3		3.0	3.4	3.5	3.8	3.7
	福 島	3.8	0.8	△ 0.2	0.5	1.1	0.8	0.1	△ 0.5	3.2	3.9		2.7	3.8	3.5	3.8	3.8
	新 潟	3.4	0.8	△ 0.1	0.7	1.1	0.5	△ 0.2	△ 0.5	3.3	3.3		2.1	3.0	2.9	3.5	3.6
	和 歌 山	3.4	0.7	0.2	0.7	1.1	0.1	0.2	△ 0.3	2.2	3.1		1.7	2.4	2.1	2.5	2.9
	愛 媛	2.7	0.8	0.0	0.4	1.0	0.1	△ 0.3	△ 0.6	2.4	4.0		3.8	4.6	4.0	4.0	3.7
	島 根	3.1	1.0	△ 0.3	0.4	1.3	0.6	△ 0.7	△ 0.1	2.7	3.8		1.7	2.9	2.3	2.6	2.9
C ランク	大 分	3.4	1.2	0.1	0.6	1.5	0.6	0.4	△ 0.5	2.1	3.3		2.2	2.9	2.5	2.4	2.8
	熊 本	3.4	1.1	0.6	0.2	0.7	0.2	△ 0.4	△ 0.6	2.4	3.7		2.2	3.3	3.0	2.9	3.4
	山 形	3.4	0.6	△ 0.5	1.0	1.0	0.8	△ 0.2	△ 0.1	2.7	3.8		3.8	4.3	4.0	4.2	4.4
	佐 賀	2.9	1.1	0.3	0.5	1.4	0.5	0.2	△ 0.8	2.7	4.0		3.0	3.7	3.5	3.4	3.3
	長 崎	2.9	1.3	0.2	0.5	1.4	0.4	0.3	△ 0.4	2.6	3.7		2.6	4.0	3.6	3.4	3.3
	岩 手	3.1	0.5	△ 0.1	1.6	1.3	0.3	△ 0.1	0.2	2.8	4.5		3.3	3.9	3.4	3.5	4.1
	高 知	3.2	1.3	△ 0.1	0.9	0.6	0.6	△ 0.2	△ 0.4	2.2	4.0		4.0	4.0	3.9	3.5	3.6
	鳥 取	3.0	1.1	0.0	0.8	1.8	0.5	△ 0.4	△ 0.7	2.9	4.0		2.5	3.2	3.0	2.6	3.2
	秋 田	3.7	0.5	0.0	1.1	1.6	0.7	△ 0.6	0.3	4.0	4.0		3.1	4.1	3.8	3.6	4.0
	鹿 児 島	2.7	1.4	0.1	0.5	0.8	0.2	0.2	△ 0.4	2.1	3.1		1.4	3.0	2.7	2.7	3.3
	宮 崎	3.1	1.1	0.3	0.9	0.6	0.4	0.0	△ 0.5	2.6	3.6		3.0	3.6	3.6	3.1	3.8
	青 森	4.0	0.2	△ 0.6	1.3	1.6	0.6	△ 0.7	△ 0.1	4.0	3.9		3.2	3.7	3.6	3.4	3.3
	沖 縄	2.8	0.8	0.3	0.5	1.3	0.4	△ 0.7	0.0	3.2	4.3		3.8	4.9	4.5	3.1	3.8

資料出所 総務省「消費者物価指数」

(注) 1 数値は、都道府県庁所在都市のものである。

2 指数は、「持家の帰属家賃を除く総合」を用いた。



(2) 消費者物価地域差指数の推移①（都道府県庁所在都市）

ランク	都道府県	消費者物価地域差指数（全国平均=100）										
		平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	
A ランク	全 国	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	東 京	105.9	106.1	104.3	105.2	105.1	105.1	105.4	106.0	105.3	105.5	
	神 奈 川	106.0	104.8	103.9	104.9	104.8	105.1	104.7	103.7	103.6	103.7	
	大 阪	100.6	101.2	101.0	100.7	100.2	99.9	99.7	100.7	100.7	100.3	
	愛 知	99.1	99.9	99.7	99.4	99.0	98.9	98.5	98.5	98.9	99.2	
	埼 玉	103.3	103.0	103.2	103.1	102.8	102.8	102.7	101.6	101.1	101.4	
B ランク	千 葉	99.1	100.0	100.2	100.7	100.8	101.1	101.3	101.1	100.6	100.7	
	兵 庫	102.2	101.3	101.6	101.5	101.2	101.2	100.9	100.3	99.9	99.4	
	京 都	101.2	101.3	100.8	100.9	100.9	100.9	100.8	101.6	101.1	100.8	
	茨 城	99.3	99.0	99.2	98.4	98.6	98.6	98.7	98.3	98.6	98.9	
	静 岡	100.0	99.3	99.3	99.1	99.2	99.2	99.7	99.9	99.9	100.0	
	富 山	98.7	98.3	98.7	98.8	99.2	99.5	98.9	99.0	99.0	98.6	
	広 島	99.8	98.5	99.3	99.0	99.2	98.9	98.9	98.7	98.8	98.9	
	滋 賀	99.6	100.2	100.7	100.4	101.0	100.4	100.5	100.0	100.4	100.0	
	栃 木	100.9	100.6	100.4	99.4	99.4	99.2	99.1	99.7	99.5	99.4	
	群 馬	97.5	97.2	96.6	95.9	96.1	96.4	96.7	96.6	96.5	96.1	
	宮 城	98.3	98.4	98.5	98.7	99.1	99.2	99.9	99.4	99.6	99.7	
	山 梨	99.9	98.6	99.0	98.9	98.9	99.4	99.4	98.2	98.3	98.9	
	三 重	100.6	98.7	97.9	98.3	98.0	98.2	98.1	98.0	98.2	98.5	
	石 川	101.4	99.7	100.8	100.6	100.5	100.3	100.3	99.9	99.9	99.4	
	福 岡	97.5	97.7	98.3	97.6	97.4	97.0	97.5	97.8	98.0	97.8	
	香 川	98.1	98.4	99.1	98.9	98.9	98.9	98.7	98.7	99.3	99.1	
	岡 山	100.3	99.1	98.9	98.5	98.8	98.5	97.6	97.6	98.0	97.9	
	福 井	98.6	98.7	99.4	99.0	98.9	99.3	99.4	99.0	99.0	98.8	
	奈 良	97.4	97.1	96.9	96.0	96.4	96.7	97.1	96.7	96.9	96.7	
	山 口	100.0	98.9	99.1	99.0	99.0	98.5	99.2	99.9	100.3	100.5	
	長 野	98.1	97.2	97.4	97.2	97.1	97.5	98.3	98.3	98.0	98.2	
	北 海 道	100.2	98.7	98.7	99.1	99.5	99.6	99.5	100.1	100.6	100.9	
	岐 阜	98.2	98.2	98.3	98.0	98.3	98.1	98.2	98.3	98.1	97.9	
	徳 島	99.8	98.6	99.3	99.8	99.8	100.2	100.5	99.9	100.1	99.3	
	福 島	101.4	101.3	101.5	101.2	101.1	100.3	100.4	100.4	100.6	100.7	
	新 潟	99.1	99.0	99.5	99.3	99.2	98.9	98.9	98.7	98.7	99.0	
	和 歌 山	102.0	100.5	99.7	99.9	100.1	99.8	99.2	99.2	99.1	98.9	
愛 媛	98.9	97.6	98.4	98.3	98.3	98.0	97.9	98.4	98.6	98.7		
島 根	100.7	100.2	100.7	100.5	100.1	99.8	99.9	99.5	100.2	99.8		
C ランク	大 分	98.2	98.3	98.4	98.0	97.7	98.0	98.4	98.5	98.1	97.7	
	熊 本	100.0	98.9	98.3	98.6	98.6	98.4	98.4	98.7	99.0	99.0	
	山 形	101.5	100.2	100.4	100.4	100.4	99.4	100.1	100.3	100.5	100.3	
	佐 賀	97.5	96.7	96.9	96.5	96.5	96.9	97.2	98.0	98.0	97.9	
	長 崎	102.4	100.3	102.0	101.8	101.7	101.2	100.8	100.3	99.9	99.9	
	岩 手	98.9	97.8	99.3	99.0	99.4	99.4	99.2	99.0	99.5	99.1	
	高 知	99.8	98.6	99.2	99.2	99.5	99.2	99.8	99.3	100.1	99.5	
	鳥 取	98.3	97.8	97.9	98.0	98.1	98.3	98.2	97.6	97.8	97.9	
	秋 田	97.3	98.1	98.2	97.7	98.1	98.2	98.2	98.1	98.6	99.1	
	鹿 児 島	98.0	98.1	97.5	96.6	97.3	97.2	97.3	97.4	97.6	96.8	
	宮 崎	97.1	96.8	97.3	96.9	97.4	96.8	96.7	96.7	96.9	96.9	
	青 森	99.5	99.3	99.0	98.9	98.4	98.6	98.5	97.9	97.8	98.1	
	沖 縄	101.2	99.1	98.9	99.1	98.9	99.2	99.6	99.1	99.6	100.0	

資料出所 総務省「小売物価統計調査（構造編）」（平成25年以前は総務省「消費者物価指数」による）

(注) 1 各都道府県の数値は、都道府県庁所在都市のものである。

2 指数は「総合」である。なお、消費者物価地域格差指数における「総合」は、持家の帰属家賃を含まない。

(2) 消費者物価地域差指数の推移②（都道府県下全域）

ランク	都道府県	消費者物価地域差指数（全国平均=100）										
		平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	
A ランク	全 国	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	東 京	105.2	105.3	104.0	104.4	104.4	104.4	104.4	104.7	105.2	104.5	104.7
	神 奈 川	103.9	103.6	103.5	104.3	104.2	104.3	104.0	104.0	103.2	103.0	103.1
	大 阪	100.2	100.4	100.3	100.0	100.0	99.8	99.7	99.8	99.8	99.8	99.4
	愛 知	98.8	98.9	98.4	98.2	98.0	98.0	97.6	97.6	97.6	98.0	98.4
	埼 玉	101.4	101.1	101.7	101.5	101.2	101.1	101.0	100.6	100.6	100.3	100.5
B ランク	千 葉	99.4	99.6	99.8	100.0	100.2	100.5	100.7	101.0	100.6	100.6	101.0
	兵 庫	100.9	100.7	101.1	100.8	100.3	100.3	100.3	100.3	99.6	99.7	99.4
	京 都	100.7	101.2	100.6	100.8	100.7	100.7	100.6	101.6	101.1	101.1	100.9
	茨 城	98.4	98.3	98.1	97.6	97.9	97.9	97.9	98.1	97.7	97.8	98.2
	静 岡	97.9	98.1	98.1	97.9	98.3	98.5	98.5	98.5	98.3	98.4	98.4
	富 山	97.5	97.9	98.4	98.5	99.0	99.1	98.6	98.7	98.8	98.8	98.6
	広 島	98.1	98.3	99.2	99.1	99.1	98.9	99.0	98.7	98.7	98.7	98.7
	滋 賀	99.0	99.1	99.9	99.5	100.0	99.4	99.5	99.3	100.0	99.6	99.6
	栃 木	98.5	99.0	99.0	98.4	98.4	98.2	98.2	98.3	98.1	98.3	98.3
	群 馬	96.9	97.1	96.4	95.9	96.2	96.3	96.6	96.7	96.6	96.6	96.2
	宮 城	98.2	98.2	98.1	98.4	98.7	98.8	99.3	99.3	99.4	99.4	99.5
	山 梨	98.5	98.0	98.5	98.3	98.2	98.7	98.7	97.5	97.7	97.7	98.1
	三 重	98.2	98.4	98.3	98.5	98.6	98.6	98.7	98.8	99.3	99.3	99.3
	石 川	99.4	99.5	100.6	100.4	100.4	100.3	100.2	100.2	100.1	100.1	99.4
	福 岡	97.0	97.1	97.7	97.0	96.8	96.6	96.8	97.4	97.5	97.5	97.3
	香 川	97.9	98.0	98.5	98.5	98.3	98.4	98.3	98.2	98.5	98.5	98.2
	岡 山	98.9	98.6	98.4	98.0	98.4	98.3	97.6	97.5	97.8	97.8	97.8
	福 井	99.6	99.7	99.7	99.3	99.3	99.4	99.3	99.4	99.5	99.5	99.4
	奈 良	97.7	97.2	97.3	96.6	96.8	97.1	97.5	97.3	97.3	97.3	97.0
	山 口	98.4	97.9	98.8	99.1	98.9	98.5	98.7	99.4	100.0	100.0	99.9
	長 野	97.2	96.9	97.3	96.9	96.8	97.1	97.7	97.7	97.4	97.4	97.5
	北 海 道	99.2	98.9	99.2	99.2	99.8	99.8	99.9	100.3	100.8	101.1	101.1
	岐 阜	97.0	97.0	97.0	96.8	97.2	97.4	97.3	97.4	97.3	97.3	97.2
	徳 島	98.4	98.3	98.8	99.3	99.4	99.6	100.1	99.6	99.8	99.8	99.2
	福 島	99.1	100.0	100.1	99.8	99.9	99.4	99.6	99.4	99.4	99.4	99.3
	新 潟	97.9	98.2	99.1	98.9	98.8	98.7	98.7	98.2	98.3	98.3	98.4
	和 歌 山	100.0	100.1	99.9	100.0	100.0	99.6	99.2	99.4	99.4	99.4	99.2
愛 媛	97.6	97.6	98.4	98.6	98.5	98.1	97.9	97.9	98.2	98.2	98.1	
島 根	99.8	99.4	100.1	99.9	99.7	99.3	99.5	99.5	99.9	99.9	99.6	
C ランク	大 分	97.5	97.6	97.4	97.1	97.0	97.3	97.7	97.9	97.8	97.8	97.4
	熊 本	98.1	98.2	98.2	98.6	98.6	98.6	98.8	98.7	99.0	98.9	98.9
	山 形	100.6	100.7	100.8	100.7	101.0	100.0	100.2	100.5	100.8	100.7	100.7
	佐 賀	97.1	97.0	97.2	96.8	96.7	97.2	97.5	98.2	98.2	97.9	97.9
	長 崎	98.9	98.7	100.4	100.2	100.1	99.9	99.8	99.5	99.2	99.2	99.1
	岩 手	98.4	97.9	99.0	98.5	98.9	99.1	99.1	99.0	99.4	99.4	99.1
	高 知	99.2	98.8	99.2	99.2	99.5	99.2	99.8	99.2	99.9	99.9	99.4
	鳥 取	98.1	98.3	98.5	98.7	98.8	98.8	98.6	98.2	98.3	98.3	98.2
	秋 田	98.0	97.9	98.5	98.1	98.4	98.3	98.4	97.9	98.4	98.4	98.7
	鹿 児 島	97.8	97.2	96.7	96.1	96.4	96.1	96.3	97.2	97.2	97.2	96.6
	宮 崎	96.1	95.9	96.4	96.1	96.4	96.0	96.0	95.9	96.2	96.2	96.1
	青 森	98.5	98.8	98.9	98.8	98.3	98.6	98.4	98.1	97.9	97.9	98.3
沖 縄	98.4	98.4	98.0	98.3	98.3	98.5	98.4	98.0	98.5	98.5	99.0	

資料出所 総務省「小売物価統計調査（構造編）」

（注）指数は「総合」である。なお、消費者物価地域差指数における「総合」は、持家の帰属家賃を含まない。

## 6 消費支出額の推移

### (1) 1月あたりの消費支出額の推移（総世帯）

（単位：円）

ランク	都道府県	消費支出額						等価消費支出額					
		平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
A ランク	東京都	267,077	276,514	262,047	277,592	277,332	279,319	179,250	189,464	179,552	188,009	192,295	189,614
	神奈川県	254,281	259,694	252,266	232,059	246,388	263,825	169,145	176,292	168,177	161,292	170,839	181,625
	大阪府	216,882	228,779	203,959	196,663	211,308	222,395	145,562	156,757	139,424	137,692	151,321	154,950
	愛知県	250,540	243,795	236,692	221,606	249,640	254,012	160,392	164,741	156,070	151,487	169,859	172,435
	埼玉県	240,717	269,795	257,407	238,081	249,555	255,697	164,168	192,711	178,910	167,929	182,007	186,486
	千葉県	230,122	226,781	220,121	216,715	225,587	208,876	164,794	168,565	164,069	164,765	176,693	165,131
B ランク	兵庫県	219,630	225,195	195,776	241,334	244,944	221,983	152,286	153,582	139,840	171,077	169,431	161,898
	京都府	238,308	226,956	217,123	229,655	244,352	247,571	162,904	154,068	145,396	151,760	168,619	177,289
	茨城県	246,548	258,527	249,114	252,168	240,726	261,988	164,001	169,004	167,194	171,579	167,316	178,260
	静岡県	248,534	224,760	217,225	221,676	217,550	232,366	167,182	154,366	154,375	152,248	155,791	169,470
	富山県	261,084	257,579	262,443	265,734	264,279	264,541	164,467	167,670	166,316	171,174	170,948	177,150
	広島県	237,466	239,054	235,660	221,238	228,948	240,977	156,922	160,805	159,609	149,841	155,063	170,396
	滋賀県	212,198	260,842	259,834	262,346	277,837	250,989	146,083	166,307	163,356	180,180	188,608	174,030
	栃木県	269,047	271,032	257,320	258,105	260,323	280,396	169,484	171,416	159,583	168,729	168,038	180,995
	群馬県	234,318	220,919	244,909	246,285	257,081	252,685	156,212	148,944	162,911	162,396	172,931	169,210
	宮城県	222,335	212,499	195,700	204,233	202,684	223,996	153,426	149,514	139,078	147,778	149,421	163,366
	山梨県	222,031	241,745	200,504	192,344	236,719	223,439	152,133	169,255	144,326	142,575	168,655	157,211
	三重県	242,072	262,717	236,638	244,592	232,109	281,715	158,587	171,743	155,696	161,985	153,048	182,609
	石川県	290,464	285,851	254,653	257,606	265,122	265,079	180,835	181,883	162,361	161,319	165,379	165,352
	福岡県	254,719	222,768	241,256	230,718	231,705	245,679	178,339	156,739	166,482	155,550	157,292	172,859
	香川県	283,489	266,327	237,873	226,112	239,155	232,989	180,016	172,634	152,283	150,076	162,349	163,125
	岡山県	227,153	238,047	205,392	206,621	237,183	249,763	159,039	167,489	144,157	143,266	166,061	173,179
	福井県	224,132	235,460	208,259	222,110	219,015	234,708	147,468	154,921	139,774	149,070	147,325	157,882
	奈良県	249,781	280,514	266,620	264,018	253,130	262,528	165,422	185,369	176,187	176,404	171,049	176,197
	山口県	225,102	234,208	204,766	214,792	252,464	215,452	168,249	164,382	147,394	151,881	184,128	155,489
	長野県	257,572	282,190	232,057	251,065	235,092	262,284	163,230	180,654	153,348	168,126	158,140	178,876
	北海道	230,551	235,836	239,078	218,534	217,347	244,480	152,352	160,466	166,979	153,004	155,645	169,110
	岐阜県	276,002	256,803	260,046	256,353	261,480	269,015	170,841	165,079	165,463	163,445	169,492	179,343
	徳島県	227,377	220,490	233,981	227,113	234,076	253,435	153,999	151,792	159,574	159,011	161,145	180,108
	福島県	250,724	249,189	223,135	266,672	248,991	261,274	167,522	159,527	148,427	173,958	161,397	185,212
	新潟県	239,148	227,906	225,955	224,096	237,714	241,794	161,601	148,987	152,339	157,285	161,000	166,065
	和歌山県	194,545	204,221	194,712	187,273	225,787	225,446	131,461	144,046	132,179	124,572	149,860	150,970
	愛媛県	235,203	223,357	212,308	222,616	220,403	200,072	149,960	142,698	131,922	141,077	143,167	130,236
島根県	229,817	225,078	222,590	207,750	218,660	225,273	160,511	162,015	158,188	151,922	156,186	161,321	
C ランク	大分県	246,588	208,701	231,051	233,686	227,246	252,847	167,010	142,003	153,017	159,003	159,890	180,146
	熊本県	202,684	220,261	227,359	213,032	205,418	215,310	144,041	153,092	161,577	154,958	151,436	153,793
	山形県	239,933	230,428	236,045	254,178	218,569	235,685	164,787	153,278	154,971	168,704	148,374	161,489
	佐賀県	214,930	247,280	198,835	214,267	187,405	208,851	157,594	177,537	149,033	156,688	144,158	154,387
	長崎県	231,617	238,713	212,528	209,987	216,962	225,799	157,961	164,728	143,613	143,881	151,904	150,533
	岩手県	248,864	245,443	210,776	247,962	230,202	245,926	161,655	155,856	147,573	161,069	154,155	165,803
	高知県	250,838	246,385	223,433	238,316	230,233	232,139	162,254	162,461	150,297	161,779	159,255	161,348
	鳥取県	220,191	233,897	206,039	206,360	208,806	206,405	151,228	165,390	145,692	145,194	151,087	148,574
	秋田県	242,974	245,246	211,447	221,509	241,404	228,649	159,520	161,710	148,043	149,003	159,874	158,922
	鹿児島県	230,185	241,722	233,253	256,502	243,020	238,439	149,207	160,437	152,809	168,402	160,944	162,237
	宮崎県	260,402	207,951	214,248	199,923	228,582	229,687	178,425	144,536	142,201	146,591	154,110	158,499
	青森県	217,200	209,346	213,278	211,193	207,625	212,623	140,790	138,340	138,539	145,048	144,659	145,687
	沖縄県	189,065	180,004	176,895	195,871	202,555	207,763	127,468	125,720	123,851	132,966	140,785	146,182
全国計		246,399	249,704	233,568	235,120	244,231	247,322	161,421	164,650	155,025	156,747	163,917	166,744

資料出所 総務省「家計調査」

(注) 1. 各都道府県の数値は都道府県庁所在都市のものである。なお、「全国計」には、都道府県庁所在都市以外の地域も含まれる。

2. 「等価消費支出額」は、「消費支出額」を「世帯人員」の平方根で除して算出。

## (2) 1月あたりの消費支出額の推移（総世帯のうち勤労者世帯）

(単位：円)

ランク	都道府県	消費支出額						等価消費支出額						
		平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	
A ラン ク	東 京	291,734	296,144	271,417	319,634	299,562	302,955	188,313	199,660	182,575	200,556	202,889	195,557	
	神 奈 川	267,001	299,782	278,380	248,706	259,721	287,940	167,203	189,979	178,581	166,921	172,383	190,276	
	大 阪	233,755	250,980	228,993	224,200	225,259	247,376	146,383	160,019	147,814	147,513	154,345	163,829	
	愛 知	272,368	261,840	254,940	227,628	251,860	262,325	167,631	172,652	164,563	153,119	170,581	176,459	
	埼 玉	277,262	294,867	336,541	269,050	284,894	275,676	170,321	196,578	206,347	179,767	200,451	190,235	
	千 葉	257,771	246,163	239,398	237,123	253,996	241,371	169,969	171,510	170,133	166,839	186,742	178,427	
B ラン ク	兵 庫	256,793	255,452	209,510	270,524	249,137	233,980	167,158	163,873	139,673	180,349	155,711	165,864	
	京 都	290,005	256,162	257,160	296,999	259,533	341,844	179,853	156,476	154,234	171,472	161,892	210,390	
	茨 城	273,104	283,640	271,934	283,178	280,446	295,271	172,726	172,618	174,088	182,411	183,726	183,119	
	静 岡	297,407	279,559	250,251	262,488	272,026	250,593	182,010	165,018	163,594	166,345	173,791	175,450	
	富 山	299,303	277,671	275,334	295,152	295,180	286,790	173,966	171,219	167,253	178,308	175,777	182,851	
	広 島	266,757	259,187	244,926	219,205	239,638	246,310	163,559	163,924	158,429	142,690	159,759	167,593	
	滋 賀	269,658	300,600	273,248	273,492	302,772	265,738	160,013	166,743	158,288	182,328	191,490	176,377	
	栃 木	322,913	302,997	293,971	288,273	301,179	324,973	182,813	182,053	170,579	181,956	180,311	194,906	
	群 馬	280,465	230,894	284,092	268,818	316,056	297,513	170,370	152,579	180,036	167,684	192,703	182,761	
	宮 城	240,380	264,508	233,711	236,531	205,171	258,889	148,507	164,996	146,933	157,338	146,551	180,377	
	山 梨	247,910	262,544	203,962	206,804	272,458	265,863	154,944	178,639	144,223	152,045	184,957	174,925	
	三 重	269,834	295,768	250,458	285,063	268,983	330,179	162,716	179,007	152,142	173,163	163,095	196,968	
	石 川	297,693	288,076	265,855	270,008	297,533	307,423	179,190	179,348	163,006	162,232	164,788	177,491	
	福 岡	263,527	236,958	251,736	250,987	243,864	261,880	176,868	159,757	163,866	159,057	157,414	179,017	
	香 川	344,805	304,012	267,055	265,346	265,497	260,254	197,435	177,303	157,913	163,931	172,096	176,672	
	岡 山	256,961	249,245	228,922	239,485	253,776	277,839	168,341	173,657	156,488	152,073	168,809	172,975	
	福 井	284,894	283,794	269,528	272,934	275,708	269,852	167,875	171,760	156,660	158,372	161,346	163,622	
	奈 良	277,249	308,161	314,862	310,093	271,321	303,167	163,941	186,850	188,842	186,317	171,256	185,884	
	山 口	245,471	281,822	235,539	252,234	273,786	251,284	178,083	172,472	161,769	168,531	185,431	159,565	
	長 野	268,142	309,929	243,745	283,252	252,615	287,871	161,403	187,578	156,042	182,081	167,666	182,066	
	北 海 道	269,521	259,400	252,685	230,308	241,186	294,841	163,421	163,407	171,534	149,287	163,352	187,224	
	岐 阜	330,124	312,901	299,204	329,679	325,145	302,080	185,124	175,191	173,909	186,049	190,932	189,542	
	徳 島	305,588	304,562	256,659	266,998	286,492	283,974	179,139	179,154	162,325	173,801	171,518	186,038	
	福 島	302,945	311,331	246,354	309,297	284,519	277,321	186,098	173,229	152,489	186,175	171,260	189,131	
	新 潟	286,466	268,017	254,052	258,446	272,085	277,479	181,906	159,039	150,224	173,458	174,185	171,755	
	和 歌 山	209,575	228,865	294,393	229,816	278,480	272,151	134,167	153,951	169,404	136,853	169,165	165,626	
	愛 媛	278,100	263,638	253,554	247,895	259,441	229,230	158,720	150,222	139,577	146,328	150,039	134,841	
	島 根	266,811	236,185	262,148	230,561	254,736	250,556	167,084	158,517	169,925	166,393	163,751	170,088	
	C ラン ク	大 分	274,383	234,142	264,462	258,477	254,823	282,243	173,189	144,930	162,458	167,546	167,661	196,172
		熊 本	241,407	281,918	294,626	247,624	235,625	255,933	152,679	171,253	185,230	161,532	155,367	161,543
山 形		265,624	253,719	286,256	281,545	250,202	257,493	172,541	165,157	175,515	179,507	158,242	171,662	
佐 賀		237,933	309,562	211,265	238,649	213,578	233,008	161,519	200,659	158,350	167,499	152,556	161,175	
長 崎		263,773	279,959	236,922	251,078	246,557	279,109	164,858	182,238	148,952	155,117	159,484	165,621	
岩 手		315,496	288,790	231,071	286,825	274,348	290,513	190,947	171,972	153,031	179,970	167,585	176,801	
高 知		294,986	261,788	252,957	263,497	258,493	249,942	175,662	162,982	155,980	170,800	174,276	165,166	
鳥 取		224,430	276,075	215,070	225,412	248,863	250,393	147,664	177,836	149,846	148,310	171,324	166,559	
秋 田		296,141	281,663	291,388	255,676	293,133	272,867	175,727	166,843	177,662	157,358	177,088	171,212	
鹿 児 島		279,847	284,339	259,830	289,971	269,254	258,121	161,570	165,549	156,117	176,798	163,560	161,326	
宮 崎		325,796	228,297	257,561	207,153	263,996	279,399	204,021	149,242	152,834	148,727	162,478	177,062	
青 森		249,593	268,359	249,053	237,527	233,006	248,362	150,510	156,245	147,268	156,621	151,354	161,670	
沖 縄		229,970	221,422	205,939	249,796	250,691	228,194	142,076	142,042	137,293	149,549	160,488	155,990	
全国計			275,706	280,531	262,359	263,907	273,417	272,285	169,365	173,978	163,655	166,246	172,924	173,251

資料出所 総務省「家計調査」

- (注) 1. 各都道府県の数値は都道府県庁所在都市のものである。なお、「全国計」には、都道府県庁所在都市以外の地域も含まれる。  
2. 「等価消費支出額」は、「消費支出額」を「世帯人員」の平方根で除して算出。

## 7 労働者数等の推移

(1) 常用労働者数〔事業所規模5人以上〕（ランク別・都道府県別・暦年）

ランク	都道府県	人数(万人)					前年比増減(%)				
		平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
A ランク	東京都	797	812	806	800	797	6.3	1.9	△ 0.7	△ 0.8	△ 0.4
	神奈川県	299	303	302	299	306	8.2	1.3	△ 0.5	△ 0.9	2.4
	大阪府	389	394	394	394	379	△ 0.7	1.2	0.0	0.1	△ 3.8
	愛知県	319	320	319	318	318	5.5	0.4	△ 0.3	△ 0.5	0.0
	埼玉県	211	214	215	214	222	1.2	1.5	0.2	△ 0.4	3.6
	千葉県	174	172	172	172	177	2.6	△ 0.9	△ 0.1	0.0	2.7
B ランク	兵庫県	180	182	180	178	182	4.7	0.9	△ 1.0	△ 1.0	2.3
	京都府	92	95	95	96	95	4.2	4.1	△ 0.8	1.2	△ 0.6
	茨城県	99	99	98	98	102	△ 0.5	△ 0.4	△ 0.8	0.0	4.0
	静岡県	140	141	141	141	142	△ 0.2	1.0	△ 0.4	0.4	0.9
	富山県	42	42	42	42	43	0.1	0.1	0.9	0.4	1.8
	広島県	105	107	107	107	112	4.6	1.7	0.2	△ 0.1	4.2
	滋賀県	51	51	50	50	50	3.5	△ 0.9	△ 0.4	△ 0.6	0.5
	栃木県	70	70	70	71	74	△ 1.7	0.6	0.2	1.0	3.7
	群馬県	73	73	71	72	73	3.4	△ 0.1	△ 2.7	0.4	2.2
	宮城県	81	80	80	80	77	△ 2.3	△ 0.8	0.4	△ 1.0	△ 3.3
	山梨県	29	29	29	29	29	4.1	1.5	△ 0.1	△ 1.2	1.5
	三重県	65	65	65	66	67	3.3	0.1	0.8	0.6	2.6
	石川県	43	44	43	42	43	△ 1.8	2.3	△ 1.0	△ 2.1	1.9
	福岡県	180	180	182	182	187	8.4	△ 0.3	1.0	0.2	3.0
	香川県	34	35	34	34	35	0.9	1.3	△ 1.4	△ 1.3	3.6
	岡山県	68	68	68	67	68	0.5	0.7	△ 1.1	△ 0.8	0.9
	福井県	30	30	30	30	30	0.7	1.2	△ 1.3	0.9	1.9
	奈良県	39	39	39	39	39	16.4	0.2	1.1	0.8	△ 1.6
	山口県	48	49	48	48	47	△ 2.5	0.2	△ 0.3	△ 1.1	△ 2.4
	長野県	75	74	75	76	76	2.8	△ 0.7	1.8	0.4	△ 0.2
	北海道	177	179	180	179	181	△ 0.3	1.4	0.5	△ 0.3	1.0
	岐阜県	68	68	68	67	68	2.0	0.2	0.0	△ 0.8	1.7
	徳島県	24	23	24	25	24	4.4	△ 1.4	1.9	2.8	△ 3.1
	福島県	65	66	66	65	67	△ 4.3	1.7	0.5	△ 1.7	2.4
新潟県	80	82	82	81	83	△ 0.7	2.5	△ 0.2	△ 1.4	2.0	
和歌山県	29	29	29	28	29	3.3	0.1	△ 2.9	△ 2.3	2.7	
愛媛県	45	46	45	45	46	3.8	1.4	△ 0.8	△ 1.6	3.3	
島根県	23	24	23	23	24	△ 1.2	1.1	△ 1.8	0.9	2.0	
C ランク	大分県	38	38	38	38	37	△ 2.5	0.2	△ 0.3	△ 0.7	△ 1.6
	熊本県	57	58	57	56	56	5.2	0.9	△ 1.8	△ 0.8	△ 1.4
	山形県	38	38	38	38	39	△ 0.9	1.3	△ 0.8	△ 0.8	3.3
	佐賀県	28	28	28	28	29	8.5	0.3	1.1	△ 0.8	2.9
	長崎県	43	43	42	42	41	1.9	1.1	△ 3.2	0.0	△ 3.1
	岩手県	42	42	42	42	41	2.4	△ 1.4	0.3	△ 0.3	△ 1.6
	高知県	23	23	23	23	23	2.8	0.9	△ 0.4	△ 0.5	0.3
	鳥取県	18	18	18	18	19	△ 3.7	1.2	0.0	1.2	4.6
	秋田県	33	33	33	32	32	2.1	0.5	△ 1.3	△ 1.0	△ 0.9
	鹿児島県	51	53	53	53	57	8.2	4.0	△ 1.2	1.2	7.8
	宮崎県	34	35	35	34	35	9.5	1.4	△ 0.7	△ 2.6	4.0
	青森県	42	42	42	42	40	4.5	△ 0.5	△ 1.0	0.9	△ 4.0
	沖縄県	46	47	47	48	49	11.0	2.2	0.8	1.0	2.1
	全国計	4,981	5,078	5,130	5,189	5,134	1.1	2.0	1.0	1.2	0.9

資料出所 厚生労働省「毎月勤労統計調査地方調査」

(注) 1 事業所規模5人以上の数値である。

2 全国計の数値は、毎月勤労統計調査全国調査の結果であり、都道府県別の数値の合計とは一致しない。

3 各都道府県の増減率は労働基準局賃金課にて常用労働者数から算出。

4 ランク区分は令和5年の見直し後のもの。

(2) 雇用保険の被保険者数（ランク別・都道府県別・暦年）

ランク	都道府県	人数(万人)					前年比増減(%)				
		令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
A ランク	東京都	1,028	1,039	1,056	1,065	1,081	2.2	1.0	1.6	0.9	1.5
	神奈川県	223	226	228	229	232	1.4	1.3	1.0	0.8	0.9
	大阪府	368	370	373	375	377	1.7	0.7	0.9	0.4	0.5
	愛知県	291	293	294	294	295	1.8	0.5	0.4	0.1	0.1
	埼玉県	154	156	159	159	159	1.7	1.5	1.7	0.2	0.3
	千葉県	124	126	128	128	129	2.0	1.5	1.3	0.2	0.4
B ランク	兵庫県	142	143	144	143	143	1.3	0.6	0.3	△ 0.4	△ 0.3
	京都府	76	77	77	77	77	1.3	0.8	0.1	△ 0.0	△ 0.1
	茨城県	80	81	82	82	82	1.3	0.9	1.0	0.6	0.3
	静岡県	118	118	119	119	119	1.2	0.2	0.5	0.1	0.1
	富山県	37	37	37	37	37	0.6	△ 0.3	△ 0.4	△ 0.5	△ 0.8
	広島県	102	102	103	102	102	0.9	0.3	0.8	△ 0.7	△ 0.3
	滋賀県	40	40	40	40	40	1.8	0.3	△ 0.0	0.3	△ 0.0
	栃木県	58	58	59	59	59	1.3	0.8	1.0	0.3	0.6
	群馬県	62	63	63	64	64	1.6	0.8	0.2	1.1	0.7
	宮城県	74	74	74	73	73	0.9	0.0	0.1	△ 0.8	△ 0.3
	山梨県	22	23	23	23	23	1.5	0.7	0.6	0.6	0.0
	三重県	50	51	51	51	51	1.2	0.1	0.4	0.6	△ 0.2
	石川県	39	39	39	38	38	0.8	0.0	△ 0.3	△ 0.7	0.1
	福岡県	174	177	178	177	177	1.5	1.4	0.6	△ 0.1	△ 0.1
	香川県	33	33	32	32	32	0.9	0.8	△ 2.8	△ 1.0	0.1
	岡山県	60	61	60	60	60	1.2	0.9	△ 0.4	△ 0.5	△ 0.4
	福井県	26	26	26	26	26	0.9	0.3	△ 0.1	△ 0.6	△ 0.7
	奈良県	25	25	25	25	25	1.3	0.8	0.2	△ 0.1	△ 0.2
	山口県	41	41	41	40	40	0.7	0.0	△ 0.2	△ 0.8	△ 0.2
	長野県	64	64	64	64	64	1.0	0.2	0.3	0.1	0.2
	北海道	156	157	157	156	155	1.1	0.8	0.1	△ 0.6	△ 0.6
	岐阜県	60	61	61	61	61	1.2	0.4	0.3	△ 0.1	△ 0.1
	徳島県	20	20	20	20	20	0.7	0.0	△ 0.4	△ 0.3	△ 0.1
	福島県	58	58	58	58	57	0.4	△ 0.3	△ 0.3	△ 0.7	△ 1.0
	新潟県	73	73	73	72	72	0.6	△ 0.3	△ 0.3	△ 0.9	△ 0.8
	和歌山県	24	24	25	24	24	0.8	0.3	0.3	△ 0.6	△ 1.0
	愛媛県	41	41	41	40	40	0.5	0.2	△ 0.8	△ 0.8	△ 0.4
	島根県	21	21	20	20	20	0.3	△ 0.8	△ 0.5	△ 0.7	△ 1.1
C ランク	大分県	34	33	33	33	33	0.1	△ 0.1	△ 0.5	△ 0.4	△ 0.4
	熊本県	49	50	50	50	50	1.1	0.7	0.7	0.1	0.4
	山形県	33	32	32	32	32	0.2	△ 0.6	△ 0.4	△ 0.6	△ 0.7
	佐賀県	24	24	24	24	24	0.6	0.4	0.2	△ 0.4	0.2
	長崎県	37	37	37	36	36	0.0	△ 0.1	△ 0.5	△ 1.0	△ 0.9
	岩手県	37	37	37	36	36	0.2	△ 0.4	△ 0.7	△ 0.9	△ 0.8
	高知県	20	20	20	19	19	0.1	△ 0.2	△ 1.0	△ 0.7	△ 0.8
	鳥取県	16	16	16	16	16	0.7	△ 0.1	△ 0.6	△ 0.7	△ 1.7
	秋田県	29	29	29	29	28	△ 0.2	0.4	0.0	△ 0.2	△ 1.4
	鹿児島県	46	46	46	46	46	0.8	0.3	0.3	△ 0.1	△ 0.5
	宮崎県	30	30	30	30	30	0.9	0.3	0.2	△ 0.4	△ 0.2
	青森県	36	36	35	35	35	0.3	△ 0.5	△ 0.8	△ 1.1	△ 1.2
沖縄県	43	44	45	45	45	2.2	2.0	1.2	0.2	0.0	
全国計		4,399	4,430	4,461	4,469	4,484	1.5	0.7	0.7	0.2	0.4

資料出所 厚生労働省「雇用保険事業月報」

- (注) 1 労働者が雇用される事業所ごとに適用事業所として届け出ることが原則であるが、本社のみで労務管理を行っている場合などは、本社が支社を一括して適用事業所の届出を行う場合がある。(=雇用保険における一括適用)
- 2 一括適用事業所となった場合、雇用保険データにおける被保険者数の計上は、届出のあった都道府県のみで計上される。
- 3 被保険者には、一般被保険者の他、高年齢継続被保険者、短期雇用特例被保険者、日雇労働被保険者を含む。日雇労働被保険者数の都道府県計は全国計に必ずしも一致しない。
- 4 一般被保険者の雇用保険加入要件については、一週間の所定労働時間が20時間以上及び31日以上の雇用見込み。
- 5 ランク区分は令和5年の見直し後のもの。

(3) 就業者数（ランク別・都道府県別・暦年）

ランク	都道府県	人数（万人）					前年比（％）				
		令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
A ランク	東京都	810	816	823	833	838	1.9	0.7	0.9	1.2	0.6
	神奈川県	509	505	500	503	508	2.6	△ 0.8	△ 1.0	0.6	1.0
	大阪府	459	463	463	465	467	3.6	0.7	0.0	0.6	0.4
	愛知県	414	414	417	418	422	1.6	0.0	0.6	0.4	0.8
	埼玉県	398	396	399	403	404	1.4	△ 0.4	0.7	1.0	0.2
B ランク	千葉県	337	338	338	339	342	1.1	0.2	0.0	0.4	0.9
	兵庫県	274	275	276	277	278	△ 0.3	0.3	0.3	0.4	0.3
	東京都	137	136	135	135	135	1.1	△ 0.2	△ 0.7	△ 0.7	0.4
	茨城県	151	150	150	150	150	0.2	△ 0.2	△ 0.1	△ 0.1	0.2
	静岡県	200	198	198	197	197	△ 0.3	△ 0.8	△ 0.3	△ 0.3	0.1
	富山県	56	56	56	55	55	0.2	△ 0.4	△ 0.4	△ 0.9	0.0
	広島県	145	145	145	145	145	0.6	0.3	△ 0.2	△ 0.2	0.2
	滋賀県	77	76	75	76	78	1.6	△ 0.8	△ 1.4	1.5	2.1
	栃木県	103	103	103	103	103	0.2	△ 0.2	△ 0.2	0.0	0.3
	群馬県	103	103	103	103	103	0.5	0.0	0.0	0.0	0.3
	宮城県	123	122	122	121	122	1.0	△ 0.3	△ 0.7	△ 0.8	1.1
	山梨県	45	44	44	44	44	△ 0.2	△ 2.9	0.7	△ 0.9	1.6
	三重県	99	96	95	94	93	3.2	△ 3.0	△ 1.4	△ 1.1	△ 1.4
	石川県	62	61	61	61	61	0.0	△ 0.5	△ 0.8	△ 0.3	0.5
	福岡県	261	262	262	262	262	0.9	0.4	0.1	0.1	0.2
	香川県	49	49	49	48	48	△ 0.2	△ 0.2	△ 1.0	△ 0.4	△ 0.4
	岡山県	96	96	96	96	96	0.2	0.0	0.0	0.0	0.0
	福井県	43	42	42	41	41	0.5	△ 0.5	△ 0.9	△ 1.9	△ 0.7
	奈良県	66	66	66	66	65	0.5	0.2	0.2	△ 0.3	△ 0.8
	山口県	69	68	68	66	66	△ 0.6	△ 1.6	△ 0.7	△ 2.2	△ 0.9
	長野県	114	114	112	111	111	0.2	△ 0.4	△ 1.2	△ 1.2	0.1
	北海道	267	263	261	260	264	0.9	△ 1.2	△ 0.8	△ 0.4	1.4
	岐阜県	111	111	111	111	111	△ 0.1	0.0	0.0	△ 0.2	△ 0.1
	徳島県	36	36	36	36	35	0.0	△ 0.6	△ 0.6	△ 0.3	△ 0.3
	福島県	98	97	97	96	96	△ 0.1	△ 0.6	△ 0.8	△ 0.8	△ 0.3
	新潟県	118	117	116	116	116	△ 0.3	△ 0.9	△ 0.8	△ 0.5	0.0
	和歌山県	48	48	46	46	46	2.1	△ 1.9	△ 2.5	△ 0.9	0.4
	愛媛県	69	68	68	68	67	0.4	△ 0.3	△ 1.2	△ 0.1	△ 0.3
	島根県	36	35	35	37	35	△ 0.3	△ 4.4	0.9	5.7	△ 4.6
C ランク	大分県	59	59	59	59	58	0.9	0.0	△ 1.0	△ 0.3	△ 1.0
	熊本県	91	92	92	92	92	0.2	0.2	0.1	0.0	0.2
	山形県	59	58	58	58	57	1.7	△ 1.9	0.0	1.0	△ 1.2
	佐賀県	43	44	44	44	44	△ 3.0	3.1	0.9	0.0	△ 0.5
	長崎県	67	67	66	66	65	△ 0.6	△ 0.6	△ 1.0	△ 1.1	△ 0.3
	岩手県	66	66	64	64	63	△ 0.4	△ 1.2	△ 2.0	△ 1.2	△ 1.1
	高知県	36	35	35	35	34	△ 0.3	△ 0.6	△ 1.1	△ 1.1	△ 0.9
	鳥取県	30	30	30	30	30	△ 0.3	△ 0.3	△ 0.3	△ 0.3	△ 0.3
	秋田県	50	49	49	47	47	0.0	△ 1.6	△ 0.4	△ 2.3	△ 1.5
	鹿児島県	80	80	80	80	79	△ 1.2	△ 0.5	0.3	△ 0.4	△ 1.1
	宮崎県	56	56	55	54	54	0.5	0.2	△ 1.4	△ 1.8	△ 0.4
	青森県	65	65	64	64	63	△ 0.2	△ 0.8	△ 0.9	△ 0.8	△ 0.3
	沖縄県	73	74	74	75	76	3.0	0.4	0.5	0.8	1.7
	全国計	6,750	6,710	6,713	6,723	6,747	1.0	△ 0.6	0.0	0.1	0.4

資料出所 総務省統計局「労働力調査都道府県別結果（モデル推計値）」、「労働力調査」

- (注) 1 都道府県別に表章するように標本設計を行っておらず(北海道、沖縄県を除く)、標本規模も小さいことなどから、標本誤差が大きく、利用に際して注意が必要。  
 2 毎年1～3月期平均公表時に、新たな結果を追加して再計算を行い、前年までの過去5年間の年平均結果を遡って一部改定している。  
 3 全国計の数値は労働力調査結果の数値であり、都道府県別の数値の合計とは一致しない。  
 4 ランク区分は令和5年の見直し後のもの。  
 5 前年比は労働基準局賃金課において就業者数から算出。

### Ⅲ 業務統計資料編



# 1 地域別最低賃金改定状況

## (1) 令和5年度 地域別最低賃金の審議・決定状況

ランク	都道府県名	前年度決定金額 (円)	改定最低賃金額				結審月日 (答申日)	採決状況	発効日
			最低賃金額 (円)	前年度比 (%)	引上げ額 (円)	引上げ率 (%)			
A	東京	1072	1113	104	41	3.82%	8月7日	● 使側4名反対	10月1日
A	神奈川	1071	1112	104	41	3.83%	8月4日	● 使側1名反対	10月1日
A	大阪	1023	1064	104	41	4.01%	8月7日	○	10月1日
A	愛知	986	1027	104	41	4.16%	8月4日	○	10月1日
A	埼玉	987	1028	104	41	4.15%	8月7日	○	10月1日
A	千葉	984	1026	104	42	4.27%	8月7日	●	10月1日
B	兵庫	960	1001	104	41	4.27%	8月7日	●	10月1日
B	京都	968	1008	104	40	4.13%	8月10日	●	10月6日
B	茨城	911	953	105	42	4.61%	8月7日	●	10月1日
B	静岡	944	984	104	40	4.24%	8月7日	●	10月1日
B	富山	908	948	104	40	4.41%	8月7日	●	10月1日
B	広島	930	970	104	40	4.30%	8月4日	○	10月1日
B	滋賀	927	967	104	40	4.31%	8月7日	● 使側2名反対	10月1日
B	栃木	913	954	104	41	4.49%	8月7日	●	10月1日
B	群馬	895	935	104	40	4.47%	8月9日	○	10月5日
B	宮城	883	923	105	40	4.53%	8月7日	○	10月1日
B	山梨	898	938	104	40	4.45%	8月7日	○	10月1日
B	三重	933	973	104	40	4.29%	8月7日	● 使側3名反対	10月1日
B	石川	891	933	105	42	4.71%	8月8日	○	10月8日
B	福岡	900	941	105	41	4.56%	8月10日	●	10月6日
B	香川	878	918	105	40	4.56%	8月7日	○	10月1日
B	岡山	892	932	104	40	4.48%	8月7日	○	10月1日
B	福井	888	931	105	43	4.84%	8月7日	●	10月1日
B	奈良	896	936	104	40	4.46%	8月7日	○	10月1日
B	山口	888	928	105	40	4.50%	8月7日	○	10月1日
B	長野	908	948	104	40	4.41%	8月7日	●	10月1日
B	北海道	920	960	104	40	4.35%	8月7日	●	10月1日
B	岐阜	910	950	104	40	4.40%	8月7日	● ▲ 使側1名 ▲ 労側2名反対	10月1日
B	徳島	855	896	105	41	4.80%	8月7日	○	10月1日
B	福島	858	900	105	42	4.90%	8月7日	● 使側3名反対	10月1日
B	新潟	890	931	105	41	4.61%	8月7日	●	10月1日
B	和歌山	889	929	104	40	4.50%	8月7日	○	10月1日
B	愛媛	853	897	105	44	5.16%	8月10日	●	10月6日
B	鳥根	857	904	105	47	5.48%	8月10日	●	10月6日
C	大分	854	899	105	45	5.27%	8月10日	●	10月6日
C	熊本	853	898	105	45	5.28%	8月14日	●	10月8日
C	山形	854	900	105	46	5.39%	8月18日	●	10月14日
C	佐賀	853	900	106	47	5.51%	8月18日	●	10月14日
C	長崎	853	898	105	45	5.28%	8月17日	●	10月13日
C	岩手	854	893	105	39	4.57%	8月8日	▲	10月4日
C	高知	853	897	105	44	5.16%	8月14日	●	10月8日
C	鳥取	854	900	105	46	5.39%	8月9日	●	10月5日
C	秋田	853	897	105	44	5.16%	8月7日	●	10月1日
C	鹿児島	853	897	105	44	5.16%	8月10日	●	10月6日
C	宮崎	853	897	105	44	5.16%	8月10日	●	10月6日
C	青森	853	898	105	45	5.28%	8月10日	●	10月7日
C	沖縄	853	896	105	43	5.04%	8月14日	●	10月8日
全国加重平均額		961	1004	104	43	4.47%	—		—

### 備考

- 1 全国加重平均額 1,004円
- 2 答申時の裁決状況 ○全会一致14件 ●使用者側反対26件 ▲労働者側反対 1件  
●使用者側一部反対 5件 ●▲使用者側、労働者側双方一部反対 1件
- 3 答申時期 前年より早い16件 前年より遅い27件 前年と同じ4件
- 4 発効日 前年より早い14件 前年より遅い9件 前年と同じ24件
- 5 目安との比較 目安を上回る24件
- 6 異議申出状況 47局（前年度46局）

(2) 目安と改定額との関係の推移（都道府県別）

(単位：円)

ランク	都道府県	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
A ランク	東京都 神奈川県 大阪府 奈良県 愛知県 埼玉県 千葉県		-1					+1				
		+1	+1					+1				
		+2	+1	+1				+2				
		+2						+2			+1	
B ランク	兵庫県 茨城県 静岡県 富山県 滋賀県 栃木県 群馬県 宮城県 山梨県 三重県 石川県 福井県 香川県 岡山県 福岡県 奈良県 山口県 広島県 徳島県 愛媛県 高知県	+1		+1		+1	+1	+1		+1	+1	
		+1							+2		+1	+2
		+1							+1			
		+1	+1						+2			
		+2							+1			
		+1							+2			+1
								+1	+2			
		+1						+1	+1		+1	
		+1							+1			
										+1		
		+1	+1								+1	
		+1							+1	+1		
		+2								+1		
		+1									+1	
		+2								+1		
		+1					+1		+1	+1		
		+1							+1	+1		
		+2								+3		+2
		+2								+2	+4	+3
		C ランク	大分県 熊本県 佐賀県 長崎県 岩手県 高知県 鳥取県 島根県 秋田県 鹿嶋市 青森県 宮城県 青森県 沖縄県		+1				+2	+2	+2	+2
	+1						+2	+2	+3	+2	+6	
+2							+1	+1	+3	+1	+7	
+1							+2	+2	+2	+1	+8	
	+1						+2	+2	+3	+2	+6	
	+1						+1	+2	+3		+3	
	+1						+1	+2	+3		+3	
						+1	+2	+2	+2	+1	+3	
+1							+1	+2	+2	+2	+1	
							+1	+2	+2	+2	+1	
								+1	+3	+3	+2	
							+1	+2	+3	+3	+2	
+1								+1	+2	+3	+1	
							+1	+2	+2	+3	+1	
						+2	+2	+2	+3			

(注) 令和2年度中央最低賃金審議会の答申では「引上げ額の目安を示すことは困難であり、現行水準を維持することが適当」とされたが、表では便宜的に引上げ額を記載している。

(3) 効力発生年月日の推移

ランク	都	道	府	県	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
A ラ ン ク	東 神 大 愛 埼 千	奈	京 阪 知 玉 葉	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1		
				10.1	10.18	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	
				10.5	10.1	10.1	9.30	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1
				10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1
				10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1
B ラ ン ク	兵 京 茨 静 富 広 滋 栃 群 宮 山 三 石 福 香 岡 福 奈 山 長 北 岐 徳 福 新 和 愛 島	庫 都 城 岡 山 島 賀 木 馬 城 梨 重 川 岡 川 山 井 良 口 野 道 阜 島 島 潟 山 媛 根	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1		
			10.22	10.7	10.2	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.9	10.6
			10.4	10.4	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1
			10.5	10.3	10.5	10.4	10.3	10.4	10.3	10.4	10.3	10.4	10.2	10.5	10.1	10.1
			10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1
			10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1
			10.9	10.8	10.6	10.5	10.1	10.3	10.3	10.4	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1
			10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1
			10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1
			10.5	10.8	10.6	10.7	10.6	10.6	10.6	10.6	10.6	10.3	10.2	10.8	10.8	10.5
			10.16	10.3	10.5	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1
			10.1	10.1	10.1	10.14	10.3	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.20	10.1
			10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1
			10.5	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.2	10.7	10.7	10.8	10.8
			10.5	10.4	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.8	10.6
			10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1
			10.5	10.2	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1
			10.4	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.4	10.2	10.1	10.2	10.1
			10.3	10.7	10.6	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.5	10.1	10.1	10.1	10.1
			10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.5	10.1	10.1	10.13	10.1
10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.4	10.1	10.1	10.1	10.1			
10.8	10.8	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.3	10.1	10.1	10.2	10.1			
10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1			
10.1	10.4	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.4	10.1	10.6	10.1			
10.4	10.3	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.2	10.1	10.6	10.1			
10.4	10.3	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.6	10.1	10.1	10.1	10.1			
10.17	10.2	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1			
10.12	10.3	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.3	10.1	10.5	10.6			
10.5	10.4	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.2	10.5	10.6			
C ラ ン ク	大 熊 山 佐 長 岩 高 鳥 秋 鹿 宮 青 沖	分 本 形 賀 崎 手 知 取 田 島 崎 森 縄	10.4	10.17	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.6	10.5	10.6		
			10.1	10.17	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.8	
			10.17	10.16	10.7	10.6	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.3	10.2	10.6	10.14	
			10.4	10.4	10.2	10.6	10.6	10.4	10.4	10.4	10.4	10.2	10.6	10.2	10.14	
			10.1	10.7	10.6	10.6	10.6	10.6	10.6	10.6	10.3	10.3	10.2	10.8	10.13	
			10.4	10.16	10.5	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.4	10.3	10.2	10.20	10.4	
			10.26	10.18	10.16	10.13	10.5	10.5	10.5	10.5	10.5	10.3	10.2	10.9	10.8	
			10.8	10.4	10.12	10.6	10.6	10.5	10.5	10.5	10.5	10.2	10.6	10.6	10.5	
			10.5	10.7	10.6	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.3	10.1	10.1	10.1	10.1	
			10.19	10.8	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.3	10.3	10.2	10.6	10.6	
10.16	10.16	10.1	10.6	10.6	10.5	10.5	10.5	10.4	10.3	10.6	10.6	10.6				
10.24	10.18	10.20	10.6	10.6	10.4	10.4	10.4	10.4	10.3	10.6	10.5	10.7				
10.24	10.9	10.1	10.1	10.1	10.3	10.3	10.3	10.3	10.3	10.8	10.6	10.8				

(4) 加重平均額と引上げ率の推移（全国・ランク別）

（単位：円）

	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
全 国	780 (2.09)	798 (2.31)	823 (3.13)	848 (3.04)	874 (3.07)	901 (3.09)	902 (0.11)	930 (3.10)	961 (3.33)	1,004 (4.47)
Aランク	855 (2.27)	875 (2.34)	900 (2.86)	920 (2.22)	947 (2.93)	975 (2.96)	976 (0.10)	1,004 (2.87)	1,035 (3.09)	1,077 (4.06)
Bランク	763 (2.14)	781 (2.36)	806 (3.20)	821 (1.86)	847 (3.17)	874 (3.19)	875 (0.11)	903 (3.20)	935 (3.54)	953 (4.50)
Cランク	725 (1.97)	742 (2.34)	764 (2.96)	787 (3.01)	812 (3.18)	838 (3.20)	839 (0.12)	867 (3.34)	897 (3.46)	898 (5.28)
Dランク	679 (1.95)	695 (2.36)	717 (3.17)	739 (3.07)	763 (3.25)	791 (3.67)	793 (0.25)	822 (3.66)	854 (3.89)	— —

- (注) 1 金額は適用労働者数による加重平均時間額である。  
 2 ( )内は引上げ率(%)を示す。  
 3 各ランクは、各年度における適用ランクである。  
 4 平成29年度はランク区分の入替え（埼玉B→A、山梨C→B、徳島D→C）があったため、引上げ率等の比較には注意が必要。  
 5 令和5年度より3ランクとなっている。令和5年度のランク別引上げ率は、ランク区分の入替え後の金額に対するもの。

(5) 最高額と最低額及び格差の推移

	平成 14年度	平成 15年度	平成 16年度	平成 17年度	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度
① 最高額 (円)	708 東 京	708 東 京	710 東 京	714 東 京	719 東 京	739 東 京	766 東 京 神 奈 川	791 東 京	821 東 京	837 東 京	850 東 京
② 最低額 (円)	604 沖 縄	605 青森 岩手 秋田 佐賀 長崎 宮崎 鹿児島 沖縄	606 青森 岩手 秋田 佐賀 長崎 宮崎 鹿児島 沖縄	608 青森 岩手 秋田 佐賀 長崎 宮崎 鹿児島 沖縄	610 青森 岩手 秋田 沖縄	618 秋田 沖 縄	627 宮崎 鹿児島 沖 縄	629 佐賀 長崎 宮崎 沖縄	642 鳥取 島根 高知 佐賀 長崎 宮崎 鹿児島 沖縄	645 岩手 高知 沖 縄	652 島根 高知
格差 ②/①×100	85.3	85.5	85.4	85.2	84.8	83.6	81.9	79.5	78.2	77.1	76.7

	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
① 最高額 (円)	869 東 京	888 東 京	907 東 京	932 東 京	958 東 京	985 東 京	1013 東 京	1,013 東 京	1,041 東 京	1,072 東 京	1,113 東 京
② 最低額 (円)	664 鳥取 島根 高知 佐賀 長崎 熊本 大分 宮崎 沖縄	677 鳥取 高知 長崎 熊本 大分 宮崎 沖 縄	693 鳥取 高知 宮崎 沖縄	714 宮崎 沖 縄	737 高知 佐賀 長崎 熊本 大分 宮崎 鹿児島 沖縄	761 鹿児島	790 青森 岩手 秋田 山形 鳥取 島根 愛媛 高知 佐賀 長崎 熊本 大分 宮崎 鹿児島 沖 縄	792 秋田 鳥取 島根 高知 佐賀 大分 沖 縄	820 高知 沖縄	853 青森 秋田 愛媛 高知 佐賀 長崎 熊本 宮崎 鹿児島 沖縄	893 岩手
格差 ②/①×100	76.4	76.2	76.4	76.6	76.9	77.3	78.0	78.2	78.8	79.6	80.2

(6) 地域別最低賃金引上げ率の推移

(単位：%)

令和5年度 ランク	都道府県	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
A ランク	東京	2.19	2.14	2.76	2.79	2.82	2.84	0.00	2.76	2.98	3.82
	神奈川	2.19	2.03	2.76	2.80	2.82	2.85	0.10	2.77	2.98	3.83
	大阪	2.32	2.39	2.91	2.94	2.97	2.99	0.00	2.90	3.13	4.01
	愛知	2.56	2.50	3.05	3.08	3.10	3.12	0.11	3.02	3.25	4.16
	埼玉	2.17	2.24	3.05	3.08	3.10	3.12	0.22	3.02	3.24	4.15
	千葉	2.70	2.38	3.06	3.09	3.11	3.13	0.22	3.03	3.25	4.27
B ランク	兵庫	1.97	2.32	3.15	3.05	3.20	3.21	0.11	3.11	3.45	4.27
	京都	2.07	2.28	2.97	3.01	3.04	3.06	0.00	3.08	3.31	4.13
	茨城	2.24	2.47	3.21	3.24	3.27	3.28	0.24	3.29	3.64	4.61
	静岡	2.14	2.35	3.07	3.10	3.13	3.15	0.00	3.16	3.40	4.24
	富山	2.25	2.47	3.22	3.25	3.27	3.29	0.12	3.30	3.53	4.41
	広島	2.32	2.53	3.12	3.15	3.18	3.20	0.00	3.21	3.45	4.30
	滋賀	2.19	2.41	3.14	3.17	3.20	3.22	0.23	3.23	3.46	4.31
	栃木	2.09	2.46	3.20	3.23	3.25	3.27	0.12	3.28	3.51	4.49
	群馬	1.98	2.22	2.99	3.16	3.32	3.21	0.24	3.35	3.47	4.47
	宮城	2.01	2.25	3.03	3.21	3.37	3.26	0.12	3.39	3.52	4.53
	山梨	2.12	2.22	2.99	3.29	3.32	3.33	0.12	3.34	3.70	4.45
	三重	2.17	2.39	3.11	3.14	3.17	3.19	0.11	3.20	3.44	4.29
	石川	1.99	2.37	2.99	3.17	3.20	3.23	0.12	3.36	3.48	4.71
	福岡	2.11	2.20	2.96	3.14	3.17	3.32	0.12	3.33	3.45	4.56
	香川	2.33	2.42	3.20	3.23	3.39	3.28	0.24	3.41	3.54	4.56
	岡山	2.28	2.23	2.99	3.17	3.33	3.22	0.12	3.36	3.48	4.48
	福井	2.14	2.23	3.01	3.18	3.21	3.24	0.12	3.37	3.50	4.84
	奈良	1.97	2.21	2.97	3.15	3.18	3.21	0.12	3.34	3.46	4.46
	山口	2.00	2.24	3.01	3.19	3.22	3.37	0.00	3.38	3.62	4.50
	長野	2.10	2.47	3.22	3.25	3.27	3.29	0.12	3.30	3.53	4.41
北海道	1.91	2.14	2.88	3.05	3.09	3.11	0.00	3.25	3.49	4.35	
岐阜	1.93	2.17	2.92	3.09	3.13	3.15	0.12	3.29	3.41	4.40	
徳島	1.95	2.36	3.02	3.35	3.51	3.52	0.38	3.52	3.76	4.80	
福島	2.07	2.32	2.98	3.03	3.21	3.37	0.25	3.50	3.62	4.90	
新潟	2.00	2.24	3.01	3.32	3.21	3.36	0.12	3.37	3.61	4.61	
和歌山	2.00	2.24	3.01	3.19	3.35	3.36	0.12	3.37	3.49	4.50	
愛媛	2.10	2.35	3.02	3.07	3.38	3.40	0.38	3.53	3.90	5.16	
島根	2.26	2.50	3.16	3.06	3.24	3.40	0.25	4.04	4.00	5.48	
C ランク	大分	1.96	2.51	3.03	3.08	3.39	3.67	0.25	3.79	3.89	5.27
	熊本	1.96	2.51	3.03	3.08	3.39	3.67	0.38	3.53	3.90	5.28
	山形	2.26	2.35	3.02	3.07	3.25	3.54	0.38	3.66	3.89	5.39
	佐賀	2.11	2.36	3.03	3.08	3.39	3.67	0.25	3.66	3.90	5.51
	長崎	1.96	2.51	3.03	3.08	3.39	3.67	0.38	3.53	3.90	5.28
	岩手	1.95	2.51	3.02	3.07	3.25	3.67	0.38	3.53	4.02	4.57
	高知	1.96	2.36	3.17	3.08	3.39	3.67	0.25	3.54	4.02	5.16
	鳥取	1.96	2.36	3.17	3.22	3.25	3.67	0.25	3.66	4.02	5.39
	秋田	2.11	2.36	3.02	3.07	3.25	3.67	0.25	3.79	3.77	5.16
	鹿児島	1.95	2.36	3.03	3.08	3.26	3.81	0.38	3.53	3.90	5.16
	宮崎	1.96	2.36	3.03	3.22	3.39	3.67	0.38	3.53	3.90	5.16
	青森	2.11	2.36	3.02	3.07	3.25	3.67	0.38	3.66	3.77	5.28
沖縄	1.96	2.36	3.03	3.22	3.39	3.67	0.25	3.54	4.02	5.04	

## 2 最低賃金の履行確保を主眼とする監督指導結果

### (1) 監督指導結果の推移（全国計、暦年、法違反の状況等）

	法違反の状況			法違反事業場の認識状況（％）			最賃未満労働者の状況		
	監督実施事業場数	最賃支払義務違反事業場数	違反率（％）	適用される最賃額を知っている	金額は知らないが、最賃が適用されることを知っている	最賃が適用されることを知らなかった	監督実施事業場の労働者数	最低賃金未満労働者数	最低賃金未満労働者数の比率（％）
平成 26 年	13,975	1,491	10.7	39.6	51.5	8.9	182,548	5,716	3.1
平成 27 年	13,295	1,545	11.6	40.1	52.2	7.6	161,377	5,262	3.3
平成 28 年	12,925	1,715	13.3	39.4	51.7	8.9	166,570	5,590	3.4
平成 29 年	15,413	2,166	14.1	41.8	52.3	5.9	196,039	6,853	3.5
平成 30 年	15,602	1,985	12.7	47.3	48.2	4.6	195,606	6,386	3.3
令和 元 年	15,671	2,145	13.7	52.4	42.6	5.0	198,108	7,213	3.6
令和 2 年	15,600	2,080	13.3	55.9	38.6	5.5	185,239	5,910	3.2
令和 3 年	9,308※	751	8.1	53.0	41.0	6.0	96,730	1,680	1.7
令和 4 年	14,965	1,607	10.7	56.2	36.7	7.1	164,525	4,389	2.7
令和 5 年	15,105	1,558	10.3	59.6	35.2	5.2	163,175	3,786	2.3
令和 6 年	15,485	1,633	10.5	61.9	32.2	5.9	173,558	4,053	2.3

（注）各年とも1月～3月の結果である。

※ 令和3年は、緊急事態宣言等が発出されたことに伴い、申告や労働者からの相談等に基づく事案など緊急性があると考えられるものを除き、上記監督の実施を一部延期した。

(2) 業種別法違反の状況（令和6年1月～3月、全国計）

業種	合計			地域別最低賃金適用事業場			特定最低賃金適用事業場		
	監督実施 事業場数	違反 事業場数	違反率%	監督実施 事業場数	違反 事業場数	違反率%	監督実施 事業場数	違反 事業場数	違反率%
01 製造業	3,649	429	11.8%	3,373	385	11.4%	276	44	15.9%
01 食品品製造業	931	98	10.5%	931	98	10.5%	0	0	-
02 繊維工業	330	39	11.8%	330	39	11.8%	0	0	-
03 衣服その他の繊維製品製造業	294	27	9.2%	294	27	9.2%	0	0	-
04 木材・木製品製造業	59	6	10.2%	59	6	10.2%	0	0	-
05 家具・装備品製造業	51	7	13.7%	51	7	13.7%	0	0	-
06 パルプ・紙・紙加工品製造業	136	9	6.6%	136	9	6.6%	0	0	-
07 印刷・製本業	151	22	14.6%	151	22	14.6%	0	0	-
08 化学工業	219	30	13.7%	215	30	14.0%	4	0	0.0%
09 窯業土石製品製造業	51	10	19.6%	48	8	16.7%	3	2	66.7%
10 鉄鋼業	16	0	0.0%	6	0	0.0%	10	0	0.0%
11 非鉄金属製造業	16	5	31.3%	13	5	38.5%	3	0	0.0%
12 金属製品製造業	213	29	13.6%	208	28	13.5%	5	1	20.0%
13 一般機械器具製造業	136	19	14.0%	101	9	8.9%	35	10	28.6%
14 電気機械器具製造業	270	38	14.1%	97	13	13.4%	173	25	14.5%
15 輸送用機械等製造業	73	9	12.3%	31	3	9.7%	42	6	14.3%
16 電気・ガス・水道業	3	0	0.0%	3	0	0.0%	0	0	-
17 その他の製造業	700	81	11.6%	699	81	11.6%	1	0	0.0%
02 鉱業	1	0	0.0%	1	0	0.0%	0	0	-
03 建設業	232	25	10.8%	232	25	10.8%	0	0	-
01 土木木工事業	41	6	14.6%	41	6	14.6%	0	0	-
02 建築工事業	104	10	9.6%	104	10	9.6%	0	0	-
03 その他の建設業	87	9	10.3%	87	9	10.3%	0	0	-
04 運輸交通業	35	9	25.7%	35	9	25.7%	0	0	-
02 道路旅客運送業	12	4	33.3%	12	4	33.3%	0	0	-
03 道路貨物運送業	23	5	21.7%	23	5	21.7%	0	0	-
04 その他の運輸交通業	0	0	-	0	0	-	0	0	-
05 貨物取扱業	11	1	9.1%	11	1	9.1%	0	0	-
1号～5号 計	3,928	464	11.8%	3,652	420	11.5%	276	44	15.9%
06 農林業	78	19	24.4%	78	19	24.4%	0	0	-
01 農業	76	19	25.0%	76	19	25.0%	0	0	-
02 林業	2	0	0.0%	2	0	0.0%	0	0	-
07 畜産・水産業	27	2	7.4%	27	2	7.4%	0	0	-
01 畜産業	22	2	9.1%	22	2	9.1%	0	0	-
02 水産業	5	0	0.0%	5	0	0.0%	0	0	-
08 商業	6,395	657	10.3%	6,379	655	10.3%	16	2	12.5%
01 卸売業	1,309	105	8.0%	1,306	105	8.0%	3	0	0.0%
02 小売業	4,143	453	10.9%	4,130	451	10.9%	13	2	15.4%
03 理美容業	796	82	10.3%	796	82	10.3%	0	0	-
04 その他の商業	147	17	11.6%	147	17	11.6%	0	0	-
09 金融・広告業	66	8	12.1%	66	8	12.1%	0	0	-
01 金融業	5	0	0.0%	5	0	0.0%	0	0	-
02 広告・あっせん業	61	8	13.1%	61	8	13.1%	0	0	-
10 映画・演劇業	9	0	0.0%	9	0	0.0%	0	0	-
11 通信業	5	0	0.0%	5	0	0.0%	0	0	-
12 教育・研究業	101	12	11.9%	101	12	11.9%	0	0	-
13 保健衛生業	959	82	8.6%	959	82	8.6%	0	0	-
01 医療保健業	231	24	10.4%	231	24	10.4%	0	0	-
02 社会福祉施設	688	56	8.1%	688	56	8.1%	0	0	-
03 その他の保健衛生業	40	2	5.0%	40	2	5.0%	0	0	-
14 接客娯楽業	3,226	323	10.0%	3,226	323	10.0%	0	0	-
01 旅館業	536	47	8.8%	536	47	8.8%	0	0	-
02 飲食店	2,541	261	10.3%	2,541	261	10.3%	0	0	-
03 その他の接客娯楽業	149	15	10.1%	149	15	10.1%	0	0	-
15 清掃・と畜業	278	27	9.7%	278	27	9.7%	0	0	-
16 官公署	0	0	-	0	0	-	0	0	-
17 その他の事業	413	39	9.4%	410	39	9.5%	3	0	0.0%
01 派遣業	19	0	0.0%	17	0	0.0%	2	0	0.0%
02 その他の事業	394	39	9.9%	393	39	9.9%	1	0	0.0%
6号～17号 計	11,557	1,169	10.1%	11,538	1,167	10.1%	19	2	10.5%
合計	15,485	1,633	10.5%	15,190	1,587	10.4%	295	46	15.6%



2024年6月26日

山梨地方最低賃金審議会 御中

山梨県弁護士会  
会長 [REDACTED]  
(公印省略)

### 会長声明の送付について

当会では、常議員会の議を経て、別紙のとおり「最低賃金の大幅な引上げを求める会長声明」を公表しましたので、ご送付させていただきます。





## 最低賃金の大幅な引上げを求める会長声明

- 1 厚生労働大臣は、例年通りであれば、2024年6月、中央最低賃金審議会に対し2024年度の地域別最低賃金額の改定の目安についての諮問を行い、7月には、その答申がなされる見込みである。

これを受け、山梨地方最低賃金審議会においても、同年度の山梨県の地域別最低賃金に関する審議がなされ、山梨労働局長によって決定される。

- 2 2023年度の山梨県の地域別最低賃金は、時間給938円とされている。この金額は、前年度から40円の引上げとなったものの、全国の加重平均である1004円を大幅に下回る実態は放置されたままである。仮に月平均所定労働時間である173.8時間働くとしても、月額給与は16万3024円に留まる。このような最低賃金の水準では、貧困の解消、労働者の生活の安定や向上を図る上で不十分である。

また、同年度における隣接都県の地域別最低賃金は、東京都が1113円、神奈川県が1112円、埼玉県が1028円、静岡県が984円、長野県が948円となっており、東京都、神奈川県及び埼玉県においては最低賃金が1000円を超えて山梨県の地域別最低賃金を大幅に上回っているばかりか、全ての隣接都県よりも最低賃金が低いという、山梨県と隣接都県との最低賃金格差の問題は、解消されていない。

- 3 昨今の調査研究によれば、最低賃金を定めるにあたって重要な考慮要素とされている労働者の生計費に関し、都市部と地方との間で、ほとんど差がないことが明らかになっている。これは、地方では、都市部に比較して住居費が比較的低廉であるものの、公共交通機関の利用が制限されるため、自動車の保有を余儀なくされることが背景にある。このような指摘は山梨県にもあてはまり、東京都との格差もさることながら、周辺都県との格差を放置したままにしておけば、労働力の一層の流出にもつながりかねない。

- 4 さらに、近年の極端な円安やロシアによるウクライナ侵攻の影響等により、消費者物価の大幅な上昇が続いていることに照らすと、労働者が安定した生活を送るには、ほど遠い水準というほかない。

労働者の生活を守り、経済を活性化させるためには、このような物価の上昇を労働者一人一人の賃金に反映させることが重要であることはいうまでも

ない。

5 他方、最低賃金の引上げは、中小企業の経営に大きな影響を与える。

中小企業の経営を長期的に支援し、従業員の雇用を保護していくためには、業務改善助成金制度等の充実は勿論として、例えば、原材料価格等の上昇分について中小企業が大手企業に対して取引価格に正しく反映できる仕組みを整えたり、社会保険料の使用者負担分を減免したりといった思い切った中小企業向けの施策もワンセットで検討されなければならない。

また、最低賃金の引上げは、扶養控除の枠内で働くことを希望する労働者の実労働時間を減少させる面があり、人手不足に悩む中小企業にとって問題である。この点については、税や社会保障制度の枠組全体の見直しに向けた検討が併せて必要となる。

6 以上の通り、中小企業に対する施策も重要であるものの、物価が上昇し、貧困と格差が拡大している状況をふまえ、労働者の健康で文化的な生活の確保と地域間の経済格差の改善のためにも山梨県における最低賃金の引上げは急務であり、山梨地方最低賃金審議会に対し、大幅な引上げを求めるものである。

2024年(令和6年)6月26日

山梨県弁護士会

会長

2024年6月28日

山梨労働局長様  
山梨地方最低賃金審議会長様

山梨県労働組合総連  
議長 [REDACTED]  
甲府市徳行4-3-  
[REDACTED]  
平和  
Tel 055-287-6116

「中小企業への支援を拡充させて、山梨地方の最低賃金を直ちに1,500円以上に引き上げ、地域間格差の解消を求める要請書」を提出いたします。中央最低賃金審議会長・厚生労働大臣・内閣総理大臣に対しても要請項目に基づき上申していただきますようお願いいたします。

■ 要請趣旨 ■

日本の最低賃金制度は、地域別にランク分けされ、諸外国に大きく見劣りする低水準に置かれています。地域間格差が大きく、最低賃金の低い地方からの若者などの流出が大きな問題になっています。私たちは、普通に働けば人間らしい生活ができる最低賃金の水準と全国一律最低賃金制度を求めます。山梨地方の最低賃金を、今すぐ1,500円以上に引き上げることを、政治の決断で実現してください。それこそが地域経済をあたため、人口減少社会に歯止めをかける確かな道です。全国労働組合総連合と地方組織が行っている「最低生計費試算調査」によれば、健康で文化的な生活をする上で必要な生計費は、時給1,500円以上必要との結果が出されています。

そのためにも、山梨県の地域経済を支える主役である中小企業・小規模事業者に最低賃金の引上げを保障する特別な財政措置を速やかに行うよう要請すること。あわせて、単価の不当な切り下げなど大企業の下請いじめを正すことなど、コストが価格に適正に反映される仕組みを早急に整備するよう国及び県に要請することを求めます。

■ 要請項目 ■

1. 山梨地方の最低賃金を直ちに1,500円以上に引き上げること。
2. 最低賃金の引き上げを円滑に実施するため、中小企業に対する特別補助を早急に実現するよう、国・県へ要請すること。

■ 集約数 ■ 864人

■ 提出日 ■ 2024年6月28日

以上



【参考資料】

## 最低賃金に関する調査研究

# JILPT「最低賃金の引上げと企業行動に関する 調査」(2023年)の概要(速報)



# JILPT「最低賃金の引上げと企業行動に関する調査」(2023)の概要(速報)

## 調査の概要

実施機関	労働政策研究・研修機構（JILPT）
調査の目的	今後の最低賃金に関する検討に資するため、2023年の最低賃金引上げに対する中小企業の対応等について調査するもの。
調査の対象	従業員規模1人以上300人未満の全国の企業20,000社（官公営、非営利法人除く）。 ※2021年・2022年調査とも回答があったパネル接続可能企業(3,654社)、2022年調査から調査対象となり、当年調査に回答があった企業(3,944社)を対象とするとともに、民間調査会社が保有する企業データベースから、新規調査企業として、12,402社を抽出。 ※抽出に当たっては、都道府県のグループ（中央最低賃金審議会が最低賃金の目安を示す際に用いるA～Cの3ランク区分）ごとに、産業（15区分）×従業員規模（7区分）別に層化無作為抽出。 ※なお、配布直前の令和6年能登半島地震の発生に伴い、被災地域（41社）の配布を中止した(結果として、19,959社に配布。そのうちパネル接続企業3,645社。)
調査方法	郵送による配布・回収
調査期間	2024年1月12日～29日（3月初旬までに到着した調査票を集計）

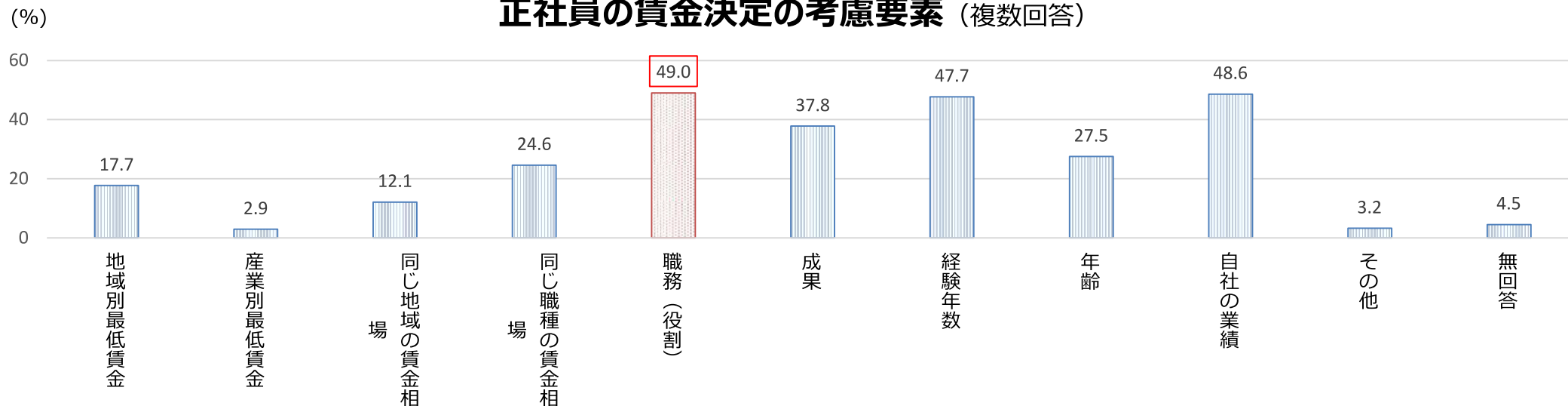
## 集計対象企業数等

集計対象企業数・割合	集計対象企業数：8,206社（41.1% /19,959社） （うち、2021年・2022年調査も回答した企業（パネル接続対象）の集計対象企業数：2,549社（69.9% /3,645社）																																																																	
集計対象企業の主な属性	<table border="1"> <thead> <tr> <th>ランク</th> <th>集計対象企業数</th> <th>構成比(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>Aランク</td> <td>1,792</td> <td>21.8</td> </tr> <tr> <td>Bランク</td> <td>4,179</td> <td>50.9</td> </tr> <tr> <td>Cランク</td> <td>2,235</td> <td>27.2</td> </tr> </tbody> </table>			ランク	集計対象企業数	構成比(%)	Aランク	1,792	21.8	Bランク	4,179	50.9	Cランク	2,235	27.2	<table border="1"> <thead> <tr> <th>業種</th> <th>集計対象企業数</th> <th>構成比(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建設業</td> <td>1,774</td> <td>21.6</td> </tr> <tr> <td>製造業</td> <td>1,415</td> <td>17.2</td> </tr> <tr> <td>情報通信業</td> <td>149</td> <td>1.8</td> </tr> <tr> <td>運輸業</td> <td>339</td> <td>4.1</td> </tr> <tr> <td>卸売業</td> <td>794</td> <td>9.7</td> </tr> <tr> <td>小売業</td> <td>1,162</td> <td>14.2</td> </tr> <tr> <td>金融業、保険業</td> <td>102</td> <td>1.2</td> </tr> <tr> <td>不動産業、物品賃貸業</td> <td>304</td> <td>3.7</td> </tr> <tr> <td>宿泊業</td> <td>94</td> <td>1.1</td> </tr> <tr> <td>飲食サービス業</td> <td>345</td> <td>4.2</td> </tr> <tr> <td>生活関連サービス業</td> <td>202</td> <td>2.5</td> </tr> <tr> <td>娯楽業</td> <td>66</td> <td>0.8</td> </tr> <tr> <td>教育、学習支援業</td> <td>101</td> <td>1.2</td> </tr> <tr> <td>医療、福祉</td> <td>444</td> <td>5.4</td> </tr> <tr> <td>上記以外のサービス業</td> <td>915</td> <td>11.2</td> </tr> </tbody> </table>			業種	集計対象企業数	構成比(%)	建設業	1,774	21.6	製造業	1,415	17.2	情報通信業	149	1.8	運輸業	339	4.1	卸売業	794	9.7	小売業	1,162	14.2	金融業、保険業	102	1.2	不動産業、物品賃貸業	304	3.7	宿泊業	94	1.1	飲食サービス業	345	4.2	生活関連サービス業	202	2.5	娯楽業	66	0.8	教育、学習支援業	101	1.2	医療、福祉	444	5.4	上記以外のサービス業	915	11.2
	ランク	集計対象企業数	構成比(%)																																																															
	Aランク	1,792	21.8																																																															
	Bランク	4,179	50.9																																																															
	Cランク	2,235	27.2																																																															
	業種	集計対象企業数	構成比(%)																																																															
	建設業	1,774	21.6																																																															
	製造業	1,415	17.2																																																															
	情報通信業	149	1.8																																																															
	運輸業	339	4.1																																																															
卸売業	794	9.7																																																																
小売業	1,162	14.2																																																																
金融業、保険業	102	1.2																																																																
不動産業、物品賃貸業	304	3.7																																																																
宿泊業	94	1.1																																																																
飲食サービス業	345	4.2																																																																
生活関連サービス業	202	2.5																																																																
娯楽業	66	0.8																																																																
教育、学習支援業	101	1.2																																																																
医療、福祉	444	5.4																																																																
上記以外のサービス業	915	11.2																																																																
集計対象企業の主な属性	<table border="1"> <thead> <tr> <th>従業員数</th> <th>集計対象企業数</th> <th>構成比(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～4人</td> <td>2,705</td> <td>33.0</td> </tr> <tr> <td>5～9人</td> <td>1,997</td> <td>24.3</td> </tr> <tr> <td>10～19人</td> <td>1,539</td> <td>18.8</td> </tr> <tr> <td>20～29人</td> <td>650</td> <td>7.9</td> </tr> <tr> <td>30～49人</td> <td>635</td> <td>7.7</td> </tr> <tr> <td>50～99人</td> <td>438</td> <td>5.3</td> </tr> <tr> <td>100～299人</td> <td>242</td> <td>2.9</td> </tr> </tbody> </table>			従業員数	集計対象企業数	構成比(%)	1～4人	2,705	33.0	5～9人	1,997	24.3	10～19人	1,539	18.8	20～29人	650	7.9	30～49人	635	7.7	50～99人	438	5.3	100～299人	242	2.9																																							
	従業員数	集計対象企業数	構成比(%)																																																															
	1～4人	2,705	33.0																																																															
	5～9人	1,997	24.3																																																															
	10～19人	1,539	18.8																																																															
	20～29人	650	7.9																																																															
	30～49人	635	7.7																																																															
	50～99人	438	5.3																																																															
100～299人	242	2.9																																																																
集計対象企業の主な属性																																																																		
備考	・本資料は、労働政策研究・研修機構「最低賃金の引上げと企業行動に関する調査」（2023年）の速報値をもとに厚生労働省労働基準局にて作成。速報値であるため、数値が改訂される可能性がある。 ・産業、企業規模、ランクごとの回収数をもとに、集計結果が母集団の構成比と同様となるよう、復元処理（ウェイトバック）を行っている。																																																																	

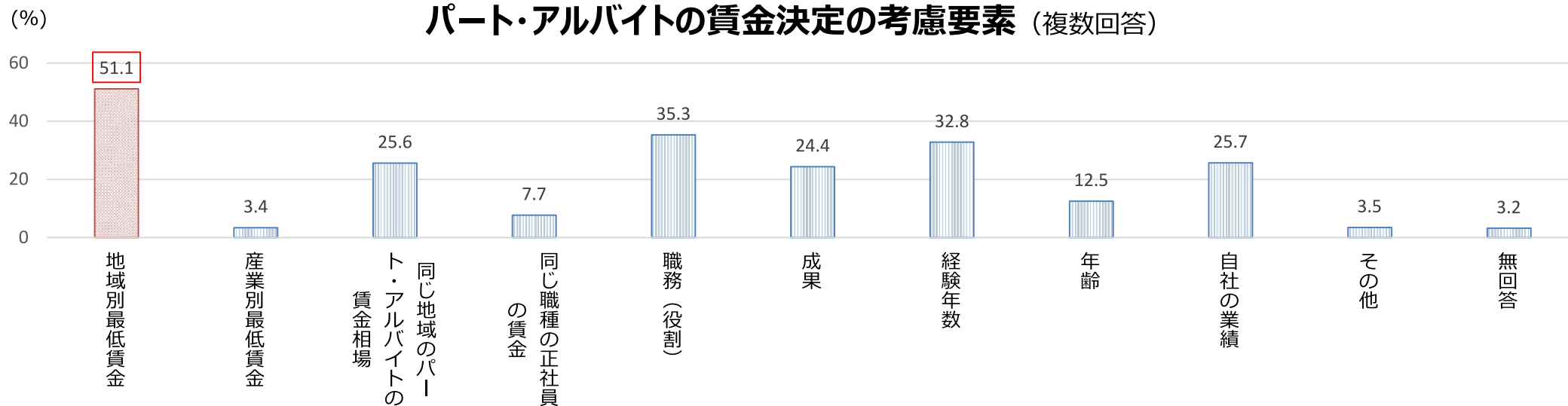
# 正社員及びパート・アルバイトの賃金決定の考慮要素

○ 正社員の賃金決定の考慮要素として、「職務(役割)」を挙げる中小企業が最も多いが、パート・アルバイトの賃金決定の考慮要素としては、「地域別最低賃金」を挙げる中小企業が最も多くなっている。

## 正社員の賃金決定の考慮要素 (複数回答)



## パート・アルバイトの賃金決定の考慮要素 (複数回答)



(注) 集計対象企業 (8,206社) のうち、上図は正社員がいる企業 (7,766社)、下図はパート・アルバイトがいる企業 (3,712社) について集計。

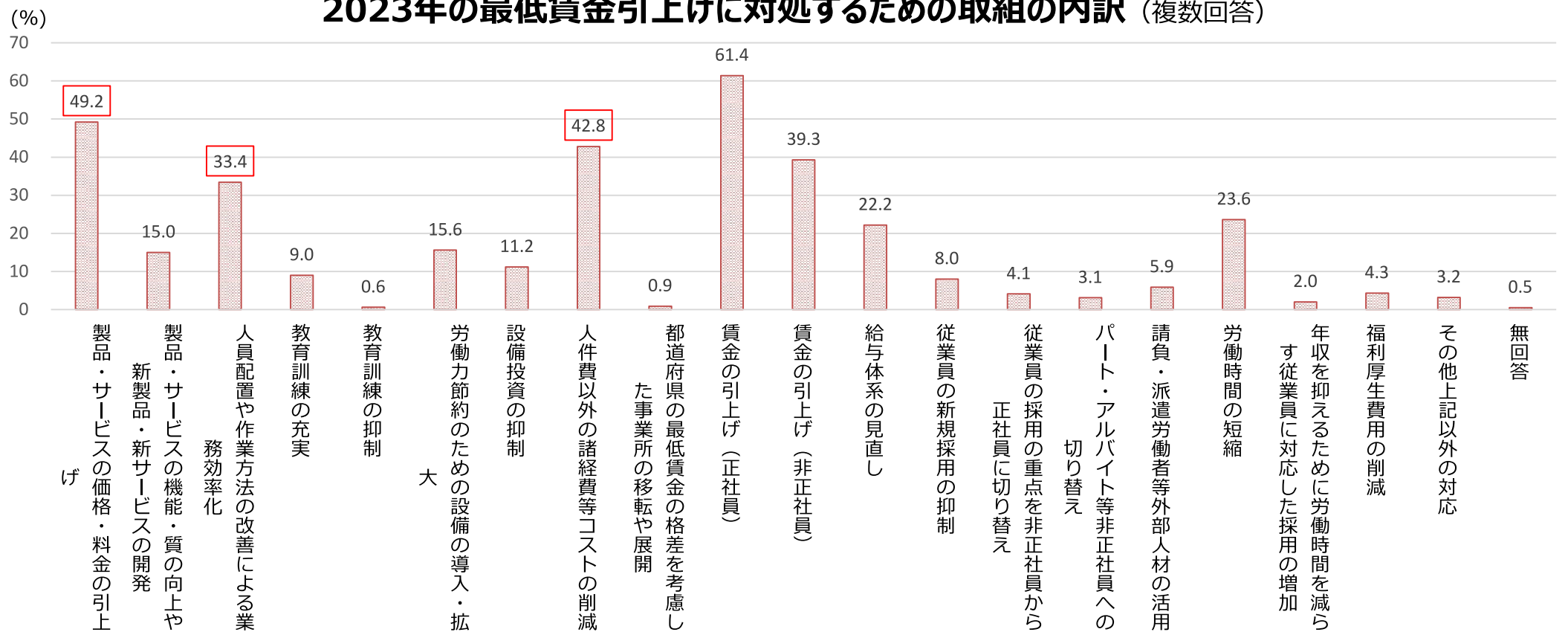
# 最低賃金引上げに対する取組の有無及び内容

○ 2023年の最低賃金引上げに対する取組を行ったことがある中小企業の割合は42.7%となっており、取組の内容では、「賃金の引上げ」を除けば、「製品・サービスの価格・料金の引上げ」、「人件費以外の諸経費等コストの削減」、「人員配置や作業方法の改善による業務効率化」の順に取り組んだ企業割合が高くなっている。

## 2023年の最低賃金引上げに対する取組の有無



## 2023年の最低賃金引上げに対処するための取組の内訳 (複数回答)

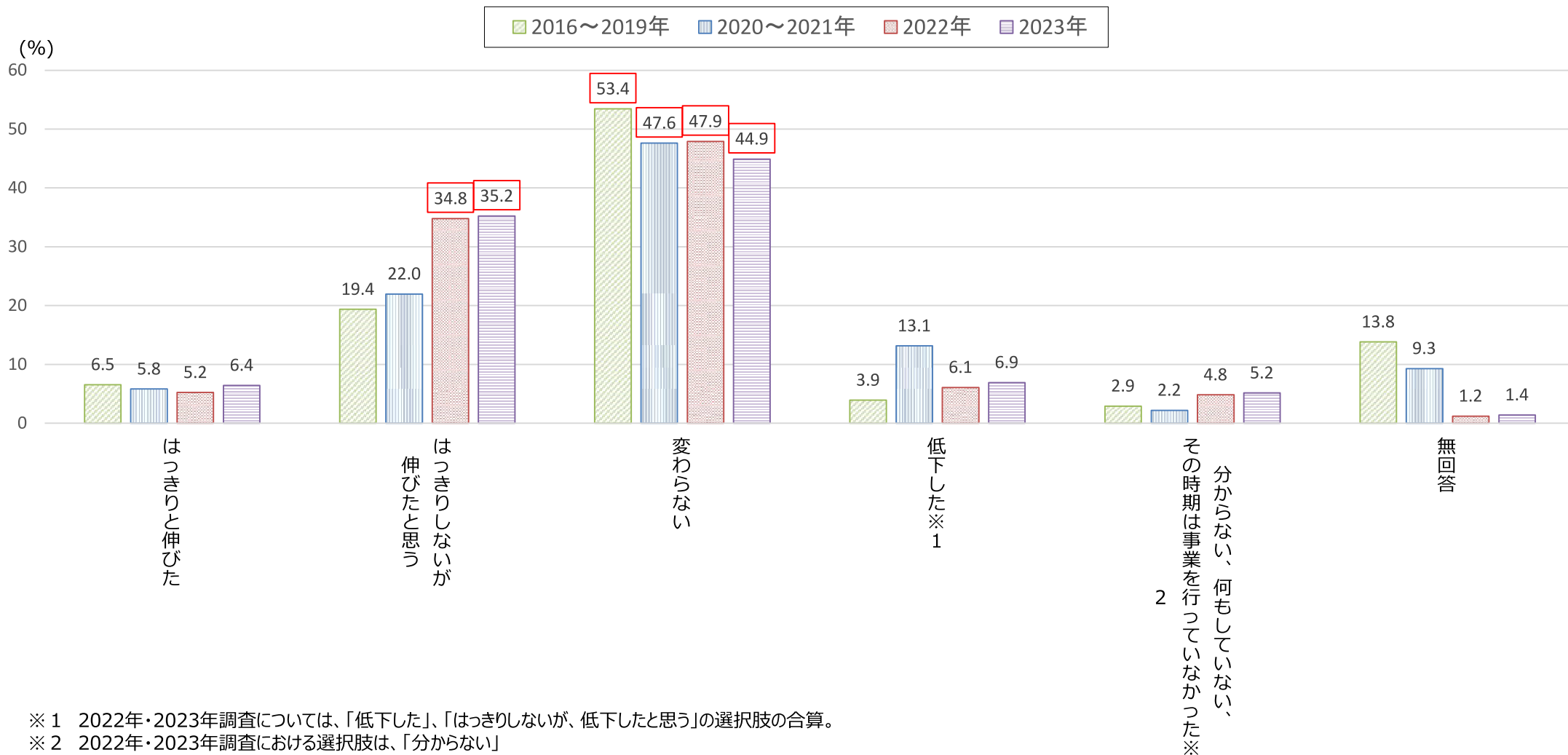


(注) 上図は集計対象企業 (8,206社)、下図は集計対象企業のうち最低賃金引上げに対する取組について「取り組んだことがあった」を回答した企業 (3,877社) について集計。

# 最低賃金引上げに対する取組による生産や売上の変化に関する企業の認識

○ 2016年以降の最低賃金引上げに対する取組を行ったことがある中小企業に対し、取組の結果、労働者の1時間当たりの生産や売上が伸びたか尋ねたところ、2016～2019年、2020～2021年、2022年、2023年ともに「変わらない」が最も多い。一方、2022年、2023年は「はっきりとしないが、伸びたと思う」が、2016～2019年、2020～2021年と比べて増加している。

最低賃金の引上げに対する取組の結果、労働者の1時間当たりの生産や売上が伸びたか



※1 2022年・2023年調査については、「低下した」、「はっきりしないが、低下したと思う」の選択肢の合算。

※2 2022年・2023年調査における選択肢は、「分からない」

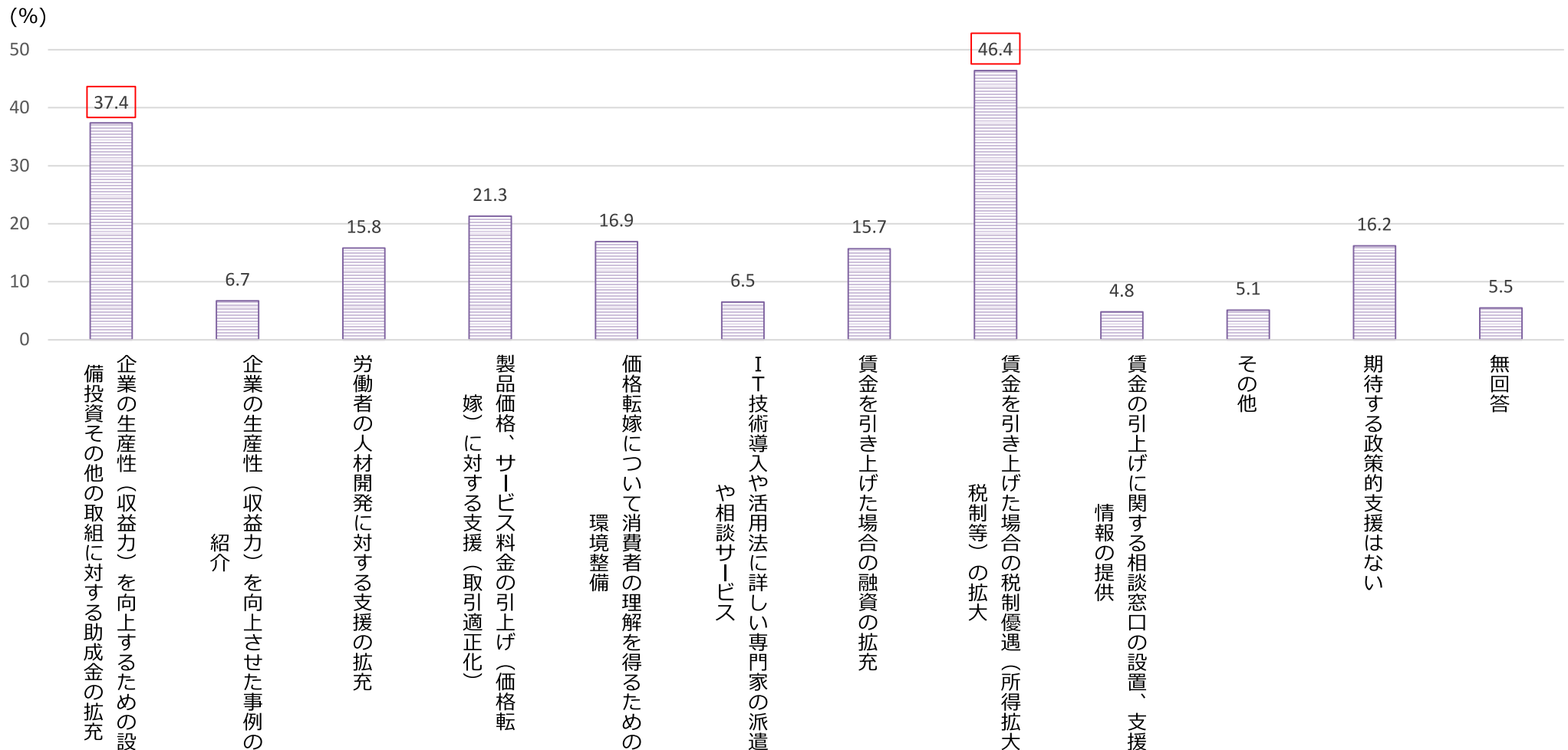
(注) 「2016～2019年」と「2020～2021年」は、2021年調査によるもの。

(注) 集計対象企業 (2,549社) のうち、最低賃金引上げに対する取組について「取り組んだことがあった」を回答した企業 (2023年調査: 1,252社、2022年調査: 909社、2021年調査: 1,415社) について集計。

# 最低賃金引上げに対応するために期待する政策的支援

- 中小企業が最低賃金の引上げに対応していくために期待する政策的支援として、「賃金を上げた場合の税制優遇(所得拡大税制等)の拡大」が最も多く、次いで「企業の生産性を向上するための設備投資その他の取組に対する助成金の拡充」が多い。

## 最低賃金の引上げに対応していくために期待する政策的支援 (複数回答)

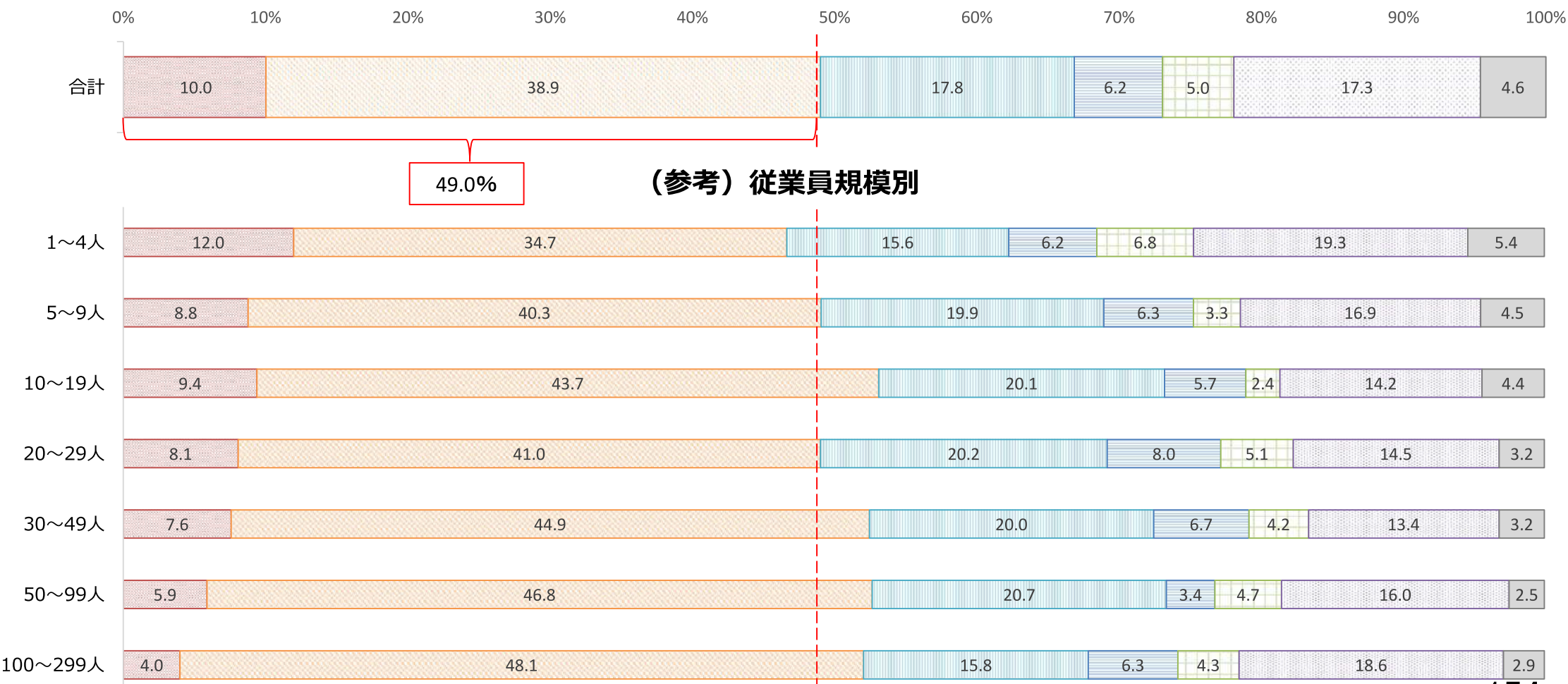


(注) 集計対象企業(8,206社)について集計。

# 原材料・仕入れ価格の上昇等に対する価格転嫁①

○ 原材料・仕入れ価格の上昇等に対して、製品やサービスの販売価格等に上昇コストを価格転嫁できているかについては、「全額、できている」又は「ある程度、できている」中小企業が合計49.0%。この割合は、従業員規模に応じた明確な傾向は見取れない。

原材料・仕入れ価格の上昇等に対して、製品やサービスの販売価格等に、上昇コスト全額を価格転嫁をできているか

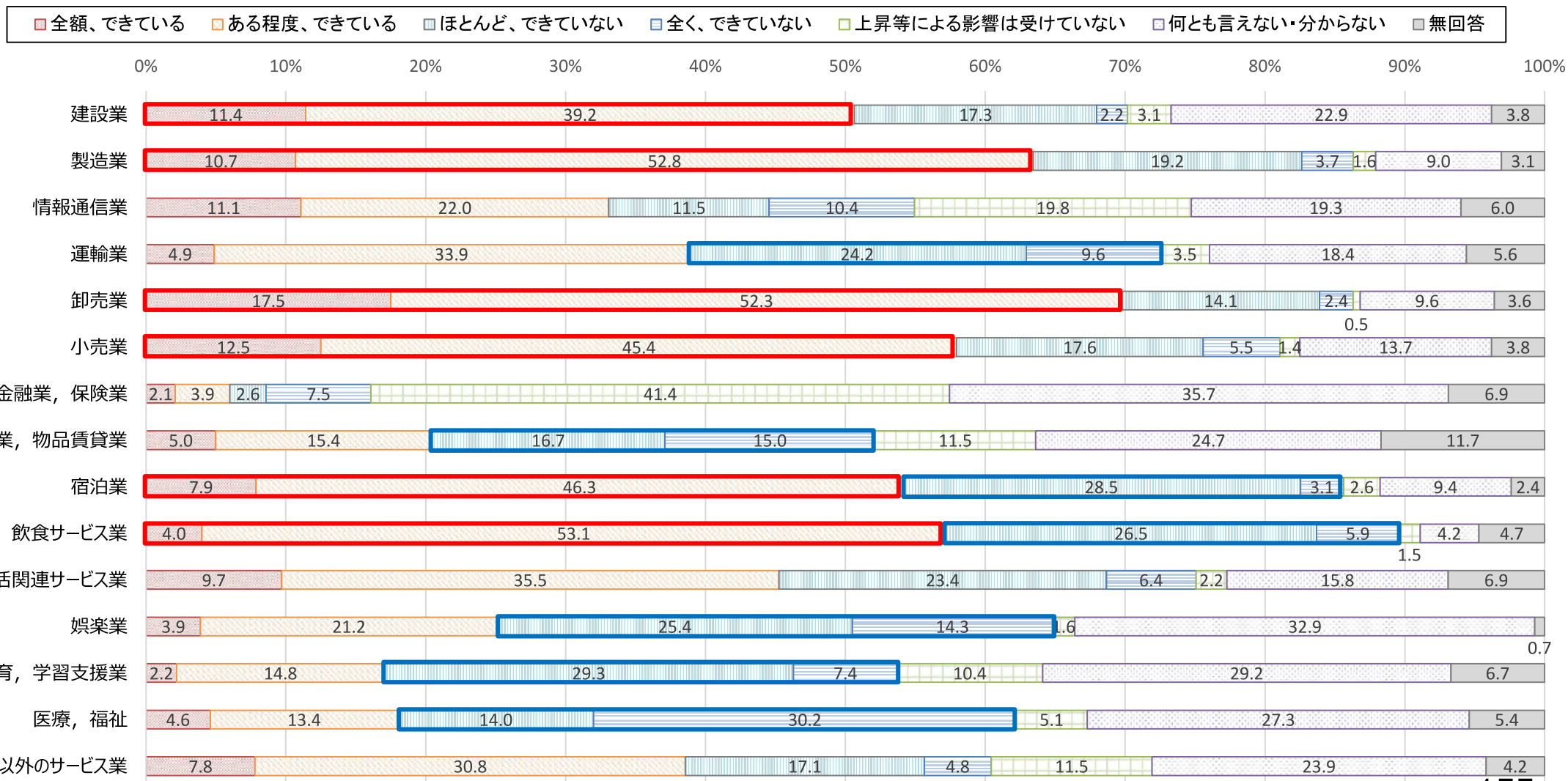


(注) 集計対象企業 (8,206社) について集計。

# 原材料・仕入れ価格の上昇等に対する価格転嫁②

○ 価格転嫁に関する対応状況について、業種別にみると、「全額、できている」又は「ある程度、できている」中小企業の割合が5割を超える業種（建設業、製造業、卸売業、小売業、宿泊業、飲食サービス業）もあれば、「ほとんど、できていない」又は「全く、できていない」中小企業の割合が3割を超える業種（運輸業、不動産業、物品賃貸業、宿泊業、飲食サービス業、娯楽業、教育、学習支援業、医療、福祉）もある。

## (参考) 業種別



(注) 集計対象企業 (8,206社) について集計。

株式会社NTTデータ経営研究所  
「最低賃金の引上げに関する労働者の意識や対応等に関する実態把握のための調査」(2024年)の概要(速報)



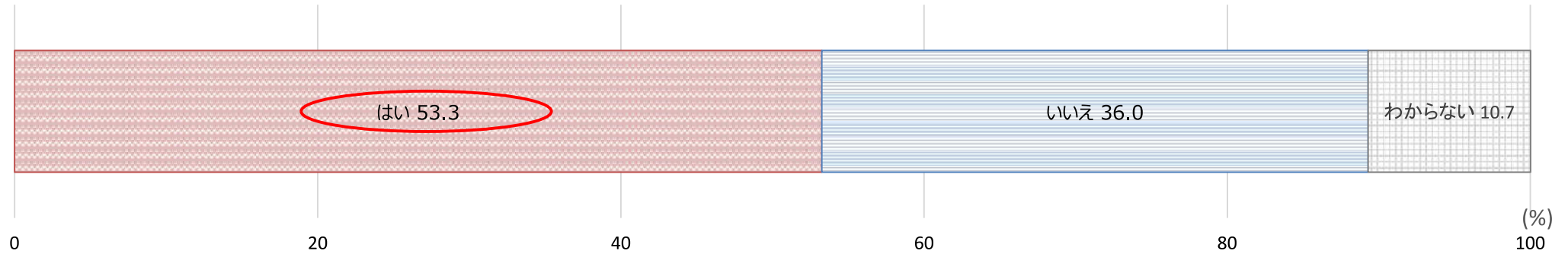
# 株式会社NTTデータ経営研究所「最低賃金の引上げに関する労働者の意識や対応等に関する実態把握のための調査」(2024年)の概要(速報)

調査の概要	調査事業の委託先	株式会社NTTデータ経営研究所（厚生労働省委託事業）																																									
	調査の目的	今後の最低賃金に関する検討に資するため、2023年の最低賃金引上げに対する最賃近傍雇用者の意識や対応等について調査するもの。（本資料中「2024年調査」と表記） なお、三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社（厚生労働省委託事業）「最低賃金の引上げに関する労働者の意識や対応等に関する実態把握のための調査」（2023年）は、2022年の最低賃金引上げに対する最賃近傍雇用者の意識や対応等について調査したものである。（本資料中「2023年調査」と表記）																																									
	調査の対象	時間当たり賃金が勤務地の地域別最低賃金の1.1倍未満の非正規雇用労働者で1年以上勤務している者（以下、本調査において「最賃近傍雇用者」という。）※スクリーニング調査により予め調査対象者を限定。																																									
	調査方法	WEB上でのモニター調査																																									
	調査期間	2024年5月14日～26日																																									
有効回答数等	有効回答数	有効回答数：2,959人																																									
	有効回答者の属性	<table border="1"> <tr> <th colspan="2">【性別】</th> <th colspan="2">【年齢階級】</th> <th colspan="2">【勤務地の地域区分】</th> </tr> <tr> <td>男性</td> <td>667人</td> <td>29歳以下</td> <td>608人</td> <td>Aランク</td> <td>1,506人</td> </tr> <tr> <td>女性</td> <td>2,292人</td> <td>30～39歳</td> <td>295人</td> <td>Bランク</td> <td>1,197人</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>2,959人</td> <td>40～49歳</td> <td>540人</td> <td>Cランク</td> <td>256人</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>50～59歳</td> <td>590人</td> <td>合計</td> <td>2,959人</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>60歳以上</td> <td>926人</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>合計</td> <td>2,959人</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>※ 厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査」の調査票情報から集計した最賃近傍雇用者の属性（性別・年齢階級・勤務地の地域区分）別の構成比をもとに、全体回答数を3,000人とした各属性毎の目標回答数を設定。</p> <p>※ 29歳以下男性かつ勤務地Aランクのみ属性毎の目標回答数に達しなかったため、本調査を集計する際には、賃金構造基本調査における最賃近傍雇用者の属性毎の構成比と同様となるよう、当該属性のみ復元処理（ウェイトバック）を行っている。</p>	【性別】		【年齢階級】		【勤務地の地域区分】		男性	667人	29歳以下	608人	Aランク	1,506人	女性	2,292人	30～39歳	295人	Bランク	1,197人	合計	2,959人	40～49歳	540人	Cランク	256人			50～59歳	590人	合計	2,959人			60歳以上	926人					合計	2,959人	
【性別】		【年齢階級】		【勤務地の地域区分】																																							
男性	667人	29歳以下	608人	Aランク	1,506人																																						
女性	2,292人	30～39歳	295人	Bランク	1,197人																																						
合計	2,959人	40～49歳	540人	Cランク	256人																																						
		50～59歳	590人	合計	2,959人																																						
		60歳以上	926人																																								
		合計	2,959人																																								
備考	本資料は、厚生労働省委託事業「最低賃金の引上げに関する労働者の意識や対応等に関する実態把握のための調査研究事業(令和6年度)」の中間報告をもとに厚生労働省労働基準局にて作成。速報値であるため、数値が改訂される可能性がある。																																										

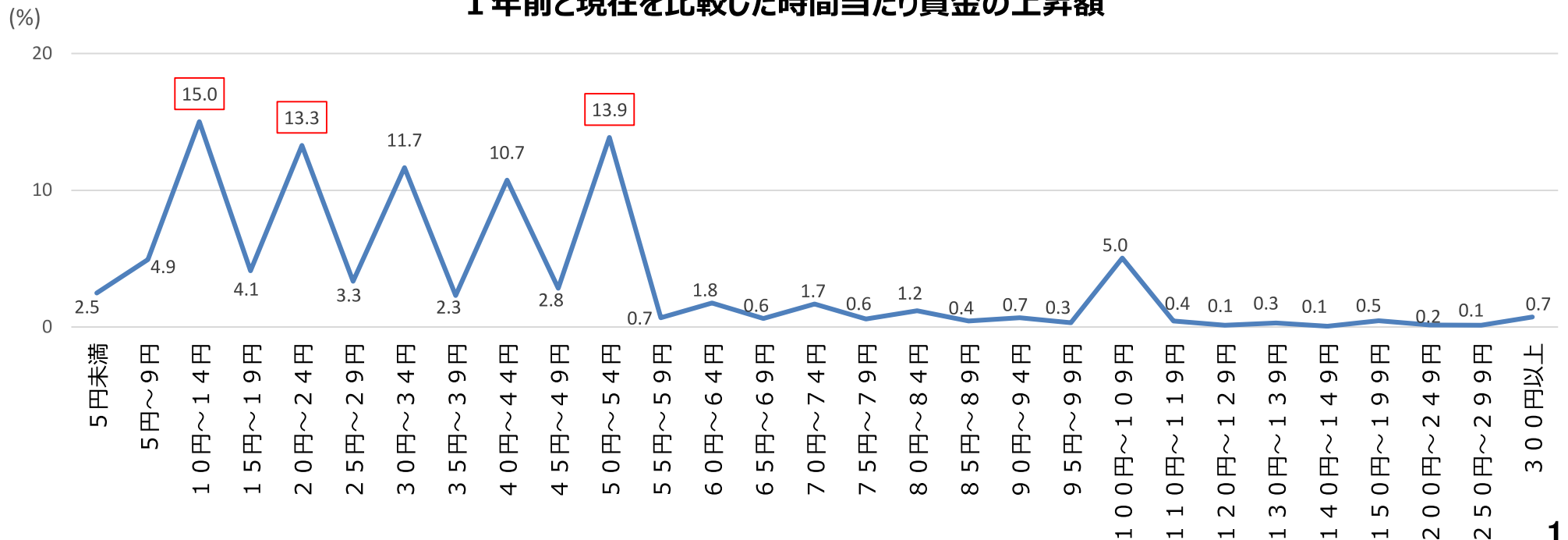
# 過去1年以内の時間当たり賃金の上昇の有無と上昇額

○ 最賃近傍雇用者のうち、過去1年以内に時間当たり賃金が増えたのは53.3%であり、賃金上昇額は「10～14円」(15.0%)、「50～54円」(13.9%)、「20～24円」(13.3%)の順に多くなっている。

## 過去1年以内の時間当たり賃金の上昇の有無



## 1年前と現在を比較した時間当たり賃金の上昇額

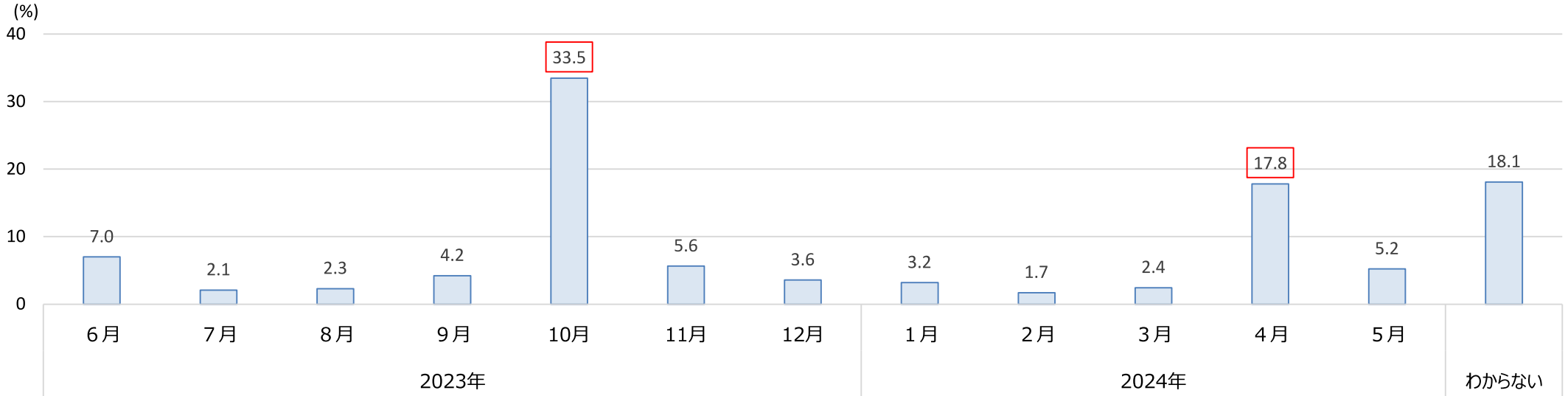


(注) 有効回答者 (2,959人) について集計。賃金上昇額は、過去1年以内に時間当たり賃金の上昇があった者 (1,573人) について集計。

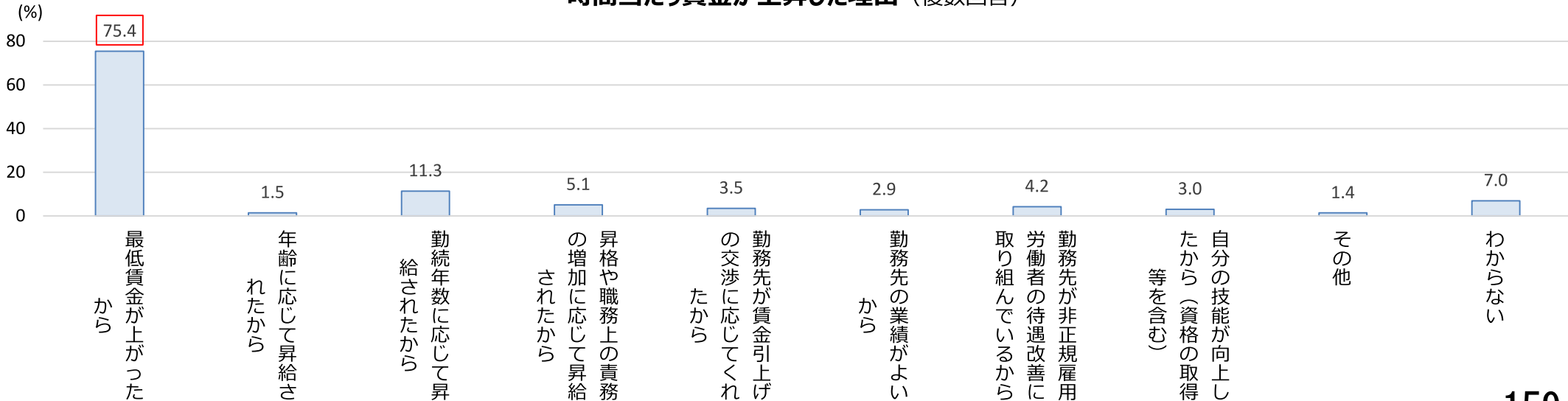
# 過去1年以内の時間当たり賃金が上昇した時期及び理由

○ 最賃近傍雇用者について、過去1年間で時間当たり賃金が上昇した時期は、「2023年10月」(33.5%)が最も多く、「2024年4月」(17.8%)が次いで多い。時間当たり賃金が上昇した理由は、「最低賃金が上がったから」(75.4%)が最も多くなっている。

時間当たり賃金が上昇した時期（複数回答）



時間当たり賃金が上昇した理由（複数回答）

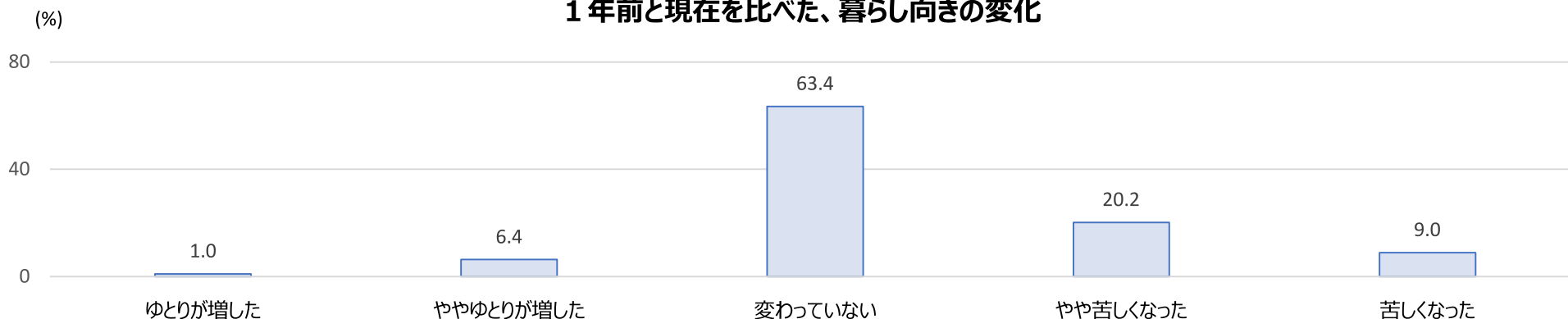


(注) 有効回答者（2,959人）のうち、過去1年以内に時間当たり賃金の上昇があった者（1,573人）について集計。

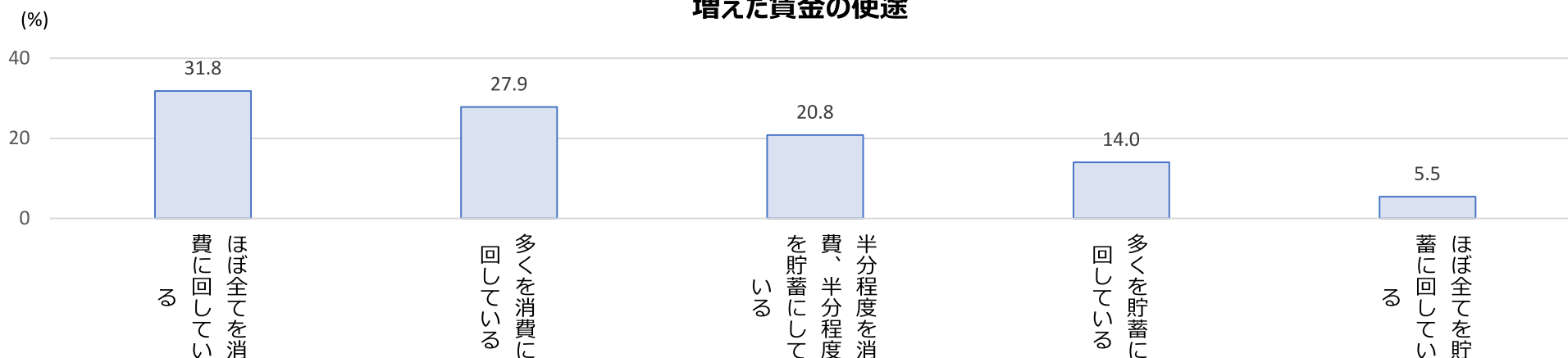
# 賃金上昇の理由に最低賃金を挙げた労働者の暮らし向き、賃金使途

- 時間当たり賃金の上昇の理由として最低賃金引上げを挙げた労働者に対し、1年前と現在を比べた暮らし向きの変化を尋ねたところ、「変わっていない」が63.4%、「やや苦しくなった」「苦しくなった」が計29.1%、「ゆとりが増した」「ややゆとりが増した」が計7.4%となっている。
- 時間当たり賃金の上昇の理由として最低賃金引上げを挙げ、かつ、1年前と現在を比べて1ヶ月の賃金が増えた労働者に、増えた賃金の使途を尋ねたところ、「ほぼ全てを消費に回している」「多くを消費に回している」が計59.7%となっている。

1年前と現在を比べた、暮らし向きの変化



増えた賃金の使途



(注) 過去1年以内に時間当たり賃金の上昇があった者のうち賃金上昇の理由が「最低賃金が上がったから」と回答した者(1,187人)について集計。

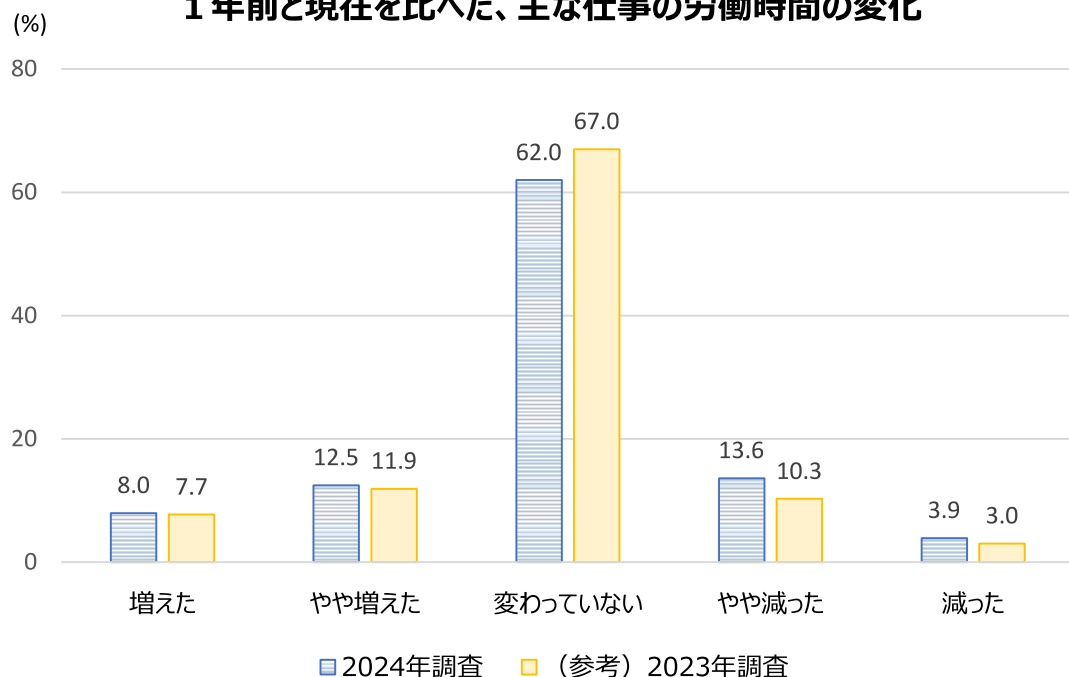
増えた賃金の使途については、そのうち1年前と現在を比べて1ヶ月の賃金が増えた者(666人)について集計。

※ 図表に表示された数値は四捨五入された数値であることから、複数の項目の回答割合を足し上げた際に、実際の集計結果を足し上げた数値とグラフ上の数値を足し上げた数値が一致しない場合がある。

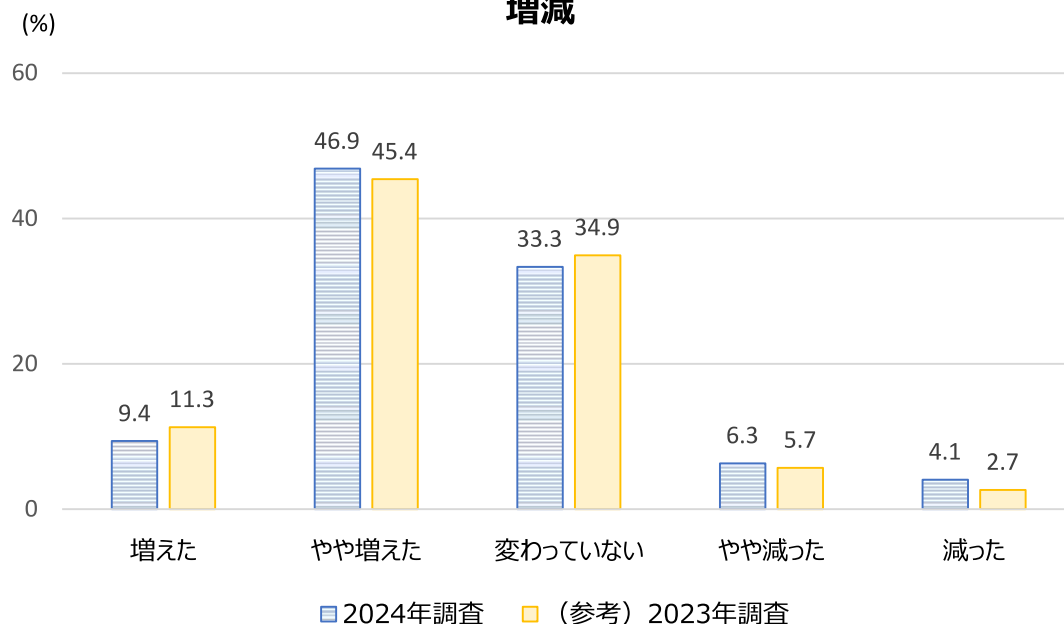
# 賃金上昇の理由に最低賃金を挙げた労働者の賃金及び労働時間の変化

- 時間当たり賃金の上昇の理由として最低賃金引上げを挙げた労働者に対し、1年前と現在を比べた、主な仕事の労働時間の変化を聞いたところ、「変わっていない」が62.0%と最も多く、2023年調査の結果と同じ傾向であった。
- 時間当たり賃金の上昇の理由として最低賃金引上げを挙げた労働者に対し、1年前と現在を比べた、主な仕事による1ヶ月あたりの賃金の増減を聞いたところ、「増えた」「やや増えた」が計56.2%、「変わっていない」が33.3%、「やや減った」「減った」が計10.4%となっており、2023年調査の結果と同じ傾向であった。

1年前と現在を比べた、主な仕事の労働時間の変化



1年前と現在を比べた、主な仕事による1ヶ月あたりの賃金の増減



(注) 過去1年以内に時間当たり賃金の上昇があった者のうち賃金上昇の理由が「最低賃金が上がったから」と回答した者(2024年調査:1,187人、2023年調査:1,008人)について集計。

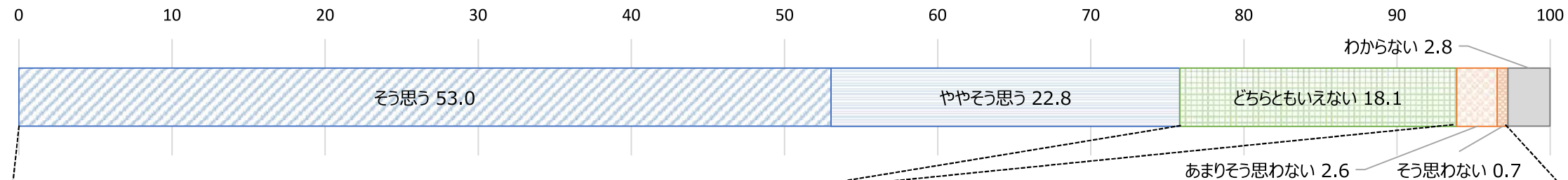
※ 図表に表示された数値は四捨五入された数値であることから、複数の項目の回答割合を足し上げた際に、実際の集計結果を足し上げた数値とグラフ上の数値を足し上げた数値が一致しない場合がある。

# 今後の最低賃金引上げに関する見解

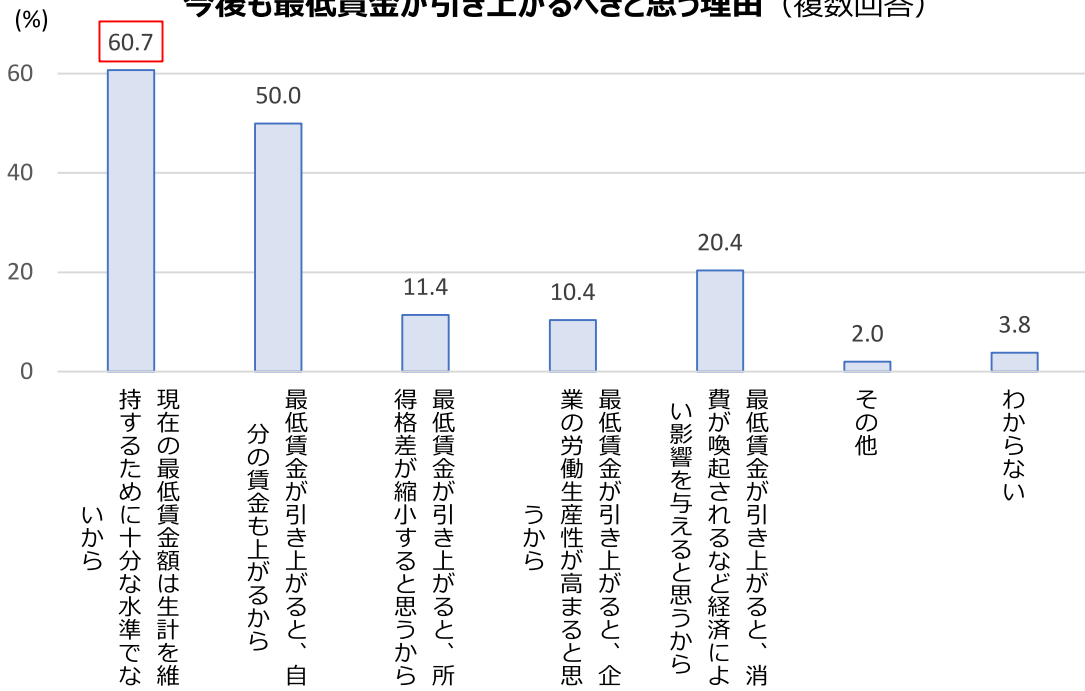
○ 今後も最低賃金が引き上がるべきかについて尋ねたところ、「そう思う」「ややそう思う」が計75.8%、「あまりそう思わない」「そう思わない」が計3.3%となっている。今後も最低賃金が引き上がるべきと思う理由は、「現在の最低賃金額は生計を維持するために十分な水準でないから」が60.7%と最も多く、今後も最低賃金が引き上がるべきと思わない理由は、「最低賃金が引き上がると、その分労働時間を減らさなくてはならないから」が33.9%と最も多くなっている。

今後も最低賃金が引き上がるべきと思うか

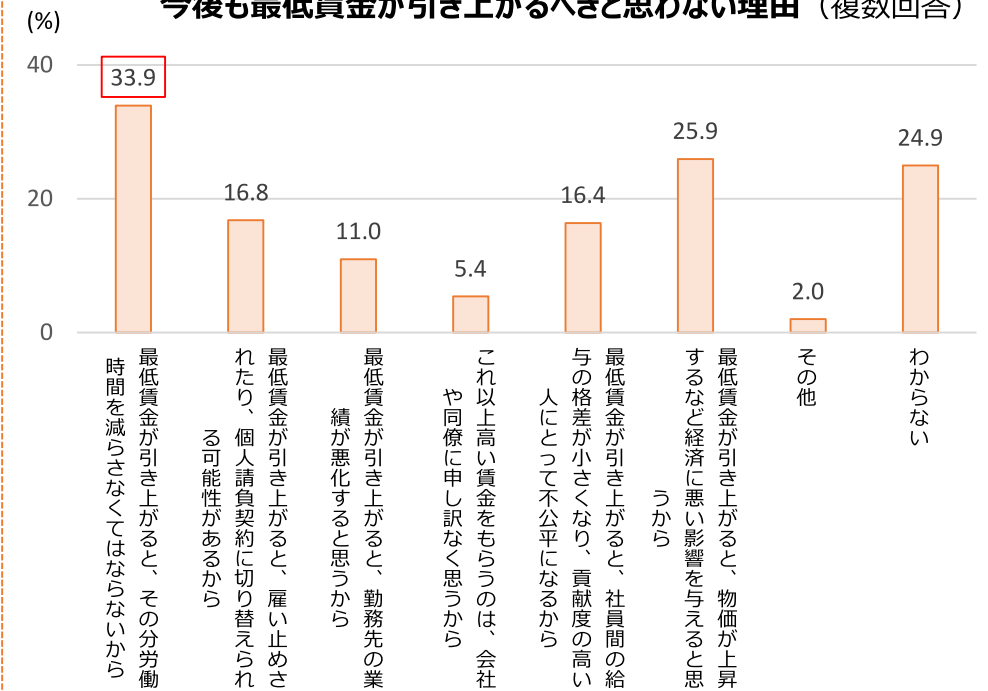
(%)



今後も最低賃金が引き上がるべきと思う理由 (複数回答)



今後も最低賃金が引き上がるべきと思わない理由 (複数回答)



(注) 今後も最低賃金が引き上がるべきと思うかについては、有効回答者(2,959人)について集計。今後も最低賃金が引き上がるべきと思う理由については、今後も最低賃金が引き上がるべきと思うかについて「そう思う」「ややそう思う」と回答した者(2,245人)、今後も最低賃金が引き上がるべきと思わない理由については、今後も最低賃金が引き上がるべきと思わないかについて「あまりそう思わない」「そう思わない」と回答した者(99人)について集計。

※ 図表に表示された数値は四捨五入された数値であることから、複数の項目の回答割合を足し上げた際に、実際の集計結果を足し上げた数値とグラフ上の数値を足し上げた数値が一致しない場合がある。

# 最低賃金審議会に係る基本的事項

## 《目次》

I	最低賃金制度の概要	
1	最低賃金法の変遷	1
2	最賃法の概要	2
II	最低賃金の改定の概要	
1	地域別最低賃金	3
2	特定最低賃金	4
III	目安制度	
1	目安制度の変遷	5
2	ランク区分と目安	6

## 《参考資料》

1	山梨地方最低賃金審議会の構成図	8
2	最低賃金決定の仕組み	9
3	山梨県最低賃金額と目安額の状況	10
4	最低賃金審議会の運営に通常使用される基本的用語	11

令和6年度

山梨労働局労働基準部賃金室





# I 最低賃金制度の概要

## 1 最低賃金法の変遷

### (1) 最低賃金法の成立

最低賃金に関する規定は、昭和22年施行の労働基準法（法律第49号）第28条から第31条に定められていたが、最低賃金の決定は時期尚早であるとの連合軍総司令部の考えや、インフレ進行下での最低賃金制実現は困難であることから、実際の最低賃金の決定は行われていなかった。

しかし、各界から最低賃金制導入のための単独立法化要望が強まり、昭和34年4月15日、最低賃金法（法律第137号。以下「最賃法」という。）が公布され、同年7月に施行された。

当時の最賃法は、決定方式として、①業者間協定に基づく最低賃金（第9条）、②業者間協定に基づく地域的最低賃金（第10条）、③労働協約に基づく地域的最低賃金（第11条）、④最低賃金審議会の調査審議に基づく最低賃金（第16条）の4方式が規定されていた。

最賃法施行当初は、法に対する認識が十分でなかったことにより、中小企業経営者を中心に最低賃金の決定を危惧する者も少なくなかったが、行政の啓発・普及活動により、すでに業者間協定を結んでいた業者団体から決定申請への動きが出て、昭和34年8月に静岡県で水産加工業の連合会から決定申請が提出され、我が国初の最低賃金が決定された。

### (2) 昭和43年の法改正

昭和43年9月には「より効率的な最低賃金制に進むため（昭和42年中央最低賃金審議会答申）」と、ILO第26号（最低賃金の創設に関する条約）・第131号（開発途上国にある国を特に考慮した最低賃金の決定に関する条約）の各条約の批准により、最賃法が改正され、業者間協定による最低賃金の決定方式が廃止され、「労働協約に基づく地域的最低賃金」と「労働大臣又は都道府県労働基準局長（現労働局長）が必要であると認めたときは、最低賃金審議会に対し調査審議を求めることができる」という2方式とされた。

これにより労使が対等の立場で参与した審議会による最低賃金の決定方式が急速に普及することとなった。

その後、昭和45年の中央最低賃金審議会の答申を受け、昭和46年度～昭和50年度にかけて実施した「最低賃金の年次推進計画」により地域別最低賃金の普及促進が図られ、昭和51年1月の宮城県での決定を最後に、全国に地域別最低賃金が設定された。

産業別最低賃金は、昭和34年の最賃法施行当初の「業者間協定による決

定方式」により全国各地に誕生した産業別業者間協定、地域別業者間協定などが、昭和43年の改正で廃止されたことに伴い、審議会方式による関係労・使の「申出」による最低賃金の決定に移行した。

また、昭和61年の「新産別最低賃金への転換」により、地域別最低賃金を下回る産業別最低賃金については、順次廃止されることとされた。

(3) 平成19年の法改正(平成19年12月5日公布。平成20年7月1日施行)

ア この改正では、地域別最低賃金は、すべての労働者について、最低限度の賃金水準を保障する役割を担うというセーフティーネットとして位置付けられ、地域における労働者の生計費、労働者の賃金、通常の事業の賃金支払能力を考慮して定められることとなり、労働者の生計費を考慮する場合には、労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう、新たに生活保護に係る施策との整合性に配慮することとされた。

また、罰則について、罰金額の上限が2万円から50万円に引き上げられた。

イ 特定最低賃金については、労使のイニシアティブにより決定されるものと整理され、関係労使の申出を要件として決定できるものとなり、特定最低賃金は、地域別最低賃金を上回らなければならないこととされた。

なお、特定最低賃金の不払いについて、最低賃金法の罰則は適用されなくなっただものの、賃金の全額払違反(労働基準法第24条違反)になることから、これに係る罰則である上限30万円の罰金が適用されることになった。

## 2 最賃法の概要

### (1) 最賃法の目的

最賃法第1条では、「この法律は、賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善を図り、もって、労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。」と規定されている。

### (2) 最低賃金の効力

ア 最賃法第4条では、「使用者は、最低賃金の適用を受ける労働者に対し、その最低賃金額以上の賃金を支払わなければならない。」と規定され、パートタイム労働者を含むすべての労働者を最低賃金額未満の賃金で雇用することが禁止されている。

なお、最低賃金額に達しない賃金を定める労働契約は無効とされ、無効

とされた部分は、最低賃金と同様の定めをしたものとみなされる。

イ 最低賃金額以上の賃金を支払わなかった場合には、50万円以下の罰金が適用される。

特定最低賃金の不払いには最低賃金法の罰則は適用されないが、労働基準法の賃金全額払い違反の罰則である30万円以下の罰金が適用される。

ウ 派遣労働者について、最賃法第13条及び同第18条により、派遣先の地域（業種）の最低賃金が適用される。

エ 最賃法第7条では、精神又は身体の障害により著しく労働能力の低い者、試用期間中の者、認定職業訓練を受ける者等は、労働局長の許可を得れば、減額して適用することができることと規定されている。

## II 最低賃金の改定の概要

### 1 地域別最低賃金

地域別最低賃金は、都道府県毎に定められた最低賃金で、昭和34年の最低賃金法施行以来、昭和51年1月の決定県を最後に全国47都道府県全てで決定され、現行最賃法では、「地域別最低賃金は、あまねく全国各地域について決定されなければならない」と規定されている。

地域別最低賃金の審議は、局長の諮問に始まり地方審議会の答申をもって終了するが、地方審議会の答申を尊重した局長の決定から30日間の官報公示期間を経て最低賃金の効力が発生することとされている。

地域別最低賃金の決定基準等について、平成19年の改正により、地域別最低賃金は、地域における、①労働者の生計費、②労働者の賃金、③通常の事業の賃金支払能力を総合的に勘案して定めるものとされているが、それぞれの基準等は以下のとおりである。

#### ① 労働者の生計費

当該地域の労働者の生活のために必要な費用

#### ② 労働者の賃金

当該の労働者全体あるいは低賃金労働者の賃金水準等

#### ③ 通常の事業の賃金支払能力

当該業種において正常な経営をしていく場合に通常の事業に期待することのできる賃金経費の負担能力のこと。

個々の企業の支払能力ではない。

また、地域における3要素の順位は付け難く、総合勘案して最低賃金を決定すべきものとされている。

なお、「労働者の生計費」を考慮するに当たっては、「労働者が健康で文

化的な最低限度の生活を営むことができるよう、生活保護に係る施策との整合性に配慮するものとする」とされている。

## 2 特定最低賃金

最低賃金法施行当初の決定方式であった「業者間協定」から発展した産業別最低賃金は、昭和61年の「新産別最低賃金」への転換により、「地域別最低賃金より高い水準の最低賃金の設定の必要性のある関係労使からの申出により、審議会がその必要性を認めたものについて設定する」としてとされてきたが、平成20年度からは、特定最低賃金の決定については、関係労使のイニシアティブ（主導性）により決定されるものと整理されたので、関係労使の申出を受けた労働局長が地方審議会の意見を聴いて決定できるものとなった。

また、特定最低賃金は、すべての労働者のセーフティーネットである地域別最低賃金において定める最低賃金額を上回るものでなければならないこととされている（法第16条）。

特定最低賃金の審議は、関係労使の決定及び改正等の申出を受け、必要性審議を経て局長の諮問に始まり答申をもって終了するが、答申を尊重した局長の決定から30日間の官報公示を経て最低賃金の効力が発生する点は、地域別最低賃金と同様である。

特定最低賃金の改正の申出には、以下の種類があり、申出を行おうとする関係労使は、審議会の年間スケジュールの調整及び特定最低賃金に係る資料となる基礎調査集計上の必要から、おおむね前年度末（3月）を目途に地方審議会又は労働局長に対して申出提出の意向を表明することとされている。

### （1）労働協約ケース

ア 最低賃金の決定等を行おうとする産業の基幹的労働者の相当数に、労働協約が締結されている場合に申し出るもの。

イ 申出の要件＝同種の基幹的労働者の1／2以上（改正又は廃止の場合は1／3以上）について最低賃金に関する労働協約が適用されていること。

### （2）公正競争ケース

ア 事業の公正競争を確保する観点からの必要性を理由とする場合申し出るもの。

イ 申出の要件＝事実上の要件として、同種の基幹的労働者の1／3以上（改正又は廃止の場合も1／3以上）の合意がなされていること。

### Ⅲ 目安制度

#### 1 目安制度の変遷

地域別最低賃金は昭和51年1月までに全国で設定されたが、昭和50年3月25日、当時の野党4党が、「全国一律最低賃金に関する最低賃金法案」を国会に提出し、時を同じくして、労働4団体が「全国一律最低賃金制度の確立」を要求しゼネラルストライキを（昭和50年3月27日）を構えた。

この事態を收拾するため、政府は「中央最低賃金審議会（以下「中賃」という。）に全国一律最低賃金制度の問題を含め、今後の最低賃金制度のあり方について諮問する」旨の回答を行い、直前の同年3月26日ゼネ・ストは回避されるに至った。

政府から、上記諮問を受けた中賃は、小委員会を設置して検討し、

- ① 地域別最低賃金の決定方式について何らかの改善が必要。
- ② 最低賃金決定において、中賃の積極的機能を発揮する方向で検討との結論を出し（昭和51年3月22日）、これを基に、昭和52年12月15日、「今後の最低賃金制のあり方について」答申した。

要旨は、

「都道府県審議会における現行の最低賃金決定方式は、地域特殊性を持つ低賃金の改善に有効である。しかし、現行の最賃決定方式は全国的な整合性を常に確保する保証に欠ける面がある。

そこで、当面最低賃金制のあり方としては、地方審議会が決定することを基本とし、その適切な機能発揮のため、全国的な整合性の確保に資する見地から、中賃の指導性を強化するため次の措置を講ずる。

- ① 最低賃金決定の基本となる次の事項について、中賃がその考え方を整理して提示する。
  - ・ 地域別と産業別最低賃金のそれぞれの性格と機能分担
  - ・ 高齢者の扱い、その他適用労働者の範囲
  - ・ 最低賃金額の表示単位期間の取り方
- ② 最低賃金額の改訂について、中賃は次により目安を作成し地方に提示する。
  - ・ 中賃は毎年、47都道府県をランク別（4つのランクに分けている）に目安を提示する
  - ・ 目安は一定時期までに示す
  - ・ 目安の提示は53年度より行う」

このようにして、昭和53年度より発足した目安制度は、53年度～55

年度までの3年間は全会一致で目安を作成したが、昭和56年度以降は、労使の主張の隔たりが大きく、中賃としての全会一致意見が取りまとめられずに、中賃公益委員の考え方を「公益委員見解」として各地方審議会に提示している。

## 2 ランク区分と目安

各ランクの区分については、概ね5年に一度見直しが行われ、「所得と消費に関する5指標、給与に関する10指標、企業経営に関する5指標」の計20指標について総合的に指標化して決定されてきた。

平成29年度からは、統計調査の新設・改廃の状況をふまえ「所得・消費に関する5指標、給与に関する9指標、企業経営に関する5指標」の計19指標に見直され、諸指標による総合指数に基づき決定された新しいランクが適用されることとなり、山梨はCランクからBランクに変更となった。

さらに、令和5年4月6日にとりまとめられた「中央最低賃金審議会目安制度の在り方に関する全員協議会報告」では47都道府県の総合指数の差が縮小する一方、地域別最低賃金額の差が拡大していること、また、近年はランク間の目安額の差が縮小し、複数ランクで同額が示されるケースもあること等も踏まえ、ランク数について、4ランクから3ランクに見直すこととされ、山梨はBランクに属することとなった。

なお、昭和53年度・54年度については、ランクごとに引上げ率が異なっていたが、55年度以降については「引上げ額」は異なっているものの、各ランク同率の「引上げ率」で提示しており、平成14年度と16年度については「目安額」は示されなかった。

平成19年度の目安については、当時の最低賃金を取り巻く状況を踏まえ、成長力底上げ戦略推進会議における賃金の底上げに関する議論にも配意した調査審議を求める諮問がなされたことにより、諸般の事情を総合的に勘案した結果、各ランク同率の引上げ率に基づく「引上げ額の目安」の提示ではなく、各ランクそれぞれの「引上げ額の目安」の提示となり、また、Cランク及びDランクは、それぞれ9～10円、6～7円というこれまでにはなかった幅を持った提示となった。

また、平成25年度以降は、「日本再興戦略」及び「経済財政運営と改革の基本方針」等への配慮から、全てのランクで2桁の目安額が示され、さらに、平成28年度以降は、全てのランクについて20円台の目安額が示され、その額は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による経済情勢、雇用情勢等への影響等を踏まえて目安額が示されなかった令和2年度を除き、令和5年度まで年々過去最

高を更新しており、令和5年度については、Aランクが41円、Bランクが40円、Cランクが39円の提示となった。

# 山梨地方最低賃金審議会の構成図

## 山梨地方最低賃金審議会

- ・公益を代表する委員、労働者を代表する委員、使用者を代表する委員それぞれ5名で構成。
- ・任期は2年

## 運営小委員会

- ・公、労、使審議会委員それぞれ2名で構成
- ・審議会の運営全般にわたり協議

## 特定最低賃金検討委員会

- ・公、労、使審議会委員それぞれ2名で構成
- ・特定最低賃金の改正の必要性について協議

## 地域最低賃金専門部会

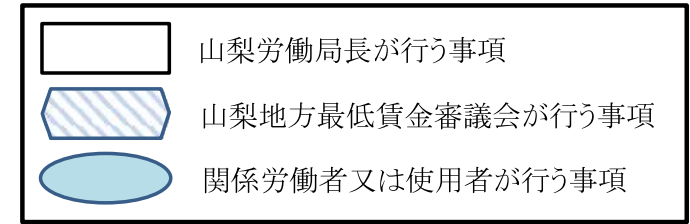
- ・公、労、使それぞれ3名で構成
- ・公益委員は審議会委員から任命
- ・労働側委員及び使用者側委員は公募

## 特定最低賃金専門部会

- ・公、労、使それぞれ3名で構成
- ・公益委員は審議会委員から任命
- ・労働側委員及び使用者側委員は公募
- ・労働者側委員及び使用者側委員とも、1名は審議会委員、2名は当該産業に関わりのある者

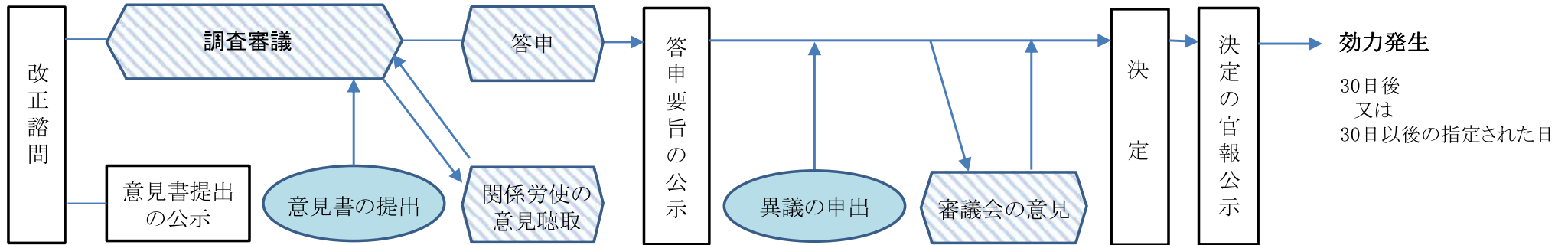


# 最低賃金決定の仕組み

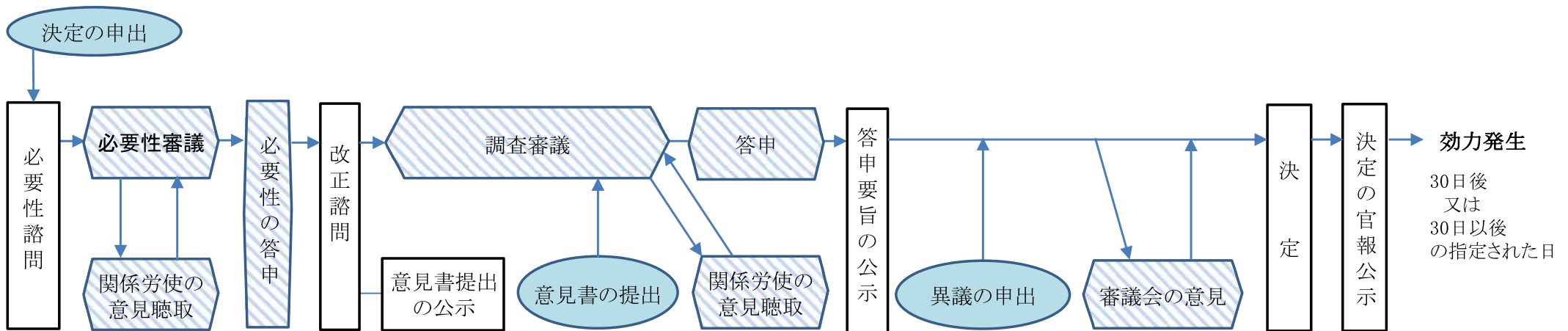


## 審議会方式による最低賃金

### 1 地域別最低賃金



### 2 特定最低賃金



(注) 審議会方式で、労働者又は使用者が異議を申し出る場合には、異議の内容および理由を記載した異議申出書を公示のあった日から15日以内に都道府県労働局長(又は厚生労働大臣)に提出することにより行うこととされている。

### 山梨県最低賃金と目安額の状況

	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
目安額(円)	+4	+10	+14	+16	+22	+25	+26	+27	-	+28	+31	+40
引き上げ額(円)	+5	+11	+15	+16	+22	+25	+26	+27	+1	+28	+32	+40
目安額に対する 引上額の差(円)	+1	+1	+1	±0	±0	±0	±0	±0	-	±0	+1	±0
山梨県最低賃金 (円)	695	706	721	737	759	784	810	837	838	866	898	938

## 最低賃金審議会の運営に通常使用される基本的用語

### 1 共通事項

用語	解説
最低賃金制度	最低賃金制度とは、国が法的強制力をもって賃金の最低額を定め、使用者に対してその金額未満の賃金で労働者を雇用することを禁止する制度。パートタイム労働者を含むすべての労働者とその使用者に適用される。なお、一定の労働者について、減額特例許可を受ければ、最低賃金未満の賃金で雇用することができる。
最低賃金決定の3要素	最低賃金額を決定する際、法第9条により、「労働者の生計費」、「労働者の賃金」、「通常の事業の賃金支払能力」を考慮して決定することとされている。特に、労働者の生計費を考慮するに当たっては、憲法第25条の「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。」という文言を引用して「労働者が健康で文化的な生活を営むことができるよう、生活保護に係る施策との整合性に配慮する」こととされている。
中賃	中央最低賃金審議会の略称。中賃審ともいう。
審議会方式	最低賃金の決定方式の一つ。公・労・使同数の委員で構成された審議会による調査審議に基づく最低賃金決定方式のことで、局長が必要と認めるときに審議会に調査審議を求め（諮問）、その意見（答申）を尊重して決定するもの。現在設定されている山梨県最低賃金、特定最低賃金の決定方式は審議会方式である。
地賃	地域別最低賃金の略称。地域別最低賃金は、賃金の最低限度を保障するセーフティネットとして位置付けられ、最低賃金の決定の3要素を考慮して定めることとなる。特に、平成20年の法改正により、労働者の生計費を考慮するに当たっては、生活保護に係る施策との整合性に配慮することとされた。
特定最低賃金	都道府県ごとに、一定の事業又は職業ごとに設けられた最低賃金のこと。山梨県の場合は、「電気機械器具、情報通信機械器具、電子部品・デバイス製造業」、「自動車・同附属品製造業」の2つが設定されている。業種は、日本標準産業分類によって区分されている。平成20年の法改正以前には、産業別最低賃金と呼ばれていた。
時間額	最低賃金額の表示単位の一つ。平成14年の中央最低賃金審議会の全員協議会報告により、わかりやすさの観点から、全国すべての最低賃金について、「時間額単独表示」とされ、従来あった日額、週額又は月額表示は廃止された。なお、日額、月額で定められた賃金額は、1時間当たりの金額に換算して最低賃金額と比較することとされている。
未満率	最低賃金に関する基礎調査結果に対し、現在設定されている最低賃金額を下回っている労働者の割合。
影響率	最低賃金に関する基礎調査結果に対し、最低賃金額を改正した場合に改正後の最低賃金額を下回る労働者の割合。
減額特例 (最低賃金の減額特例)	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 精神又は身体の障害により著しく労働能力の低い者</li> <li>② 試の使用期間中の者</li> <li>③ 基礎的な技能等を内容とする認定職業訓練を受ける者のうち省令で定める者</li> <li>④ 軽易な業務に従事する者</li> <li>⑤ 断続的労働に従事する者</li> </ol> <p>について、使用者が、労働能力その他の事情を考慮して減額した額について労働局長の許可を受けたときは、許可を受けた金額により最低賃金の効力の規定を適用することができるという制度。</p>

## 2 審議会関係

用語	解説
本審	山梨地方最低賃金審議会の略称。
諮問	労働局長が、地方最低賃金審議会に対して調査審議を求めること。
専門部会	地域別・特定最低賃金専門部会がある。法第10条又は第12条による最低賃金及び第15条第2項による特定最低賃金の決定又は改正及び廃止について調査審議を求められたときに設置されるもので、運営規程等により任務終了後（答申後で異議申し出期間満了後）に廃止される。毎年、本審において決定される「最低賃金改正等の推進について」により公・労・使各側3名の計9名で組織されており、特定最賃については、関係労使を主体に委員を構成することとされている。
検小・運小	検討小委員会、運営小委員会の略称。公・労・使各側2から3名の委員で構成され、審議会に任意に設けられる協議の場。山梨においては、「最低賃金改正等の推進について」により、「特定最低賃金検討委員会」と「最低賃金運営小委員会」が設置され、各側2名の委員で構成されている。
6条5項の適用	最低賃金審議会令第6条第5項のこと。本審において、あらかじめ議決することにより、専門部会の決議をもって審議会の決議とすることができる制度。山梨では、特定最賃専門部会に適用している。なお、山梨では、決議は全会一致の場合に限られ、全会一致とならない場合は本審を開催し決議することとなる。
定足数	審議会を開催し、議決することができる最低限の出席委員の数。委員の2/3以上又は公・労・使各側それぞれ1/3以上の出席が要件とされている。この規定は、各専門部会についても準用されている。
採決	表決ともいう。審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによるとされている（審議会令第5条第3項）ただし、安易な早期結審による多数決は避けるべきであるとされている。
全会一致	審議会決議の基本である公・労・使の出席委員による一致した決定のこと。特定最低賃金の必要性審議においては、昭和57年中央最低賃金審議会の答申により「全会一致の議決に至るよう努力するものとする。」とされており事実上、全会一致の原則が適用されている。
結審	本審・専門部会等において一定の結論を得るに至り、審議を終了すること。
答申	審議会として、労働局長の諮問事項に対して述べる意見のこと。
法定発効	官報公示の日から起算して30日を経過した日に効力が発生すること。指定日を定めない限り、この日が効力発生日となる。
指定日発効	最低賃金の効力発生日を特定する必要がある場合に、発効日を具体的に定めること。地賃など全国的に一致した効力発生日にしたい場合や複数の特定最賃審議について、異なっている発効日を同一にする場合等の決定に指定日発効とすることがある。
全協	全員協議会の略称。一定のテーマについて、委員全員が自由な議論を行うため、審議会に任意に設けられる協議の場。（中賃全協など）
平場	通常は使用していない言葉。公式な審議の場のこと。本審、専門部会、全協、運小等が含まれる。



山梨労発基 0702 第 3 号  
令和 6 年 7 月 2 日

山梨地方最低賃金審議会  
会長 反田 一富 殿

山梨労働局長  
高西 盛登

最低賃金の改正決定について（諮問）

最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 12 条の規定に基づき、山梨県最低賃金（昭和 55 年山梨労働基準局最低賃金公示第 1 号）の改正決定について、新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2024 改訂版（令和 6 年 6 月 21 日閣議決定）及び経済財政運営と改革の基本方針 2024（同日閣議決定）に配慮した、貴会の調査審議をお願いする。